

# 静岡福祉大学紀要

JOURNAL OF SHIZUOKA UNIVERSITY OF WELFARE



徳山美知代：「藤守の田遊び」に関する検討	1
岩井 宏：3Dプリンタのための3D有限要素法プログラムの作成	9
飛田 義幸：計画相談支援の意味と相談支援事業の継続性についての一考察	15
橘田 重男：領域「環境」における「野草」の活用 —「生活科」へのつながりを踏まえて—	23
渡邊 英勝：スクールソーシャルワークの地域展開についての考察	29
小田 知里：臨床の現場をくるむ概念についての一考察 大田堯氏の教育観を手掛かりに	35
本多 祥子：「高齢者福祉セミナー in カンボジア」に関する報告 —「高齢者の健康と介護専門職の必要性」を中心として—	41
木下 寿恵：先駆的实践から見えてくる「共生型サービス」の展望	47
渡辺 央	
八木 朋美：保育者養成における造形表現教材の一考察 「タングラム」をケーススタディとして	57
松下のぞみ：幼児と歌 —「歌」に関する幼児教育の在り方—	61
上野 永子：アタッチメントの視点からみた自閉症スペクトラムと注意欠如・多動症 —養育者支援に向けて—	67
丸尾真紀子：子ども学科におけるピアノレッスン —指導者が使用する「言葉」からの考察—	73
田代 千早	
久島 茂：言語研究から小学校教育への提言 —国語科語彙教材のために—	77
渡邊 明廣：相模原障害者殺傷事件 —社説は何を伝えたか—	87
田崎 裕美：家政教育が社会貢献に寄与するためのサービス・ラーニングに関する研究（第一報）	97
増田 啓子 サービス・ラーニング導入に向けた一考察	
漆畑 江里：「弾き歌い」指導における実践的考察 —保育士・幼稚園教諭養成の経験から—	105
岩本 勇：チャンネル・リーダー移動と社会環境要因の関係に関する研究 —ハーフィンダール指数との相関分析—	109
2017年度 研究活動報告	117
2016年度 卒業研究一覧	122

# 「藤守の田遊び」に関する検討

徳山 美知代

## A study of Fujimori's Taasobi as ritual music and dance performed in association with rice planting

Michiyo TOKUYAMA

### 1. はじめに

「藤守の田遊び」は静岡県志太郡大井川町藤守の氏神鎮守大井八幡において平安時代に始まった田楽とされ、焼津市の国重要無形民俗文化財（1977年指定）である。2018年1月には、藤守の田遊び保存会が中心となり、その拠点施設が市の補助を受けて建設される（静岡新聞、2017年9月25日朝刊）。本稿では田遊びの歴史を辿り、現代に存続する藤守の田遊びについて文献を基に検討する。

### 2. 田遊びの歴史的展開

我が国の民俗芸能のほとんどは、祭りを母体に誕生したが、その祭りは、命やムラの生活を護ってくださる神、あるいは厄神を迎えてもてなす儀礼であり、その儀礼が後に、芸能につながったと考えられている。なお、田遊びの歴史的展開については、三隅（1984）の記載内容の一部を抜粋し、整理した。

#### （1）田遊びの起源

春に行われる田遊びの起源は、平安時代初頭の延暦23年（804）2月、皇大神宮（現在の伊勢神宮）の御代田の御田種蒔き下しの祭事にて、田耕歌と田舞が演じられたことが皇大神宮儀式長などに記載されており、当年の田の耕作を始めるにあたって、稲の豊作を予祝祈願するために演じた歌舞と所作であったと考えられている。現在も各地の農村で田遊びや御田・春田打と呼ばれ、田のつちならし・代かき・種子まき・鳥追い・苗写し・田植え・田の草刈り・刈り上げ・脱穀・俵の倉入れにいたる半年間の米づくりの過程を、歌と台詞（せりふ）と舞踊ともまねによって模擬していくものである。これは、耕作の順調に進むさまを演じてお

くと、田がそれに感応して、その通りのことが実現するという、類感呪術、つまり、「類似したものはお互いに影響し合う」という発想のもとに生まれた呪術の信仰が背景にあったとされる。

#### （2）神楽と田遊び芸

平成時代初頭の『古語拾遺』（斎部広成、大同2年（807））に、橿原に都を定めた神武天皇を祭るの条に神楽に関する記載が示されている。「神楽」とは、神霊のやどる座を意味する神座（かみくら）から出たものと考えられており、祭りにて来臨する神の座を設けて、巫者が神招ぎ（かみおぎ）の呪禱を行う。神座として樹木・岩石、柱・鉾・祠などを祭場の中心に据え、さらに巫者が榊・笹・松などの植物の枝や鉾・祠などを持ち、それらを振りつつ旋回・跳躍を繰り返すと、神霊が新座に依り、さらのその神座をもつ巫者の体に移って、神の意志を巫者の体を通じ口を通じて、集まった人々の前に示した。神座を手にした神招ぎ、神わざという一連の行動がやがて様式化して神楽と呼ばれる芸能となったと考えられている。神楽は、このように鎮魂祭を母胎にし、鎮魂の信仰をテーマに、宮廷の内外で冬の神事芸能として成立した。9世紀の半ばから10世紀にかけて、宮廷が政治権力を握ると人の鑑賞心をそそる芸能へと発展し、11世紀には宮廷内の内待所御神楽が成立した。その頃、散楽と呼ばれる、中国伝来の卑俗な芸能で、滑稽な物まねや軽業・曲芸・幻術などを内容とする大衆的な俗楽が奈良時代に雅楽とともに我が国に伝来した。そして、10世紀から11世紀の中頃にかけて、散楽を猿楽と言い換えられて滑稽なものまね芸や曲芸が都びとの人気を集めていた。後述の翁と巫女とのかかわり合いについてもこっけい

に演じられた。そして、民俗芸能の柱として、神楽芸、田楽芸、風流芸が発展した。田楽芸は、稲を稔らせる田圃(たんぼ)に向かって、ゆたかな穂を孕ませるべく呪禱の歌舞を行うのが本来の主旨であり、田は田圃、楽は古くはアソビと訓読みしたことから、これを田遊びと読んだ時代もあったろうという説もある。さらにアソビは、鎮魂のための歌舞のことであることが古事記上巻に示されている。

このように神楽と田遊びの起源は異なっているように思えるが、いずれも鎮魂のための歌舞であることは共通であろう。

### (3) 田遊びの伝承

田遊びの伝承は全国的にみると、失われたものを含めると三百あまりにのぼる(新井, 1956a)。奥羽 6、関東 16、東山・東海 58、北陸 14、近畿 87、中国・四国 36、九州 112 の合計 328 で伝承され、1956年の時点で200の田遊びが存在しているが、廃絶が進行している(新井, 1956a)。東山・東海地域において伝承されているのは、特に三河・遠州から駿河にかけての地域であることが報告されている(新井, 1956a)。

## 3. 田遊びの内容

田遊びの内容については、三隅(1984)の記載内容を中心にし、他文献を加えて記述した。

### (1) 田遊びの演出(奉仕)者

前傾した民俗芸能として田楽芸が展開されるようになった時代の栄華物語(治安3年:1023年5月)によれば、若く美しい女、つまり早処女5, 60人がいずれも紅で顔を装い、歯を黒くし、白い裳衣に白笠をつけ出て田植えを行う。そして、田主(たあるじ)と称する翁、傘をささせた女、さらに腰鼓・笛・ササラ・歌の役(囃子方)が続々登場し、行列して田に至り、歌・囃子を奏しながら華やかな田園風景を展開した。田主(たあるじ)と称する翁は田圃の所有者であるが、信仰的には田を田たらしめる働きをつかさどる神のことでもある。

### (2) 田遊びにおける翁と女

かつて農村地帯であった板橋区の徳丸本町や下赤塚の田遊びは、定年2月11日に、氏神北の神社に旧家の人々が集まり、庭上に祭場を作り中央に太鼓を据え、

それを田圃に見立てて、耕作過程を模倣する。その中でも田主である翁の道連れとしてヤスメ(養女)というおなかをふくらませた女が登場するが、神のそばにはべって親しくお世話をする女性を意味する。ヤスメは早処女たちのリーダーでもあり翁と連れ立って、田植えの間に、神と女(神を迎える巫女としての位置づけ)の交情を思わせる所作を演じたのかもしれない。田遊び・田楽では男女の性愛を歌ったり、模倣を演じることで稲の穂孕みを促し、豊年祈願とする。翁と女の性愛を表現する関わり合いは、根本的には豊穰繁栄、さらには人の生育・富貴繁栄を祈願して演じた呪術的行為としても意味があり、全国各地で行われている。そして、前掲した散楽・猿楽として滑稽に演じられてもいたようである。

このように芸能として成長した田遊びは、全国的に同時に発生したものではなく、どこかで創造されたものが伝承されたものであることから、それぞれの田遊びに差異があるようである(新井, 1956a)。

## 4. 「藤守の田遊び」

「藤守の田遊び」について、大井川町教育委員会による資料(大井川町教育委員会, 発行年不明)を中心に記述し、他の文献を加えた。なお、「藤守の田遊び」と呼ばれているが、現在も伝承されている内容は、田楽・猿楽・田遊びを含む芸能であることが報告されている(新井, 1970)。

### (1) 歴史

大井川の水害を恐れ、平安豊饒を祈って「大井川宮」が創祀されたが、寛和元年(985年)に社殿が設けられ、川除け守護神を祭祀し、「田遊び」が行われた。その後、鎌倉時代のはじめ、元久二年(1205年)の社殿の再建に伴い厳格なミソギ修正による例式祭と田遊びのワザオキ、つまり神を招く呪術の意であるオギワザの顛倒であり、神座となる植物を手にして神招きを行ううちに次第に神がかりになって鎮魂につながるといった行為が奉納された。社殿がある一帯は鎌倉時代には高野山持明院の大荘園に組み込まれていたが(新井, 1956a)、鎌倉時代の後期には南禅寺の荘園となった。次いで安土・桃山時代の天正年間(1573~1592)に至り、1588年には徳川家康家臣により藤守村は統括され、徳川家康が大井川の減水を祈願し、大井川のもたらず豊饒と氾濫への怖れから水霊を神として祀った社殿を

大井八幡宮と改名した。そして、現在まで困難に遭遇しながらも区内で保存会を結成して伝承に努めてきた。なお、現地への移転前の大井八幡宮裏手からは弥生式壺の破片が見つかっており、古くから人が生活していたことが裏付けられている。

## （２） 自然背景

大井町教育委員会の資料によると、藤守の地は、大井川扇状地のうち、海岸に近い部分に立地している。大井川主流は、およそ 200 万年から 2 万年前頃からプレートの変化による流れを変え、2 万年から 1 万年前の頃には大量の土砂が堆積されて「藤守微高地」が形成され、その地にて稲作が始められた。その後、川の氾濫が繰り返され、村々が浸食された。そこで江戸幕府が穀倉地帯を反乱から守るための築堤工事が行われ 1644 年に完成したが、その後も河川の氾濫によって破堤し、村々が被害を受けたことから藩主による普請工事が続けられたが、平安時代に築かれた藤守輪中の存在によってその後も繰り返される水害を免れた。こういった普請工事で氾濫は明治時代までも続いたが、大井八幡宮が建つ微高地上周辺は被害を免れた。

## （３） 開催日時

元龜年間（1570 年 - 1573 年）に現在のような形式を確立したと伝えられ、旧来は旧暦の 1 月 17 日や、新暦の 2 月 17 日に行われていた。しかし、奉仕する青年が数日間、仕事を離れて奉仕するのは難しくなったことと、酒造の最盛期である二月はその仕事から離れることが難しいことから、1961 年（昭和 30 年）以降、毎年 3 月 17 日に藤守（郷）に鎮座する大井八幡宮で行われようになった。

## （４） 演出（奉仕）者

元来、稲の豊作や生産性は女性の靈的な力によってもたらされるといった観念の下に、早乙女は女性が担っていたが、条里による土地表記の初見、大化の頃に、5 歳の男児と変更になったと報告されている。前掲した板橋区徳丸の田遊びにおいても 5 歳の男児が演ずるようである。

元来、田主（翁）以外は、女性が主となり演じられていた田遊びが、「藤守の田遊び」では、氏子中の未婚の若者、現在は中学生の男子が演者として割り付けられ、女性用の明るい兵児帯を身に着けるなどして演じ

るようになった。

青年は一汁二食、一日三回川と海で身を清め火の気たちをし、七日間の修正宮籠りをして、清水によるお清めや、決められた食事や濁酒を取り、祭日を迎える。そして、旧来は寒月 17 日月の出に炊松を灯りとして 25 番組わざおきが月の入りまで行われた。詳細な内容については、大井町教育委員会の資料を参照のこと。

## （５） 衣装

「藤守の田遊び」に特有の物と思われる衣装は、藁を円錐状に編んだショッコと呼ばれる冠り物と、その後ろに垂れ下げる美濃紙を裁って作った紙蓑、女兒の兵児帯数本を束ね合わせて作った襷であろう。

## （６） 場所

田遊びは、仮設の舞台を用いるが、多くの田遊びは地上で行われており、特別の施設を使用する田遊びは、全国でも少なく、それは後のものではあるが、新しいとは言えないことが報告されている（新井, 1956a）。

## （７） 田遊びの内容

平和と実りを祈って夜行う田遊び 25 番組の通称お能、ワザオキのことで、神を舞台に迎え、荒田、鳥追、田植、稲刈、宝来にいたる農事を 25 番組とし、笛、太鼓による舞能と詞言による祈り事によって構成され、神の意を和らぐ技である。神社の基調には猿田楽とされている。以下の 25 種目からなる。

### 番外 天狗

第 1 番 長刀（なぎなた）、第 2 番 振取（ふっとり）、第 3 番 御獅子（おしし）、第 4 番 鍬入（くわいれ）、第 5 番 荒田（あらた）：高野山関連の荘園の田遊びに見られる、第 6 番 寄塗（よせぬり）、第 7 番 水口申（みなぐちもうし）：現在は省略、第 8 番 鳥追（とりおい）、第 9 番 山田（やまだ）、第 10 番 徳太夫（とくだゆう）：狂言風、第 11 番 麦搗（むぎつき）：欠番、第 12 番 田植え（たうえ）、第 13 番 代草（しろくさ）、第 14 番 孕早乙女（はらみそうとめ）、第 15 番 小編木（こごさら）、第 16 番 早乙女（そうとめ）、第 17 番 高野殿（こうのどの）狂言風、第 18 番 棒（ぼう）、第 19 番 神子舞（かみこまい）、第 20 番 間田楽（までんがく）、第 21 番 猿田楽、第 22 番 宝来（ほうらい）狂言風、

第23番 稲刈り (いねかり)、番外 鯛釣り

第24番 長刀 (なぎなた)、番外 天狗

### (8) 特徴

特徴として以下の内容が資料に示されている(藤守の田遊び千年記念事業実行委員会, 2005)。

- ① 多くの神事行事と関連している：田遊びの行われる17日を中心として前後に多くの神事の行事があり、これらの諸行事を通して理解する必要がある。
- ② 演出する者の条件が比較的厳しい：各地で行われる田遊びや郷土芸能と比して、演者は祭りの終了するまでに1週間余りを拘束されるため、家庭経済上に影響が大きい。
- ③ 氏子との繋がりが比較的深い：田遊番組の早乙女は氏子中の5歳になった男子が初めて氏子として神前に拝礼するものであり、家族、氏子全体の関心が深い。その他、結婚した夫が、宮籠り青年によって清められる番組(又水祝)や、祭りに参加援助する数多く、氏子とのつながりが強い。
- ④ 比較的完全に残されている：麦搗、最近になって水口申が欠番しているが、他の田遊びと比較して欠けているものが少ないように考えられている。
- ⑤ 比較的華麗である：これは、参籠は女人禁制のため女人を擬装するために、演出する者が女人の化粧をすること、女兒の兵児帯によって飾ること、ショッコと呼ばれる特殊な冠とそれにつける造花をかぶり演出すること、美濃紙30枚から40枚を使い背中に盛り上がった紙蓑をつけ、純白な紙蓑と造花とのコントラストが美しく見えること、その他、藁笠、脚絆、足袋、草鞋をまとうために美しく見えると考えられている。
- ⑥ 荘園や仏教の影響：高野殿の名は高野山持明院の大荘園に編入されていたことを表すものと考えられ、また、修正会の影響と思われる仏教関係の詞も多いなど(大井町教育委員会)、古くから稲作を始めたムラが中世の社会である荘園や修正会の影響を受けてきたことがわかる。

## 5. 静岡県の田遊び

東海・東山道筋には、中世以降田遊びが盛行しており、静岡県では28の田遊び、1956年の時点で現行されている田遊びが13と報告されている(新井, 1956a)

が現在も継続されているかどうか不明である。本稿ではHPの検索において上位に示されている田遊びを現存しているものと捉えて取り上げた。

### (1) 三嶋大社(三島市)の田祭(たまつり)

1月7日午後1時より、平安時代から続き、室町時代には狂言形式の芸能として調べられたと考えられる予祝神事である「お田打ち神事」が行われる。翁が婿の福太郎(ふくたろう)とともに苗代所の選定から種まき、鳥追いまでの稲作行事を狂言風に演じるが、三嶋大社の田遊びは狂言形式に成長した典型をなしている(新井, 1956a)。(三嶋大社は奈良・平安時代の古書にも記録が残るが、伊豆に流された源頼朝は深く崇敬し、源氏再興を祈願した。

(三嶋大社：<http://www.mishimataisha.or.jp/>)

### (2) 滝沢八坂神社(藤枝市)

神社の創立は、1383年ころとされるが、農作物が豊かに実り村の暮らしが平穏であるようにという願いを込められ、継続されてきた。現在では17の演目が毎年2月17日に奉納されるが、演目の「孕五月女(はらみさおとめ)」は実際に、孕五月女が子供を産み拾い上げる所作があり、他の田遊びには見られない原始的な姿を留めている。中世の猿楽、狂言、千秋万歳などを加えた高度な芸能として構成されている。演者は男性に限定されず、氏子中、誰でも参加できる。

(滝沢の田遊び：

[http://yoshik.boy.jp/matsuri/08/08takizawa\\_ta/takizawa\\_ta.html](http://yoshik.boy.jp/matsuri/08/08takizawa_ta/takizawa_ta.html))

### (3) 小国神社(周智郡森町一宮)

555年に本宮山に御神霊が鎮斎し、後に、都より勅使が差遣せられ、現在地に社殿を造営され、後に徳川家康が社殿を再建した。田遊びは、鎌倉時代中期に始まったと伝えられており、12段の演目により構成され、旧社家の36軒の方により奉仕されている。1月3日に行われ、主に白装束に身を固めた者が演者となること、狂言風の形式をとらないこと(新井, 1956a)から芸能的色彩は薄い。他に十二段舞楽が行われていることから、神事と芸が明確に分けられているのかもしれない。また、詞章や演出を鑑みると荘園と修正会の影響を受けていることが考えられる(新井, 1956a)。

(小国神社田遊び：

<http://www.okunijinja.or.jp/event/taasobi/>

#### （４） 蛭児神社（牧之原市蛭ヶ谷）

この社においては、毎年２月第２土曜日の夕暮れから深夜にかけて「田打ち祭り」といって田遊びが行われる（新井, 1956a）。鎌倉時代より続けられており、楽器の伴奏がなく台詞と舞だけで厳かに行われるのが特徴的である。氏子の若者達が、木を積み重ねたかがり火の前で、神を招き、稲作の一連の作業を模した、「里打ち」「田打ち」「稲刈り」などの16演目を奉納し、その年の豊作と子孫繁栄を祈願する。

藤守と同様の魚釣りの演目もあるが、ともに海に近い村落であり、この地はエビス神をまつっていた（新井）。

（牧之原市観光協会：[http://www.makinoharashikankoukyoukai.com/contents/miru\\_shiru/history/temp09\\_taaasobi.html](http://www.makinoharashikankoukyoukai.com/contents/miru_shiru/history/temp09_taaasobi.html)）

#### （５） 法多山（袋井市）

室町時代より伝わる五穀豊穡を祈願するお祭りで、毎年1月7日に奉納される。ここでは寺の修正会にかかわって、その鎮守の白山社の祭りとして田遊びを行う（新井, 1956a）。本堂を目指して時代装束に身を包んだ村方衆により本堂前の北谷寺で奉納される七段の舞は、米作りの過程を七段構成の舞楽で表現したもので、民族学的にも貴重なものとして有名である。

（法多山季節の催し物：

<http://www.hattasan.or.jp/saiji/index.html#link02>）

#### （６） 福田観音堂（静岡市日向）

修正会の行事として正月7日の夜に法会が七草祭りとして荘園時代に創設された福田神能堂にて行われてきた。演目の浜行・若魚と歳徳祝以外は、修正会の芸能と同じような構成をとっていた（新井, 1956a）。

（日向の七草祭り：[http://www.shizuoka-bunkazai.jp/folk\\_culture/cat01/post\\_5.html](http://www.shizuoka-bunkazai.jp/folk_culture/cat01/post_5.html)）

## 6. 考察

### （１） 荘園や鳳来寺の影響

田遊びの内容は歴史的背景とともに変遷してきた。徳太夫や高野殿などでは、殿の存在が浮き彫りにされており（新井, 1956a）、高野山持明院の大荘園を表すものである。また、歴史をたどれば、大井八幡宮が鎌

倉時代の後期には南禅寺の荘園となったことなどから、「藤守の田遊び」が荘園の影響を受けていることがわかる。

仏教の修正会に関しては、真言宗五智教団の本山である鳳来寺の影響を受けたものと考えられる。史料不在ではあるが、鳳来寺の開基は遠い古代にさかのぼり、鎌倉時代には鎌倉殿の支持を受けて有力な寺院となっていたようで芸能文化に対しても積極的であった。徳川家康は自身はその峯の薬師の申し子であったことから寺に附属していた山林を寄進し、三代将軍家光により徳川家光公が鳳来寺東照宮建立を立案したことが報告されている（新井, 1970）。現在も徳川家康公の生誕とご逝去の行事が行われているが、その大井八幡宮は徳川家康公の命名によることから、「藤守の田遊び」が鳳来寺東照宮の影響を受けていたのかもしれない。鳳来寺が東海道地方において芸能を伝搬する一大拠点となっていたのではないかと推定されている（新井, 1970）ことから示唆されよう。

伊勢の場合でも田遊びは田植えまでの儀礼の域にとどまっているが、収穫過程を表現し、芸能への成長を遂げた契機となったのは、修正会の影響が大きく、その底流には猿楽・狂言などが交錯している（新井, 1956a）。

装飾において華やかなのも修正会の影響と考えられる。修正会には荘厳といって、数々の装飾がこらされ、豊作をシンボライズするさまざまな作り物も飾られるようになっていたと報告されている（新井, 1956b）。

「藤守の田遊び」における孕早乙女（はらみそうとめ）の演目は元々、繁栄や豊穡を意味する男女の性愛を演じていた田楽芸で今も全国に残る数々の田遊びに継承されているが、「藤守の田遊び」では男性一人による護衛が演じられている。仏教は人間の欲のうち、最も克服しがたい性欲を抑えることを薦めているが、「藤守の田遊び」が仏教の影響として欲を制することや、武士文化の影響を受けているのかもしれない。

### （２） 田遊びの期間

「藤守の田遊び」は、特徴②に示されたように演者は祭りの終了するまでに1週間余りを拘束され、参籠中行事を行うことは、修正会が毎年一月に基本的に7日間行われてきた（新井, 1956a）ことから修正会の影響を受けてきたことがわかる。ちなみに修正会の年頭行事は中国に学んだものと報告されている（新井,

1995)。全国に継承される田遊びのすべてを確認していないが、静岡県の田遊びでは、7日間行う田遊びは他に見受けられないようである。著名な東京板橋徳丸北野神社の田遊びは、疫病を期に創設されたものであり、「大稲本」・それを補佐する「小稲本」・稲を象徴する「早乙女」・「鋤取り」で構成され、凡そ2時間足らずで模擬されており、7日間の神事、修正会に準じるような形式をとっていない(板橋区教育委員会社会教育課文化財係, 1990)。これらからも「藤守の田遊び」が、修正会の影響を受けていることが示唆されよう。

また、開催日は、耕田始めの儀礼として春分の2月ごろ始まったが、その後、修正会にかかわる正月行事の中で芸術性を持った田遊びとして、成長し、それが再び2月行事として受容されたり、それ以後の行事としても採用されるようになった(新井, 1956a)が「藤守の田遊び」の場合には、奉納期間が一週間に及ぶことから、現在では演者の都合を勘案して3月17日に奉納されている。

### (3) 演出(奉仕)者

寺社を中心とし猿楽・田楽などを中心とした芸能の多くは、それぞれの村落共同社会を基盤として存立してきたものであり、その地域社会の上に立つ、檀徒や氏子としての集団が主体となり行事を営んできたが、その組織は地域によって異なる。

「藤守の田遊び」の場合には、特定の世襲制の組織者を中心とする青年集団によって継統されてきた。こういった青年の組織によって継統している田遊びは、戦時中から近年の青年不在の社会状況のもとで、危機におちいつている場合が少なくないことが報告されている(新井, 1970)。そこで、現在では、「藤守の田遊び」は中学生が演出者となり継統しているようである。それでもこのところ、演出者の志願者が少ないことを耳にする。今後、田遊びの意義を理解し、多くの青年に参与していただけることを期待したい。

### (4) 演目

演目からは、歴史的に複合・統合されて現存することが想像される。

番外編天狗は、田楽・猿楽などの先払いと呼ばれるものであり、鳳来寺では「さいとう」あるいは年男と呼ばれており、朱塗りの鼻王面を付け、矛を持って舞う。これは鎮めの呪法とかかわりをもっている。伊勢

猿楽の次第には方固め、庭固めとして先払いが行われるが、それは、諸社の造営などに奉仕する呪術で、鼻の王の二面を用いて行われる。その面の名は、鼻の王や鼻高、猿田彦などと呼ばれている。番外に続く長刀の舞などもこの鼻の王から派生している(新井, 1970)。鼻天狗面になったのは後のようであるが(新井, 1970)、田遊びの原点であった伊勢神宮の流れを引き、現在も「藤守の田遊び」に番外編として登場しているのかもしれない。藤守では鼻の王を全次第の終末にあて、後払い一鎮めの呪法としていることも報告されている(新井, 1970)。

同じく番外の鯛釣りであるが、本来一年間の米作の作業を演じる田遊びに、鯛釣りの演目が含まれていることは、興味深い。神楽では、恵比寿様が鯛を釣り上げ、大国様が米俵を担ぎ打ち出の小槌を振りながら現れる縁起の良い「恵比寿・大国の舞」が演じられるが、恵比寿様の釣り上げる舞が現存しているのかもしれない。なお、鯛釣りの演技では「奇妙なエビス笑いをしながら、鯛を吊り上げる所作をして」と記載されている(新井, 1956a)。大井八幡宮が「海辺の田遊びか」と、記念誌(「藤守の田遊び」千年記念事業実行委員会, 2005)に示され、海辺の村の田遊びにこういった演目があるのは自然であるとも示されている(新井, 1956a)。いずれにせよ、こういった演目が田遊びに含まれることは特徴的であろう。

猿田楽が演目として奉納されていることについても、猿楽が歴史的な経緯とともに変遷していることから、猿田楽についての時代考証等、今後、資料にあたる必要があろう。また、こういった演目を鑑みると、歴史的な影響を受け、複合・統合されてきたことが推測される。

### (5) 静岡県内の社殿における田遊び・田祭り

三嶋大社(三島市)で行われている田遊びは、平安時代から続き、室町時代には狂言形式の芸能として調べられたと考えられており、田遊びが始まった時期としては、「藤守の田遊び」とは相違ないように思われる。その他の静岡県内の田遊びは、平安以降に開始されていると考えられ、「藤守の田遊び」は歴史の古さも特徴である(新井, 1956a)。

静岡県の田遊びの中で、田楽・猿楽を中心とした芸能として残されたものは、「藤守の田遊び」と滝沢八坂神社の田遊びである(新井, 1970)。また、東海道筋の

田遊びは、儀礼としてはなく芸能性の高いものが多い。三嶋神社では狂言形式で仮面をつけて舞うが、東海道筋では他にない。滝沢や藤守では儀礼的な田打ちに重ねて狂言形式の山田打を演じている。これらの特徴や背景を勘案すると、猿楽の中に田遊び（田植え風流）があったが、狂言の分化とともに猿楽の脇狂言として田遊びが創作され、東海道筋に流伝したとみられている（新井, 1956a）。いずれにせよ、史料の欠如により、歴史的な変遷については明確にはできないが、今後、精密な分析研究が行われることを期待したい（新井, 1956a）。

### （6）祭りと個人の精神状態

神社を中心とした集落の活動であった田遊びがその後、荘園や幕府の影響を受け、統括政策面の要素が加わった。つまり、農民らが自身の生活を支えるための米作から、その土地を統治する荘園や幕府の富のために民は支配されることとなり、祭りにもそういった意味合いが強まったように思われる。自然の恵みを願うための神への祈願から、幕府によって統括され、仏教の考え方が取り入れられる祭りへと形を変えたということは、生活や人間観も変化したのではないかと予想される。

支配、統治される行事でもあった田遊びが、そういった統治から解放された現在も継続されているのは、氏子や保存会の力に加えて、個人の中で楽しさがなければ継続しないのではないかとと思われる。

それでは祭りにおいては、どのような精神的な状態となるのか、いくつかの視点で考えてみよう。

祭りの持つ、個人の心理を、カイヨワ（1990）は次のように説明している。祭りにおいて生じるある種の精神状態、眩暈（ミミクリー）を共有することが集団生活を結びつけ、普段はほとんど全く個人的な心配事や家事に気をとらえている諸個人を、祭りにおいて精神状態を接近させ、結集させ、精神交流をさせるのであると報告している。

こういった精神状況については、臨床心理学の「解離」という概念を用いて説明できるかもしれない。「解離」の定義は、思考、感情、経験を意識や記憶の流れに正常に統合できない状態と定義されている（Bernstein & Putnam, 1986）。解離は、外傷に対する防衛機制とも捉えられているが、適応的な機能として、①行動の自動化、②努力の経済性・効率性、③解

決不能な葛藤の回避・解消、④現実的制約から離れる、⑤破局的体験の隔離、⑥感情のカタルシスの発散、⑦仲間意識の強化が示されている（Ludwig, 1983）。特に⑦集団帰属感の強化は祭りにおいて見られる精神状態であると考えられ、他者とのつながりを強化することから前掲のカイヨワの報告する祭りにおける精神状態を、「解離」といった概念を用いて説明できると思われる。

また、フロー体験の視点からも考えられよう。フロー体験は、我々の意識に秩序を創り上げ、経験の質を高めるための最も古く、最も情熱に満ちた営みであり、芸術や遊びにおいて度々、生じるものである（チクセントミハイ, 1996）。

これらの精神的構造により、祭りを通して、日々の苦労や葛藤が浄化され、他者とのつながりを強く感じることによって、より精神的に安定した営みができるようになるのではないかと考えられる。

荘園や鳳来寺などの影響を受け、土地の住民を統治する意味を持っていたであろう「藤守の田遊び」であるが、前掲の視点から、庶民個人の精神状態に焦点をあてることで新たな意味が浮かび上がるであろう。こういった個人の精神状態について、調査、検討することも今後の課題と言えよう。

## 7. 限界と課題

2018年に拠点施設が建設されるにあたり、それに関連する文献が示されることで、社会から着目されるきっかけとなり、地域貢献の一助となることを願い、ごく一部の側面について検討した。古い史料が残されていないために、時代考証については明確にはできないが、今後、演目や詞の差異の検討などを再考できればと考える。

また、こういった伝統的な民族芸能が継続されている地域と、継続されていない地域との差異について、個人の精神的健康の状態、家族観・家族関係といった家族心理学の視点、家族のしきたり、コミュニティーの捉え方・位置づけ、コミュニティー形成の実態など複数の視点において検討することで、伝統的な民俗芸能現代社会における存続価値が明確になるのではないかと考える。

謝辞：本稿の執筆にあたっては、そのきっかけを作り、文献収集に関して積極的にご協力いただいた進藤令子氏に心よ



り感謝申し上げます。進藤氏の後押しなくしては完成にいたりませんでした。深謝。

### 文献

新井恒易 (1956a) 農と田遊びの研究 (上) 明治書院

新井恒易 (1956b) 農と田遊びの研究 (下) 明治書院

新井恒易 (1970) 中世芸能の研究 新読書社

新井恒易 (1995) 日本の祭りと言能 ぎょうせい

Bernstein, E.M. & Putnam, F.M. (1986)

Development, reliability, and validity of a dissociation scale. *Journal of Nervous and Mental Disease*, 174, 727-735.

藤守の田遊び千年記念事業実行委員会 (2005)「藤守の田遊び」 伝承千年記念誌

板橋区教育委員会社会教育課文化財係 (編) (1990) 文化財シリーズ第65集 板橋の田遊び 板橋区教育委員会

法多山季節の催し物 :

<http://www.hattasan.or.jp/saiji/index.html#link02> (2017年9月20日)

日向の七草祭り : [http://www.shizuoka-](http://www.shizuoka-bunkazai.jp/folk_culture/cat01/post_5.html)

[bunkazai.jp/folk\\_culture/cat01/post\\_5.html](http://www.shizuoka-bunkazai.jp/folk_culture/cat01/post_5.html) (2017年9月25日)

Ludwig, A.M. (1983) The psychological function of dissociation. *American Journal of Clinical Hypnosis*, 26, 93-99.

牧之原市観光協会 : [http://www.makinoharashikankoukyoukai.com/contents/miru\\_shiru/history/temp09\\_tasobi.html](http://www.makinoharashikankoukyoukai.com/contents/miru_shiru/history/temp09_tasobi.html) (2017年9月20日)

M. チクセントミハイ (著) 今村浩明 (訳) (1996) フロー体験——喜びの現象学—— 世界思想社

三嶋大社 : <http://www.mishimataisha.or.jp/> (2017年9月20日)

三隅治雄 (1984) 第二章民俗芸能の歴史的展開 (著者代表) 大林太良 日本民族文化体系第7巻 演者と観客—生活の中の遊び—小学館 p81-127.

大井町教育委員会 (発行年不明) 文部大臣指定重要無形民俗文化財 藤守の田遊び 焼津市歴史民俗資料館

小国神社田遊び :

<http://www.okunijinja.or.jp/event/tasobi/> (2017年9月20日)

ロジェ・カイヨワ (著) 多田・塚崎 (訳) (1990) 遊び

と人間 講談社

静岡新聞 (2017) 藤守の田遊び—— 伝承へ拠点——9月25日朝刊

滝沢八坂神社田遊び保存会 (代表) 浅田一郎 (1979) 滝沢の田遊び

滝沢の田遊び :

[http://yoshik.boy.jp/matsuri/08/08takizawa\\_ta/takizawa\\_ta.html](http://yoshik.boy.jp/matsuri/08/08takizawa_ta/takizawa_ta.html) (2017年9月20日)

# 3D プリンタのための 3D 有限要素法プログラムの作成

岩井 宏

Making of Three-Dimensional Finite Element Method Program for 3D Printers

Hiroshi IWAI

## 1. はじめに

3D プリンタには、光硬化樹脂を使用した光造形法、粉末小計造形法や図 1 に示す熱溶解積層法がある。2009 年に熱溶解積層法の特許権が失効<sup>1)</sup>、いくつもの企業が 3D プリンタをリリースした。価格帯も個人が購入できる価格になり普及するようになった。熱溶解積層法は、ABS 樹脂や PLA 樹脂を直径 2mm 程度の太さのものをロール状にしておき、その材料を 200 度程度のノズルから出し、0.1mm~0.4mm の厚さで積層して造形する。造形する際に、材料の充填率が 100%は、造形物のなか全てを材料で満たす。その他の充填率の場合には、図 2 に示す四角形やハニカム(六角形)などのインフィルを作成し造形物内に空洞を作り、造形時間や材料の消費を少なくすることができる。充填率を 100%にした場合が造形物の強度が一番高く

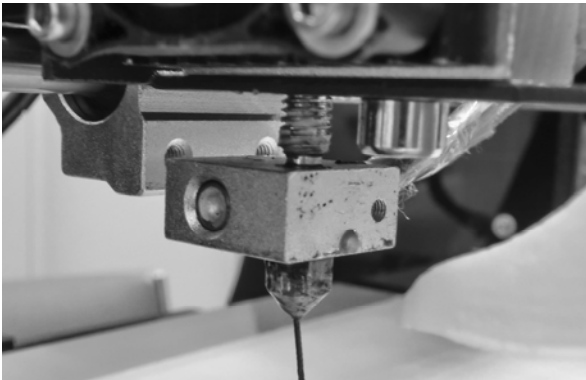


図 1 3D プリンタ (熱溶解積層法)

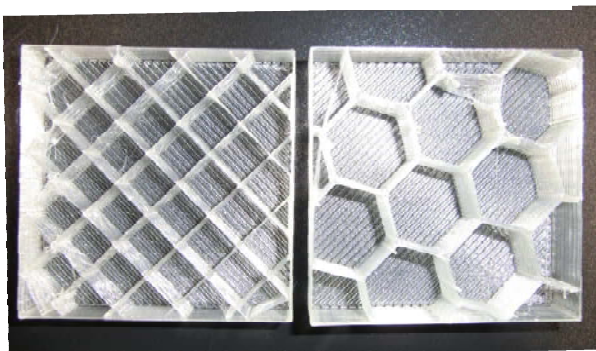


図 2 インフィル形状

なると考えられるが、曲げなどの場合に関しては、サンドイッチ構造で十分対応できる場合もある。インフィルや複雑な構造の 3D の造形物に対応できるように 3D の構造解析ソフトウェアの作成を行った。

## 2. 構造解析ソフトウェアの作成について

構造解析を行うためには、パーソナルコンピュータが販売されたばかりの時代では、スーパーコンピュータなどで計算を行う必要があった。スーパーコンピュータを利用しても処理時間がかかる解析もあったが、現在のパーソナルコンピュータでは、メインメモリの利用方法も変わり、GB 単位でメインメモリが利用できるようになり、また処理速度も MHz から GHz になりある程度の処理はパーソナルコンピュータでできるようになった。そのため、構造解析のソフトウェアの作成はパーソナルコンピュータで Visual C#を利用して作成した。

## 3. 有限要素法の構造解析について<sup>2)3)</sup>

構造解析の定式化には、次の記号を使用する。

直行座標系：	$x, y, z$
直行座標の各変位：	$u, v, w$
直行座標の各ひずみ：	$\varepsilon_x, \varepsilon_y, \varepsilon_z$
直行座標の各剪断ひずみ：	$\gamma_{xy}, \gamma_{yz}, \gamma_{zx}$
直行座標の各応力：	$\sigma_x, \sigma_y, \sigma_z$
直行座標の各剪断応力：	$\tau_{xy}, \tau_{yz}, \tau_{zx}$
直交座標の加重 (負荷)：	$f_x, f_y, f_z$
縦弾性係数：	$E$
剪断弾性係数：	$G$
ポアソン比：	$\nu$
要素座標系：	$\xi, \eta, \zeta$

3次元の要素として、図3のアイソパラメトリック要素の20節点要素を用いる。

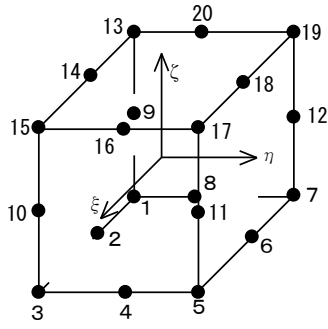


図3 20節点要素座標系

各数字は、要素内の節点番号を示している。要素内座標系は-1~1となっており、要素座標系を  $\xi$ 、 $\eta$ 、 $\zeta$  とした各節点の形状関数は、次の通りである。

$$\begin{aligned}
 N_1(\xi, \eta, \zeta) &= -\frac{1}{8}(1-\xi)(1-\eta)(1-\zeta)(2+\xi+\eta+\zeta) \\
 N_2(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1-\xi^2)(1-\eta)(1-\zeta) \\
 N_3(\xi, \eta, \zeta) &= -\frac{1}{8}(1+\xi)(1-\eta)(1-\zeta)(2-\xi+\eta+\zeta) \\
 N_4(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1+\xi)(1-\eta^2)(1-\zeta) \\
 N_5(\xi, \eta, \zeta) &= -\frac{1}{8}(1+\xi)(1+\eta)(1-\zeta)(2-\xi-\eta+\zeta) \\
 N_6(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1-\xi^2)(1+\eta)(1-\zeta) \\
 N_7(\xi, \eta, \zeta) &= -\frac{1}{8}(1-\xi)(1+\eta)(1-\zeta)(2+\xi-\eta+\zeta) \\
 N_8(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1-\xi)(1-\eta^2)(1-\zeta) \\
 N_9(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1-\xi)(1-\eta)(1-\zeta^2) \\
 N_{10}(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1+\xi)(1-\eta)(1-\zeta^2) \\
 N_{11}(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1+\xi)(1+\eta)(1-\zeta^2) \\
 N_{12}(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1-\xi)(1+\eta)(1-\zeta^2) \\
 N_{13}(\xi, \eta, \zeta) &= -\frac{1}{8}(1-\xi)(1-\eta)(1+\zeta)(2+\xi+\eta-\zeta) \\
 N_{14}(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1-\xi^2)(1-\eta)(1+\zeta) \\
 N_{15}(\xi, \eta, \zeta) &= -\frac{1}{8}(1+\xi)(1-\eta)(1+\zeta)(2-\xi+\eta-\zeta) \\
 N_{16}(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1+\xi)(1-\eta^2)(1+\zeta) \\
 N_{17}(\xi, \eta, \zeta) &= -\frac{1}{8}(1+\xi)(1+\eta)(1+\zeta)(2-\xi-\eta-\zeta) \\
 N_{18}(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1-\xi^2)(1+\eta)(1+\zeta) \\
 N_{19}(\xi, \eta, \zeta) &= -\frac{1}{8}(1-\xi)(1+\eta)(1+\zeta)(2+\xi-\eta-\zeta) \\
 N_{20}(\xi, \eta, \zeta) &= \frac{1}{4}(1-\xi)(1-\eta^2)(1+\zeta)
 \end{aligned}$$

ここで、各要素内座標系での節点座標は、次の通りである。

節点番号 : ( $\xi$ ,  $\eta$ ,  $\zeta$ )

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 節点 1 : (-1, -1, -1)、 | 節点 2 : (0, -1, -1) |
| 節点 3 : (1, -1, -1)、  | 節点 4 : (1, 0, -1)  |
| 節点 5 : (1, 1, -1)、   | 節点 6 : (0, 1, -1)  |
| 節点 7 : (-1, 1, -1)、  | 節点 8 : (-1, 0, -1) |
| 節点 9 : (-1, -1, 0)、  | 節点 10 : (1, -1, 0) |
| 節点 11 : (1, 1, 0)、   | 節点 12 : (-1, 1, 0) |
| 節点 13 : (-1, -1, 1)、 | 節点 14 : (0, -1, 1) |
| 節点 15 : (1, -1, 1)、  | 節点 16 : (1, 0, 1)  |
| 節点 17 : (1, 1, 1)、   | 節点 18 : (0, 1, 1)  |
| 節点 19 : (-1, 1, 1)、  | 節点 20 : (-1, 0, 1) |

形状関数は、その節点座標を入力したときには1、それ以外の接点座標を入力したときには、0となる。変位分布は、次式で近似することができる。各変位と形状関数の関係は次の通りである。

$$\begin{aligned}
 u &= \sum_{i=1}^{20} N_i u_i \\
 v &= \sum_{i=1}^{20} N_i v_i \\
 w &= \sum_{i=1}^{20} N_i w_i
 \end{aligned}$$

3次元の場合のひずみと変位の関係は、次の式となる。

$$\begin{aligned}
 \epsilon_x &= \frac{\partial u}{\partial x} & \epsilon_y &= \frac{\partial v}{\partial y} & \epsilon_z &= \frac{\partial w}{\partial z} \\
 \gamma_{xy} &= \frac{\partial v}{\partial x} + \frac{\partial u}{\partial y} & \gamma_{yz} &= \frac{\partial w}{\partial y} + \frac{\partial v}{\partial z} \\
 \gamma_{zx} &= \frac{\partial u}{\partial z} + \frac{\partial w}{\partial x}
 \end{aligned}$$

これらより、変位と形状関数の関係式をひずみと変位の関係式に代入し、行列で示すと次の式となる。

$$\{\epsilon\} = [B] \{u\}$$

[B] は、形状関数を全体座標系で微分したものであり、各要素内節点座標順に整理し、上式を具体的に示すと次の式となる。

$$\begin{pmatrix} \varepsilon_x \\ \varepsilon_y \\ \varepsilon_z \\ \gamma_{xy} \\ \gamma_{yz} \\ \gamma_{zx} \end{pmatrix} = \begin{bmatrix} \frac{\partial N_1}{\partial x} & 0 & 0 & \frac{\partial N_2}{\partial x} & 0 & 0 & \frac{\partial N_3}{\partial x} & 0 & 0 & \dots & \frac{\partial N_{20}}{\partial x} & 0 & 0 \\ 0 & \frac{\partial N_1}{\partial y} & 0 & 0 & \frac{\partial N_2}{\partial y} & 0 & 0 & \frac{\partial N_3}{\partial y} & 0 & \dots & 0 & \frac{\partial N_{20}}{\partial y} & 0 \\ 0 & 0 & \frac{\partial N_1}{\partial z} & 0 & 0 & \frac{\partial N_2}{\partial z} & 0 & 0 & \frac{\partial N_3}{\partial z} & \dots & 0 & 0 & \frac{\partial N_{20}}{\partial z} \\ \frac{\partial N_1}{\partial y} & \frac{\partial N_1}{\partial x} & 0 & \frac{\partial N_2}{\partial y} & \frac{\partial N_2}{\partial x} & 0 & \frac{\partial N_3}{\partial y} & \frac{\partial N_3}{\partial x} & 0 & \dots & \frac{\partial N_{20}}{\partial y} & \frac{\partial N_{20}}{\partial x} & 0 \\ 0 & \frac{\partial N_1}{\partial z} & \frac{\partial N_1}{\partial y} & 0 & \frac{\partial N_2}{\partial z} & \frac{\partial N_2}{\partial y} & 0 & \frac{\partial N_3}{\partial z} & \frac{\partial N_3}{\partial y} & \dots & 0 & \frac{\partial N_{20}}{\partial z} & \frac{\partial N_{20}}{\partial y} \\ \frac{\partial N_1}{\partial z} & 0 & \frac{\partial N_1}{\partial x} & \frac{\partial N_2}{\partial z} & 0 & \frac{\partial N_2}{\partial x} & \frac{\partial N_3}{\partial z} & 0 & \frac{\partial N_3}{\partial x} & \dots & \frac{\partial N_{20}}{\partial z} & 0 & \frac{\partial N_{20}}{\partial x} \end{bmatrix} \begin{pmatrix} u_1 \\ v_1 \\ w_1 \\ u_2 \\ v_2 \\ w_2 \\ u_3 \\ v_3 \\ w_3 \\ \vdots \\ \vdots \\ \vdots \\ u_{20} \\ v_{20} \\ w_{20} \end{pmatrix}$$

$$\begin{pmatrix} \sigma_x \\ \sigma_y \\ \sigma_z \\ \tau_{xy} \\ \tau_{yz} \\ \tau_{zx} \end{pmatrix} = \begin{bmatrix} \frac{E(1-\nu)}{(1+\nu)(1-2\nu)} & \frac{E\nu}{(1+\nu)(1-2\nu)} & \frac{E\nu}{(1+\nu)(1-2\nu)} & 0 & 0 & 0 \\ \frac{E\nu}{(1+\nu)(1-2\nu)} & \frac{E(1-\nu)}{(1+\nu)(1-2\nu)} & \frac{E\nu}{(1+\nu)(1-2\nu)} & 0 & 0 & 0 \\ \frac{E\nu}{(1+\nu)(1-2\nu)} & \frac{E\nu}{(1+\nu)(1-2\nu)} & \frac{E(1-\nu)}{(1+\nu)(1-2\nu)} & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & G & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 0 & G & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & G \end{bmatrix} \begin{pmatrix} \varepsilon_x \\ \varepsilon_y \\ \varepsilon_z \\ \gamma_{xy} \\ \gamma_{yz} \\ \gamma_{zx} \end{pmatrix}$$

応力とひずみの関係は、上式となる。これを

$$\{\sigma\} = [D] \{\varepsilon\}$$

とする。これに、先ほどのひずみと変位の関係式を代入すると、

$$\{\sigma\} = [D] \{\varepsilon\} = [D] [B] \{u\}$$

となる。

また、力の釣り合い方程式は、次の式となる。

$$\frac{\partial \sigma_x}{\partial x} + \frac{\partial \tau_{xy}}{\partial y} + \frac{\partial \tau_{zx}}{\partial z} + f_x = 0$$

$$\frac{\partial \sigma_y}{\partial y} + \frac{\partial \tau_{xy}}{\partial x} + \frac{\partial \tau_{yz}}{\partial z} + f_y = 0$$

$$\frac{\partial \sigma_z}{\partial z} + \frac{\partial \tau_{zx}}{\partial x} + \frac{\partial \tau_{yz}}{\partial y} + f_z = 0$$

ひずみエネルギーは、次の式となる。

$$U = \frac{1}{2} \iiint_V (\varepsilon_x \sigma_x + \varepsilon_y \sigma_y + \varepsilon_z \sigma_z + \gamma_{xy} \tau_{xy} + \gamma_{yz} \tau_{yz} + \gamma_{zx} \tau_{zx}) dx dy dz$$

ひずみエネルギーの式を行列式の形にし、 $\{\varepsilon\}$ と $\{\sigma\}$ の式を代入すると

$$U = \frac{1}{2} \iiint_V [u]^T [B]^T [D] [B] \{u\} dx dy dz$$

となる。ここで

$$[K] = \iiint_V [B]^T [D] [B] dx dy dz$$

とすると、ひずみエネルギーの式は、

$$U = \frac{1}{2} [u]^T [K] \{u\}$$

と表すことができる。

また、外部ポテンシャルエネルギーの減少は、

$$W = \iiint_V (u f_x + v f_y + w f_z) dx dy dz$$

である。この式に変位の式を代入すると。外部ポテンシャルエネルギーは、

$$W = [u]^T \{f\}$$

となり、全ポテンシャルエネルギーは、

$$\pi = \frac{1}{2} \{u\}^T [K] \{u\} - \{u\}^T \{f\}$$

となる。これを各成分について偏微分して (= 0) とおくと、

$$[K] \{u\} = \{f\}$$

となり、力の釣り合い方程式となる。

[B] に N を x, y, z での偏微分があるが、N は ξ, η, ζ の関数であるため、このままでは偏微分はできない。そのため、N を ξ, η, ζ で偏微分する。

$$\begin{Bmatrix} \frac{\partial N_i}{\partial \xi} \\ \frac{\partial N_i}{\partial \eta} \\ \frac{\partial N_i}{\partial \zeta} \end{Bmatrix} = \begin{bmatrix} \frac{\partial x}{\partial \xi} & \frac{\partial y}{\partial \xi} & \frac{\partial z}{\partial \xi} \\ \frac{\partial x}{\partial \eta} & \frac{\partial y}{\partial \eta} & \frac{\partial z}{\partial \eta} \\ \frac{\partial x}{\partial \zeta} & \frac{\partial y}{\partial \zeta} & \frac{\partial z}{\partial \zeta} \end{bmatrix} \begin{Bmatrix} \frac{\partial N_i}{\partial x} \\ \frac{\partial N_i}{\partial y} \\ \frac{\partial N_i}{\partial z} \end{Bmatrix}$$

とおき、次の式のように逆行列を求めることによ

$$\begin{Bmatrix} \frac{\partial N_i}{\partial \xi} \\ \frac{\partial N_i}{\partial \eta} \\ \frac{\partial N_i}{\partial \zeta} \end{Bmatrix} = [J] \begin{Bmatrix} \frac{\partial N_i}{\partial x} \\ \frac{\partial N_i}{\partial y} \\ \frac{\partial N_i}{\partial z} \end{Bmatrix}$$

$$\begin{Bmatrix} \frac{\partial N_i}{\partial x} \\ \frac{\partial N_i}{\partial y} \\ \frac{\partial N_i}{\partial z} \end{Bmatrix} = [J]^{-1} \begin{Bmatrix} \frac{\partial N_i}{\partial \xi} \\ \frac{\partial N_i}{\partial \eta} \\ \frac{\partial N_i}{\partial \zeta} \end{Bmatrix}$$

り、N の関数の x, y, z の偏微分を求めることができ、[J] をヤコビアンマトリクスという。ここで、[J] の中を、示すと次式となる。

$$[J] = \begin{bmatrix} \frac{\partial x}{\partial \xi} & \frac{\partial y}{\partial \xi} & \frac{\partial z}{\partial \xi} \\ \frac{\partial x}{\partial \eta} & \frac{\partial y}{\partial \eta} & \frac{\partial z}{\partial \eta} \\ \frac{\partial x}{\partial \zeta} & \frac{\partial y}{\partial \zeta} & \frac{\partial z}{\partial \zeta} \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \xi} x_i & \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \xi} y_i & \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \xi} z_i \\ \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \eta} x_i & \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \eta} y_i & \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \eta} z_i \\ \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \zeta} x_i & \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \zeta} y_i & \sum_{i=1}^{20} \frac{\partial N_i}{\partial \zeta} z_i \end{bmatrix}$$

これは、形状関数 N を ξ, η, ζ で偏微分し、各全体座標系の x, y, z を掛け合計を求めることにより計算できる。したがって要素合成マトリクスは、

$$[K] = \iiint [B]^T [D] [B] dx dy dz = \int_{-1}^1 \int_{-1}^1 \int_{-1}^1 [B]^T [D] [B] \det J d\xi d\eta d\zeta$$

によって計算することができる。ここで detJ は、ヤコビアンマトリクスの行列式の値である。積分の計算には、Gauss-Legendre の公式の 3 点の重積分を用いている。一要素に対して、3 次元であるので、27 点の合計を求めることになる。

#### 4. プログラミングについて

プログラミングには、Visual C#を用いた。図 4 に計算処理の画面を示す。

##### 4. 1 有限要素法の解法手順

有限要素法の構造解析の手順は次の通りである。

- ① データ入力
- ② 入力データの確認
- ③ バンド幅の計算
- ④ 荷重の設定
- ⑤ [D] マトリクスの作成
- ⑥ ヤコビアンマトリクスの作成
- ⑦ [B] マトリクスの作成
- ⑧ 要素合成マトリクスの足し込み

⑤から繰り返し重積分を行い、要素合成マトリクスを作成

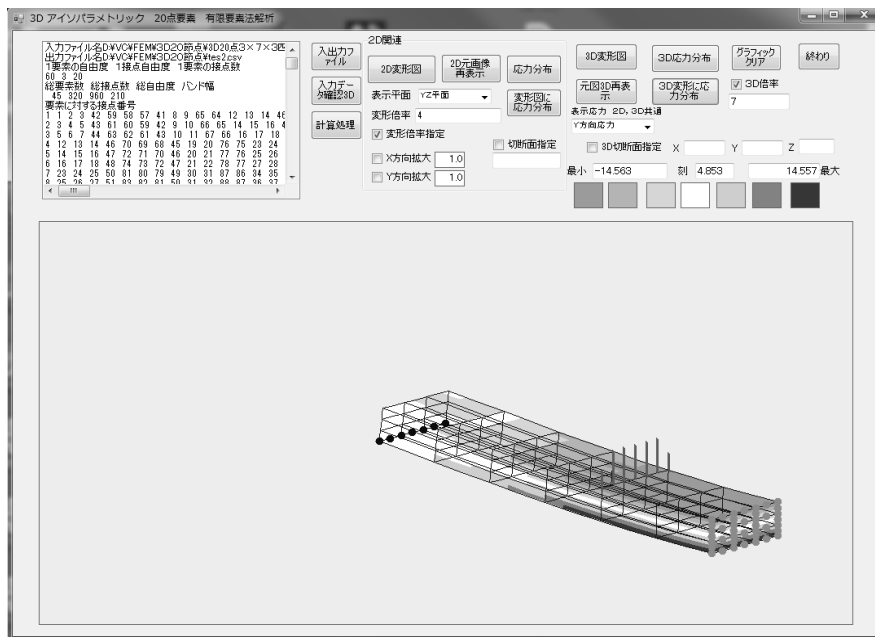


図 4 ソフトウェア画面

行うことにより、画面上には手前に見える要素の応力分布しか表示されない。また、切断面を設定することにより、切断面の応力を見ることができる。

応力分布は、全ての積分点の最大応力と最小応力を求め、それを7段階に分け積分点を中心に要素の辺の1/3の大きさをピクセルとして、塗りつぶしている。最大応力と最小応力を利用しているため、応力集中がある場合には、色の変化のない分布になってしまうため、最大値と最小値と刻みを入力できるようにしてあり、応力集中部を無視して、応力分布を表示することを可能としている。

- ⑨要素合成マトリクス作成後、全体合成マトリクスへの足し込み (バンドマトリクス法を使用)
- ⑩拘束条件の処理
- ⑪連立一次方程式の解法

#### 4. 2グラフィック処理について

計算結果は、計算処理終了後 csv 形式で、ファイルに保存している。また、計算結果の表示として、2次元(2D)と3次元(3D)で表示できるようにしている。

2Dでの表示では、表示平面(XY平面、YZ平面、ZX平面)を指定し、変形図、応力分布を表示できるようにしている。変形図は、表示平面にあわせて作成しており、たとえば、XY平面の場合には、Zの変形は無視している。応力分布は、XYZの各方向の応力と剪断応力を選択して表示できるようにしており、また切断面を設定することにより、切断面の応力分布を表示することを可能にしている。

3Dでの表示では、2Dと同用に変形図と応力分布を表示できるようにしている。図4は、4点曲げ荷重を負荷した場合の変形図と長手方向(X方向)の応力分布を表示したものである。3D、2D共に応力分布を表示する場合には、要素番号順に応力分布を表示した場合には、きれいにグラフィックが表示されているように見えても、実際には、奥行き方向で何番目の要素のデータが表示されているかが解らない。そのため、奥行きソート法<sup>4)</sup>を利用し、仮定の視点を決めてその座標から遠い要素から表示するようにしている。これを

#### 5. 解析結果

プログラムのテストとして、各方向の引張り荷重における解析と、4点曲げの解析を行った。

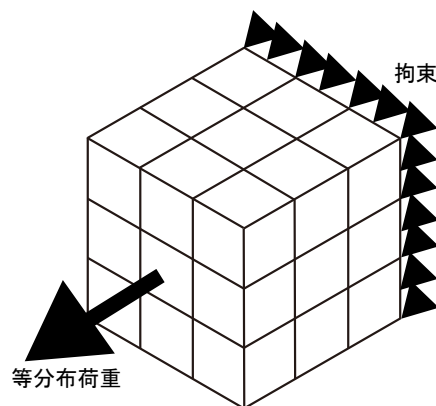


図 5 引張りの解析条件

引張りの解析は、図5に示すようにX、Y、Z方向とも3分割の計27要素で行った。X方向に等分布荷重を与えた場合には、その反対の面において、X方向を拘束とした。また、1点だけ、Y、Z方向も拘束とし、対象物が荷重に対して直角方向に動かないようにしている。この結果、X方向の応力は、荷重を掛けている部分には若干応力集中が発生しているものの、荷重/断面積で計算ができる応力の値と定量的に一致した。

Y方向の引張りの荷重の解析においても、Z方向の引張りの荷重の解析においても、X方向の時と同様に、

負荷点においては応力集中が発生しているものの、負荷/断面積で計算ができる応力の値と定量的に一致した。

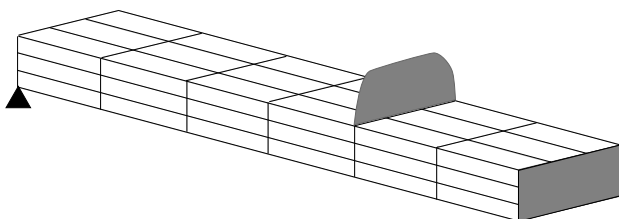


図6 4点曲げの解析条件

4点曲げの解析は、図6に示すようにX方向7分割、Y方向3分割、Z方向3分割の要素とし、支持点では、Y方向の拘束、負荷点においては、Y方向の分布加重、中央部ではX方向の対称条件を指定している。

この結果、負荷点においては、若干の応力集中は見られるものの、通常の4点曲げ負荷における応力分布、たわみ共に定量的に一致した。

## 6. まとめ

3Dプリンタに対応するように、3Dの有限要素法における構造解析のソフトウェアを作成した。その結果、引張り、4点曲げ共に理論通りの計算結果を得ることが出来、解析に利用できることが確認できた。また、3Dでグラフィック表現することもでき、予定通りの解析ソフトを作成することができた。

しかし、3Dの解析での要素分割などの解析用のデータを作成するのは、非常に手間がかかるため、3Dプリンタで出力する造形物を作成している3DCADソフトと連携し、解析用のデータを作成できるようにしたい。

実際に、熱溶解積層法の3Dプリンタで構造物を出力すると、積層方向の接着力が弱く、引張りや曲げの負荷を与えると簡単に壊れてしまう。これに対応するように、異方性を考慮して処理できる必要が感じられる。

## 参考文献

- 1) 誕生から現在までの歩み | 国産高精細 3D プリンタ アジリスタ | キーエンス  
[https://www.keyence.co.jp/ss/products/3d-printers/agilista/knowledge/base\\_history.jsp](https://www.keyence.co.jp/ss/products/3d-printers/agilista/knowledge/base_history.jsp)、平成 29 年 11 月 7 日
- 2) 戸川隼人「有限要素法概論」培風館、p208-218
- 3) 鷲津久一郎 他「有限要素法ハンドブック」培風館
- 4) 技術編 CG 標準テキストブック編集委員会監修「Computer Graphics 技術編 CG 標準テキストブック」、財団法人画像情報教育振興協会、p131

# 計画相談支援の意味と相談支援事業の継続性について の一考察

飛田 義幸

A Study on the Meaning of Planning Consultation Support and Consistency of Planning Consultation  
Support Business

Yoshiyuki TOBITA

## はじめに

### 精神障害者相談支援事業の現状と経緯

我が国の相談支援事業の源流は、1990年の「心身障害児者地域療育等拠点施設事業（コーディネーター事業）」に求められる。同事業は、障害児者が地域で在宅のまま相談・情報提供等のいろいろな援助・サービスを受けられる様にするを目的に、障害児者施設に専任のコーディネーターを配置し、(1)家庭訪問等を通じた在宅療育等に関する相談活動、(2)在宅療育等の援助プログラムの作成、(3)地域療育事業等の在宅福祉サービスの利用・企画・調整、(4)福祉サービス提供についての各種関連機関との連絡調整、(4) 在宅の心身障害児者の地域生活を支えるボランティアの育成等を行うものである。これは 1981 年の国際障害者年のテーマ「障害者の完全参加と平等」、1983 年の国際障害者の 10 年のノーマライゼーションの理念を受け、我が国で障害の有無にかかわらずすべての市民が共に暮らし活動する社会の実現を目指した事業である。

1993 年には「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、精神障害者も地域で共に暮らす仲間として考え始められるようになった。1995 年策定の「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 カ年戦略～」に、地域で共に生活するための視点から、精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実等が盛り込まれ、精神障害者の社会復帰や相談・生活支援の事業を概ね人口 30 万人当たり 2 か所ずつ整備し、障害者の実情に応じた相談・調整に当たることのできる専門スタッフの養成を図ることとなった。そして、1996 年に具体的

な事業として「精神障害者地域生活支援事業」が実施されることとなり、同事業が精神障害分野における相談支援事業の始まりと考えられる。

2000 年の社会福祉基礎構造改革により、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、「身体障害・知的障害・障害児の相談支援事業」が定められた。2002 年には厚生労働省により「障害者ケアガイドライン」が示され、障害者の地域生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療のほか教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、更には社会資源の改善及び開発を推進する援助方法としてケアマネジメントの手法が用いられることとなった。

2010 年に成立した「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）を受けて障害者自立支援法下の相談支援体制が変化し、2012 年度より計画相談支援、地域相談支援が個別給付化された。これにより、精神保健福祉士の重要な本来業務である精神障害者の社会復帰としての地域移行・定着支援や安定した地域生活を支えるケアマネジメントとしての計画相談支援が出来高払いの事業とされ、相談支援の対象が大幅に拡大した。計画相談については、2014 年度までに障害サービスを利用するすべての人に対しサービス等利用計画を作成することが義務づけられたが、実際には達成できずに翌年度に市町村が代替プランを作成するといった事態になり<sup>1)</sup>、2015 年度以降は原則とし



てすべての障害者が計画相談の対象とされている<sup>④</sup>。筆者は前稿<sup>⑤</sup>で地域移行支援事業について論じたが、その中でも述べたとおり実際には相談支援事業所の業務の大半を占めるのは計画相談支援であり、古屋による個別給付化1年目での地域移行支援事業所への影響調査<sup>⑥</sup>にも述べられている様に、計画相談に人手が割かれて地域移行支援に人手が回らない現状も見受けられる。地域移行支援を行うには、計画相談支援が不可欠であり、実際には両者は一体的に行われることが多い。マンパワー不足により計画相談支援が滞ることは、地域移行支援一すなわち精神に障害を持つ人の社会復帰が一層遅れることを意味する。

### 事業としての計画相談支援

事業(サービス)としての計画相談支援はサービス利用支援と継続サービス利用支援からなる。

サービス利用支援は障害福祉サービスの利用を希望する障害者の状況や環境、希望等を汲み取り「サービス等利用計画案」を作成し、続いてサービスの支給決定後に指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行い、提供されるサービスの種類や内容、担当等を記載した「サービス等利用計画」を作成するものである。

継続サービス利用支援は、市町村が当該障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定するモニタリング期間ごとに、当該サービス等利用計画が適切であるかどうか検証を行い、必要に応じて「サービス等利用計画」の変更と関係者との連絡調整を行い、支給決定の変更や新たな支給決定が必要と認められる場合に当事者に当該申請の勧奨を行うものである。

これらサービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成は障害当事者が行うことも可能(セルフプランという)であるが、一般的には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員によって行われる。相談支援専門員となるには3年から10年間(例として障害福祉サービス事業所で働く精神保健福祉士で5年間)の実務経験を経て相談支援従事者研修を修了することが要件とされている。

### 精神保健福祉士の視点からみた計画相談支援

一般的に、PSWとは精神保健福祉士のことを指し、精神保健福祉士は精神障害分野のスペシフィックなソーシャルワークの担い手であると考えられる。しかし、社会福祉士や精神保健福祉士といった資格教育とソーシャルワーク教育は単純にイコールではなく<sup>⑦</sup>、精神保健福祉士という国家資格はソーシャルワーカーと同義とはいえないという見解もある<sup>⑧</sup>。これら見解の意味するところは、ソーシャルワーカーが精神保健福祉士や社会福祉士などの資格だけではなくそれらを包摂したさらに大きな概念であることを指しており、精神保健福祉士や社会福祉士であるだけではソーシャルワーカーであるには不十分ことを示している。では、精神保健福祉士がソーシャルワーカーたり得るには、資格に加えて何が必要であろうか。例えば日本精神保健福祉士協会の相談支援政策提案委員会では、相談支援は生活支援と同義と考えられおり、広義のソーシャルワークは多様な生活支援を担うことと考えられている<sup>⑨</sup>。また、ワーカー・クライアント関係を基盤とし、障害を持つ当事者の地域での主体的な人生を共に考え、その実現のための諸活動を展開していくことがソーシャルワークの基本であるが、そのための相談を専門的に行うことを相談援助、さらに一段と高い専門性をもって相談を行うことを相談支援<sup>⑩</sup>と考えられている。よって相談援助・支援を行う者は広義においてソーシャルワークの担い手であると考えられる。中でも、計画相談や地域相談の相談支援を担う相談支援専門員は、基本面接技術はもとより、ファシリテーション(促進力)やネゴシエーション(交渉力)、コーディネート(調整力)等のソーシャルワーク技術を土台としており、精神保健福祉士の役割と相談支援専門員の役割は重なることが多い<sup>⑪</sup>。狭義で考えるならば、北川ら<sup>⑫</sup>のいうように、ソーシャルワークは一方的な支援過程ではなく、生活者である当事者とのパートナーシップ構築を経て人が社会的に機能するよう促進していく過程であり、ソーシャルワーカーは技術屋では終われないものではあるが、少なくとも、相談支援専門員として精神に障害を持つ人が地域であたり前に暮らすための計画相談等の相談支援を行う精神保健福祉士は広義においてソーシャルワーカーであると考えられる。逆にいえば、精神保健福祉士がソーシャルワーカーであろうとするならば、相談支援専門員の業務である基本相談や計画相談、地域相談に積極的に関わることが求められると考えられる。

## 研究の目的

介護保険制度における高齢者へのケアマネジメントシステムを障害分野に適用する形で開始された精神障害を持つ当事者への計画相談支援事業は、「障害者自立支援法（以下、自立支援法）」－現在の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」と同時に導入されたものであり、その背景には膨らむ社会保障費の抑制と福祉サービスの合理化があったとされている。その財政優先ともいべき制度を我々精神保健福祉士は意味のあるソーシャルワークの一環として活用することは出来ているのであろうか。また、元々当事者家族や保健師のボランティアによる草の根運動として始まった財政基盤の脆弱な地域の精神障害者福祉サービス事業者が計画相談支援を含む相談支援事業を事業として継続していくことは経営的に可能なのであろうか。

これら二つの問題に関して、経営的に考えれば事業としてのリスクやデメリットが大きいことが想像される中で、それでもソーシャルワーク実践としての意味があるのか、あるとすればそれはどのようなものかを考えることは今後の相談支援を考え、事業として実践していく上で意味のあることだと考える。

そこで、この相反する面のある問題について、精神障害を持つ当事者が困り込まれた環境ではなくごくあたり前の生活を送るための自己決定支援（アドボカシー）とその支援を行うための事業運営（ソーシャルアドミニストレーション）という時に相反する二つの責務を負うソーシャルワーカーとしての精神保健福祉士の視点から、その意味について振り返り、地域で相談支援事業を行う事業者、相談支援専門員にインタビュー調査を行うことで、そのソーシャルワーク実践としての意味や課題、今後の事業としての継続性について考察を行うことを目的とした。

## 方法

都内某区内の4名の相談支援専門員に自由回答方式でそれぞれ約60分のインタビュー調査を行い、KJ法を参考に得られた回答の質的分析を行った。分析結果について回答者より妥当性について確認を得た。

## 倫理的配慮

結果等の記載にあたっては、対象者やその所属がわからない様に十分に配慮し、表現についても発言内容から個人が特定できない様に留意した。またこれらをインタビュー対象者に伝えた上でインタビューを行うことに了解を得た。

## 結果および考察

分析の結果、6つのカテゴリが得られた。カテゴリ毎に、カテゴリ名『』、発言例「」で結果を示し、各カテゴリ毎に考察を行った。

### 1. 『ワーカーの理解水準のバラつき』

「生活保護のワーカーがクライアントのニーズや希望をよく知らない」

「(生育歴等) 病院の記録と(計画相談時の) 本人からの聞き取り情報が異なる」

「病院の精神保健福祉士がクライアントの状態(そもそもその退院希望や服薬内容等)を理解していない」

ソーシャルワークないしソーシャルワーカーという言葉は未処理ないしは処理進行中の外来語であり<sup>8)</sup>、その意味するところには幅やバラつきがある。このことは、各ソーシャルワーカーが自身をどの様に規定するかにはバラつきがあり、生活保護のソーシャルワーカー、病院のソーシャルワーカー、地域のソーシャルワーカーでは業務内容は勿論、アセスメントの精度や方向性、その記録も異なっている実態にも繋がっていると考えられる。計画相談を行っていく意味の一つとして、計画相談という一つの定まった形式(書式)を用いて相談支援専門員が中心となり、病院、行政、地域施設等横断的にアセスメントやプランニング等の支援を進めることで、そうしたソーシャルワークの語義上及び実践上のバラつきを定型化・平準化していく働きが考えられる。

とはいえ、「遠方の病院からの依頼で、本人が退院を希望しているということで尋ねたところ、本人から『まだ退院したくない』』と言われた。その後、病院精神保

健福祉士からは連絡がなく、保留状態となっている」という意見も聞かれることから、本人の退院意欲の確認が不十分なまま病院側が退院させたい人を相談支援専門員に依頼してきているという支援上の懸念もさることながら、そうした連絡調整を行いつつ実践の平準化を行わなければならない相談支援専門員への過重な負担も懸念される。先のソーシャルワークの平準化を進めていく為には、相談支援専門員に相応の時間的余裕が必要であると考えられる。

## 2. 『不十分なコーディネート機能』

「本来の計画相談の意味としては、クライアントのニーズや希望を聞いてサービス等をコーディネートしていくものだと思うが、実際は利用するサービスが決まっているところで計画相談の依頼が来る」

「単に(障害サービスの)受給者証を出すための手段となっていると感じるケースもある」

ソーシャルワークとしての相談支援は、制度やサービスと利用者をつなぎ合わせるだけでなく、クライアントが言葉に出せない状況をも類推し、彼らが置かれている苦境から抜け出すための方策を創造する回ことが本筋である。本来の相談支援には、コーディネーション(調整力)だけでなくネゴシエーション(交渉力)さらには新たなサービス等のクリエイション(創造力)が欠かせない。また、その前提として相談支援は障害のある人がどのような暮らしをしたいのかという意思を十分に反映させなければならないと考えられている<sup>[10]</sup>。しかし実際には、事業としての計画相談支援では本来の相談支援の第一段階である既存の資源とのコーディネーションさえ十分に行えていない現実が垣間見える。

「相談支援」と「(自立支援)協議会」には密接な関係があり<sup>[11]</sup>、地域の課題は相談支援事業所が対応している事例を通して顕在化させていくことが重要であり、相談支援事業者には、相談実績を(自立支援)協議会に報告していくことが求められる<sup>[12]</sup>ている。その中で、相談支援従事者はさまざまな障害、各種サービスを横断的に渡り歩いて職種のため、誰よりも地域ニーズを集約できる職種<sup>[13]</sup>として期待されている。しかし実際には、次のカテゴリで触れる様に、相談支援事業はそ

の量をこなすだけで手一杯であり、地域ネットワークを構築することや、ましてや地域診断から地域組織化を行うことにまで手が回らない実情が伺える。但し、今回調査した地域では、地域の課題を把握し、地域ネットワークの強化を図ることや社会資源を創設していくことでその課題を解決していく、地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センター」が存在していないことも影響している可能性が考えられる。

基幹相談支援センターは本来、協議会の事務局としての機能や指定相談支援事業所のバックアップ機能、相談支援専門員のスーパーバイズ機能を併せ持つ市町村の相談支援事業の機能強化事業として予算措置されるものである。しかし、その設置は任意であり、配置基準や業務指針も示されていないことから、設置促進が進まず名ばかり基幹相談と見受けられるセンターも残念ながら存在している<sup>[14]</sup>現状にあり、今後の質量ともに拡充が望まれるところである。

## 3. 『量を求められる支援』

「一人一人しっかりと計画相談支援をしていくには、50人程度が限度と考えるが、事業として成り立たせるには最低でも3倍以上の件数をこなす必要がある」

「他の業務もある中、利用者の訪問だけで一日仕事になり、数を増やすのは難しい」

行實<sup>[12]</sup>は、相談支援はただ社会資源やサービスを紹介することではないということや頭では理解していても、業務に追われて忙しかったりすると「精神保健福祉士のあなたにとって身近な社会資源」につなげる支援に陥りがちであると指摘しており、それを防ぐためにはじっくりとクライアントの言葉に耳を傾け、その言葉の意味を考える必要があるとしている。

世田谷区自立支援協議会では、自立支援法改正を受け、平成24年度から3年をかけて3,600件の計画作成を行うこととしたものの、事業収支や人材確保の問題から、事業運営が困難との判断によって事業者の指定につながらず、多くの指定特定相談支援事業者が赤字経営となり事業撤退も懸念されることから、区内の指定特定相談支援事業者の実情把握のアンケートを行っている<sup>[13]</sup>。同調査では、利用者一人当たりの支援に必要な時間数から、相談支援専門員一人当たりが支援

できる利用者数を 58 人と推計し(2 年間で更新を行い 6 か月でモニタリングを行うと想定して算出したものから必要経費を引き)、常勤一人当たりの年収を 2,253,004 円と推計している。同時に厚生労働省の平成 24 年賃金構造基本統計調査(全国)から、医療・福祉産業の正社員正職員賃金から、相談支援専門員の平均年収を 3,465,600 円と推定し、そのためには 80 人の利用者が必要としている。

東京都福祉保健局障害施策推進部自立生活支援課作成の基幹相談支援センター体制整備運営マニュアルによれば、平成 27 年 3 月末の時点で、相談支援専門員 1 人当たりの受け持ち件数は 10 件未満 21.2%、10-19 件 14.1%、20-29 件 12.6%、30-39 件 11.7%、40-49 件 8.3%、50-59 件 6.4%、60-69 件 4.0%、70-79 件 2.1%、80 件以上 10.4%、不明 9.2%となっており、40 件以下で約 6 割を占めている。

今回の調査でも一人の相談支援専門員が実際に支援している利用者は 20 人～60 人程度であった。適正件数や限界について相談支援専門員に聞き取りを行ったところ、「事業所から求められる年間の計画相談数は 60 人、経営的に事業として成立させるためには倍の 120 人が必要だが、現実的には不可能であり、7～8 割の方が支援機関につながりある程度定着しているという条件においてのみ 80 人を上限として行えると考え」とのことであった。一人の利用者にかかる年間の時間数はおよそ 10-30 時間との声が聞かれたことから考えると、必要な時間は 800～2400 時間となる。これに対して相談支援専門員が計画相談に充てられる 1 日の業務可能時間を 6 時間と仮定すると、年間の業務可能時間は 6 時間×週 5 日×52 週=1,560 時間である。これを比較すると、先述の声にある様に、年間 60 人程度、特定の支援機関に定着している等条件が整っており比較的短時間で計画作成が行える場合でも 80 人程度が限界であることがうかがえる。

事業報酬の面では、サービス利用支援費が 1,611 単位/月、継続サービス利用支援費が 1,310 単位/月であり<sup>[14]</sup>、加算を考えずに単純計算を行うと比較的手厚い支援を要するケースを想定し 20 人で資産すると 1,611 単位×10 円×20 人=322,200 円、モニタリングを 3 カ月に 1 回行うと考えると 1,310 単位×10 円×20 人×6 回=1,572,000 円、合計で 1,894,200 円となる。比較的短時間で計画相談支援が行えるケースを想定し限界の 80 人で試算すると 1,611 単位×10 円×80

人=1,288,800 円、モニタリングを半年に 1 回と考えると 1,310 単位×10 円×80 人×2 回=2,096,000 円、合計で年額 3,384,800 円であり、と相談支援専門員一人に要する人件費(およそ 5,000,000～6,000,000 円を想定)の半額にも遠く及ばない。先述の声にあるとおり、不可能な数字である 120 人超の計画相談を行わなければまともな事業として成立しないことがうかがえる。

以上のことと先述の調査における東京都の数字で 80 件以上が約 1 割を占めていることを考えると、世田谷区自立支援協議会の調査報告は今回の調査結果と照らしてみても妥当であるかむしろ甘いくらいであると考えられ、収入を得る事業として求められる件数と現実に行う可能な件数、さらにはソーシャルワークとしての相談支援として行い得る件数が非常に乖離している現実が見てとれる。現在の状況では、業務に要する時間とそこから得られる報酬を合わせて考えると、比較的短時間で済む条件の良い利用者の計画の数をこなすという方向に事業が流れる可能性は否めない。今回の調査でも「計画相談も事業である以上、報酬が見合わなければ一人の利用者にかかる時間は限られてくることになる」との声が聞かれた。ことは精神障害者福祉サービスの分野に限ったことではないが、適正な報酬が得られなければ質の低下は避けられないのが現実であろう。今後の報酬改定においては、単に件数をこなしてサービスと結びつけるだけの計画相談とならない様に、ソーシャルワークを行う相談支援専門員の質を確保できるよう配慮した報酬体系に改めていくことが早急に必要であると考えられる。

#### 4. 『本来の対象者に届かない支援』

「実際には就労支援施設等の利用が終了した人にこそ計画相談が必要と思うが、(制度的に障害サービスの)利用終了で計画相談の方も終了となってしまうので、アフターケアができない」

サービスの利用に至らない人、支援の行き届かない人への重厚な対応は、孤立、虐待、触法、生活上の負の連鎖を防ぐことになるため、本来、サービス等利用計画作成の有無にかかわらず、すべての人の相談支援は一般的な相談が担うべきであり、その財政的な裏づ

けが求められる<sup>[15]</sup>と考えられる。しかし実際には、相談支援事業所や同事業を行う地域活動支援センターの現場は計画相談の数をこなすだけで精一杯であり、一般的な相談支援や、本来相談支援が必要な人への支援に手が回らなくなっている現状が伺える。

相談支援事業というと、精神科病院等に入院している患者等の地域移行や地域定着を行う地域相談や、地域で生活する当事者の計画相談にばかり目が行きがちであるが、本来のソーシャルワークとしての相談支援は日常の一般的な相談支援から始まるのであり、現状の相談支援事業は声を上げられない人やサービスの枠から漏れてしまっている人を置き去りにしかねない危険性をはらんでいる。今後は日常の一般的な相談支援事業の拡充やその財政基盤を確保していくことが必要であると考えられる。

## 5. 『補完機能としての意味』

「就労移行がうまくいかなかった場合を考えると(計画相談の)意味もあると思える」

「(施設の外の)別な視点が入るメリットはある」

「ヘルパーを利用する人には(計画相談の)意味がある」

障害のあるなしに関わらず人間のニーズは絶えず変化していくものである。たとえ希望自体が変わらなくても、現状に合わせて方向を調整していくことも必要である。その為には外部の視点からニーズや支援内容を見直す機能としての計画相談には意味があると考えられる。

一方で、自立支援法の成立以降、その役割や支援内容について比較的自由であった作業所等の地域社会資源は役割分化を強いられ、就労移行、就労継続等、その目的を特定分野に特化させ、さらに都市圏の様に同一地域に複数の同種の社会資源が併存する地域ではサービス内容の差別化を求められてきている。このことは、事業としての支援の専門性や効率性を向上させる側面がある一方で、事業所間の競争で事業所ばかりかその利用者が淘汰され事業所の目的に合わなくなった人が居づらくなる側面も十分考えられる。すなわち、既存のサービスに早く乗れる利用者が優先される可能性が大きくなる。ソーシャルワークとしての本来の計

画相談支援には、単に既定のサービス利用のための計画ではなく、むしろ既存のサービスに上手く乗らない人の為の相談支援を行えるシステムとなることが求められるのではないだろうか。その為には、計画相談に限らず障害福祉サービス全体の自由度を回復させ、形式的でなく意味のある計画相談としていくことが必要であると考えられる。

今回の調査先において、精神障害を担当する相談支援専門員は須らく精神保健福祉士が担っていた。一方で、障害サービス事業所においては、精神保健福祉士の有資格者でない指導員が支援を行っている場合もあり、相談支援専門員の資格要件にも精神保健福祉士や社会福祉士であることは必須とはされていない。岩上<sup>[15]</sup>のいう様に、相談支援専門員は業務独占任用資格であることから相談支援専門員の質の担保は極めて重要な課題であり、試験制度の導入や精神保健福祉士、社会福祉士といった資格を条件とした主任相談支援専門員の創設等が今後は求められるのではないだろうか。これは、単に専門性の高いケアマネジメントが必要であることを意味するに留まらない。精神科病院における患者の権利擁護において外部の視点が必要な様に、地域施設(障害サービス事業所)においても視点が必要と考えられるからである。すなわち、支援の質の向上と権利擁護の二側面から、ソーシャルワーク専門職である精神保健福祉士が相談支援専門員としてケアマネジメントの視点で関わることは有用であると考えられる。二次的な効果として、外部の精神保健福祉士が入ることでスーパービジョンやピアスーパービジョンの機会となることが考えられる。他の専門職と異なり精神保健福祉士は資格更新制度も上乗せの専門資格も無い現状にある。日本精神保健福祉士協会では認定精神保健福祉士やスーパーバイザーの制度を整備しつつあるが、現場の人事等で評価されているとは考えにくい。現状で実施可能な方法として、相談支援専門員の要件に認定精神保健福祉士であることを加えるということも一つの方法として考えられるのではないだろうか。

## 6. 『誰が為の相談支援』

「就労移行の人には無くてもいいと感じる」

「一方で事業としては美味しいともいえる（概ね2年間と期限が決まっているので）」

個別給付の出来高払いである計画相談支援事業において、一般的に、就労移行支援事業所等を利用する様な比較的少ない支援で地域生活を送ることのできる利用者にはより少ない時間で計画相談を行うことが可能であり、事業としての効率性から考えると望ましいクライアントということもできる。しかし本来、計画相談支援は、当事者が多様な福祉サービスを本人のニーズに合わせて主体的に選択・利用でき、不足するサービスについて声を挙げられる様に支援するものである。石川ら<sup>[16]</sup>は、精神保健福祉士に求められる力として、アセスメント力、調整力、連携力、協働力の4つを挙げている。この他にも、実際にはクライアントの生活への想像力やソーシャルアクションを行う行動力、創造力が必要と思われるが、あえて4つの力に絞りアセスメント力を最初に挙げている意図は、専門家の理想ではなく当事者の思いに基づく実践を最重視したからではないかと推察する。すべてのソーシャルワーカーにとって「自己決定」は重要な意味をもっているが、当事者の意思を丁寧に確認しながらその希望を丁寧に言語化し目標として形にしていくことがアセスメントであり、そのプロセスが当事者の自己決定を支えることになると考えられるからである。精神障害者の権利擁護を務めとする精神保健福祉士は、柏木のいう「自己決定の熟成を待たずに治療目標を決めてかかることの問題性」<sup>[17]</sup>を意識する必要がある。即ち、計画の前に十分にアセスメントを行い、本当にセルフプランではなく相談支援専門員による計画相談が必要なのかどうかから吟味する必要があると考える。

サービス等利用計画の量と質だけに着目してしまうと、クライアントの自己決定が置き去りになってしまい、本来は当事者のための相談支援が相談支援専門員が評価されるための相談支援に変質し、押し付ける支援に変わってしまう可能性もある。今後、一律に全ての障害福祉サービス利用者に計画相談を行うことは是非について、当事者も含めて議論していく必要があると考えられる。

## おわりに

今回の調査では、ソーシャルワーカーである相談支援専門員は専門職（プロフェッショナル）として仕事をする上でのジレンマを抱えている様子が浮かび上がった。そのジレンマを端的に言えば質と量との葛藤である。量とは、専門職として支援を必要とするクライアント全てを支援していくためにプロとして多くの当事者とかわっていくかかわりの広さと速さのことである。障害福祉サービスを利用するすべての人に対してサービス等利用計画の作成が義務づけられている以上、計画相談を行う相談支援専門員には数的なノルマが課せられることになり、その為には広範囲のクライアントに効率的に面接を行い、インテークから始まるソーシャルワーク過程を速やかに効率的に行えるスキルが必要となる。質とは、ソーシャルワーカーとしてクライアントの言葉に耳を傾け、その言葉の背景や理由、意図を汲み取っていくかかわりの深さのことである。その為には信頼関係の構築が必要であり、クライアントに興味を持って丁寧なコミュニケーションを行っていく必要がある。また、クライアント自身が意識していないニーズ等に気づくためには、クライアントの言葉の背景にあるものや、非言語的サインからクライアントの意図を理解していく必要がある。

こうしたジレンマを抱えつつ、限られた人的資源の中で質の高い支援を行っていく上で忘れてはならないのは、誰のための、誰が望んだ支援であるのかということである。桐原<sup>[18]</sup>がY問題について論じた様に、事業・仕事としてソーシャルワークを行っている以上、そこには支援者側の身分保障、すなわち支援者が自らの職を失わないかどうかという問題が存在する。単価の安い出来高払いの仕事ともなれば猶更、自らの身分保障のために量を優先する傾向は防ぎ難いと考えられる。また今回、相談支援従事者研修に参加した相談支援専門員からは、基本的にセルフプランではなく計画相談支援に乗せていくといく行政側の意向を知らされたという意見も聞かれた。今回調査を行った自治体でも、原則としてセルフプランは認めない方向が示されたと聞かされている。

法や制度で定められたから行うのではなく、当事者自身が望んだから行うのでなければ、Y問題の反省から札幌宣言に示されたはずの精神障害者の社会的復権の理念から外れ、仕事（収入）の為の支援に堕してしまう虞がある。ソーシャルワークとして相談支援を行う以上、前提として当事者の意思決定支援が無くては

ならない。そうでなければ、クライアントのニーズにサービス等を当てはめるどころか、既存のサービスにクライアントを当てはめるだけの作業になってしまう。

計画相談を行う上でのジレンマは、単に量と質のせめぎ合いに留まらず、当事者の自己決定と専門職としての業務とのジレンマという問題も含んでいることになる。この問題を考えていく上では、当事者の視点が欠かせない。

今後は、セルフプランと自己決定の問題について、事業や専門職のソーシャルワークの視点だけでなく、当事者の意思決定やエンパワメントの視点からも研究をすすめていくことが必要であると考えられる。

## 引用文献

- [1] 菅原小夜子：相談支援事業の概要，精神保健福祉，46(2)：82-83，2015
- [2] 門屋允郎：ソーシャルワークとしての「相談支援」，精神保健福祉，46(2)：84-87，2015
- [3] 飛田義幸：精神障害者地域移行支援の現状と課題ー相談支援事業の観点からー，静岡福祉大学紀要，(13)：35-42，2017
- [4] 古屋龍太：個別給付化後の地域移行支援事業の変化と評価，精神障害者の地域移行支援，中央法規出版：141-166，2015
- [5] 小山聡子：豊かな知識と批判精神を育むソーシャルワーク教育ー現状の整理とクリティカルな視点からみた今後ー，ソーシャルワーク実践研究，(4)：3-15，2016
- [6] 日本精神保健福祉士協会相談支援政策提案委員会：精神保健福祉士のための相談支援ハンドブック：2013
- [7] 北川清一，松岡敦子，村田典子：演習形式によるクリティカル・ソーシャルワークの学びー内省的思考と脱構築分析の方法ー：中央法規出版：2007
- [8] 堀越由紀子：ソーシャルワーカーという名前，ソーシャルワーク実践研究，(4)：1，2016
- [9] 渡部律子：2016 ソーシャルワークにおける省察的実践とソーシャルワーカー養成ーソーシャルワーク教育の課題と展望を考察するー，ソーシャルワーク実践研究，(4)：16-30，2016
- [10] 山内健夫，望月隆之：障害のある人の相談支援の歴史の変遷とその目指すべきもの，福祉社会開発研究，(7)：57-68，2015
- [11] 吉野智：相談支援体制（システム）をどのようにつくっていくか，精神保健福祉，46(2)：96-99，2015
- [12] 行實志都子：改めてクライアント中心の「相談支援」を考えてみよう，精神保健福祉，46(2)：92-95，2015
- [13] 世田谷区自立支援協議会：指定特定相談支援事業に関する提案書：2014
- [14] 障害者総合支援法 事業者ガイドブック 報酬編 2017年版，中央法規出版：2017
- [15] 岩上洋一：「相談支援の可能性」精神保健福祉士である相談支援専門員への期待，精神保健福祉，46(2)：88-91，2015
- [16] 石川統覚ら：精神保健福祉士の活動評価及び介入方法の開発と普及に関する研究，厚生労働科学研究費補助金障害対策総合研究事業（精神障害分野）平成26年度総括研究報告：2015
- [17] 柏木昭：クライアントの自己決定の原理，精神保健福祉，45(4)：272-280，2014
- [18] 桐原尚之：「Y 問題」の歴史，立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要「Core Ethics」(9)：71-81，2013

# 領域「環境」における「野草」の活用

## — 「生活科」へのつながりを踏まえて —

橘田 重男

Make Use Of 「 Wild Grass」 In Field 「Environment」

Shigeo KITTA

### <要約>

保育の各領域は、遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して、総合的に発育を促すものである。「環境」においても同様で、身近な環境との関わりを通じた体験活動を主とする内容である。本論では、子どもにとって身近な環境の一つである「野草」を取り上げた。野草には、生き抜く生命力や様々な知恵、ユニークな名前の由来など、子どもの関心を引く魅力がある。筆者による実践事例においては、「草探検隊」として年長の子ども達がゲーム感覚で楽しく野草に触れ合う機会となった。こうした体験の積み重ねが、低学年の生活科に繋がることが窺える。更に、今後は「野草体験プログラム」を作成し、保育課程のカリキュラムにおける位置付けや意味づけを明らかにすることが求められる。生活科では、体験に加えて、「知的な気づき」をもとにした学習課題に対応した学びが求められる。それらが、中学年以降の理科などの教科学習にも繋がっていく。

### はじめに

衣食住を柱とする私たち人間の生活において、植物は様々なものの原料になり、人間はそれらを利用することで豊かな生活を送っている。生活環境においても、植物の「緑」の様々な恩恵を受けている。「緑」の存在が、人間の成長や心身の健康に重要であることも明らかになってきている。このことは、子どもにとっても同様である。しかし、現在の子どもが「緑」と触れ合う機会は減少している。例えば、伝承的な「草花遊び(1)」などの経験は少なくなっている。コンピューターをはじめ、デジタル機器等の進歩によって、大人と同様に子どもが手頃に、データや映像、バーチャルな世界に浸る時間が増加している。「知識としては知っているが、実物を見たことも触れたこともない」という事態も起こる。そうした状況であるからこそ、敢えて保育や教育において、身近な環境としての植物を取り上げる価値はあると考える。

#### 1. 野草の素材としての価値

野草(2)の多くはどこでも見られ、触れられ、すぐ採集できるような、私達の生活に身近な存在である。野草一つ一つには名前が付けられているが、あまり知られていない。注目されることもなく、一括りで「雑草」

とも呼ばれ、迷惑なものに扱われる傾向さえある。しかし、そうした野草にも「生き延びる知恵」や「遊びに活用できる特徴」などが多くあり、それは野草の不思議さや面白さに繋がる。このことは、子どもが関心を向け、遊びを楽しむ対象に向いているとも言える。その遊びをするに当たって、見た目や匂い、手触りなどの諸感覚(3)を駆使することになるので、なおさら体感を通じた深い印象に残ると思われる。

#### 2. 原体験としての草花遊び

レイチェル・カーソンは「センス・オブ・ワンダー(神秘さや不思議さに目を見張る感性)」と、自然を通じた豊かな感性を述べている。幼児期においても多様な直接体験による具体的意識や感性の豊かさによって、知的にも情緒的にも発達していく。それは原体験(4)として心の深層に残り続け、その人の生き方に影響をもたらすとも言われる。草花に関心を持ち、遊びを楽しむには、屋外や園外に出かけ、近隣の身近な自然に触れる直接的・具体的な経験をする活動が必要となる。そこには身近なものに主体的に関わる意欲と行動力も求められる。しかし、ここでは、幼児なりに自分と草花との関わりに気付けば良いと考える。日常生活の中で何気なく目にしていた草に名前があり、形や色、匂い、



味などに特徴があり、不思議さや面白さに富んでいることを実感できる楽しい機会と捉えたい。

### 3. 児童文化における伝承的な遊びとしての草花遊び

自然のものを利用した遊びの中で、身近な草花遊びは手頃で取り組みやすい。かつての子どもは日常の遊びの中で、普通に草花遊びをしていた。「草むら文化(5)」の一つとして、そこでは草笛、花の飾り、笹舟など、諸感覚を通して自然を味わうことができる。子どもにとっても、面白く、自然の不思議さに触れる機会になる。堤(2005)は、その特長として「①身近なもので作る ②自然の中で遊ぶ ③手・指先を使う ④感覚を使う(6)」を挙げている。子どもはこうした遊び体験を積み重ねることで、身近な自然の存在に気づき、そこから遊びを発展させていくことが期待される。

### 4. 諸感覚による野草の活用の分類

ここでは諸感覚の視点で、遊び体験への活用が考えられる野草を取り上げたい。(1)視覚(見た目や形の面白さ)、(2)聴覚(野草のパーツから作った楽器からの音作り)、(3)触覚(手で触った特徴的な感触)、(4)嗅覚(匂いのする野草を嗅いでみる)、(5)味覚(蜜の甘さ・葉の酸っぱさ、食用になる野草を食べてみる)の諸感覚がある。加えて、感覚に関連する(6)遊び道具(7)としての野草、(7)ユニークな由来から付けられた面白い呼び名(8)の野草も取り上げてみる。参考文献で挙げている各「野草図鑑」などをもとに、筆者の視点で抽出した。

#### (1)【視覚】見た目や形の面白さを発見する

- ①シロツメクサ 四つ葉のクローバー探し
- ②カタバミ 葉がハート形
- ③コニシキソウ 葉の中心に斑紋が1つある
- ④カヤツリグサ 穂が線香花火に見える
- ⑤スギナ(ツクシ) ゆすると緑の胞子がとぶ
- ⑥ホトケノザ ハスの葉に仏様の座った姿に見える
- ⑦ハナイカダ 葉の真ん中に黒い果実がある
- ⑧マムシグサ グロテスクな姿
- ⑨ホタルブクロ 釣り鐘や提灯に見える
- ⑩イヌタデ (秋) 花の粒でままごとの赤飯代わり
- ⑪ミゾソバ (秋) 葉が牛の顔の形「ウシノヒタイ」
- ⑫ジャノヒゲ(秋) 青い実が弾むのでボールになる
- ⑬顔に見える(冬) クズの葉痕 オニグルミの葉痕

#### (2)【聴覚】作って音を出してみる

<笛>

- ①タンポポ
- ②カラスノエンドウ

③スズメノテッポウ

④アシ(クマザサ)

⑤イタドリ

⑥ノカンゾウ

<楽器>

①ナズナの鈴

②クズの葉鉄砲

③ハギの葉鉄砲

④ニセアカシアの葉鉄砲

⑤ハランのラッパ

#### (3)【触覚】触ってみて感じる

<ねばねば感>

①タンポポ 根茎の白い汁

②イシモチソウ 捕虫薬

<ざらざら感>

①トクサ 葉

<ちくちく感>

①イラクサ

②アザミ

③イシミカワ 下向きのトゲ

<ふわふわ感>

①タンポポ 綿毛

②チガヤ 穂

③オランダミミナグサ 葉がふかふか

④エノコログサ 毛虫遊び すもう

⑤チカラシバ(秋) ふさふさの穂

#### (4)【嗅覚】匂いを嗅いでみる

①シソ 特有のいいにおい

②ヨモギ //

③セリ //

④キュウリグサ 葉をもむとキュウリのにおい

⑤ノビル ネギのにおい

①ヘクソカズラ いやなににおい

②ドクダミ //

③クサギ //

④ゴマキ //

#### (5)【味覚】味わってみる

①オドリコソウ ミツを吸う

②スイカズラ //

③ムラサキツメクサ //

①クサボケ 実を食べる

②イタドリ すっぱい若い茎を食べる

③スイバ // 葉や茎を食べる

- ④カタバミ 葉が〃 10円玉をピカピカにする

\*野草のスナップ写真(カタバミ)



- ⑤スノキ 葉を食べる  
 ⑥ニガナ にがい葉を味わう  
 ⑦タンポポ 〃  
 ⑧フキ(フキノトウ)  
 ⑨オランダガラシ(クレソン)  
 ⑩ウド  
 ⑪ツクシ

(6)【遊び】

<ひつつき虫> (秋)

- ①オナモミ  
 ②メナモミ  
 ③センダングサ  
 ④イノコズチ  
 <投げ矢(花とばし)>  
 ①ススキの矢  
 ②ヨモギの投げ矢  
 ③セイタカアワダチソウの投げ矢  
 ④ハルジオン(ヒメジョオン)の花とばし

<風車>

- ①タンポポ 水車にもなる  
 ②レンゲソウ

<アクセサリー>

- ①タンポポの首飾り  
 ②シロツメクサ(レンゲ)の王冠  
 ③タンポポの腕時計・指輪  
 ④ヤエムグラのペンダント  
 ⑤フキの葉のお面(ヤツデ)

<舟>

- ①ササの舟  
 ②アシの舟

<相撲>

- ①オオバコの茎  
 ②タンポポ  
 ③カタバミ

(7)【面白い呼び名の草】

- ①オオイヌノフグリ 実が睾丸に似ている  
 ②ビンボウグサ(ペンペン草) 正式名はナズナ  
 ③ヘクソカズラ ひどい名前の上に、臭い  
 ④ママコノシリヌグイ とげがお尻までささる  
 ⑤ハキダメギク 牧野博士がゴミ捨て場で発見  
 ⑥ブタクサ 秋の花粉症の原因  
 ⑦ヨッパライソウ 正式名はスベリヒユ  
 ⑧ヤブレガサ 見た目の通りの破れた傘  
 ⑨クズ 別名はデビルプランツ

5. 筆者の実践例

筆者は「草オジサン」のキャラクターになり、保育所等の現場で「野草探検隊」をテーマにした試行的な実践に取り組んでいる。今回は、それらの実践のうちの1つを取り上げる。

保育内容「環境」

実践者 橘田重男(草オジサン)

活動テーマ 「野草探検隊」

(1)ねらい 身近な野草を探して、楽しく遊ぶ。

(2)対象 5歳児(年長クラス) 34名(山梨県笛吹市境川保育園)

(3)日時 2017年6月23日(金) 9:35~10:15

(4)場所 境川保育園駐車場周辺

(5)活動内容(略案)

<子どもの姿・活動> <保育者の援助・配慮>

.....

(5分)

○活動の内容や方法を知る。○大まかな内容を説明する。

(20分)

○園内の野草10種類を探し ○子どもに付き添い、探す助言やヒントを出す。  
 ・大きさ・葉の形・花など ・危険(ハチや皮膚かぶれの違いに注意する。 などのないよう注意を  
 ・友達と相談しながら探す。する。  
 ・知っている草と知らない ・苦手な子どもには配慮草を分ける。 しながら援助する。  
 ○タンポポ ススキ スギナ ・遊び方を知っている子

カタバミ オオバコ など どもはその場で遊ばせる。

(10分)

○日陰に集合し、採集した草を見せ合う。 ○見せる草に、必要に応じてコメントする。(草の名前・特徴・匂い・味・遊び方など)

(5分)

○活動の感想を出し合う。 ○評価の言葉をかける。  
.....

**\* 活動の様子のスナップ写真**



(6) 活動の結果

- ①採集した草の数 全 25 種 一人平均 4.8 種
- ②採集した草の名前 スギナ ギシギシ カタバミ ツユクサ ヒルガオ カモジグサ ハルジオン スベリヒユ クワクサ ヤブガラシ エノコログサ ハハコグサ マツヨイグサ オキノゲシ エノキグサ センダングサ カナムグラ メヒシバ ヘクソカズラ タンポポ シロザ イヌムギ ミゾソバ スズメノカタビラ カラムシ
- ③幼児の主な感想(活動後、教室で担任からの聞き取りによる)
  - ・友達と一緒に草を集められて楽しかった。
  - ・いろいろな草があって面白かった。
  - ・丸や四角やギザギザなど、いろいろな形の葉っぱがあってびっくりした。
  - ・可愛い花が見られて楽しかった。
  - ・臭い葉っぱがあって驚いた。
  - ・ネコジャラシ(エノコログサ)の手品が面白かった。

**\* 野草のスナップ写真(エノコログサ)**



**④実践を通じた考察**

「草探検隊」としてゲーム的、遊び感覚で行った。できるだけ細かい指示は出さない中で、幼児はエリア内で夢中になって違う草を探した。多くの幼児が「楽しい」「面白い」と言いながら活動していた。まさに遊びに集中する姿であった。違う種類を探すために、花・葉・茎などの形・大きさ・色などについて観察し、手触りや匂いを嗅ぐなどの諸感覚を働かせながら確認していた。このように野草を活用することで、初めてじっくり見た草から色や形の面白さなど、日頃見過ごしていたことに気付き、自然の不思議さを膚で感じる体験になった。総じて、幼児が身近な植物(自然環境)を見直す契機になったと考えられる。今回は幸い子どもの怪我(虫刺され・皮膚のかぶれなど)がなかったが、危険に対する知識や行動に向けた配慮の必要性を実感した。

**6. 領域「環境」から低学年生活科への繋がり**

今回の野草をテーマにした領域「環境」の保育実践は、「物・人・事を通じた教育」の間接教育(倉橋(9))の一環であるとも言え、野草が「物」にあたる。また生活の延長上の草探しの体験を主体に、幼児の発見・創造活動に委ねる「生活の教育化(10)」という面もある。保育の段階での領域「環境」の内容として、野草のテーマでは、見たり触ったりしながら草の違いに気付く、手触り感、臭いを嗅ぐ、味わうなどの、十分な実体験を積むことが重要となる。実践における幼児の感想は、「楽しかった、面白かった、驚いた」などの感情を伴う実体験になっていた。この体験が生活科に繋がる。

今回提示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(2017年3月31日告示 新「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」も準じる)の中の「自然に

触れて感動する体験を通して自然の変化などを感じ取り（中略）身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる」にも通じる。

野草を扱った生活科の実践には、①草を使った伝承的な遊び、色水で描く絵、ブローチ作りなどをしてしながら、野草の名前を覚える。②（樹木も含めた）葉っぱ集めをして、大きさ・長さ・感触・匂いなどを比べる。③通学路の雑草を分担して調べ、写生し、名前を調べ、それを生活科マップに入れる。などをはじめとした事例がある。何れも野草に直接触れる体験活動を行っているが、体験するその先に「野草の名前を覚える」「葉の特徴を知る」「名前を確認し生活科マップに書き入れる」などの学習課題がある。事例における児童の感想には、領域「環境」とは異なる、「草の名前を覚えた」「比べてみて、どういう違いがあるか気付いた」などがある。これらは学習課題に対応した感想でもある。この点で、生活科は「半間接教育(11)」的な面もあるとも言えるであろう。

## 7. 低学年生活科から教科(中学年理科)への繋がり

3年生からの各教科(ここでは理科)の繋がり観点では、学習指導要領[第3学年 2内容 B 生命・地球 (1)昆虫と植物 身近な昆虫や植物を探したり育てたりして、成長の過程や体のつくりを調べ～(以下略) イ植物の育ち方には一定の順序があり、その体は根、茎及び葉からできていること]と示されている。これは、理科の目標の「科学的な見方や考え方を養う」の具体的な内容である。低学年の生活科での学びを土台にした学習となる。児童の学習記録(ワークシート)では、「植物は根・茎・根からつくられていることが分かった」などの学習感想が求められる部分がある。これは学習課題に沿った、学習内容の理解でもある。

## 8. まとめ

本論では「野草」を切り口に、保育の領域「環境」での筆者の実践と、低学年生活科、中学年以降の理科への繋がり観点で検討した。領域「環境」で諸感覚を通じた遊び体験を多く取り入れることが原体験や「気づき」「学びの芽生え」となる。それが小学校以降の学習に繋がっていく。今後、実践の積み重ねを通して「野草体験プログラム」を作成し、検証しながら保育や低学年生活科の現場に還元し

たいと考える。保育や小学校の現場において、「野草」に着目して、教材として取り上げる機会が多くなることを期待し、今後も引き続き取り組んでいきたい。

## おわりに

今回の野草のように、子ども達の身近にあり、すぐ活用できる素材をそのままにしておくのは、もったいない思いがある。安全性に配慮した上で、環境に限らず、身の回りのものを見直しながら、活用することに努めていきたい。

## 【注】

- (1) 野草の葉、花などを使って遊び道具や楽器にしたり、色を取り出して遊んだりする遊び。
- (2) 辞書的には「山野に自然に生えている草」とあり、「雑草」と呼ばれることが多い。
- (3) 一般的には「五感」と呼ばれるが、障がい等によりある感覚を失った場合もあるため、ここでは様々な感覚として「諸感覚」で通す。
- (4) 特に幼少期の遊びを通じた印象的な出来事が、原風景とともに「原体験」をなし、その後の人生に影響することもあるとされる。
- (5) 草むらを拠点に、草花遊びをはじめ、遊びを通して自然の植物に触れ合う「児童文化」の一つである。
- (6) 堤の「生活科での伝承的な遊び」の研究より引用した。
- (7) 草そのものが遊び道具として使えるものを取り上げた。それらを遊びの種類から6分類した。
- (8) 筆者の視点から、子ども(幼児・低学年児童)が呼び名を聞いて、その言葉や響きが面白いと思われるものを取り上げた。
- (9) 直接経験による具体的な認識を重視する「直接教育」に対する用語で、倉橋惣三は「物・人・事を間においた間接的な教育の営み」とした。
- (10) 子どもの生活を基盤にし、そこでの事象を教育活動に結びつける考え方である。
- (11) 直接教育と間接教育との中間的なもので、半具体物であったり、直接経験と間接経験を状況に応じて取り入れたりした学びである。生活科がある意味で該当する。

**【参考文献】**

- 岩槻秀明『やさしい身近な自然観察図鑑・植物』い  
かだ社 2014
- 藤井伸二監修・高橋修著『野草図鑑』ナツメ社 2014
- 森昭彦『身近な雑草の不思議』ソフトバンククリエイティブ  
2009
- 山内昭道『身近な野草 100』東京家政大学出版部  
1995
- 山内昭道・八並勝正『領域 環境』同文書院 1999
- 山田卓三『体を感じる 遊び事典』農文協 1998
- レイチェル・カーソン『センス・オブ・ワンダー』  
上遠恵子訳 新潮社 1996
- 栗原光子「身の回りの野草を知る」『文教大学教育  
研究所紀要第16号』2007
- 堤藍子「生活科における伝承的なあそびの教材性に  
関する研究」『愛知教育大学紀要』2005
- 野田敦敬「初等教育における自然体験の重要性」『愛  
知教育大学教育実践総合センター紀要第4号』2001

# スクールソーシャルワークの地域展開についての考察

渡邊 英勝

A Study on Regional Development of School Social Work

Hidemasa WATANABE

## 1. はじめに

スクールソーシャルワーカーの配置・活用が全国的に進んでいる。スクールソーシャルワークについては、ワーカーの職責職務・役割の学校側の理解不足により、支援者との関係構築等支援の困難さが指摘されている。

そのような中でも、児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、貧困への対応において教育と福祉の連携の重要性が高まり、これまでのスクールカウンセラーの児童生徒への心の面からのケアに加え、児童生徒を取り巻く環境に働きかける社会福祉的アプローチが求められるようになり、スクールソーシャルワークへの期待も高まっている。

スクールソーシャルワークは困難を抱えた児童生徒への支援を行うものであるが、主に環境に働きかけることから、学校内で完結できるものではなく、学校外、学校の周辺、児童生徒の家庭環境、さらには地域の社会資源も視野に入れた支援が必要となってくる。

そのためには、地域福祉的展開が重要となり、地域におけるソーシャルワークを実践していかなければならないと考える。

子どもの抱える福祉問題をスクールソーシャルワーカーの配置により解決を図ろうとしているが、学校という限られた枠の中での解決が本当に可能なのだろうか。学校を含む周りの地域全体を援助の範囲として家庭に帰ってからも生活の延長線であるとの認識で、また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・専門学校等へ続く継続的・総合的支援が必要でなのではないか。そのためには、地域福祉の視点で子どもの福祉を高めていく必要があるのではないか。それができているのか、また、そのような認識を持っているのだろうか。

わが国では、全世代・全対象型地域生活支援体制の構築が謳われ、ニッポン一億総活躍社会が目指され、

地域力強化検討会による最終とりまとめが平成 29 年 9 月に公表された。これにより学校での福祉問題も「我が事・丸ごと」の問題解決が求められると考える。

本研究ではスクールソーシャルワークの地域福祉への展開の必要性と展開方法について考察していく。

## 2. スクールソーシャルワークとは

2008 年文部科学省より出された「スクールソーシャルワーカー活用事業」によるスクールソーシャルワーク（以下スクールソーシャルワーカー）というの定義は「問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこと」としている。また、2010 年文部科学省の「生徒指導提要」には「スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。」とある。「関係機関等とのネットワークを活用」という表記から「家庭、学校、地域の関係機関につなぎ」とあり、「スクールソーシャルワーカー活用事業」で出された定義より、より具体的な表現をしている。

文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」によると、スクールソーシャルワーカーの職務内容は、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等が挙げられている。

また、「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」によると、スクールソーシャルワーカーとして選

考する者については、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいとされ、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者とされている。

大塚(2017)は、子どもが抱える問題は、家庭や学校、地域との相互作用の問題でもあり、子どもだけではなく周囲の環境にも目を向けなければ問題は解決しない。そのため、教職員関係機関、当事者である保護者とも協働して多面的で包括的な支援が必要である。ケースマネジメントは、複雑で多様なニーズを持つ人々にさまざまなサービスを包括的に提供するアプローチである。これは、特定の直接的なサービスを提供するのとは異なり、サービスをつなぎ縦割り組織を崩していく方法でもある。そのような意味でスクールソーシャルワーカーは子どもに関わる支援者を縦断的につなぎネットワークを形成するコーディネーターだといえとし、その機能を地域福祉まで含めると考えられる。

平成29年4月に学校教育法施行規則が改正され、第65条の3でスクールソーシャルワーカーは、児童の福祉に関する支援に従事する、と職務内容が規定された。その中で、スクールソーシャルワーカーの具体的な業務は、「ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者」として、「不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働きかけ及び自治体の体制整備への働きかけに従事すること」とされた。

### 3. 子どもを取り巻く福祉問題

現在の子どもを取り巻く福祉問題については、いじめ、不登校、ひきこもり、暴力、非行、虐待、貧困、中途退学、自殺、障害、犯罪被害など多岐にわたる。さらに複数の問題が複雑に絡み合い、解決を困難にしている。子どもの福祉問題も総合的・包括的な支援による問題解決が求められていると考えられる。

では、現在の子どもを取り巻く福祉問題はどのような状況なのだろうか。主なものについて把握していく。

まず、「いじめ」についてだが、『平成27年度「児

童生徒の問題行動等生徒指導の諸問題に関する調査」(速報値)について(2016)』によると、いじめの認知学校数は平成18年度40,315校だったのが平成27年度は37,960校と減少、いじめ認知(発生)件数は平成18年度124,898件、平成27年度224,540件と、こちらは大きく増加している。いじめ発見のきっかけはアンケート調査など学校の取り組みにより発見が一番多く115,391件で、以下学級担任が発見16,518件、学級担任以外の教職員が発見5,478件、養護教員が発見944件、スクールカウンセラー等の相談員が発見446件と続く。スクールカウンセラー等は学校常駐が少ないために件数は低くなると考えられる。いじめられた児童生徒の相談状況は、学級担任に相談が一番多く167,684件、保護者や家族等に相談が58,602件と続き、スクールカウンセラー等の相談員に相談は6,293件とこちらも少ない。

次に、「小・中学校の長期欠席(不登校等)」を見る。長期欠席者数は194,933人で内不登校者数は126,009人で64.6%を占める。平成18年度は126,894人であるので、横ばいである。不登校の要因を見ると、学校に関わる状況84,535人、家庭における状況47,453人と家庭における状況は37.7%を占めている。学校における状況にはいじめ、友人関係教職員との関係、学業不振、進路に関わる不安、学校のきまり等をめぐる問題、入学・転編入学・進級時の不適応と分類されているが、家庭に関わる状況ではその分類はされていない。

ちなみに教育センターや教育相談所による教育相談件数は、216,844件のうち、不登校に関する教育相談件数65,749件(30.3%)、いじめに関する教育相談件数10,184件(4.7%)である。

次に、「自殺の状況」を見る。平成18年度は171人であったが、平成27年度は214件である。平成25年度から27年度までは200人を超えている。自殺した児童生徒の学年別内訳をみると、高校1年生49人、2年生51人、3年生50人も計150人で7割を占めている。自殺した児童生徒が置かれていた状況を見ると、進路問題12.1%、家庭不和10.7%、精神障害9.3%という順になっている。

児童虐待について『平成28年度児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)』を見てみると、平成28年度中に全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は122,578件で、過去最高であった。対前年比118.7%で19,292件の増加である。心

理的虐待に係る相談対応件数が増加したこと、警察等からの通告が増加したことが主な増加要因である。また、心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案についての警察からの通告が増加しているとしている。

虐待の内訳は身体的虐待 31,927 件(26.0%)、ネグレクト 25,842 件(21.1%)、性的虐待 1,622 件(1.3%)、心理的虐待 63,187 件(51.5%)で心理的虐待が半数以上である。虐待相談の相談経路は、警察等からの通告が一番多く 54,813 件(45%)で、次に近隣知人からの通告 17,428 件(14%)、家族からが 9,539 件(8%)、学校からが 8,851 件(7%)と続く。近隣知人、学校からの通告も多いことから、児童虐待発見のための重要な資源であるといえる。

児童の貧困について『平成 28 年国民生活基礎調査の概況』を見ていく。

児童のいる世帯は 1166 万 6 千世帯で全世帯の 23.4%である。逆にいうと児童のいない世帯は 76.6%となり、4 分の 3 は児童がいないということである。平成元年には 41.6%が児童のいる世帯であったことから大きく減少していることがわかる。世帯構造は「夫婦と未婚の子のみの世帯」が 857 万 6 千世帯(児童のいる世帯の 73.5%)で最も多く、次いで「3 世代世帯」171 万 7 千世帯(同 14.7%)となっている。児童のいる世帯は核家族が多くを占めている。

仕事ありの母の 1 日の就業時間を末子の年齢階級別にみると、正規の職員・従業員は「0 歳」では「0~4 時間未満」の割合が 65.0%で最も多く、「0 歳」以外の年齢では、「8~10 時間未満」の割合が多い。非正規の職員・従業員は、「0 歳」以外の年齢で「4~6 時間未満」と「6~8 時間未満」を合わせると約 7 割を占める。非正規の母の場合は就業時間が短く収入に影響していると思われる。

各種世帯の所得の種類別平成 27 年所得 1 世帯当たりの平均所得金額の世帯の種類を見ると、全世帯では 545.8 万円、高齢者世帯では 308.4 万円、児童のいる世帯は 707.8 万円、母子世帯は 270.3 万円と、母子世帯の所得が低いことがうかがえる。

平成 27 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 122 万円、「相対的貧困率」は 15.6%で、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は、13.9%である。さらに「大人が一人」の世帯員では 50.8%の貧困率になっており、ひとり親世帯の生活が苦しいことがうかがえる。

生活意識別に世帯数の割合構成を見てみると、「苦しい」が 56.5%となっており、そのうち、「母子世帯」が 82.7%、「児童のいる世帯」が 61.9%となっている。

児童のいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は上昇傾向にある。ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にある。家庭の経済状況等により、将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのないように、様々な支援が求められているとしている。以上のことから、児童のいる世帯の生活状況、特に母子世帯は貧困問題があると考えられる。

『平成 28 年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況』をみていく。

15~39 歳の若年無業者の数は約 77 万人で、15~39 歳人口に占める割合は 2.3%である。その理由として、「知識・能力に自信がない」「探したが見つからなかった」「希望する仕事がありそうにない」が挙げられている。15~39 歳の広義のひきこもりの推計数は平成 27 年調査では 54.1 万人である。

小・中学生の不登校生徒数は平成 25 年から 27 年にかけて、3 年連続で前年を上回り、不登校の要因は、いじめ、友人関係をめぐる問題、家庭に係る状況、学校のきまり等をめぐる問題が多くみられる。

子ども・若者の困難は、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、虐待など非常に多岐にわたるものであり、また、いくつかの困難が複合的にあられ、その困難をさらに複雑なものとしているとある。そのような困難には、支援を行うソーシャルワーカー等が問題に応じて家庭等に出向き、必要な相談援助を行うアウトリーチが必要である。つまり、スクールソーシャルワークは学校内にて完結するものではないということである。

また、子どもだけでなく、家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築の必要性も説いている。

まず、家庭教育支援として、家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤である一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、そのため社会全体で家庭教育を支えることが求められているとし、文部科学省は「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」により、保護者が教育に関する学習や相談ができるような体制を整えたり、「地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事



業」を地方公共団体に委託実施したり、文部科学省と厚生労働省が連名で「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後子ども教室や放課後児童クラブを整備し、児童の生活の場としての質の向上を図っている。

また、主要事業にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充など、教育相談相談体制の充実を図り対応している。

#### 4. 地域福祉の方向性

一方、国の目指す社会福祉の方向性は、地域福祉をメインストリームに地域共生社会の実現に向けて進められている。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(医療介護総合確保法)が2014年に成立し、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療、介護連携などの地域支援事業の充実を図り、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築する、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が目指された。

また、2015年厚生労働省ワーキングチーム「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」が出され、4つの改革のうち1. 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て、資源開発を行い、地域によるワンストップ型・連携強化型で地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携し、引きこもり、障害のある困窮者、若年認知症、難病患者、がん患者などに対応していく。2. 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供として、多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進・運営ノウハウの共有、規制緩和の検討等総合的な支援の提供を挙げている。

また、新しい地域包括支援体制の構築するために、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進し、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくとしている。

2016年「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置された。そこでは、一億総活躍社会づくりが進められる中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを

育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があるとし、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要があるとして、「我が事・丸ごとの地域づくり」として、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的な相談支援体制の整備、地域づくりの総合化・包括化(地域支援事業の一体的実施と財源の確保)、地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化等の項目を挙げ、「サービス・専門人材の丸ごと化」として、公的福祉サービスの総合化・包括化(基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備)、専門人材のキャリアパスの複線化(医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大)等が挙げられている。さらに小中学校区では、地域における住民主体の課題解決に向けて、住民に近い圏域で、制度や分野にとらわれない地域課題の把握をし、住民団体等によるインフォーマル活動への支援や公的な相談支援機関へのつながりや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制をつくること、市町村エリアでは、包括的・総合的な相談支援体制の確立をめざし、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制の構築が図られている。育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図るとしている。

2017年9月12日地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～が公開された。総論(今後の方向性)として、地域共生が文化として定着する挑戦、「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく早期発見・早期支援へ、専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携、

「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造、「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ、が示され、なかでも、「障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する」や「地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる」といった、市町村における包括的な支援体制の構築として、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能に注目をした。

## 5. 地域福祉時代におけるスクールソーシャルワーカーの在り方の考察

このように、日本の社会福祉の方向は地域福祉を主流とした、全世代・全対象型の地域共生社会の実現に向いている。

大塚（2017）はスクールソーシャルワーカーは子どもに関わる支援者を縦断的につなぎネットワークを形成するコーディネーターだといえし、マクロ領域である「地域」、メゾ領域である「学校」、ミクロ領域である「子どもと家庭」を縦断的につなぎ支援をしていく必要性を提言している。えてしてメゾ領域である「学校」内で相談援助が完結してしまうこともあるが、ソーシャルワークの視点で考えると、マクロ、ミクロの両方の支援も重要になる。

子どもを取り巻く、貧困、不登校、いじめ等の問題が地域で発生し、現在「子ども食堂」や「学習支援」等の居場所づくりが全国で広がっている。

しかし、その内容は貧困により食事を減らし栄養が不足する子どもたちに食事を提供することにより、問題解決を図ったり、学習に不足のある子どもたちに勉強をする場所を提供し、教えていくことで、問題を解決していこうとしている。

確かに、食事や学習の不足を埋めていくという作業も重要なことであるが、子どもを取り巻く状況はそれほど単純なものではなく、大村（2017）は、学習支援といっても家の経済状況、親の離婚や病気、引きこもりなどそれぞれの奥にある悩みがあったり、家族が縮小し、地域のつながりが希薄化し、子ども会も減少し、町内会への加入も低下することで、困っても頼ったり、相談できる人がなくなり、地域のなかで身近なロールモデルを見つけることができにくくなっているとし、

学校の教員は忙しく、子どもたちと向き合う時間は難しく、家庭訪問もなくなり子どもの実態を把握することができなくなり、家庭では親たちは忙しく、スマホやお金を与えて、一緒に食事をする時間や団欒が減り、家族機能が弱体化している。

子どもたちの姿が見えにくくなり、うちひしがれた子どもは大人を信用しなくなる。子どもに寄り添う伴走型の個別支援が必要なのではないだろうか。

食事や学習の不足を埋めていくという作業で終わるのではなく、信用できる大人と認識してもらえようような信頼関係の構築をするために子どもたちと寄り添っていくという支援を行っていくことが重要である。

## 6. 結論

これからの日本の社会福祉のメインストリームは地域福祉であり、全世代・全対象型の地域共生社会の実現が目指されている。

2017年10月24日「社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会から、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士養成のこれから（社会福祉士養成教育内容の見直しに向けて）」が発表された。2020年には養成新カリキュラムを導入する計画で、地域共生社会の中核として建設的な役割を担う人材を育てることがテーマとされた。ソーシャルワーカーの地域共生社会実現が中核となるように実践できる力を養成していくものである。

スクールソーシャルワーカーもソーシャルワーカーの一員であることから、学校を中心としつつも、他のソーシャルワーク専門職や他職種と連携・協働しながら、地域共生社会の実現を目指すことを念頭に置くことが必要であると考えられる。

しかし、学校現場であることから、その対象は子どもが中心となるであろう。コミュニティソーシャルワークを実践していくことは重要であるが、まず、子どもに寄り添う伴走型の個別支援やアウトリーチが最初であり、子どもたちとの信頼関係を構築し、信用されるソーシャルワーカーとなり相談援助がスタートしていく。その実践を積み重ねながら、普遍化を試みて、メゾ領域、マクロ領域でソーシャルアクションしていく、他の専門職との連携協働により、全世代全対象型に広げていく、このような展開が現実的ではないだろうか。ある程度子ども中心という縦割り要素を残しながら、ネットワークとしての包括的支援をしていきな

がら、地域共生社会を創造していくという実践がスクールソーシャルワーカーの地域福祉支援となるであろう。

## 文献

秋山博介 (2009) スクールソーシャルワークの今後と課題. 実践女子大学生活科学部紀要第46号 29-41

竹澤賢樹 (2009) スクールソーシャルワークの導入と基本的技術に関する一考察. 北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要第2号第2分冊 61~70

栗原卓也・伊東美鈴・中村彩香・渡邊隆文 (2009) スクールソーシャルワーカーに求められる専門役割と専門機能についての一考察~山梨県スクールソーシャルワーカー活用事業の現状から~健康科学大学紀要第5号 91-99

佐藤崇子・金子智栄子 (2010) 学校現場に求められる援助について—スクールソーシャルワーカーに期待される役割と課題—. 文京学院大学人間学部研究紀要 Vol.12 223-236

横山 裕 (2010) 地方都市におけるスクールソーシャルワークの現状と今後の展開について. 九州保健福祉大学研究紀要 11 43-52

内山充範 (2010) スクールソーシャルワークに求められる専門性に関する一考察. 山口県立大学学術情報第3号 (社会福祉学部紀要) 1-10

岩永 靖・茶屋道拓哉 (2011) スクールソーシャルワーカーの視座とかわりに関する実践分析(1)—学校現場への視座とかわり—. 九州看護福祉大学看護福祉学部応用障害心理学研究第10号 105-114

佐藤英晶 (2011) 教育相談における福祉的援助手法の視点. 帯広大谷短期大学紀要第48号 69-78

田中 尚 (2013) スクールソーシャルワークの展開の今日的意義. 岩手県立大学社会福祉学部紀要第15巻 13-20

土田耕司・橋本彩子 (2016) 子どもの貧困対策とスクールソーシャルワークにおけるケース発見—スクールソーシャルワークにおけるケースの発見—. 川崎医療短期大学紀要 36号 33-37

高橋啓人 (2017) 教育における福祉機能論に関する研究—スクールソーシャルワークの役割に焦点をあてて—. 早稲田大学大学院文学研究科紀要 62 852-838

<http://www.human.osakafu-u.ac.jp/ssw-opu/about/>  
(大阪府立大学)

横井葉子 (2015) チーム学校におけるスクールソーシャルワーカー活用の視点. 中央教育審議会チーム学校作業部会 (第4回)

大塚美和子 (2017) スクールソーシャルワークの実践展開[1]ケース発見と情報収集. ソーシャルワーク研究 43-1(169) 50-56

大塚美和子 (2017) スクールソーシャルワークの実践展開[2]アセスメントとプランニング. ソーシャルワーク研究 43-2(170) 40-47

野尻紀恵 (2017) 孤立化・困窮化する子どもへの包摂的支援と福祉教育—スクールソーシャルワーカーの視点から—. ふくしと教育通巻 23号 16-19

大村みさ子 (2017) 子ども村：中高生ホッとステーション. コミュニティソーシャルワーク 19号 14-22

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) (2017) 地域力強化検討会最終とりまとめ~地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ~

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2017) 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(速報値) について

内閣府 (2017) 平成28年版 子供・若者白書 平成27年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況

厚生労働省 (2017) 平成28年国民生活基礎調査の概況

# 臨床の現場をくるむ概念についての一考察

## 大田堯氏の教育観を手掛かりに

小田 知里

A study of concept common to all clinical fields  
- Based on Takashi Ota's views on education -

Chisato ODA

### 1. はじめに

本学子ども学科の学生の多くは、保育士資格と幼稚園教諭免許の2つの資格取得を目指して入学してくる。保育士資格を取得するためには、保育所実習の他に、保育所以外の児童福祉施設での実習が必須である。

今年度、子ども学科1期生が初めて児童福祉施設での実習を行った。受け入れ先には限りがあり、学生の希望通りの配属はできていない。成人のいる施設への配属もある。実習を終えた後の振り返りとして、「実は行く前は不安だったけれど…」という言葉はよく聞かれる。しかし今回は、「行くのが怖い」「〇〇の方がよかった」等の不安や不満の声が実習前にあちこちからあがっていた。

今まで、福祉心理学科の学生にも同様に配属を行ってきたが、その声は顕著には聞かれなかった。気持ちを心の中に閉じ込めておくか、外に表出するか、という学生の性質の違い以上の何かがあるように筆者には感じられた。自分の進路とは関係ないという判断が早いのか。目に見えないつながりは意識されにくいのか。

目の前にする人が、子どもであれ、高齢者であれ、障害をもつ人であれ、病の人であれ、本学は臨床の現場に立つ専門家を養成している。臨床とは本来、病床に臨むことを意味するが、本稿では鷺田の実践する「臨床哲学」<sup>1)</sup>に倣って、体の病気だけではなく、いろいろな心のトラブル、思い悩み、諸問題の発生しているところを社会のベッドサイドだと考えて、そこに臨むという広い意味で、臨床という言葉を使用する。

中村雄二郎の「臨床の知」の在り方<sup>2)</sup>に基づくと、臨床の現場では、私は相手を操作しない。相手を含め

た私の周りの世界が、私に示すものを読み取り、意味づける方向で成り立つ。襲いかかってくる危険に対処しつつ、相手と共に濃密な意味を持つ空間をつくりだしていく。このような現場に出ていく人にとっては、それぞれの専門的な学びとともに、自らの拠って立つ人間観のようなものを考えてみることも必要ではないだろうか。

筆者は、拠って立つ人間観を、学部学科の柱の束をゆるやかにくるむものとイメージする。共通の強固な土台の上に立つとなると、そこからはみ出して落ちることが怖くなる。自分が落ちないことが最優先となる。一人ひとりに事情があり、また感謝と訴訟がいつ入れ替わるやもしれないのが臨床の現場である<sup>3)</sup>。徳永（2016）の言うように、言いきれぬ正しさはないのかもしれない<sup>4)</sup>。だから、きちんとではなく、ゆるやかにくるみたい。時にはするりと抜け出せる隙間が欲しい。つつむの語源は、「隠して見えなくすること」、くるむの語源は、「くるくると包み込むこと」であるという<sup>5)</sup>。

本稿では、柱の一つである保育の概念をめぐる状況を概観することをきっかけに、臨床の現場をくるむ人間観について、筆者なりに考えてみたい。

### 2. 対「教育とは」としての「保育とは」 —概念をめぐる混乱—

「保育とは何か」は、保育界において一定のコンセンサスを得ている。それは「保育とは養護（care）と教育（education）とが一体となった乳児や幼児の発達

を促す営みのことである」と保育用語辞典が説明する概念である<sup>6)</sup>。この概念の歴史は明治9年(1876)、我が国最初の幼稚園、東京女子師範学校附属幼稚園誕生時に遡る<sup>7)</sup>。それ以来、保育現場では、幼稚園でも保育所でも乳幼児に対する働きかけを「保育」と呼んできた。

しかし、平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」は合理的な説明を欠いたまま「教育」と「保育」を分離したと言われている<sup>8)</sup>。

内閣府のHP(子ども・子育て新制度なるほどBOOK)では、幼稚園を「小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校」、保育所を「就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設」と説明する。そして「新制度では、幼稚園と保育所に加え、両方のよさをあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます」とアピールする<sup>9)</sup>。幼稚園で行われるのが「教育」、保育所で行われるのが「保育」という理解の仕方を一般に広めたとと言えるだろう。

一般社会と保育界とで概念の認識が異なることについて、前出の辞典は「幼稚園は学校教育を行う教育機関であるから、幼稚園で行うのは教育であり、保育所は養護的機能をより多く含むので、保育所で行うのが保育であるという誤解がある」と明示している<sup>10)</sup>。

子ども・子育てをどう見るかは時代によってかわる。高度経済成長期には3歳児神話が浸透し、男女共同参画社会にはイクメンがもてはやされた。社会情勢や経済効果を背景に、時代にとって都合のよい部分がクローズアップされる。言葉の意味も不変ではない。今の「保育」概念も、絶対とはいえない。

保育界は、教え込むものとしての「教育」と区別するために「保育」という言葉にこだわってきた。しかし「保育」の概念は「養護+教育」であるから、ここには「教育」が含まれる。この「教育」が子どもの心身の健全な成長・発達を促すものを意味し、教え込む教育でないことは、当然の理解としてある。しかしこれは保育界だけの当たり前なのかもしれない。新制度による「保育」概念の瓦解を危惧する山内(2014)は、「私たちは空気のように「保育」概念を当たり前のもつと見なしてきた。その基盤が政治的・経済的な意図から崩壊させられようとするに、あまりにも無頓着で、無批判ではなかっただろうか」と自省している<sup>11)</sup>。

平成29年3月末には、翌年からの施行に向けて、新

しい保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領がそろって告示された。この改訂について、大宮ら(2017)は保育の基本スタンスであった「遊びを通しての学び」が「小学校との円滑な接続を図る観点からの学び」へと引っ張られている点や、「養護と教育の一体性としての保育」が後退している点などを指摘している。そして次の改訂には現場の声が反映できるように、今から園内で考えあうことを呼び掛けている<sup>12)</sup>。

新制度における言葉の違和感を考察した小野(2015)は、教育(education)にあたるラテン語の語源には「引き出す」を意味する educare(エデュセーレ)と「養育する」を意味する educare(エデュカーレ)があることをとりあげる。そして「保育」という考え方を廃するのではなく、今まで乳幼児に対して行ってきた「保育」(保護し教育する)の対象を広げるという意味で、学校(幼稚園、小学校など)だけでなく保育所においての営みを「教育」と称することを提案している<sup>13)</sup>。

当たり前に使っている言葉の意味をいったん解きほぐし、解釈し直すことで、矛盾を越えてものごとをとらえることができるのかもしれない。使う言葉にとらわれすぎると、中身が見えなくなることもある。

保育界が区別してきた学校教育であるが、「学校教育≠教え込む」と考えて教育に向き合ってきた人たちもいる。次章では、保育が大切にしてきた「子どもは守られつつ自ら育つ存在である」という人間観と相通じる、大田堯氏の教育論をみていきたい。

### 3. 「保育とは」をくるむ「教育とは」 —大田堯氏の教育観—

大田はその著『教育とは何か』(1990)の中で、種の持続の観点から生物の歴史をたどり、人間行動の特質と傾向を考察する<sup>14)</sup>。(以下、下線部筆者)

大田は、他の動物が実に長い時間をかけて、徐々に環境に自分の身体を合わせていくのに対して、人間は対象に対して積極的に選んで働きかけるという適応の仕方をしてきたことを指摘する。

そして人間の可能性を以下のように描く。

大切なのは、すべての人が遺伝と与えられた環境という、一人ひとりちがった荷物を背負っていて、それを

材料としてめいめいの分別・判断を重ねることによりその人の持ち味、個性を創り出していくことができるような社会環境をつくり出すということです。 p 98

その上で教育の役割を、子どもが自分の中から力を引き出す手伝いをすることであると述べている。

ヒトが人となるための教育 — 種の持続としての教育という仕事は、蓄積されてきた重い文化を仲だちに、選ぶ力と結ぶ力を一人ひとりの子どもが自分の中から引き出すのを助けるものなのでしょう。 p129

納得について以下のように説明した上で、教育の方法は説得ではなく、納得であると続ける。

（納得とは）自分のもっていた分別の世界が、異質なものを受け入れて太るということとして、分別が広くかつ深くなったということでしょう。より積極的に言いますと、いままで自分の中でおおわれていたものがあらわになり、みえてくるようになる、引き出されたということでもあるのです。 p 111

教育ということばについて、私たちを長年とらえてきた観念は、何かを相手に教えること（説得）がまず先行しています。そして、相手の内面から“わかまえる”力、分別を引き出し、育てることが、教えることに従属してしまう傾向があります。 p 117

人間は選びながら自分を創っていく生き物であり、人間が生まれつき持っている「わかまえる力」を、納得という方法で引き出す手伝いをするのが教育であるという捉え方は、保育だけでなく、すべての臨床の現場に通じうる人間観であるといえよう。

大田の教育観と通じるものとして川田（2012）の発達観をみてみたい。川田は発達の概念について、「否定」を意味する de-と「包む」を意味する envelopment から成り立つ「発達」development には、何か包まれていたものが出てくる／引き出されるという意味と、「現像」という意味があると述べる。子どもの発達は、何も無いところから始まるわけではなく、その子らしさの原型は出生（あるいは受胎）と共にある。しかし、それがどのように社会のなかで現れるかは、環境との関係で決まってくるという<sup>15)</sup>。

覆いを外すかどうかはどんなに小さくても、本人が選択する。泣くに値する人が誰なのかもしっかりわき

まえている。誰にでも微笑んでいた乳児が、生後半年くらいから見知らぬ人には簡単に微笑まなくなる人見知りも、「わかまえる力」によると言えるだろう。小さな頭で誰に微笑むかを選択している。

覆われたままでいるのには、何かしら理由がある。そのことへ思いを寄せ、目の前の人の環境の一つとして存在するのが「力を引き出す手伝いをする人」としての教育者なのかもしれない。この教育の概念でくると、すべての臨床の専門家を「教育者」と呼ぶことができるだろう。教育者は、理由が何かを問いただす人ではなく、外すよう説得する人でもない。本人が納得して覆いを外す瞬間に立ち会う人である。

しかし、状況に応じてその教育者のわかまえる力が判断するときは、必ずしもこの限りではないと筆者は思う。この言い切れなさが、正解のない臨床の現場の難しさなのではないだろうか。

#### 4. 教育者の役割 — 「快」「不快」に関わる —

では人が覆いを外してみようと判断するのは、どんな時なのだろうか。筆者は、わかまえる力は「快」（心地よさ）を求めて働くと考える。

能力開発工学センターは、脳が「快」に向かって行動することを以下のように説明している<sup>16)</sup>。（筆者要約）

○「快」に向かい「不快」をさけるのは本能  
脳の中央にある側坐核の働きで、自分にとって「快」つまり心地よいものは安全、「不快」なものは危険と判断される。「快」は積極的に取り込み、「不快＝危険なもの」は避けるよう行動させる。

○脳にとっての「快」「不快」とは  
脳にとっての「心地よさ＝快」は、必ずしも「楽（らく）」ということではなく、脳はあまりやさしい（簡単な）ことには興味を示さないということが実験で明らかになっている。脳にとって刺激は「快」、逆に刺激にならないことは「不快」である。

○「快」「不快」は経験によって変化する  
困難は本来は「不快」であるが、克服したときは、大きな喜び・感動が得られるためこれは「快」。仲間と一

緒に困難を克服したときは、より大きな喜び・感動(快)が得られる。そうした積みかさねをすると、脳は「困難」そのものを「不快」とは判断しなくなる。失敗は「不快」であるが、失敗を克服しての成功は、苦勞なしの成功より大きな「快」。失敗の内容が、成功のヒントになっていたりすれば、チャレンジするのが「快」となっていく。

このように、人の脳が本能的に「快」に向かって行動するものであると考えると、通常、教育者は半歩位後ろから子ども(関わる相手)を見守る人であってよいのではないかと思う。

その専門性がぐっと問われるのは、相手の中に、より「らく」ではない「快」へ、「不快」を克服する「快」へと向かう矢印にストップをかける覆いがあるときだろう。

相手の中にある設計図が、どうしたら引き出されるか。いったん棚上げにすることも含めての、身に着けた専門的な知識技術の使い方は日々の研鑽が問われる部分であるが、その出し方が相手に合うか合わないかは、相性ということもある。相手の持ち味がいろいろなのだから、教育者だっているいろいろあってよい。

しかし、教育者であろうとする限り、どんな場合にも忘れてはいけないことがあると筆者は思う。それは自分自身の「快」、すなわち「自分が“快だから”人と関わっているのだという自覚」である。

自分の思いが相手に通じないとき、人は「こんなにあなたのためを思っているのに」と思いがちである。しかし自分を犠牲にして人のために尽くしているような感覚は、誰をも幸せにしない。

自分の信念に基づいていることへの「快」、相手のために動いている自分に満たされている「快」、ありがとうと言ってもらえる「快」、何かしらの「快」があることを、客観視することを忘れてはならない。

私のためと、あなたのためが分断しないことがお互いにとっての「快」につながると思う。

## 5. 教育者になるために

### 一「障害児保育」は「教育」の原点一

「子ども一人ひとりが自分の中にあるわきまえる力を引き出すのを助ける営み」としての教育において、

教育者は利用される環境(素材)の一つである。ちょっとしたスパイスであろうとしても、それが毒にも薬にもなってしまう可能性があるから、教育者は自分自身を知っている必要がある。自分の見方や考え方から距離をおき、自分を客観視できていなければならない。

保育者養成の課程においては、この力を培うものとして、「障害児保育」の授業があり、実際に障害児者に関わる実習があると筆者は考える。

「障害児保育」のテキストには「障害児保育は保育の原点である」という言葉から始まるものが多くある。

『障害児保育』ミネルヴァ書房 2012 はじめに

昔から「障害児保育は保育の原点である」と言われてきました。この主張の背後には「一人ひとりの子どもの思いを受け止めて、それに応えるのが保育の原点」という考えや、「子どもたちの個人差を個性の違いと保育者が受け止める中で、一人ひとりが保育の場で自分らしく過ごせるのが保育の基本」という考えがあります。

『障害児保育17』中央法規 2015 はじめに

「障害児保育と乳児保育は保育所保育の基本である」といわれている。その理由は、保育者は障害のある子どもの保育を実施する際、一人ひとりの発達特性の差異をとらえ、対象児の興味・関心の内容を把握したうえでどのような経験が必要かを熟慮して接するが、このことは発達の著しい乳幼児に対する保育においても同じ姿勢が求められるという点にある。こうしたことから、障害に向き合う保育者には、その基本的な資質が問われることになる。

筆者は、わかったつもりになることができない状況を与えてくれるという意味で、「保育の原点」(すなわち保育をくるむ「教育の原点」と言われるのではないかと考えている。わからなさにとどまる力を鍛えてくれる。人は、みんなちがっていいのではなく、そもそも、みんなちがうのだ。目の前の人に自分と異なる点を強く感じた時、自分のわかったつもりが突如として通用しなくなる。

本来、障害の有無に関わらず、子ども一人ひとりのニーズを把握しようと努めることは保育の基本である。しかし子どもたちが、実際心の中でどう思っているとも、大人の望むような反応をしてくれると子どもの

ことがすっかりわかっているような気になってしまう。自らの在り方を疑わない。しかし、障害を持つ子どもは時に容易に「私の想定」を超えてくる。自分の頭の中だけではどうしてよいかわからない。それ故、目の前で起きていることとがっちり向き合う他ない。その時、自分はどうか考え、どう動くのか。

「障害児保育」は、自分と切り離されたものとして、「障害とは何か」や「子どもの発達特性の理解と対応」を知る授業ではない。自分が「障害」をどう考えているかをきっかけに、自分の物事に対する見方や考え方の傾向をつきつけられる授業である。自分を通過してしか学べない。「障害児保育」の扱う世界は、違った荷物を背負う一人ひとりが、ともに生きる外の社会の縮図でもある。背負っている荷物が違うことを顕著に示してくれる。

「障害児保育」は頭で考える授業であり、全身でわからなさを経験するのが実習である。全員が障害児者に関わるわけではないが、他の施設に関わる子どもたちも、その背負っている背景から、学生にとっては「わからない」存在になることが多い。保育所や幼稚園であれば、全員でなくても子どもの方から近づいてきてくれる。そうでない子どもに気持ちを向けない限り、関係づくりには困難を感じずに実習を終えることもできる。しかし様々な背景を抱えた子どもたちとの関係づくりは難しい。誰でも拒否されることは怖いし、傷つきたくない。傷つくかもしれない「不快」の先に、自分にとっての「快」が見えないと、勇気を振り絞った一歩が踏み出せない。

この実習で学生は、思い通りにはならないから否応なく考えさせられる。わかっていると思っていたことが、本当はわかっていなかったことにも気づかされる。

私という人間が、違う人間である一人ひとりと向き合うということ。臨床の現場に出るにあたっては常套句のように掲げられるが、実際にはどれほどに難しいことか、それを実感することが臨床の現場に向かう原点＝出発点であると筆者は考える。「それなりに」の通じない現場に出ていくことの覚悟。この段階で必要なのは「自信」ではなく「覚悟」なのだと思う。

実習を通じて、わからない難しさに耐える中で、目の前の人と共に時間や空間を創りだすことを「快」と感じる事ができたとき、その「覚悟」は萌芽するのではないだろうか。他者に持たされる覚悟には力がながい、全身で承知した覚悟は揺らがない。「らく」では

ない「快」へと学生の力が引き出されるよう、教育者としての養成校教員の力が発揮される部分でもあると思う。

## 6. おわりに

実習に行く前には不安だらけだった学生たちも、目の前の人となんとかつなげようと自分なりに考え悩み、うまくいったりいかなかったりという経験してきたようだ。「相手からは求めてくれない。だから自分から関係をつくっていかなくてはだめだと思った。」「知らないから怖いのだとわかった。」等の気づきを得てきている。「実習だから頑張れたけど…」という率直な言葉も聞かれる。中には、今はまだ指摘された自分、突きつけられた自分の姿を直視できない学生もいる。様々な言い訳を並べるのも、必死で自分を守ろうともがいているからだろう。弱さを含めた自分を客観視する力は容易に身につくものではない。覆いを外す瞬間がいつ来るのか、一生涯外せない覆いもある。しかし、痛みを感じた分だけ、覆いには小さな穴が空いているはずだ。

偏見や差別意識は、持っていて口外しないことと、持っていないことは一緒ではない。もし抱いてしまうなら、その原因をつきつめたい。善悪で判断するのではなく、自分のどの部分がそうさせているのか、その上で私はどうしたいのかを考える。

たとえそれが自分のありたい姿ではなくても、今の気持ちを、自分のものとして受け入れることが必要なのだと思う。そんな風には思っていないと自分に嘘をつくことが、何よりもこの経験を無駄にする。

本稿でみてきたように、教育者であろうとする人にとって、自分を客観視する力を志向することは欠かせない。「視」の語源は「ネ（じっと止める）＋見（みる）」で、「じっと見る」の意味である<sup>17)</sup>。そしてさらに難しいことであるが、自分を視るその眼差しには、厳しさとともに優しさがあってほしい。なぜなら、人は自分の否定したい部分を相手の中に見出したとき、その人に寄り添えなくなってしまうことがあるからだ。

包まれて見えなくなるのではなく、縛られて身動きがとれなくなるのでもない。不安になったときにはいつでも、手を伸ばして確かめられるような人間観にくるまれていると、人はボタンと倒れることをすんでの



ところで免れる。「保育とは」「教育とは」「福祉とは」を自分の言葉でとらえ直すこと。時間のかかる、4年間あるからこそこの学びは、自分をくるむ概念を見出すことを助けてくれる。たとえ、自分を見つめた結果、養成課程と関わりのない道に進むとしても、その場所で発生する問題に対し個別性を重視して向き合う限り、どんな現場も「臨床の現場」であると言えると思う。

達と保育. ミネルヴァ書房. 2012, p. 7

- 16) 能力開発工学センター：脳の働きを土台に学習の在り方を考える. 4. 脳は「快」に向かって行動する. <http://jadec.or.jp/brain/brain04> (2017/11/10 取得)
- 17) 前掲5) p. 453

## 引用・参考文献

- 1) 鷺田清一：哲学はおもしろい 哲学を楽しもう. 畑田家住宅活用保存会. <http://culture-h.jp/hatadake-katsuyo/bun30.html> (2017/11/10 取得)
- 2) 中村雄二郎：術語集. 岩波書店. 1984, pp. 186-190
- 3) 鷺田清一：折々のことば 849. 朝日新聞朝刊. 20170820
- 4) 徳永進：どちらであっても. 岩波書店. 2016, p. vii
- 5) 増井金典：日本語源広辞典〔増補版〕. ミネルヴァ書房. 2012, p. 325・p. 721
- 6) 森上史郎・柏女霊峰：保育用語辞典. ミネルヴァ書房. 2015, p. 3 保育学の項
- 7) 前掲6) p. 1 保育の項
- 8) 大宮勇雄：保育と教育の間—子どもの権利に基づく保育とは. 教育 No. 853. かもがわ出版. 2017, p. 5
- 9) 内閣府・文部科学省・厚生労働省：なるほどBOOK すくすくジャパン！ [http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/naruhodo\\_book\\_2804.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/naruhodo_book_2804.html) (2017/11/10 取得)
- 10) 前掲6)p. 1 教育の項
- 11) 山内紀幸：「子ども・子育て支援新制度」がもたらす「保育」概念の瓦解. 教育学研究第81巻第4号. 2014, p. 35
- 12) 大宮勇雄・川田学・近藤幹生・島本一男編：現場の視点で新要領・指針を考えあう. ひとなる書房. 2017
- 13) 小野順子：「教育」と「保育」に関する一考察. 中国学園紀要(14). 2015, pp. 33-40
- 14) 大田堯：教育とは何か. 岩波書店. 1990
- 15) 松本博雄・常田美穂・川田学・赤木和重：0123 発

# 「高齢者福祉セミナーin カンボジア」に関する報告

## － “高齢者の健康と介護専門職の必要性” を中心として－

本多 祥子

Report on elderly welfare seminar in Cambodia

－ Focusing on the health of elderly people and the necessity of care professionals －

Shoko HONDA

### I. はじめに

平成 29 年 8 月 18 日にカンボジア王国 (Kingdom of Cambodia ; 以下カンボジアと略す) の首都プノンペン特別市 (Phnom Penh ; 以下、プノンペンと略す) で、カンボジア王立社会福祉省 (MoSVY) と東北福祉大学との共催で「高齢者福祉セミナーin カンボジア」が開催された。社会福祉分野に関係するセミナーは、カンボジアでは初めての開催であり、在カンボジア日本国大使館から認可された「日カンボジア絆増進事業」にもなっている。そのため、カンボジア政府からの全面的支援と JICA (Japan International Cooperation Agency ; 独立行政法人国際協力機構) の後援により遂行された。今回、本セミナーにおいて“高齢者の健康と介護専門職の必要性”についての講演をおこなった。本稿は、「高齢者福祉セミナー」における“高齢者の健康と介護専門職の必要性”を中心とした報告である。

#### 1. 「高齢者福祉セミナー」開催の背景

2015 年と 2016 年にカンボジアの都市部と農村部において高齢者の生活実態調査を行った赤塚 (2017a) は、「カンボジアはポル・ポト政権 (1975-1979) の崩壊から約 40 年の歳月が経過したが、高齢者にとっては「暗黒の時代」を経験したことで、現在でも社会的・経済的・心理機能面において高齢者の生活に大きな影響を与えている」<sup>1</sup>と指摘している。また、「カンボジアにおける高齢者の生活を安定化させるためには、介護支援も含めた高齢者福祉を国家施策として捉える

ことが重要となる。そのためにもカンボジア政府による積極的な国家政策として社会福祉システムの構築を図るための社会福祉制度を推進させる施策は不可欠である」<sup>2</sup>と述べている。カンボジアの高齢者福祉はもとより社会福祉システム構築の第一歩に位置づけられる本セミナーは、カンボジアの高齢者福祉に関する赤塚の先行研究 (2017a) を基に展開された。

#### 2. 「高齢者福祉セミナー」開催の目的

国家再建の途上にあるカンボジアにおいて、高齢者への社会的支援及び健康を増進させるための国家プロジェクト戦略を具体的に検討する機会としている。さらには、介護福祉士など社会福祉専門職の養成・育成するための政策について検討し、今後のカンボジアにおける社会福祉制度などの社会福祉システムを構築することを目的とする。

### II. カンボジアの概況

#### 1. 位置と国土面積

カンボジア (図 1) は、インドシナ半島のやや東西に位置し、北緯 10 度前後の熱帯の国である。東と南にベトナム、北西にタイ、北東にラオスの三国に隣接しており、国土の中央を北から南にかけてメコン川が流れ、そのやや西側には東南アジア最大の湖、トンレサップ湖がある。面積は 18 万 1,035 平方キロメートルで、日本の約半分ほどになる。

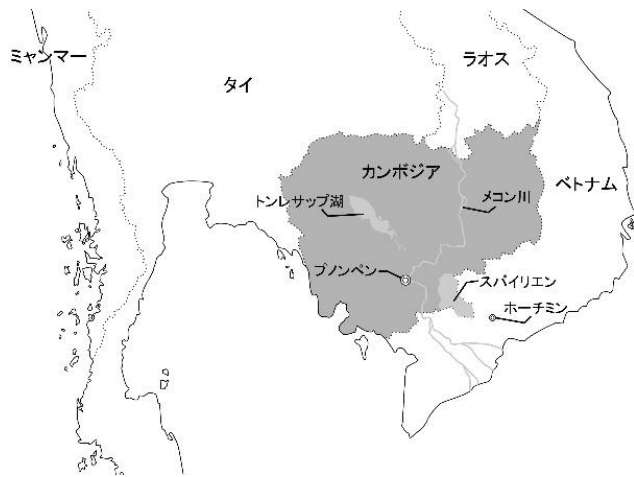


図1 カンボジア  
出所：Google マップを基に筆者作成

## 2. 人口・民族・言語・宗教

カンボジア国内の総人口は約1586万人(2016年)、国民の9割以上がカンボジア人(クメール人)であり、その他はベトナム人、中国人、チャム族、北部山岳地帯などに少数民族が住んでいる。言語はクメール語(カンボジア語)で、観光地や主要な場所では英語が通じること多い。宗教においては、カンボジア人のほとんどが仏教徒であり、その他はイスラム教、キリスト教である<sup>3</sup>。

## 3. カンボジアの歴史に伴う人口特徴

カンボジアの現代史において、「ポル・ポト政権時代」(1975年4月17日にクメールルージュ軍(ポル・ポト派)がカンボジアの首都プノンペンに侵攻してから、1979年1月にベトナム軍支援の新政権樹立まで)の3年8ヵ月20日間の内戦時に、100~200万人(当時の総人口推計700~800万人に対し13~29%)が虐殺されたといわれている<sup>4</sup>。その影響で30代後半~50代の人口が極端に少ない。

## 4. カンボジア高齢者の健康

ポル・ポトによる政権は、通貨や市場の廃止、都民住民の農村への強制移住や強制労働、音楽や舞踊の禁止、休日の廃止などを行い、多くの人々の生活や自由を奪った。さらには、医師、教師、技術者などの知識人が中心的に虐殺されたことから、経済や社会的側面はもとより、カンボジア高齢者の身体、精神面にも大きな影響を与えた。

シムリアップ州立病院に活動本拠を持つベルギー政府の援助機関が、2005年に行った地域住民の健康意識調査によると、この一年間で公的保健医療機関へ行かなかった人は平均約80%(79.25%)であった(調査対象OD(保健行政区)4か所平均)<sup>5</sup>。

また、仏教寺院で生活している高齢者(平均年齢：男性73.21歳、女性72.5歳)を対象に実施された健康状態の意識調査では、健康ではない60.0%、あまり健康ではない30.0%、健康10.0%、とても健康0%<sup>6</sup>であり、カンボジアの首都プノンペンとベトナムの首都ホーチミンとの国境にあるカンボジア南東部のスバイリエン州内4村の村民(平均年齢：男性70.1歳、女性70.9歳)を対象とした健康状態の意識調査では、健康ではない35.0%、あまり健康ではない55.0%、健康10.0%、とても健康0%<sup>7</sup>という結果が得られ、全体平均年齢71.68歳の高齢者のうち、9割の高齢者が良好とはいえない健康状態であることが示されている。

内戦が終わってから、様々な国のNGOによりカンボジア復興の道が開かれ、インフラ整備などは年々目覚ましい一方で、保健医療などのソフトの分野では、まだ有効なサービスを提供できるところまではきていないことが推察される。

## Ⅲ. 「高齢者福祉セミナーinカンボジア」 開催内容

### 1. 日程

日時：2017年8月18日 8:00~12:00

場所：カンボジア王国社会福祉省(プノンペン)

プログラム：参加者に配布された資料の一部(表1)

言語表現：現地通訳士2名による日本語とクメール語の同時通訳

資料：クメール語

PowerPoint：英語

### 2. 参加者と報道機関

カンボジア王立社会福祉省(MoSUV)の職員、15省庁の職員、カンボジア赤十字社職、国連職員、国際NGO職員など延べ52名が参加した。報道機関においては、CNNおよびカンボジア国内の報道機関が取材に訪れた。

表1 高齢者福祉セミナープログラム

Program of Elderly Welfare Seminar	
1.	Title of Seminar: Elderly Welfare Seminar
2.	Date: One day among Aug.18 <sup>th</sup> , 2017
3.	Organizer: MoSVY and Tohoku Fukushi University
4.	Funded by Tohoku Fukushi University
5.	Supported by Embassy of Japan, JICA
6.	Program:
	07:30-08:00 Registration
	08:00-08:15 Opening remark
	08:15-09:15 First Session
	1 <sup>st</sup> presentation
	“The Present situation and challenge of Elderly Welfare in Cambodia” by Mr. KUN Cheasin. Director of Elderly Welfare of MoSVY
	2 <sup>nd</sup> presentation
	“The healthy life for elderly persons and needs of care worker”
	By Ms. Shoko HONDA, assistant professor of Shizuoka University of Welfare
	09:15-09:30 Rest
	09:30-11:00 Second session
	Symposium
	Theme “The Social support for the Elderly and Outlook on Social Welfare field”
	Panelist:
	1. Mr. SOK Long, Director of Department of Health, Cambodia Red cross
	2. Relevant Government officer
	3. Prof. Toshiharu AKATSUKA ( Tohoku Fukushi University)
	4. Japanese NGO
	MC:Interpreter: Khmer-Japanese

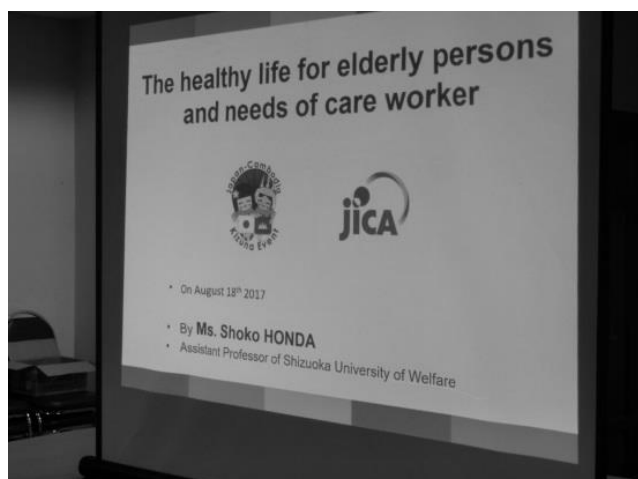


写真1 PowerPoint（1枚目：Title）



写真2 講演の様子

### 3. 高齢者の健康と介護専門職の必要性

#### (1) 基礎的介護について

カンボジアでは、“介護”という概念が社会的に認知されていない。そこで本講演では、介護とは何か、介護の対象は何かを、日本における高齢化問題の現状と併せて高齢者介護を中心に説明することから始めた。介護の定義に関しては、「社会福祉士及び介護福祉士法（第 2 条第 2 項）」に見ることができるが、その中で、「(前略) 介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という）を業とする者をいう。」<sup>8</sup>と規定している。この条文によれば、心身に障害がある人に対して、心身の状況の変化に対応しながら日常生活を援助することが、介護と捉えることができる。

このようなことから考えると、過去 20 年の間に 5 種類もの国旗を有し、国名がたびたび変わるほどの激しい社会紛争と混乱がみられたカンボジアにおいては、破滅的な飢餓に苦しめられ、心身の状況の変化に気付くことも、変化に対応する余裕もなかったことが考えられ、介護の概念が存在しないことも理解できる。

#### (2) 高齢者の健康に関する特徴

高齢者の健康状態においては、家族、性別、民族などの個人的要因の部分もあるが、これまでの環境的要因により影響を及ぼしうる。壊滅的な時代を生きたカンボジアの高齢者にとって、健康とはどのような状態をいうのか。高齢者の心身の変化は、高齢者の健康の特徴でもあり、生活の質 (QOL ; Quality of life) にも影響を与える。そこで、加齢にともなう具体的な変化をあげながら高齢期の健康状態を段階別に整理する。

加齢にともない身体的・精神的な働きが低下した状態を、“Frailty”と呼ぶ（日本においては、2014 年 5 月に「フレイル」という共通した日本語訳にすることが提唱されている<sup>9</sup>）。Frailty は虚弱を意味しているとおり、全身の筋肉が減っていく“サルコペニア (Sarcopenia)”もその一つである。サルコペニアなどによる転倒やそれをきっかけとした打撲や骨折、全身虚弱による罹患率の上昇と治癒率の低下から寝たきりにつながる可能性が高い。例えば、Frailty をもとに生じる“老年症候群 (Geriatric syndrome)”では、次のような①～⑤の徴候がみられる。①身体の機能低下

により生活機能低下が起こること。②脚力が低下することで転倒しやすくなること。③排泄機能が低下することで失禁が生じること。④食欲不振や消化力の衰えにより低栄養状態となること。⑤気分の落ち込み、将来に希望を持っていないことでうつ状態になること。このような生活機能低下、転倒、失禁、低栄養、うつ状態などは、いずれも高齢者にとっては健康の維持に支障をきたすものである。最終的に寝たきりになった場合には、“褥瘡 (bedsores)”や“感染症 (Infection)”などを引き起こして死亡するケースも少なくない。

このような高齢期の健康状態を段階別に整理してみると、“健康”“Frailty”“介護が必要な状態”の 3 段階で表すことができる。高齢期の変化の中で、健康と Frailty の期間は、健康上の問題がない状態で日常生活を送れることから“健康寿命 (Healthy life)”とよばれる。健康寿命は、世界保健機関 (World Health Organization ; 以下 WHO と略す) により 2000 年に提唱され、寿命の長さを表す“平均寿命 (Average life)”に対し、医療や介護に依存しないで自立した生活ができる生存期間を表している。(図 2) 健康寿命が長いほど寿命の質が高いと評価され、結果として医療費や介護費の削減にも結びつく。そのため、健康寿命が提唱されて以来、平均寿命を伸ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を伸ばすかに世界各国で関心が高まっている。

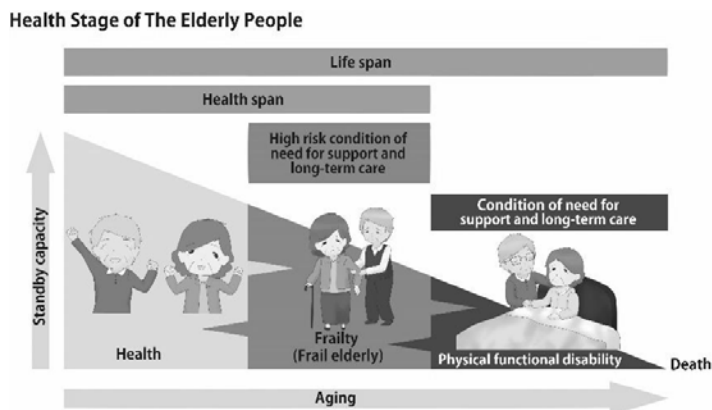


図 2 国立長寿医療研究センターHP (フレイルの概念図)より筆者改変

WHO における 2015 年の調査によれば、カンボジア男性の健康寿命は 55.9 歳、平均寿命は 66.6 歳、要介助・要介護状態年数は約 10 年、カンボジア女性においては、健康寿命 60.0 歳、平均寿命 70.7 歳、要介

助・要介護状態年数約 11 年となっている<sup>10</sup>。カンボジアの男性、女性ともに介助・介護が必要となる期間が約 10 年以上に渡ることから、この期間は、本人はもちろんのこと、家族にとっても身体面、精神面、社会面、経済面などに大きな負担がかかることが予測される。カンボジアにおいても健康寿命をいかに延ばし、介護を必要とする期間を短くするかが課題になると思われる。

### （3）介護の仕事と介護専門職の必要性

健康寿命を延ばす方法としては、健康寿命に入る Frailty をよく理解して適切な対応をすることが求められる。できるだけ Frailty にならないように、また、Frailty から介護が必要な状態に進まないようにすることが課題となる。そこで必要になるのが、「介護の専門職」である。介護専門職の仕事は、介護を必要とする人に対して心身の状況に応じた介護を行うことであるが、介護を必要とする状態にしないように予防する“介護予防”も重要な仕事である。また、生きがいづくりや、介護を担う家族などに対して、どのように介護をしていけばよいかという相談や助言をする役割も担っている。

2013 年におけるカンボジアの年齢別人口構成比をみると、65 歳以上人口 5.0%、15 歳以上 65 歳未満人口 65.6%、0 歳以上 14 歳未満人口 29.4%<sup>11</sup>となっており、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が子どもや高齢者の人口を大きく上回っている。しかし、カンボジア国内の生活形態が変化しつつある中、高齢化や少子化も予測以上に急速に進む可能性もあることから、生産年齢人口が安定している間に介護職の養成に取り組むことは、高齢者やその家族、社会にとって安心できる生活につながると考える。

### （4）質疑内容

- 1 人目：介護に関わる法律や介護保険制度について
- 2 人目：介護福祉士の資格分類（「国家資格」「公的資格」「民間資格」）、介護福祉士の資格取得方法と取得対象者（年齢等）、修業年数、介護福祉士養成校について

## IV. まとめ

本セミナーでは、カンボジア王立社会福祉省（MoSVY）の職員、15 省庁の職員、カンボジア赤十字社職、国連職員、国際 NGO 職員など延べ 52 名が参加し、様々な意見や質問があったが、その中でも介護に関する議論が中心となった。その要因として考えら

れるのは、“介護”についての政策がカンボジア政府内においてほとんど取り上げられなかったことがあげられる。その意味でも、国家再建途上にあるカンボジアにおいて、高齢者への社会的支援及び健康増進させるための国家プロジェクト戦略を具体的に検討する機会となった今回のセミナーは、大変意義深いものになったといえる。

今後は、カンボジアにおける高齢者の生活を安定化させるための介護支援などの高齢者福祉の具現化を目指し、社会福祉分野に関係するカンボジア初のセミナーに続き、カンボジア初のデイサービスシステムの構築、カンボジアから日本の大学、専門学校などの介護福祉士養成校への留学生派遣や介護教育に取り組んでいくことが見込まれる。

## V. おわりに

今回、一週間という極めて短い期間での滞在ではあったが、カンボジアの方々の明るい笑顔と穏やかな国民性に触れることができた。また、現在の日本において希薄化している、人間が本来持っている思いやり、純粹さを根底とした、一人ひとりの生きるエネルギーに惹きつけられた。この力強さはカンボジアの将来に向けた可能性に大きく影響を与えると実感している。

カンボジアと日本の友好関係については、1993 年 7 月に完成したプノンペンとトレンサーブ川の対岸とを結ぶ「カンボジア・日本友好橋」、2001 年 12 月に完成したメコン川に架けられた「キズナ橋」などの復興支援をしている日本とは、良好な関係が築かれている。その証しとして、この橋は、地元の人たちにも親しまれ、カンボジア紙幣の 500 リエル札には「キズナ橋」の絵と日本国旗が印刷されている。（写真 3）



写真 3 カンボジア 500 リエル札  
（キズナ橋と日本国旗）

カンボジアにおける健康な高齢化を進めるためには、年齢に関する課題や動向について継続して理解していく必要がある。そして、加齢と健康、介護に関わる幅広い分野において今後も知見を得ながら追究していきたい。



写真4 プノンペン市街  
(Phnom Penh Tower 屋上より)

#### 【引用文献】

- 1 赤塚俊治 (2017a) 「カンボジアにおける高齢者福祉に関する研究—都市部と農村部でのアンケート調査からの考察—」『東北福祉大学研究紀要』41,p.17
- 2 赤塚俊治 (2017a) p.18
- 3 カンボジア観光省 (2016-2017) 『カンボジア公式ガイドブック』 p.4
- 4 上野広美・岡田知子 (2006) 『カンボジアを知るための60章』明日書店,P.214
- 5 新川加奈子 (2008) 『カンボジア今—ポル・ポトの呪縛は解けたのか』燃焼社,P.168
- 6 赤塚俊治 (2017a) p.25
- 7 赤塚俊治 (2017b) 「カンボジアにおける高齢者の生活実態に伴う社会福祉支援に関する一考察—スバイリエン州の高齢者調査研究を通して—」『日本社会福祉学会第65回秋季大会配布資料』, p.4
- 8 公益社団法人日本社会福祉士会 HP  
[https://www.jacsw.or.jp/01\\_csw/04\\_cswtoha/law02.html](https://www.jacsw.or.jp/01_csw/04_cswtoha/law02.html) 2017年6月10日検索
- 9 公益財団法人長寿科学振興財団 HP  
「健康長寿ネット」  
<https://www.tyojyu.or.jp/net/byouki/frailty/about.html> 2017年6月17日検索

10 経済産業省 (2017) 『医療国際展開カントリーレポート 新興国等のヘルスケア市場環境に関する基本情報 カンボジア編』経済産業省 p.16

11 赤塚俊治 (2017a) p.24

#### 【参考文献】

- オム・ソンバット, 岡田知子訳(2007) 『地獄の一三六六日 ポル・ポト政権下での真実』財団法人大同生命国際文化基金.
- 新川加奈子(2008) 『カンボジア今—ポル・ポトの呪縛は解けたのか—』燃焼社.
- 熊岡路夫(2014) 『戦争の現場で考えた空爆、占領、難民 カンボジア、ベトナムからイラクまで』彩流社.

# 先駆的実践から見えてくる「共生型サービス」の展望

木下 寿恵 ・ 渡辺 央

Prospects of " Symbiosis Type Service" that Appear from Pioneer Practices

Toshie KINOSHITA Chika WATANABE

## はじめに

平成 30 年度より、介護保険制度と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」が創設されることとなった。一つの事業所において、介護保険法と障害者総合支援法、児童福祉法にまたがりサービスが提供されるというものである。

この制度の創設の背景には、高齢障害者の抱える問題がある。これまで、障害福祉サービスを利用している障害者は、65 歳になると、原則として優先的に介護保険制度に位置づけられたサービスを利用することになっていた。しかし、サービスを提供する事業所が変わることによって、障害者自身が新しい環境に適応するのに困難を伴ったり、新しいサービス提供者に自身の意思や要望を理解してもらうことへの負担感が大きいとの指摘が、従来よりあった。

そのような課題への対処として期待されている「共生型サービス」であるが、制度の枠組みでは介護離職対策など複数の目的が加わると同時に、高齢者介護における介護人材確保対策が強調されてきた。そのため、その制度の必要性や利点については明確に示されているとはいえない。そこで、この「共生型サービス」の枠組みだけではわからない、底流にある意図や本質を明確化するために、制度形成の過程を整理し、出発点を明らかにしたい。さらに、「共生型サービス」の原型を理解することによってサービスの実際と課題を整理していく。

## 第 1 章 共生型サービス創設までの経緯

「共生型サービス」がいつ、どのような議論の中から創設されたのかを、厚生労働省と内閣府における資料をもとに時系列で整理していく。

### 1. 「高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム」

障害者総合支援法の附則における 3 年後見直し規定等を踏まえて、平成 27 年 2 月 23 日、障害福祉サービスの在り方に関する論点整理のためのワーキンググループの 1 つとして、「高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム」が設置された。計 3 回にわたり検討がなされ、平成 27 年 3 月 25 日に報告書「高齢の障害者に対する支援の在り方について」がまとめられた。

その中で、心身機能が低下した高齢障害者について障害福祉サービス事業等所で十分なケアが行えなくなっているとして、「障害福祉サービス事業所における、介護技術・知識の不足、マンパワー不足、医療的ケアの増加、バリアフリー等の設備上の課題」と「介護保険事業者等との連携や地域生活支援拠点の活用や在り方」について、今後議論を深めるべきであると指摘している。

### 2. 社会保障審議会 障害者部会における議論

社会保障審議会障害者部会において、平成 27 年 7 月 24 日から第 68・74・77 回の計 3 回にわたり高齢の障害者の支援の在り方について検討がなされ、平成 27 年 12 月 14 日に報告書「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」がまとめられた。

この報告書の「Ⅲ各論点について 8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について」において、「障害福祉制度と介護保険制度の連携」として「障害福祉サービスを利用してきた障害者が、相当する介護保険サービ



スを利用する場合も、それまで当該障害者を支援し続けてきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援を行うことができるよう、利用者や事業者にとって活用しやすい実効性のある制度となるよう留意しつつ、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行うべきである」と指摘している。

### 3. 厚生労働省 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

厚生労働省の各課を横断して「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が設置され、福祉サービスに関して総合的な検討がなされ、平成27年9月17日に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 ―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―」がまとめられた。

その中で、現状と課題として「これまでのように分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じてきている。したがって、いわゆる互助・共助の取組を育みつつ、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行うことを可能とすることが必要となっている」と指摘している。そして、この課題を解決するためには、「すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)」が必要不可欠であるとしている。具体的な解決策の一つとして、同年度から地域創生交付金を活用した整備が始まった「小さな拠点(多世代交流・多機能型の福祉拠点)」の取り組みに注目している。「小さな拠点(多世代交流・多機能型の福祉拠点)」とは、中山間地域等において生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結んだものをいう。特に福祉拠点を指す場合には、縦割りを排除し地域交流、地域支えあいの拠点として、多世代交流・多機能型のものを意味している。この取り組みに際して、各制度の人員配置基準や施設基準が阻害要因となっているとして、それらの改善へ検討の必要性を指摘している。この指摘の背景には、厚生労働省平成27年度社会・援護局社会福祉推進事業「多世代交流・多機能型福祉拠点のあり方に関する報告書」におけるいくつかの拠点に関する課題整理が大きく反映されている。

### 4. 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会」を目指している。この中で、「『介護離職ゼロ』に向けた取組の方向」の一つとして「地域共生社会の実現」を挙げ、「今後の対応の方向性」では「高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすいようにする」としている。設備・人員配置基準や報酬体系の見直しは平成28年度から29年度に行ない、平成30年度には検討結果を踏まえた対応を実施するとした。

「ニッポン一億総活躍プラン」で提言した「地域共生社会の実現」を「今後の福祉改革を貫く基本コンセプト」に位置づけて介護保険法の改正、介護・障害福祉の報酬改定、生活困窮者支援制度の見直しのための検討を目的として、平成28年7月15日に厚生労働省に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置された。平成29年2月7日に、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」がまとめられた。その中で、介護保険制度と障害福祉制度の双方に「共生型サービス」を創設し、介護保険もしくは障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度の指定を受けやすくする見直しを行うとしている。そして、平成30年の介護報酬・障害報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う必要な対応を行うとしている。

### 5. 社会保障審議会 介護保険部会における議論

社会保障審議会障害者部会の報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」と厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」における議論を受けて、社会保障審議会介護保険部会においても、平成28年2月17日から第55・62・65・69・70回の計5回にわたり検討がなされた。

平成28年9月30日の第65回介護保険部会において、「高齢者、障害者等にとっての利便性及び限られた

人材の有効活用の観点から、同一の事業所で一体的に介護保険サービス及び障害福祉サービスを提供することを可能とするため、サービスの質の確保に留意しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うべきではないかと指摘している。

平成 28 年 12 月 9 日の第 70 回介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」がまとめられた。その中で、「介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うが適当」とし、具体的に指定基準等については平成 30 年の介護報酬改定に合わせて検討することとしている。また、事業所の指定に関する手続きの簡素化の必要性も指摘している。

## 6. 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

地域包括ケアシステムを強化するために、平成 29 年 2 月 7 日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(地域包括ケア強化法)」が国会に提出され、5 月 26 日に可決、6 月 2 日に公布された。

これにより、介護保険制度と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」が正式に位置付けられ、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

平成 28 年 12 月 9 日の第 70 回社会保障審議会介護保険部会での指摘を受けて、平成 29 年 7 月 5 日の第 142 回社会保障審議会介護給付費分科会において、介護保険事業所が障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合の基準と介護報酬について検討を進めている。障害者福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受ける場合についての検討については、社会保障審議会障害者部会において進めることとしている。

## 7. 「共生型サービス」創設までの経緯

「共生型サービス」という用語が初めて使用されたのは、平成 28 年 9 月 30 日の第 65 回社会保障審議会介護保険部会においてであった。しかしながら、社会保障審議会介護保険部会における検討の背景には、平

成 28 年 7 月 15 日に厚生労働省に設置された『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』での議論が大きく影響しており、実質的には『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』であると言える。

「共生型サービス」の創設が明らかに示されたのは、平成 29 年 2 月 7 日に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』がまとめた『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)』においてである。

平成 27 年度から地域創生交付金を活用した整備が始まった「小さな拠点(多世代交流・多機能型の福祉拠点)」の取り組みが、各制度の人員配置基準や施設基準が阻害要因を明確化することにつながっていた。「共生型サービス」を創設するにあたって、参考になっている部分が多い。

一方、共生型サービスの議論の出発点は、平成 27 年 2 月 23 日に設置された「高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム」における検討である。その後、平成 27 年 12 月 14 日に社会保障審議会障害者部会がまとめた「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」において、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合に継続して障害福祉サービス事業所が行うことができるようにする等の検討の必要性を指摘していた。

「共生型サービス」は、当初社会保障審議会障害者部会と介護保険部会では、障害福祉サービスを利用してきた障害者が相当する介護保険サービスを利用する場合の活用しやすさのため考えられてきた。しかしながら、平成 28 年 6 月 2 日の「ニッポン一億総活躍プラン」において『介護離職ゼロ』に向けた取組の方向の一つとして「高齢者、障害者、児童等が相互又は一体的に利用しやすいようにする」と示され、限られた人材の有効活用のために同一の事業所で一体的にサービスを提供することが目的化されてきたように見受けられる。

## 第 2 章 「共生型サービス」の概要

第 1 章において、「共生型サービス」創設に至るまでの一連の検討について整理した。本章では、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法にまたがる「共生型サービス」について、イメージや概要を述べる。

### 1. 「共生型サービス」創設時のイメージ

先に述べたように、平成29年5月26日に成立した「地域包括ケア強化法」において、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、また、人材を活用しながら、適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」の創設が盛り込まれた。

社会保障審議会介護保険部会等において、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等がその対象になると示され、また、各事業所は地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなる。

この背景には、前章でも触れたが、障害者が65歳になり介護保険の被保険者になった場合、「介護保険優先原則」に基づき、障害者支援施設等（介護保険適用除外施設）に入所している場合等を除き、障害福祉サービスに該当するサービスが介護保険にあれば、介護保険のサービスの利用が優先されことから、その障害者が、これまで利用してきた障害福祉サービスとは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならない実情があった。また、サービスを運営する側からすると、各制度上の基準を満たした上で、それぞれに指定を受けることが必要であった。

しかし、介護保険と障害福祉サービスは、各々、独自のサービスもあるものの、デイサービスなど互いに相当するサービスもある。さらに、高齢者・障害児者などの様々な利用者に対して、同一の事業所で一体的にサービスを提供する取り組みは、従来から一部の地域において進められてきた。介護保険事業所としての指定を受けていけば、障害者福祉サービス事業所の指定を受けていなくても、一定の水準を満たすことで、市町村の判断により、障害福祉制度における「基準該当サービス」という仕組みを活用して障害福祉サービスを提供してきたのである。しかし一方で、介護保険にも「基準該当サービス」はあるが、障害福祉の「基準該当サービス」とは異なる。両制度の「基準該当サービス」は、市町村の判断に委ねられており地域差がある。

これらのことから、新しく創設される「共生型サービス」を実施する事業所においては、サービスを運営する事業者が、いずれかの法律に基づく基準を満たし

てサービス指定を受けていけば、他の法律による指定を受けやすくする特例を設けるとしている。具体的な基準のあり方は、平成30年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定・基準改正にあわせて検討する方向である。

### 2. 共生型サービスの対象サービス

「共生型サービス」として、基準・報酬を設定する対象のサービスは、①「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス」と②「現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス」とされ、「表1 共生型サービスの対象となる現行サービス」のとおりになっている。

表1 共生型サービスの対象となる現行サービス

	介護保険サービス	障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	・居宅介護 ・重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	・生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) ・自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ・児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) ・放課後等デイサービス (同上)
	療養通所介護	・生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る) ・児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る) ・放課後等デイサービス (同上)
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	・短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス ※	(看護)小規模多機能型居宅介護 (予防を含む) ・通い	・生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) ・自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ・児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) ・放課後等デイサービス (同上)
	・泊まり	・短期入所 (泊まり)
	・訪問	・居宅介護 ・重度訪問介護 (訪問)

※障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

「共生型サービス(資料4) (第142回社会保障審議会介護給付費分科会、平成29年7月5日)を参考に、筆者作成

### 3. 介護保険と障害福祉相互に相当するサービス基準の違い

平成29年5月25日の参議院厚生労働委員会における「地域包括ケア強化法案」に対する附帯決議において、「共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けていたサービスの量・質の確保に留意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定すること」としている。「共生型サービス」の対象となるサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等）について、現行の介護保険と障害福祉と両方の制度を比較すると、人員配置や施設基準等に違いがあり調整が必要である。下記、デイサービス（障害福祉サービスにおける「生活介護」と介護保険サービスにおける「通所介護」）、ショートステイ（障害福祉サービスにおける「短期入所」と介護保険サービスにおける「短期入所生活介護」）を例に、「介護保険と障害福祉におけるデイサービスの施設基準等の違い(表2)」「介護保険と障害福祉におけるショートステイの施設基準等の違い(表3)」において、その違いを概観してみる。

表2 介護保険と障害福祉におけるデイサービスの施設基準等の違い

生活介護(障害福祉)		通所介護(介護保険)	
管理者	専従 (非常勤でも可)	管理者	常勤専従
看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分 4未満 →6:1 4以上5未満→5:1 5以上 →3:1 ※生活支援員 常勤1人以上	介護職員	5:1 (利用者15人までは1以上で可) ※常勤1人以上
訓練・作業室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室	3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積

基準が異なり、もう一方の事業所にならない ←→

「共生型サービス(参考資料)」(第142回社会保障審議会介護給付費分科会、平成29年7月5日)を参考に、筆者作成

デイサービスの人員配置は、介護保険サービスでは介護職員が5:1である一方、障害福祉サービスでは利用者の平均障害支援区分5以上の場合は3:1となっている。また、機能訓練室の面積は、介護保険サービスでは利用者1人当たり、3㎡の面積が必要である一方、障害福祉サービスでは「支障がない広さ」となってい

る。食堂について、障害福祉サービスでは施設要件に入っていない。

表3 介護保険と障害福祉におけるショートステイの施設基準等の違い

短期入所(障害福祉)<障害児者>		短期入所生活介護(介護保険)	
管理者	専従	管理者	常勤専従
従業者	6:1 ※常勤	医師	1人
		生活相談員(社会福祉士等)	100:1(常勤1以上)
設備	食堂、浴室、洗面所、便所	介護職員又は看護職員	3:1(常勤1以上)
		機能訓練指導員(理学療法士又は作業療法士等)	1人
		栄養士	1人
		調理員その他従業員	適当数
		設備	食堂、浴室、洗面設備、便所、機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室

基準が異なり、もう一方の事業所にならない ←→

注)上記は「単独型」について示したものである。他に「空床型」「併設型」がある。

「共生型サービス(参考資料)」(第142回社会保障審議会介護給付費分科会、平成29年7月5日)を参考に、筆者作成

ショートステイの人員配置は、介護保険サービスにおける介護職員または看護職員が3:1であるのに対して、障害福祉サービスでは従事者が6:1となっている。また、設備においては障害者福祉サービスが「食堂・浴室・洗面所・便所」であるのに対して、介護保険サービスではそれ以外に「機能訓練室、医務室、静養室、面談室」など多くの設備が必要としている。

このように、人員配置や施設基準において、介護保険と障害福祉において相違が見られるため、状況に応じた柔軟な対応が必要であると考えられる。しかしながら、基準が手薄な方に合わせることで、利用者へのサービスの質・量が現在より低くなるのが危惧される。

### 第3章 「富山型サービス」の変遷について

「共生型サービス」創設までの経緯と「共生型サービス」の概要について、整理してきた。

「共生型サービス」の実質的な実践例として、第6

回経済財政諮問会議(平成28年4月18日)において、「富山型デイサービス」が取り上げられている。「富山型サービス」では、早期から「共生型サービス」に近いサービスが提供されていたため、「富山型サービス」の変遷についてまとめることとする。

### 1. 「このゆびと一まれ」の開設から「富山型デイサービス推進特区」の認定とその後

平成5年7月に、惣万佳代子と西村和美ら3名の看護師により、富山県内で初めての民間デイケアハウス「このゆびと一まれ」が開設された。「このゆびと一まれ」の理念は、「だれもが、地域で、ともに暮らす」である。年齢や障害の有無に関わらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスが受けられる場所を提供することを目指して開設された。それまでのデイサービスは、高齢者か障害児者かいずれかの対象に限定されており、対象を限定せずに受け入れた点で先駆的な実践といえる。

平成15年11月、富山県は「富山型デイサービス推進特区」の認定を受けた。これは、①介護保険法による指定通所介護事業所において知的障害者と障害児を受け入れることができる、②身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所及び知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所において障害児を受け入れることができる、というものである。これにより、高齢者・障害者いずれの通所事業所においてももう一方の対象者を受け入れることが可能となった。「このゆびと一まれ」で行われてきた介護形態が、富山県内で公的に認められ推進されることとなった。

「富山型デイサービス推進特区」は、平成18年10月に全国で実施可能となった。「富山型(共生型)デイサービスとは」(第146回社会保障審議会介護保険給付費分科会 資料5)によれば、平成29年3月現在、富山県内で126事業所、全国では約1,500事業所がある。

### 2. 「富山型福祉サービス推進特区」の認定とその後

平成18年7月、富山県は「富山型福祉サービス推進特区」の認定を受けた。これは、介護保険法による小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児者の通所サービス(生活介護、自立訓練、児童デイサービス(当時))、宿泊サービス(短期入所)を利用できることと

なった。

つまり、介護保険法における小規模多機能型居宅介護事業所では、介護保険サービス利用者に対して「通所介護」「訪問介護」「短期入所」の3つのサービスを提供しており、「富山型福祉サービス推進特区」により、障害児者は「訪問介護」以外のサービスを利用できることとなった。

「富山型福祉サービス推進特区」は、平成22年6月以降順次、全国で実施可能となっていった。平成22年6月には通所サービスにおける「生活介護」、平成23年6月には宿泊サービスである「短期入所」、平成25年10月には通所サービスにおける「児童発達支援」「放課後等デイサービス」、平成28年4月には通所サービスの「自立訓練」が、全国で実施可能となった。

### 3. 「とやま地域共生型福祉推進特区」の指定とその後

平成23年12月、富山県全域を対象とする「とやま地域共生型福祉推進特区」の指定を受けた。これは、「あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる『共生社会の実現』」を目標とし、「障害者の雇用・就労の促進」「障害者・高齢者の住まいの確保」「障害者・高齢者等の地域生活の支援」の3つの方策について提示している。

「障害者の雇用・就労の促進」として、平成25年度より「地域共生型障害者就労支援(就労継続支援B型)事業」が始まった。これは特例措置として、利用者定員100分の70を超えて施設外就労を行うことができ、施設外就労1ユニットあたりの最低定員を1人以上とすることができるというものである。この事業を利用して、「このゆびと一まれ」が運営している事業所「はたらくわ」が就労継続支援B型事業所の指定を受け、平成25年4月から事業を展開している。

「障害者・高齢者の住まいの確保」として、平成25年9月、「共生型グループホーム」が始まった。「富山型共生グループホーム翼」が整備され、認知症高齢者と障害者の受け入れが始まった。これまでは、認知症高齢者を対象としたグループホームは介護保険法、障害者を対象としたグループホームは障害者総合支援法と、それぞれの法律で規定された設備を整える必要があった。それが「共生型グループホーム」では、市町村の条例により居室以外の「玄関、浴室、台所等」の

設備を共用することができる旨を規定することによって、事業者の判断で設備を共用するグループホームを整備することができるようになった。

「障害者・高齢者等の地域生活の支援」として、「通う」「泊まる」「住み続ける」ことのできる「地域共生ホーム」を創設することを提示しているが、現実化はしていない。

#### 4. 普遍化した「富山型サービス」

平成15年11月に認定を受けた「富山型デイサービス推進特区」は、平成18年10月に全国で実施可能となり、現在では通所サービスの事業所においては高齢者と障害者を受け入れが可能となっている。

平成18年7月に認定を受けた「富山型福祉サービス推進特区」は、平成22年6月以降順次全国で実施可能となり、現在では介護保険法による小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法における「生活介護」「短期入所」「自立訓練」と児童福祉法における「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の利用が可能となっている。

したがって、介護保険法による通所介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所においては、障害者総合支援法におけるいくつかのサービスを利用することができるようになってきている。富山県における特区として始まった一つのサービス形態が、制度に位置づけられるようになった。

### 第4章「共生型サービス」につながる先駆的实践

「共生型サービス」の原型である「富山型サービス」のこれまでの取り組みを分析することによって、「共生型サービス」の像を掴むことができ、その先の課題も見えてくると考えられる。そのために、先駆的に実践してきた「このゆびと一まれ」と「しおんの家」の取り組みを、資料と創設時メンバーへの聞き取り（平成29年7月14日）を参考にして整理する。

#### 1. 特定非営利活動法人「このゆびと一まれ」における実践

##### 1) 「このゆびと一まれ」が提供しているサービス

特定非営利活動法人「このゆびと一まれ」は、平成5年7月、富山県内で初めての民間デイサービスである、「民営デイケアハウス」の開所から始まっている。従来の宅老所の枠を広げ、赤ちゃんからお年寄りまで、障害があってもなくても利用可能にする活動を目指してきた。

現在では、富山市富岡町にて、「デイサービスこのゆびと一まれ」「デイサービス&ショートステイこのゆびと一まれ向い」「居宅介護支援事業所このゆびと一まれ」「相談支援事業所このゆびと一まれ」「就労継続支援B型事業所はたらくわ」、茶屋町にて「デイサービス&ショートステイこのゆびと一まれ茶屋」「グループホームこのゆびと一まれ」の7事業の活動を行っている。

まず、「通う」場として、「デイサービスこのゆびと一まれ（定員18人）」「デイサービスこのゆびと一まれ向い（定員22人）」「デイサービスこのゆびと一まれ茶屋（定員15人）」があるが、「富山型デイサービス」を提供しており、介護保険法の通所介護、障害者総合支援法の生活介護、児童福祉法の放課後等デイサービスが展開されている。さらに、「デイサービスこのゆびと一まれ」においては、「生きがい対応型デイサービス」として介護保険が適用されない高齢者も利用料と実費で利用できるようにしている。その他、乳幼児の一時預かりなども要望に応じて対応している。

また、「泊まる」場としての「ショートステイこのゆびと一まれ向い（定員3人）」「ショートステイこのゆびと一まれ茶屋（定員4人）」では介護保険法の短期入所生活介護と障害者総合支援法の短期入所に基いてサービスを提供しており、「住む」場としては、「グループホームこのゆびと一まれ茶屋（定員9人）」において、介護保険法の認知症対応型共同生活介護が提供されている。「相談する」場としては、介護保険法の居宅介護支援事業所、障害者総合支援法の障害者相談支援事業所が、それぞれ、「居宅介護支援事業所このゆびと一まれ」「相談支援事業所このゆびと一まれ」にて展開されている。

そして、障害者が「働く」ことができるよう、「就労継続支援B型事業所はたらくわ」において、「とやま地域共生型福祉推進特区」の「地域共生型障害者就労支援事業」に基づき、「指定就労継続支援B型事業所」としてサービスを提供している。障害者が身近にある富山型デイサービスで働き、職員が巡回してそれを支

援するという形態をとっている。就労を希望する人は、「はたらくわ」に登録し、そこから施設外就労という形でそれぞれの事業所で就労するが、平成29年8月現在、富山県内の8事業所で計19人が働いている。もともと有償ボランティアや利用者として事業所と関わっていた人と「はたらくわ」を通して契約するケースが多いが、新規に就労に結びつくケースや、また、その後、一般就労や就労継続支援A型に移行した利用者もいるという。また、富山県の特別支援学校や県の教育委員会と連携して事業を展開している。

このような活動は、看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士、学校教諭など様々な専門性と立場を持つ職業が協働し支えている。医療的ケアは看護師が担うという以外は、職種で役割の差はなく、全員が入浴・排泄介助も子どもの遊び相手も行うという。副代表の西村和美氏は、現在のところ、多様な対象者に対する職員の関わりに、特段課題はないと語っている。

## 2) 「このゆびと一まれ」における現状と課題

「グループホームこのゆびと一まれ茶屋」「デイサービスこのゆびと一まれ」「デイサービスこのゆびと一まれ茶屋」は地域密着型のサービスである。そのため、西村氏によると、地域外から利用したいという方を受け入れることが難しいという。

また、平成29年9月6日の第146回社会保障審議会介護保険給付費分科会の資料「富山型(共生型)デイサービスとは」の中で、「このゆびと一まれ」は、「共生型サービス」が開始されるにあたり、「1つの事業所内で高齢者と障害者・児と一緒にケアができるようにして欲しい(部屋を分けたりパーティションで区切るような運用をしない)」「定員の範囲内であれば1日あたりの利用者は柔軟にできるようにして欲しい」ということを国への要望として挙げている。「共生型サービス」においても、ケアできる環境や人数について、柔軟な考えのもと運用し、サービス提供できることを望んでいる。

## 2. 特定非営利活動法人「しおんの家」における実践

### 1) 「しおんの家」が提供しているサービス

特定非営利活動法人「しおんの家」は、平成11年5

月にグループホームの開設から始まっている。現在では、「しおんの家・望(ぼう)」「しおんの家・さふらん」「しおんの家・愛(あい)」「しおんの家・信(しん)」の4つの建物において9つのサービスを提供している。

「しおんの家・望(定員9名)」では、介護保険法における認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護が提供されている。

「しおんの家・さふらん」では、「認知症デイサービスさふらん」と「ホームヘルプサービスしおんの家」の2つの事業所がある。「認知症デイサービスさふらん(定員12名)」では、介護保険法における認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護が提供されている。「ホームヘルプサービスしおんの家」では、介護保険法における訪問介護と介護予防訪問介護、障害者総合支援法に基づく居宅介護と重度訪問介護、地域生活支援の移動支援、サービスの枠外でのヘルプサービスが提供されている。

「しおんの家・愛」では、介護保険法における認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護(定員9名)、障害者総合支援法に基づく共同生活援助(介護サービス包括型、定員4名)が提供されている。平成25年9月から「とやま地域共生型福祉推進特区」の一つである「共生型グループホーム」として運営されており、1階に高齢者、2階に障害者が生活しており、玄関や風呂、トイレ、食堂などは兼用している。

「しおんの家・信」では、「デイサービスしおんの家」「しおんの家(ショートステイ)」「しおんの家居宅介護支援事業所」「NPO法人しおんの家」「みんなdeよってカフェ♪」「いっしょにせんまいけ」の6つの事業所がある。「デイサービスしおんの家」では、介護保険法における地域密着型通所介護と介護予防通所介護、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護と基準該当自立訓練、児童福祉法に基づく基準該当放課後等デイサービスと基準該当児童発達支援、地域生活支援の日中一時支援、サービスの枠外でのデイサービスが提供されている。「しおんの家(ショートステイ)」では、介護保険法における基準該当短期生活介護と基準該当介護予防短期入所生活介護、障害者総合支援法に基づく短期入所、地域生活支援の日中一時支援、サービスの枠外でのショートステイサービスとナイトケアサービスとミドルステイが提供されている。「しおんの家居宅介護支援事業所」では、介護保険法における居宅介

護支援と介護予防居宅介護支援(受託サービス)が提供されている。「NPO 法人しおんの家」では、サービスの枠外での外出支援とグループリビングが提供されている。「みんな de よってカフェ♪」ではコミュニティカフェや地域サロン活動等、「いっしょにせんまいけ」では趣味教室やサークル活動等が展開されている。

## 2) 「しおんの家」における現状と課題

特定非営利活動法人「しおんの家」としては、3つの建物において介護保険法と障害者総合支援法に基づく各種サービスを提供しており、同一の建物の中で高齢者と障害者が共生している。

平成30年度から開始される「共生型サービス」に当たるサービス形態が、①「ホームヘルプサービスしおんの家(介護保険法における訪問介護と障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護)」、②「デイサービスしおんの家(介護保険法における地域密着型通所介護〔介護予防通所介護〕と障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護と基準該当自立訓練、児童福祉法に基づく基準該当放課後等デイサービスと基準該当児童発達支援)」、③「しおんの家(ショートステイ)(介護保険法における基準該当短期入所生活介護〔基準該当介護予防短期入所生活介護〕と障害者総合支援法に基づく短期入所)」の、計3箇所提供されている。これら3箇所については、「共生型サービス」創設後は制度に則り展開されるものと考えられる。

しかしながら、「しおんの家・愛」は、介護保険法における認知症対応型共同生活介護と障害者総合支援法に基づく共同生活援助を提供しており、「共生型サービス」の形態には位置づけられていない。「しおんの家・愛」の1階には認知症高齢者9名が、2階には知的障害者4名が入居している。理事長の山田和子氏は、2階の知的障害者がいずれは階段昇降が難しくなることが懸念している。加えて、障害者総合支援法に基づく共同生活援助としてのグループホームにおいても夜間の支援が必要なこともあるとのことであった。したがって、高齢者と障害者が共に生活するグループホームに関しても「共生型サービス」に位置付け、人員配置基準を緩和してほしいと訴えている。

## 3. 先駆的实践から浮かび上がってきた「共生型サービス」への問題提起

「このゆびと一まれ」では平成5年7月から、「しおんの家」では平成11年5月から、高齢者と障害児者がともにサービスを受けることができる事業所を開設しており、それらは「共生型サービス」の原型ともいえる先駆的なものである。「共生型サービス」創設後には、いくつかの事業所がその形態に移行していくものと考えられる。

しかしながら、創設される「共生型サービス」には含まれないサービスも、それぞれの事業所に存在している。「このゆびと一まれ」では、「就労継続支援B型事業所はたらくわ」においてももともと有償ボランティアや利用者として事業所に関わっていた障害者が就労している。もともとサービスの利用者であった者がサービスの提供者になり共に支えるというサービス形態が、新しい「共生」の形を提起しているといえる。一方、「しおんの家」では、「しおんの家・愛」において認知症高齢者と知的障害者が共に生活している。障害者は親と同居していることが多く、障害者が高齢になるにつれてその親も高齢となり、子の介護が難しくなる。障害を持つ子と高齢な親が別々の制度における施設に入居するのではなく、ともに介護サービスを利用して生活することができる場が、今後必要となるものと考えられる。

## おわりに

「共生型サービス」は、高齢の障害者に対する支援として検討が始まったが、「ニッポン一億総活躍プラン」において『介護離職ゼロ』に向けた取組の方向の一つとして「高齢者、障害者、児童等が相互又は一体的に利用しやすいようにする」と示され、限られた人材の有効活用のために同一の事業所で一体的にサービスを提供することが目的化されてきた。

「共生型サービス」に近いサービスが、以前から「富山型サービス」において提供されており、高齢者、障害児者など対象を限定せずに受け入れた点において、「共生型サービス」の先駆的实践であるといえる。「富山型サービス」の始まりである「このゆびと一まれ」においては、施設の理念として「年齢や障害の有無にかかわらず誰も排除せずに柔軟に受け入れる」こととしているが、創設される「共生型サービス」では対象者と対象となるサービスを限定しており、「このゆびと



一まれ」とはやや異なった形となっている。また、「このゆびと一まれ」では、「就労継続支援 B 型事業所はたらくわ」において、もともとサービスの利用者であった者がサービスの提供者になり共に支えるという実践が始まっており、新しい「共生」の形を提起していた。一方、「しおんの家」では、「しおんの家・愛」において高齢者と障害者が共に生活するグループホームが存在しており、これについても「共生型サービス」に位置付け、人員配置基準を緩和してほしいと訴えていた。

高齢者と障害児者とは疾患や障害状況による介護方法において相違がある部分もあり、介護保険サービスと障害福祉サービス各々における人材や施設基準等では対応することが難しいなど、「共生型サービス」が始まったのちに想定される課題はある。また、障害福祉サービスを利用してきた高齢障害者が継続して同一の事業所でサービスを利用できるようにすることだけでは、高齢障害者が抱える問題がどこまで解消できるかは全く予測できない。しかしながら、本当に意味での「地域共生社会」へと発展していくためには、今後さらに各制度を横断した形へと展開していくことが望まれる。

## 参考文献

1. 「指定就労継続支援 B 型事業所はたらくわ」パンフレット、平成 25 年 4 月
2. 「とやまの地域共生 富山型デイサービス 20 年のあゆみとこれから」富山県、平成 25 年 10 月
3. 「高齢の障害者に対する支援の在り方について」高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム、平成 27 年 3 月 25 日
4. 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現・新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム、」平成 27 年 9 月 17 日
5. 「特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれ」パンフレット、平成 27 年 10 月
6. 「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」社会保障審議会障害者部会、平成 27 年 12 月 14 日
7. 『『多世代交流・多機能型福祉拠点のあり方に関する研究』報告書』特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター、平成 28 年 3 月
8. 「少子化対策について」第 6 回経済財政諮問会議資料 4、平成 28 年 4 月 18 日
9. 「ニーズに応じたサービス内容の見直し」平成 28 年 9 月 30 日、第 65 回社会保障審議会介護保険部会
10. 「介護保険制度の見直しに関する意見」第 70 回社会保障審議会介護保険部会、平成 28 年 12 月 9 日
11. 『『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)』厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部、平成 29 年 2 月 7 日
12. 「共生型サービス(資料 4)」第 142 回社会保障審議会介護給付費分科会、平成 29 年 7 月 5 日
13. 「共生型サービス(参考資料)」第 142 回社会保障審議会介護給付費分科会、平成 29 年 7 月 5 日
14. 「共生型サービスに係る報酬・基準について《論点等》」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム、平成 29 年 9 月 6 日
15. 「富山型デイサービスとは(共生型)」特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれ(第 146 回社会保障審議会介護給付費分科会資料 5)、平成 29 年 9 月 6 日
16. 「とやまの地域共生」富山県厚生部厚生企画課 (<http://www.toyama-kyosei.jp/>、平成 29 年 11 月 15 日)
17. 「このゆびと一まれ公式ホームページ」 ([http://www.geocities.jp/kono\\_yubi/](http://www.geocities.jp/kono_yubi/)、平成 29 年 11 月 15 日)

# 保育者養成における造形表現教材の一考察

## 「タングラム」をケーススタディとして

八木 朋美

A study of materials of the creative plastic arts for the childcare givers  
The case study of TANGRAM

Tomomi YAGI

### 1 はじめに

平成 29 年に告示された幼稚園教育要領、第 2 章ねらい及び内容の領域「表現」には、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。」とある。子どもたちにそのような感性や力を育ませるためには、保育者自身が豊かな感性や創造性を持ち合わせていることが大切であると言えよう。保育者養成における造形表現の授業では、必要な技術を習得するだけではなく、保育者を目指す者自身のそのような力を伸ばしたいと考えている。

本稿では、そのための教材研究のケーススタディとして「タングラム」を取り上げる。タングラムは、国内において算数・数学の授業教材として活用されることが多い。そのため、数学的研究はされているが、造形教材という視点での先行研究はほとんど見当たらない。そこで本稿では、タングラムの魅力を探り、教材として活用する意味について検討したい。

### 2 「タングラム」とは

タングラムは、正方形を図 1 のように 7 つの図形に分割し、それを使ってさまざまな形を作るあそびだ。ルールは、7 つのピースすべてを使うこと、ピースを重ねないこと、という簡単なものである。またひっくり返して使ってもよい。（平行四辺形以外はひっくり返しても変化はない。）提示されたシルエットと同様のかたちを作り上げることが基本的なあそび方だ。図 2 はすべて、タングラムによっ

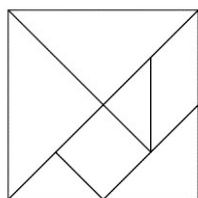


図 1

て作られたかたちである。作例はこのような動物のほか、幾何学的な図形から魚や建物、人物（図 3<sup>2</sup>）など、さまざまな表現がある。オランダのグラフィックデザイナー、ヨースト・エルファーズ（1976）には、実に 1600 パターンもの作例が掲載されている。（日本語訳本は約 1000 点の掲載）

このようにしてあそぶタングラムには、実に様々なサブネームがある。シルエットパズル、数理パズル、図形おもちゃ、知育おもちゃ、幾何学あそび、表現あそび・・・など。タングラムをどのような視点から名付けるかによって、そのどの解釈も当てはまる。

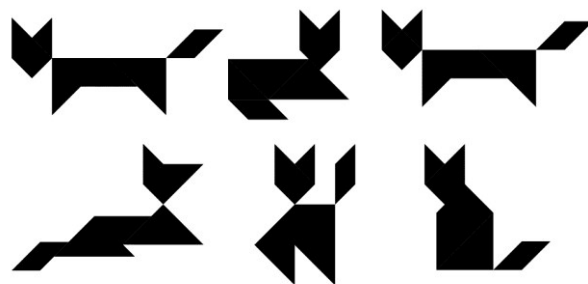


図 2

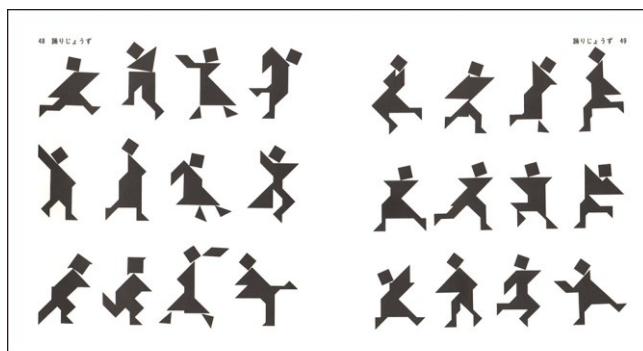


図 3

### 3 「タングラム」の魅力

#### 3.1 歴史ある人類のあそび

タングラムの歴史は大変古い。現在知られているタングラムに関する最も古い文献は1813年刊『七巧図合璧』だと言われている。約200年前になる。そのタイトルや序文によると、それより以前の本も存在していたことが確実であるという。しかし、詳細は判明していない。中国名は「七巧図」(用いる版を「七巧版」と呼ぶ)と言い、19世紀中頃には西洋に定着し、いつの頃からか「TANGRAM (タングラム)」と呼ばれるようになった。特に西欧では、一時の流行ではなく、歴史的・数学的な研究の対象としても情熱が注がれ、「あそびの文化史」として幅広い探求がなされている。

ヨースト・エルファーズ(1976)の日本語訳本序文で、坂根(1976:1-2)はタングラム研究の意味として、次の3つの視点を挙げている。一つ目は比較文化人類学的意味、二つ目は発達心理学的意味、三つ目は数学的意味である。そのうち、一つ目の意味について次のように述べる。

タングラムと似たパズルがさまざまな国で同時に生まれ、長い生命を保って現在まで使われていることは、比較文化人類学的にみても大いに興味をそそる。人間の遊びには、手や足や他のからだの部分を使って遊ぶ遊具のように、生物学的、物理学的必然性から自然に似たようなかたちをとってしまうケースがありうるが、タングラムは単なる手足の延長からの産物である以上に、人間の知覚や脳の働きの産物である。イメージの認識のしかたや、部分への分割、イメージの再統合という意識の行動が、人種や文化のちがいを超えて、似たようなパターンをもっているという事実は、当然のこのようであり、きわめて興味深い。

風土や文化の違いがあるにも関わらず、タングラムは西洋東洋を問わず、200年以上に渡り継続的に楽しまれている。大げさな言い方かもしれないが、タングラムはそれらの違いに関係なく、人の持つ能力と呼応する魅力を内包していると考えられることもできる。

#### 3.2 分割片の数と展開の豊かさとの関係

正方形等の板をいくつかの片に分割したものをすべて用いて、指定されたかたちを作るあそびを「知恵の

板」という。本稿では、存在が確認されている「正方形」から作られた知恵の板について、比較してみたい。タングラムは、正方形から切り出す「7片」というその数が、ほかの知恵の板がほぼ消え去ってしまったなかで、生き残ってきた理由の一つではないかと考える。

松浦政泰の『世界遊戯法大全』(1907)に、15片の知恵の板『益智図』(中国)と19片の知恵の板『知恵之板組形』(日本)が紹介されている。(図4<sup>3)</sup>しかし、これらは見るからに複雑であり、シルエットで解答を探すことは難解だと想像する。また、有賀(2009)は7片よりも細やかな表現を模索した結果、既存のタングラムの一部をさらにカットし、11片に分割することを提案している。(図5-1<sup>4)</sup>「その結果、増えた4枚の小片が角度の調整や目などの小さな出っ張りに重宝し、美しいフォルムが形成できるようになった。造形の中が広がり楽しさも増すことと思う。」(有賀2009:95)と述べる。有賀(2009)の作例(図5-2)を見ると、確かに、小片が増えたことにより具象的な表現が可能になっており、造形の幅は広がるだろう。しかし、具象的になったことによって、かたちのおおらかさや、見立ての幅についてはどのように変化しているだろうか。また逆に、3歳から6歳児対象に書かれた高田(1990→2013:14-15)に掲載されている5片の知恵の板は、幼児にはよいパズルあそびとなることが想像できるが、幅広い展開を見込むことは難しいと考える。

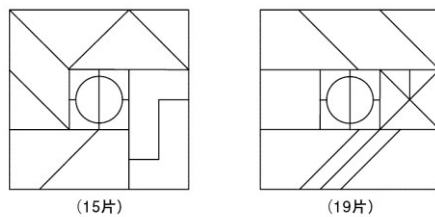


図4

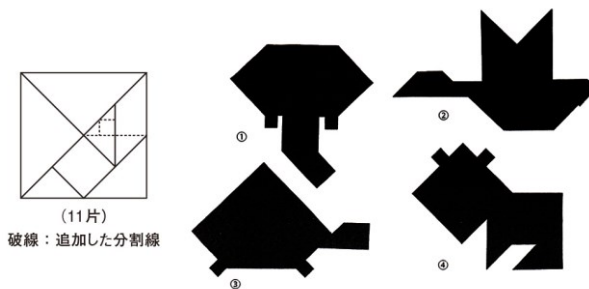


図5-1

図5-2

（図 6<sup>5</sup>）大学の保育者養成における造形表現授業において、30 名を対象に 4・5・7 片の知恵の板で自由制作を行った際にも、一部の学生から 4・5 片は数が少なすぎて見立てあそびが難しいという声上がり、制作に窮する様子が見られた<sup>6</sup>。

多すぎる選択肢は困惑を招きやすく、少なすぎる選択肢は展開を広げることが難しいと推測する。正方形から切り出す 7 片は、創造力を働かせるうえで、適度な選択肢となっているのではないだろうか。

### 3.3 分割片の美しさと展開の豊かさとの関係

タングラムは知恵の板の代表的なものであるが、もう一つ代表的なものに、日本で発祥した「清少納言知恵の板」というものがある。タングラムよりもさらに古い寛保 2 年（1742）刊、縦 11cm、横 16.5cm、横型の小型本で、日本で初めての知恵の板本である。知恵の板の代名詞として、日本では「清少納言知恵の板」、西洋では「タングラム」が使われていたケースがよく見られる。現在では、日本でも「タングラム」を知恵の板の代名詞として使っていることが多いと感じる。先に挙げた高田（1990→2013：14-15）でも、タングラムとは異なる分割の知恵の板に「タングラム」というタイトルを付けている。（図 6）

清少納言知恵の板も、正方形から 7 片の図形を切り出すという点ではタングラムと共通する。ただ、切り出し方に違いがあり、出来上がる 7 片も異なる。タングラムは、正方形 1 枚、平行四辺形 1 枚、3 種類の大きさの三角形 5 枚で形成されている。清少納言知恵の板は、正方形 1 枚、平行四辺形 1 枚、2 種類の大きさの三角形 3 枚に加えて、2 種類の「台形」で形成されている。タングラムと大きく異なる特徴は、かたちの

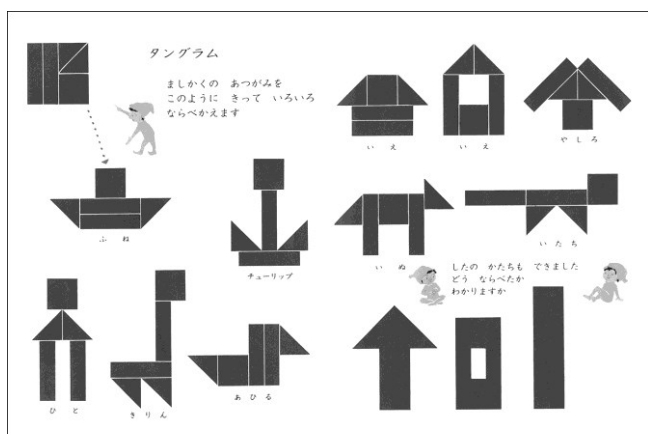


図 6

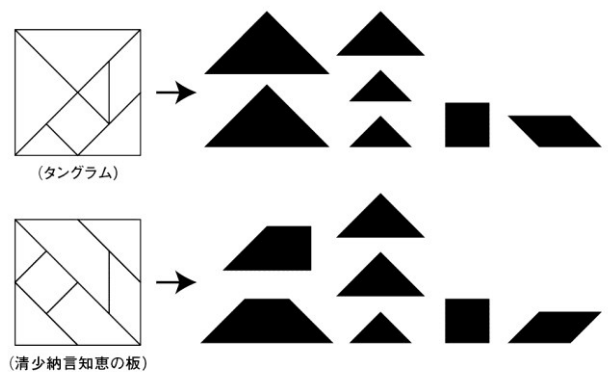


図 7

異なる「台形」が 2 つあることだろう。タングラムと比較（図 7）してみると、この特徴が個性的かつ若干の煩雑な印象を与えている。言い換えれば、タングラムの方がよりベーシックでスマートな形状の集まりだと言える。このことが、清少納言知恵の板ではなく、タングラムが現代まで根強くあそばれていることと関連しているのではないかと推測する。

美しいかたちを組み直すことで、新たに美しいかたちが生まれる。図形個々の持つかたちの美しさが、展開の豊かさに比例しているのではないだろうか。

## 4 考察

一見簡単にみえても、相当に創造力をはたらかせなければ形をこしらえることができません。東洋的な精神を感じさせる瞑想、理屈ではどうにもならない神秘ということまで考えに入れておかないとできないのです。いかにも東洋で発明されたあそびという感じがします。

上記は、ヨースト・エルファーズ（1976=1976：4）の言葉である。また高木（1999：36）によると、「100 年も親しまれてきた清少納言知恵の板であるが、明治になると、完全に過去のものになってしまったようである。明治 9 年（1876）に幼稚園が開設されると、教材として知恵の板が再認識されて、もてはやされる。しかしその対象となったのは、（中略）清少納言知恵の板ではなく、タングラムだった。」とある。

そのように、一時は幼児教育の場で教材としてもてはやされたタングラムだが、近年ではその活用が薄れている印象を受ける。「清少納言の知恵の板」、そして「タングラム」と、日本人はおそらくどの国よりも古くから知恵の板に親しんできた。そう考えると、タン

グラムはとりわけ日本人にとって、大変馴染みのよいあそびと言えるのではないだろうか。幼児教育の教材として、また保育者養成の教材として、その価値は見直すに値する。タングラムは、あそびながら感性や創造力を鍛えてくれる良い教材になり得ると言える。

## 5 まとめ

タングラムは、正方形という平面図形の最も純粋と言えるかたちを美しい7片に分割することで、創造力をくすぐるかたちや構造と、心地よい選択肢の絶妙なバランスを持ち合わせていることがわかった。何世紀も長く愛されてきたのには、やはり理由がある。

あそびやすさを考えると、厚みや多少の耐久性は考慮したいところだが、身近にある紙(例えば、プリンターのコピー用紙やチラシのようなものを含めて)でも自作することができ、誰もが手に入れやすいおもちゃである。そのため、保育現場や家庭でも気軽に取り入れやすい。造形表現の活動のなかでタングラムの魅力・楽しさを(再)認識することで、保育者自身や子どもにとって創造力やあそびの幅を広げるきっかけにしてほしい。

また、シンプルがゆえにアレンジがしやすく、好みや目的に合わせて軽やかにあそびかたを変容させられる点も、教材として優れている。表面に柄や表情のある紙を使用したり、彩色やコラージュを施してみるのも良いだろう。また、パズルのようにあそぶ他にも、創作活動の素材として活用したり、作成したかたちをアイデアソースとしてさらに活用することもできる。創意工夫を行うことで、楽しみ方が広がる教材だと言える。今後はさらに教材としての実践を重ね、その分析や考察も行っていきたい。

## 注

- <sup>1</sup> 図1は、筆者が作成。図2・図7も同様。
- <sup>2</sup> 図3は、坂根ら(1976=1976:48-49)より引用。
- <sup>3</sup> 図4は、有賀(2009:92)を参考に筆者が再現。
- <sup>4</sup> 図5-1は、有賀(2009:95)を参考に筆者が再現。
- <sup>5</sup> 図6は、高田(1990→2013:14-15)より引用。
- <sup>6</sup> 4片は3種類の大きさの三角形4つ、  
5片は高田(1990→2013:14-15)と同様、  
7片はタングラムを用いた。

## 引用文献

- 坂根巖夫・高木茂男・野口広監訳(1976)  
『タングラム 知恵の板』河出書房新社  
※ヨースト・エルファーズ『TANGRAM』(1976)  
の日本語訳本  
有賀忍(2009)「創造的造形遊び(1) 11片タングラム—現代の子どもの遊びの問題点及び、造形遊びとしてのタングラムの活用—」『子ども教育研究』創刊号:87-102  
高田恵以(1990→2013)  
『チャイクローかずとかたち2』新装版 BL出版  
高木茂男(1999)「清少納言知恵の板とタングラム」  
『数学史研究』通号162:29-41

# 幼児 と 歌

## — 「歌」に関する幼児教育の在り方—

松下 のぞみ

Singing in Early Childhood

Nozomi MATUSHITA

### 1章 幼児教育における「音楽」

幼児教育を考える時、それは幼児期の発達の特徴を捉えた教育の方法でなければならない。「音楽」においても例外ではない。

現在、文部科学省による「幼稚園教育要領」では、幼児教育を実践するに当たり、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五つの領域を掲げている。幼児期の未分化な発達の特徴に寄り添い、この五領域を個別に捉えるのではなく、全てが連鎖した関係の中で実践されていくことが重要である。「音楽」の分野においても同様である。

幼児は、生活の中で、自分の全感覚を使って感じ、考え、体験する中で全てを学んでいく。例えば幼児にとって、「野外に出かける」という一つの日常の出来事も、その中で多くの学び、発達を遂げていく。吹き抜ける風の心地良さや、降り注ぐ光を感じ、暑さや寒さ、自然の美しさ、季節の移り変わり、神秘を感じる感性が生まれていく。駆け回ったり木によじ登ったり、でこぼこ道や山道をバランスに気を付けて歩いたり、時には疲れを耐えながら歩くことによって、全身の運動機能の発達と体力が増進される。また道中は、楽しさを共有した仲間とおしゃべりしたり、歌ったり、帰宅後にはその思い出を絵に描いてみたり、発表し合ったりすることもあるであろう。そこには、五つの領域すべてが関連していることがわかる。

また、「幼稚園教育要領」には、音楽を通した教育の目的は、

- 「・幼児自らが音や音楽で充分あそび、表現する楽しさを味わう
- ・幼児期の音楽にかかわる活動を十分に経験すること

が、将来の音楽を楽しむ生活につながっていく」とある。

大人になって、音楽にあまり関心がない、歌うことはどうも苦手だ、という人もいるが、音楽への関心、好感は、一つには乳幼児期の音楽体験に起因していることが大きい。人間の成長過程において、家庭環境、あるいは集団生活の日常の中で、音楽が身近にある生活を送ることは、音楽に親しむ最も大きな方法であろう。

これらのことを踏まえて、「音楽」に関する幼児教育は、決して技術先行の教育であってはならないことがわかる。特定の楽器が上手になる、正しい音程やリズム感で歌うことができる、等の「音楽的技術」は、幼児が音楽に興味を持ち、親しみ、充分に楽しんで歌ったり楽器に触れたりする過程で、自然に身に付いていくことが望ましい。まずは音楽を充分楽しみ、好きになることが大切である。音楽に限らず、“好きこそ物の上手なれ”が、全ての基本となり、その後の学習能力に大きな影響を与える。それは、近年の教育界が掲げている「生きる力」となる。

幼稚園、保育所などの集団生活の施設では、時に音楽発表会等の行事が行われることも多いが、そのような場面で、見栄えや出来栄ばかりに重点を置いてはならない。その行事において、子どもの中に何を育てたいのか、を常に意識して臨む必要がある。それはあらゆる行事に共通することでもあろう。言い換えれば、一見どんなに素晴らしい音楽発表会のようなものであっても、技術先行の“教え込み”によるもので、幼児自身に喜びが感じられなかったとしたら、失敗である。逆のことも言える。幼児が興味を持って意欲的に楽しんで行った場合には、意義ある教育になる。

## 2章 幼児期の「歌うこと」における意義

2章以降は、幼児期の音楽教育の中から、「歌」に絞って考察していく。

### ① 「歌うこと」は音楽教育の基礎

赤ちゃんが音楽をじっと聴いたり、リズムに乗って体を動かしたりする様子を見ることがある。また、生まれる以前のお腹の中でも音楽を聴いていることが解ってきたように、人間は非常に早期のうちから音楽を感じることができる。

音楽表現の「技術」という視点から考えると、「歌うこと」が、生まれて最も早く体得できる方法である。赤ちゃんが言葉を話す以前から、既に歌に合わせてアーアーと声を出す姿を見ることがあるであろう。人類の歴史上、まだ言葉を持たない古代には、ジェスチャーと共に、歌うように声を出す方法で意志の疎通をしていた、という説がある。

「歌うこと」は、どんな場所でも、どんな人種でもできる音楽技術である。

更に、楽器演奏の技術を考えてみると、楽器を演奏する上でも、楽器を操作する技術を体得すると共に、まずはメロディーを感じて、心の中で歌う気持ちで奏でていく。

これらの考察から、「歌うこと」は、幼児の音楽教育を考える上で、最も基本的で、幼児期に相応しい重要な位置にあると言える。

### ② 「歌」によって幼児の中に育まれるもの

1章で述べたように、幼児期の音楽教育は、単に音楽経験を施すだけでなく、全ての体験と繋がって初めて意味のあるものとなっていく。

野外に出かけて体験した草花の美しさ、香り、思い切り体を動かす心地よさ、虫や動物等生き物との触れ合い、親しい家族や仲間との生活や会話……日常生活の全ての体験が、音楽表現にも繋がっていく。

「歌」に関しても例外ではない。歌には歌詞があり、その言葉が重要な役割を持つが、その内容を大人のように細やかに理解はできなくとも、幼児本人の様々な体験が豊かなほど、歌の理解も深まり、楽しさを倍増させる。大人は実体験がなくても、頭で考え想像して

理解しようとするが、幼児は、歌の持つ言葉、リズム、メロディーを、自らの感覚を通して味わう。その点で、体の発達が未分化な幼児期は、簡単な四肢の動き（振り）を付けて歌うことも、楽しさや理解を深める一つの方法である。

それでは「歌うこと」によって、幼児の中に何が育つ（生まれる）のだろうか。次にいくつか挙げてみたい。

#### ○ 心の開放

幼児が歌を口ずさむ時は、リラックスしている状態、心持ちが明るく楽しい時である。緊張している時や、怒り、悲しみに満ちた心の状態で歌う姿を見かけない。一人遊びを楽しんでいる時、また、友達と散歩している時、あるいは遠足のバスの中で、自然に声を合わせて歌い出す。「歌う」という行為によって、呼吸器の働きも高まり、脳が働き、肉体的にも活性化されることで、更に心の状態、精神が解放されていく、という相乗効果がある。

余談であるが、大人は更に、昔から労働歌、応援歌などがあるように、苦しい心境だからこそ歌うことによって心が慰められ、浄化され、そのカタルシスによって元気を取り戻す状況もある。

「歌うこと」で、子どもも大人も、心身が開放される。

#### ○ 様々な世界観を表現する楽しさ

音楽の中で「歌」ほど多様なものはない。それは歌詞という「言葉」が付いているからである。これによって、テーマも無数に、多様に広がる。自然、生活、動物、人物、言葉遊び、思想(哲学)、宗教観、等々……。これらの歌を歌うことによって、歌う者は、様々な歌の持つ世界観を味わい、共有することが出来る。

#### ○ 連帯感

一人で歌う、ということも楽しいが、幼児にとって何より楽しく嬉しいことは、大好きな人、仲間と一緒に歌うことである。集団の中で歌うこと……それは楽しさを共有し、連帯感、一体感を味わう。すなわち、自分はこの集団の、仲間の一員として、大切な存在であることを認識する。

#### ○ 脳への刺激

「歌うこと」は、脳へ様々な刺激を与える。例えば、

メロディーや歌詞を覚える暗記力、言葉や詞の内容への想像を膨らませる想像力や感性、何番も続く曲であったり、何曲か続けて歌う時には集中力も必要になる。歌を覚えるとき、幼児は、難しいと思われる歌詞やリズムをどんどん覚え、覚えるスピードも大人より圧倒的に早いこと等から、大人が論理的な分野を司る左脳を多く使って歌を覚えるのに対して、幼児は感覚的な分野に働く右脳を多く使って覚えていくことが推測される。

### ○ 音楽的技術

楽しんで歌っていく結果、音を聴き分けたり、音程を正しく歌ったりできる音感、リズム感、いわゆる音楽的な技術が身に付いていく(しかし、絶対音感に関しては、右脳がより多く使われる3歳までに体得しやすいと言われている)。

重ねて述べるが、この「上手に歌う」という技術を最初からの目的にしてはいけない。

しかし、人間には持って生まれる才もあり、幼いうちから得意、不得意な分野が見受けられることがある。歌うことに関して例外ではなく、音程正しく歌える、とか、歌声の美しさ、音域の広さ等、音楽的技術は個人差が大きい。しかしながら筆者の研究からも、当初は音程が取りにくい幼児でも、集団の園生活の中で毎日楽しく歌う経験を積みながら2年、3年と過ごしていく中で、かなり音程が取れるようになり、本人が歌う事に喜びを覚えていくことも少なくない。そのような子どもは、話し声(地声)が、平均的な子どもの声に比べて低く、その子どもにとっては、歌う音程が高く、声帯をその音域に合わせにくい、ということが往々にしてある。そのような時には、本人がそのことに気付くようにし、必要ならば、時には頭声(裏声といわれる声)の発声法を教えることによって音程が取れるようになることもある。また、音程が取りにくい子どもは、今まで、歌う経験が少ない環境の中での育ちから、そのような状態になっていることも考えられる。

また、「幼児期」と一くくりに言っても、乳幼児期の一年の発達の差は大変大きい。このため、年齢が低い(2~3歳)と、体の機能も未発達で、歌うことに必要な声帯や声帯周りの筋肉も未熟なので、音域も狭く、音程も取りにくいことがある。年齢が上がるにつれて(4歳ぐらいから)、音域も広がっていき、音程も安定

して歌えるようになってくることが多い。

大切なことは、「音痴」と決めつけないで関わることである。

興味深いこんな例がある。筆者の知人である、ある声楽家は、子どもの頃、声が低くて高音が出ないために、集団の中で上手く歌えず、コンプレックスを持っていた。しかし、中学生になって、音楽教師に低音の歌声の美しさを褒められたことがきっかけで自信を持ち、現在では国内外で活躍する素晴らしいバリトン歌手になっている。

### 3章 幼児期における「歌」の選曲方法

では、巷に沢山溢れる歌の中から、幼児期に歌うのに相応しい曲を、どのように選んだらよいのだろうか。

これからの考察は、「聴く」「聴かせる」歌とは別で、あくまでも幼児が「自ら歌う」ことを前提として述べていく。

当然のことだが、やはりここにも幼児期の発達の特徴を捉えて考察していく必要がある。

まず、前述したように、「幼児期」における一年間の発達は著しいものがあり、発達の差が大きいことから、Ⅰ幼児期前半(1~3歳)、Ⅱ幼児期後半(4歳~6歳)と分けて考えてみる。

Ⅰの時期は、歌のメロディー、リズム、言葉の三つの要素がともに、「単純」、「明快」、「簡潔(表現が簡単でありながら要を得ていて無駄がない)」なものが相応しい。例えば、「たんぼぼ」(詞:葛葉国子 曲:大中寅二)という童謡は、作曲形式はA・B・A'となっており、A~Bと歌ったらAの旋律に戻る形で作られている。歌詞においては、

1節『たんぼぼは たんぼぼは お日さまのこどもです  
夕方にお花をとじて ねむります』(A・B)

2節『朝がきて 朝がきて お日さまのおこすまで』(A')

となっている。明快なメロディーに乗せて、そして単純な言葉で、「たんぼぼの一日」という長い時の流れが、そしてたんぼぼの花の特徴が、何と簡潔に表現されていることか。

Ⅱの時期では、音楽的な内容も歌詞も、より高度で複雑な歌が歌えるようになってくる。筆者の研究では、一般的な幼児の音域は、ロ~二点ハ(日本名称)程であるが(注・個人差があるので、これに当てはまらな



い場合もある)、頭声の発声法を教えることで、高音の音域をもう少し広げることができる。また、子どもの歌という、童謡を思い浮かべることが多いが、そればかりではない。筆者の携わる幼稚園では、小学校、中学校の教科書に採用されているような歌でも、子ども達は生き生きと喜んで歌う。幼児期は、驚くほど多大な言葉、語彙を体得していく。そして母国語以外の語学を体得するにも幼児期が適している、と言われるように、幼児期は、大人になってからではなしえない優れた吸収力がある。幼児期の適切な指導方法によって、幼児期の終盤(5~6歳)にもなると、世間一般に考えているより高度な歌う技術が身に付くことに驚く。

次に、幼児期全般に亘って言える、歌の選曲方法について挙げていく。

### ○ 幼児の生活に結び付いた題材

繰り返し述べることになるが、幼児期は、実生活の中で物事を体得し、発達していく。歌に関しても、子どもの生活の身近にあるものがテーマになっている歌は、子どもにとってわかりやすく、興味を持ちやすい。

#### ・生きもの

虫や動物は、幼児が大変興味を持つものの一つである。幼児期の特徴の一つに、対象物を擬人化させて捉えることがある。その中でも、自分と同じ「命」あるものをじっくりと観察することは、大変重要な意味を持つ。それは、「命」に対する畏敬の念が育つ時でもあるからである。実際、小さな虫の世界でも、その一つ一つの生態は多種多様で、子どもと一緒に観察したり勉強したりしていくと、大人にも驚きや発見がある。しかし残念ながら、大概是成長とともにその気持ちを忘れ、虫を毛嫌いするようになることも少なくない。この時期ならでは大切な感性を受け止め、興味を深めるためにも、虫や動物をテーマにした歌は幼児期に相応しい。

#### ・物

生活に欠かせない道具、家の中にある家電製品、衣服、身近にある建物……など全てが歌のテーマになりうる。

もう一つの大切なテーマは、「自然界の物」。樹木や草花、星、雨、雪、鉱物や光、風などにさえ、幼児は擬人化して親しみ、存在を感じ取る。

#### ・人物

幼児にとって一番身近で大切な人、「お母さん」をテーマにした歌は、当然多くの名曲が生まれている。また、実在しない人物も含まれる。サンタクロース、鬼、魔法使い、おばけなど、ファンタジーの世界も、幼児が大好きなテーマである。

#### ・目には見えない世界

例えば、時間、暦、宇宙、など、スケールの大きい4次元、5次元の世界観をテーマにしたものは、神秘的なもの、偉大なものへの気付きとなる。

幼児と5次元の世界……想像がつきにくいと思うので、一つの歌を例に挙げてみよう。

「ママと冷蔵庫のひみつ」(詞:新沢としひこ 曲:中川ひろたか)の歌詞は以下の通りである。

1節『真夜中のキッチンで ぼくは見たのさ 暗闇でこっそりと ママは開けてた 青い光 まぶしくて あとは見えなかった 冷蔵庫は 夜になると きっとタイムトンネル うちのママは 夜になると きっとタイムトラベラー』

2節『何も知らないパパは 朝刊よんでる しらんぷりでママは 牛乳のんでる 卵とハムが並んでる 何もなかったように 冷蔵庫は 夜になると 宇宙人の基地なのさ うちのママは 夜になると 円盤を呼んでいる』

3節『今夜もぼくは 眠れない 過去と 未来を行ったり来たり 冷蔵庫は 夜になると きっとタイムトンネル うちのママは 夜になると きっとタイムトラベラー』

歌詞は、韻を踏んだ言葉遊びを混ぜながら、現代の生活に欠かせない「冷蔵庫」、最も身近な存在の人物「ママ」を登場させて、日常のありふれた光景から、ストーリーは5次元の世界に飛んでいく。現実と想像が入り混じり、まさに幼児期の世界観が表されている。音楽は幼児の好むアップテンポに乗せて流れ出し、楽しさを倍増させている歌である。

### ○ 言葉(歌詞)について

日本に古くから存在する“言霊”という概念が示すように、良い言葉そのものに、人間を包み込んで力を与える作用がある。それが例え幼児には多少難しいと思われる言葉であったとしても、歌うことによってその言葉を口から発し、耳に入り、心身に浸透していく。感謝、喜び、美しさ、楽しさ、勇気、励まし、優しさ、

想像力が掻き立てられるもの、ワクワクするもの……  
 などポジティブな言葉、内容が相応しいことは、誰もが思うところであろう。

また、言葉への感性、吸収力が著しい幼児期の発達の特徴を踏まえて、言葉遊びの要素を取り入れたものも取り入れたい。擬態語、擬音語など、言葉の持つ心地良いリズムを取り入れたもの、韻を踏んだり、しりとりなどの要素があったりする歌詞は、幼児が楽しんで歌う。

ここに、実際筆者の携わる幼稚園児が喜んで歌う、2例の言葉遊びの歌を挙げてみよう。

「カレンダーマーチ」(詞:井出隆夫 曲:福田和禾子)

1節『1月いっぱい 雪よ、ふれ 2月の庭には ふくじゅそう 3月さむさに さようなら 4月に小学1年生 ※カレン カレン カレンダーマーチ 1年たったら またおいで』

2節『5月だ ごらんよ、こいのぼり 6月ろうかにてるてるぼうず 7月しようよ、水あそび 8月ハアハアああ、あつい ※繰り返し』

3節『9月にくりのみ もう秋だ 10月十五夜お月様 11月じゅんびだ 冬がくる 12月ジングルベル クリスマス ※繰り返し』

「バッタのバター屋さん」(詞・曲:松下のぞみ(筆者))

1節『バッタのバター屋さん 朝からいそがしい  
 バッタのバター屋さん バタバタしてる なんておいしい  
 バッタのバター ひとくち食べると ピョーンとはずむ  
 なんておいしいバッタのバター ふたくち食べると パタバタとべる』

言葉が自然にメロディーに乗って歌いやすく、また伝わりやすいということも大切である。これは歌曲を作曲する上で基本になることであるが(ある効果を狙って、あえてそうしない場合もあるが)、言葉の持つ抑揚=イントネーションと、楽譜上の音の高低を合わせることによって、このような効果が得られる。

例えば、“リンゴ”の言葉の抑揚は、「リ」が低く、続く「ンゴ」は、高い。これに同じく「リ」に相当する音を低く、「ンゴ」に相当する音を高く作曲すれば、歌った時にも自然に聴こえる。“優れた歌”といわれるものには、このような作曲方法によって作られている曲も多い。

また、歌の魅力は、様々な世界観を味わうことである、と先に記したが、子どもの歌には珍しい、哲学的とも言える詞の内容の歌を一つ紹介する。

「そらのした じめんのうえ」(詞:新沢としひこ 曲:中川ひろたか)

1節『雨上がり さかあがり ぬれた鉄棒 昼下がり ぶら下がり さかさまの空 みんなといたり 一人でいたり 楽しかったり さみしかったり ※どちらもわたし いつでもわたし そらの下 じめんの上』  
 2節『石だたみ つまづいて ころんで泣いた 友だちとにらめっこ わらいころげた しゃべっていたり だまっていたり うれしかったり かなしかったり ※(繰り返し)』

3節『さよならと 手をふって 角を曲がった みずたまり とびこえて うちに帰ろう いじわるしたり やさしかったり とてもつよくて とてもよわくて ※(繰り返し)』

歌詞の内容は、逆説的な真実である。目の前にある事実も、捉え方、考え方によって異なってくる。この歌詞には、乳幼児の育ちの中で最も大切な“無条件の愛”の精神が込められている。“おりこうなわたし”でなくても、“そのままのわたし”でよいのだ、ということ、そして3節の歌詞の『みずたまり とびこえて うちに帰ろう』は、“わたし”のすべてを受け入れてくれる帰る場所が、いつでも存在し、待っていてくれる安心感を与えてくれる。このほのぼのとした歌の温かさは、今は気付かずに歌っている幼児が、やがて成長してから感じるものであろう。後になって、また年代ごとに、その良さ、価値に改めて気づく、ということも、歌のだいご味である。

## ○ 季節感を大切に

乳幼児期の大切な育ちの一つに、「リズム」がある。新生児は生まれてしばらくの間、昼間はスヤスヤと眠る時間が長く、夜泣きをしておっぱいを欲しがったりと、昼夜が逆転していると思われる期間がある。これは母親のお腹にいる時、母親の活動が休止される夜間に、赤ちゃんは起きて栄養を受けとって活動しているからだ、とも言われている。赤ちゃんは生後、だんだん昼と夜という生活のリズムに慣れ、夜は眠るようになってくる。朝起きて、決まった時間にご飯を食べて、排泄をして、夜は決まった時間に眠る、という当たり前前の生活リズムを繰り返していくことが、実は、乳幼児期の生活の中で大変重要な意味を持つ。

心臓が規則正しく動くリズム、呼吸のリズム、細胞の生まれ変わるリズム……生体はリズムを保つことに

よって生存できる。

母なる地球にもリズムがある。その一つが「季節」である。日本でも昔、と言ってもつい最近まで、季節感を感じることは生活そのものであった。作物の植え付けから収穫、その他命を繋いでいくための準備を、自然界から感じ取り、教えられていた。季節を愛でる行事が沢山生まれ、四季折々の美しさを楽しむ生活は、豊かな情感も育んできた。その時期に収穫される食物は、その季節に体が最も必要とする栄養分が取れるものであった。夏に収穫されるトマトやキュウリ、ナスなどは体を冷やし、冬に収穫される根菜類は体を温める……というように。しかし現代では、特に都会では、季節感を余り感じない中でも生活は営まれていく。だからこそ、幼児期に季節感を感じる感性を、意図して育てていきたい。

#### ○ 感動あるものを

感動とは、心を動かされることである。素直に“いいなあ！”と感じる歌である。今まで特に歌詞について述べてきたが、メロディーそのものが優れていて感動する作品もある。

基本的には、歌を教える者（教育者）自身の感性で作品を選べばよいが、一人では好みが偏る傾向があるので、世間一般に名曲と言われているもの、自分が選曲した歌を歌った時の、幼児の反応をみて考えることも大切である。

#### ○ メロディーについて

旋律の音域は、3章の初めに記したように、ロ～二点ハ（日本名称）位の音域の中で作られている歌が幼児には歌いやすい。

また幼児期は、短調よりも、長調の曲に関心を寄せてよく歌う傾向がある。これは、情感の発達によるもので、幼児期には悲しみの感情はあるが、短調が醸し出すペーソスやセンチメンタルという、悲しみの、より複雑な感情発達までには至っていないためと推測できる。しかし、「自ら歌う」と「聴く」という行為は異なるので、美しい短調の歌を歌って聞かせることは、意味のあることである。

#### ○ 多様性を持つ

様々なことを吸収する幼児期には、歌においても多様なジャンルから選曲し、豊かな音楽体験をさせたい。

多くの子どもの歌が生まれている現代ではあるが、古今織り交ぜることも大切である。例えば、古くから伝わる童謡や唱歌には、失われつつある日本の美しい原風景が歌われていたり、ほのぼのとした温かさがある。一方、より多様化した現代の音楽の流れによって、子どもの歌も、軽快でより複雑なリズムの面白さを取り入れた曲が目立つ。

### 4章 幼児期の歌の指導に当たって

幼児が歌に興味を持って、生き生きと歌うためにはどのように指導したらよieldらうか。

最も大切なことは、歌を教える者が、生き生きと歌うことである！歌は強要するものではなく、子ども達は、「歌いたいから歌う」のである。まずは、教える者がその歌を愛し、心を込めて自ら歌うことで、幼児にもその楽しさが伝わっていく。その意味において、教える者は自らの技術を高める努力をしなければならない。模倣性の強い幼児期であるからこそ、教える者は、音程やリズム、発声、発音など、なるべく正しく歌えるように技術を磨いていく必要がある。

楽譜には、作者の意図が込められている。休符一つとっても、意味があって作曲されている。楽譜になるべく忠実に歌うことは大切である。しかし、歌に振りを付けたり、時にはオペレッタを行う等、保育の現場においては、その楽しさを深める工夫をして欲しい。また、歌詞をみんなで読んだり、その歌の内容を解りやすく補足して話すことで、歌に対する幼児のイメージを膨らませることも、一つの方法である。

また指導に当たり、「元気に歌いましょう！」という言葉がけを子ども達にすることが多いが、ここで注意しなければならない点がある。それは、「元気に」と言うと、子どもはよく怒鳴り声で歌ってしまうことがある。怒鳴り声では音程が取れないばかりか、音楽の美しさを感じられず、声帯を痛める恐れすらある。『元気に歌う』ことと、『怒鳴って歌う』ことは違うことに気付かせることが大切である。

子ども達の明るい歌声が響く毎日であることを願う。

# アタッチメントの視点からみた 自閉症スペクトラムと注意欠如・多動症

## —養育者支援に向けて—

上野 永子

Autism Spectrum Disorder and Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder  
: From the View Point of Attachment

Noriko UENO

### I. はじめに

Bowlby(1969/1982, 1973, 1980)によって提唱されたアタッチメント理論は養育者と子どもの支援における重要な示唆を与える理論である。現在では、発達障害とアタッチメントの関連についても注目されるようになり、アタッチメント理論に基づく発達障害児の養育者支援の実践も行われている(久保, 2017)。

そのような状況を鑑み、本稿では、Bowlbyのアタッチメント理論について整理した上で、発達障害についてアタッチメントの視点から理解し、その支援について検討することとする。

### II. アタッチメントとは

アタッチメントとは、広義に他者との情緒的な絆と理解されているが、Bowlby自身の狭義の定義によれば、「危機的な状況に際して、あるいは潜在的な危機に備えて、特定の対象との近接を求め、またこれを維持しようとする個体(人間やその他の動物)の傾性」であり、「ネガティブな情動状態を、他の個体とくっつく、あるいは絶えずくっついていることによって低減・調節しようとする行動制御のシステム」(遠藤, 2005 p2-3)である。危機に際して他者との近接・維持を求めようとする欲求はアタッチメント行動であり、養育者が子どものアタッチメント行動に応答し、子どもの恐れといった情緒が慰められ、落ち着きを取り戻すというプロセスが繰り返されたことの結果として、情緒的絆が形成されるのである。

アタッチメントにまつわる行動システムについて

Bowlby(1969/1982)は、次のように言及している。

子どもには、新奇なものに接近し関わりたいという欲求がある。この欲求に基づき、子どもは、養育者を「安全基地(secure base)」としながら探索行動システムを活性化させ、周囲の世界を積極的に関わろうとする。慣れによって、新奇性が損なわれると、探索行動システムは終結となる。また、子どもが探索行動をとっている際に、何らかの危険や危機に遭遇すると(例えば、転んで怪我をした)、不安警戒システムが活性化し、続いてアタッチメント行動システムが活性化する。そのため、子どもは「安全な避難場所(a haven of safety)」としてアタッチメント対象である養育者のところに戻ってくるのである。そして、養育者に慰められネガティブな情動が低減されたことにより、不安警戒システムとアタッチメント行動システムは終結する。そして、再び探索行動システムが活性化されるのである。このように、子どもは養育者を「安全基地(secure base)」「安全な避難場所(a haven of safety)」として外界とを、行ったり来たりする。

つまり、アタッチメント対象(主に養育者)は、子どもにとって安全基地(secure base)と安全な避難所(a haven of safety)の役割を担い、その存在が子どもの探索行動を促進させ、危険や不安に直面した際に、アタッチメント行動をとらせ、子どもを慰め落ち着かせ、再び探索に向かわせるのである。

### III. ストレンジ・シチュエーション法

アタッチメント行動システムが活性化した際の子どものとる行動には個人差がある。そのアタッチメント

行動の個人差を測定する方法として、Ainsworthら(1978)はストレンジ・シチュエーション法(以下:SSP)を開発した。

SSPでは、養育者と子どもの分離・再会場面を実験手続きとして設定する。養育者との分離によって、子どもにマイルドなストレスを与え、アタッチメント欲求が生じてアタッチメント行動システムが活性化しやすい状況を実験手続きにより作り出した上で、再会により、養育者に対してどのようなアタッチメント行動をとるのかによってアタッチメントパターンを測定するものである。SSPでは、アタッチメントパターンが4分類されている。回避型(Avoidant:A)と呼ばれるパターンでは、子どもは養育者との分離に際して、泣いたり後追いしたりすることもなく、再会に際して、喜んだり養育者に抱かれることを求めず、おもちゃで、ずっと遊んでいるタイプである。安定型(Secure:B)は、分離に際して、泣いたり、養育者を後追いしたりし、再会場面では養育者を出迎えたり、抱かれることを要求したりし、それに養育者が応じることで容易に気持ちを落ち着けることができるタイプである。アンビバレント型(Ambivalent:C)は、分離に際して、かなり混乱した状態で泣き、再会に際して養育者に抱かれることを求めたかと思うと、それを拒否するかのようにのけぞるなどして、気持ちを落ち着かせることができないタイプである。無秩序・無方向型(Disorganized/Disoriented:D)は、1990年代にMainらによって見出されたパターンであり、再会に際して、近づいたかと思うと前に倒れこんだり、固まったり(freeze)といった矛盾した行動(conflict behavior)をとるタイプである。SSPでみられる子どもの行動の違いの要因としては、養育者の養育行動があるとされている。安定型の母親は、子どものアタッチメント欲求に対して応答的であるのに対して、回避型の母親は、拒絶的で、アンビバレント型の母親は一貫性に欠き、子どもの欲求に応じるといっても自分の感情によってその応答のあり方が変わることが知られている(Ainsworth et al, 1978)。また、無秩序型の母親は、子どもが一歳までにマルトリートメントがあったことと同時に、無神経で侵襲的な養育であったことも報告されている(Carlson, 1998)。

アタッチメント欲求は、危機に遭遇した際の子どもの本能的なものであるが、アタッチメント・パターンの個人差は、子どもの側でアタッチメント対象である

養育者をそばにとどめておくための戦略である。つまり、アタッチメント欲求に対して、拒絶する養育者には、アタッチメント欲求の表出を最小化することで養育者との近接性を確保し、一貫性に欠く応答する養育者には、アタッチメント欲求を最大限に表出することで、近接性を確保するのである。Main&Hess(1990)は、無秩序/無方向型の生じる要因について次のように仮説を立てている。未解決の喪失やトラウマを抱えた養育者にとって、子どもが不安・警戒状態になること自体が、養育者自身を怯えさせる原因となり、解離や呆然としたような状態を導く。そして、そのような養育者の状態に子どもが怯えるようになるのである。つまり、子どものアタッチメント欲求自体が、養育者が怯え、子どもを怯えさせるものとなるのである。そのため、子どもはアタッチメント欲求が生じた際の戦略を持たない無方略のパターンを示すことになる。無秩序/無方向型と関連する養育者の背景については、Carlson(1998)が研究をレビューした結果、Main&Hesse(1990)の仮説について多くの実証研究が支持していると報告している。

#### IV. 人間の発達とアタッチメント

アタッチメント研究の先駆者であるAlanとその同僚たちはミネソタ・スタディと呼ばれる乳児期から成人期に至るまでの縦断的研究を行い、各発達段階における適応(adaptation)という観点を中心に検討した。その結果は「The Development of the person」(2005)という著書において報告されている。ここでは膨大な研究報告からアタッチメントとの関連するものの一部を取り上げる。ミネソタ・スタディーでは、乳児期にSSPによってアタッチメントパターンを測定し、後の発達段階ごとに即した適応に関わる要因との関連について検討した。幼児期では、困難な問題に遭遇した時、その困難への取り組み方や問題の解決のために養育者を効果的に利用するかについて評価した。その結果、乳児期に安定型に分類された幼児は、不安定型の幼児に比べて高いことが示された。また、未就学期(preschool period)では、友人関係においては、危害を加えるのはいつも、回避型であり、加害者もしくは被害者になるのは、いつもアンビバレント型か回避型だった。また、児童期においては、困難な課題に対して、安定型の子どもは他のアタッチメントパターンに比べて、より効果的な方法を用いて、他者と協力し合

って、課題を成し遂げた。思春期においては、安定型は、思春期集団における複雑な関係性を他のパターンと比べて、うまく切り抜ける能力を見せた。さらに異性関係においては、安定型も回避型も16歳までにデートする経験を持っていたが、アンビバレント型にはその経験がなかった。安定型と回避型の異性関係の持ち方の違いは、その交際期間によってあられ、安定型の交際期間の方が長かった。

これらの研究結果は、乳児期のアタッチメントパターンの違いが、その後の問題解決能力や対人関係における違いに関連していることを示している。しかしながら、最近のアタッチメント研究の知見からは、アタッチメントパターンの非連続性が示されており、現在では乳幼児期のアタッチメントが「個人の発達の道筋や適応性に複雑に影響を及ぼす」（遠藤，2017 p16）と考えられている。つまり、アタッチメントのみが、人間の発達の方向付けを担うということではない。今後は、アタッチメントとその他の要因の関連を含めた検討が必要である。

## V. 非安定型のアタッチメントと

### アタッチメントの障害

近年、日本においてアタッチメント(愛着)障害という言葉が多く聞かれるようになってきている。発達心理学の領域で発展してきた、非安定型(SSPの分類では回避型・アンビバレント型・無秩序/無方向型)のアタッチメントの問題と、精神障害として診断され、症状が形成されているアタッチメントの障害について区別しておく必要がある。

発達心理学における非安定型(回避型・アンビバレント型・無秩序/無方向型)は、それ自体が精神障害を示すものではなく、心理社会的問題へ方向づける可能性を持った将来的な危険因子(Carlson, 1998)である。このことは、先に示したAlanら(2005)の報告がそのことを示唆しているといえるだろう。しかしながら、無秩序/無方向型については、思春期に精神病理や解離と関連することが示されており(Carlson, 1998)、他の非安定型(回避型・アンビバレント型)と一線を画しているといえるだろう。

医学の領域においては、精神疾患の診断・統計マニュアル第5版(以下:DSM-5)にアタッチメントに関連がある疾患として記述されている診断名に反応性愛着障害(Reactive Attachment Disorder:RAD)がある。

DSM-5によれば、反応性アタッチメント障害は臨床場面で出会うことは比較的まれであり、極めて劣悪な環境のもとで育った子どもを母集団としてもその有病率は10%未満とされている。また、反応性アタッチメント障害の他にアタッチメントが関連すると記述される診断として抑圧型対人交流障害がある。抑圧型対人交流障害もまた、重度の社会的ネグレクトを背景にすることが記述されているが、障害されたアタッチメントの兆候を示さない者もいることから、必ずしもアタッチメントに関連した障害ではないということに留意する必要がある。いずれにせよ、これらは、かつてのルーマニアの児童養護施設のような、アタッチメント対象が存在しないような極めて劣悪な環境が要因として規定されている。

反応性アタッチメント障害に加えて Zeanah(1996)は、新たな枠組みとしてアタッチメント対象を持つものの、アタッチメント対象が安全基地としての機能に歪みがある障害としてのアタッチメント障害(Attachment Disorder:AD)を提唱している。安全基地の歪みのもたらす行動特性として①自己を危険にさらす(self-endangerment)②抑制(Inhibition)③役割逆転(role reversal)がある。自己を危険にさらす行動は、アタッチメント対象を顧みないため、向こう見ずで事故に遭遇しやすい行動傾向をもつ。抑制の行動は、探索行動をとろうとせず養育者にしがみつきがあり、また養育者に対して警戒と過度の服従を示すものである。役割逆転の行動は、自己を守ることにについて早熟な自信を有しており、過度に自己信頼感をもち、養育者の世話をしたり守ろうとしたりする行動である(Zeanah, 1996; Boris&Zeanah, 1999)。これらは、アタッチメント対象の機能の質に問題があるといえるだろう。①自己を危険にさらす(self-endangerment)行動は、まさしく注意欠如・多動症(以下、AD/HD)の衝動性に起因する行動特性と類似しており、②抑制(Inhibition)は、新奇場面に対する不安の高い自閉症スペクトラム(以下、ASD)の行動特性と類似している。

発達心理学の領域で研究されてきた非安定型と臨床医学の領域で診断・治療の対象とされてきた反応性アタッチメント障害、Zeanahらが提案しているアタッチメント障害の関連について、Boris&Zeanah(1999)は、発達心理学が見出した安定型のアタッチメントから反応性アタッチメント障害に至るまで【安定型→非

安定型(回避型・アンビバレント型)→非安定型(無秩序/無方向型)→アタッチメント障害→反応性アタッチメント障害】をスペクトラムとして捉えることができるのではないかと仮説を立てている。

我が国において、かつてのルーマニアの児童養護施設で存在したような劣悪な環境は、極めてまれであることを前提にすると、発達心理学領域の中で見出された非安定型やZeanahら(1996, 1999)の提唱するアタッチメント障害(AD)が、アタッチメントにまつわる問題もしくは障害として注視する必要がある。

## VI. アタッチメントの視点からみた ASD と AD/HD

先に、安全基地の歪みをもたらす、行動特性と ASD や AD/HD の障害特性の類似点を指摘したが、実際の医療現場においてもその鑑別の困難さが問題となっている(例えば、小林, 2016)。

DSM-5にも、反応性アタッチメント障害の症状と ASD、脱抑制型対人交流障害と AD/HD の鑑別に注意が必要であるとされている。また、発達心理学・臨床心理学の領域においても、Rutgersら(2004)が ASD は安定型が少ないことを報告し、Storeb  $\theta$  ら(2016)が AD/HD においては、安定型が 10% 以下であることを Shumueli-Goezら(2008)や Storeb  $\theta$  (2012)をレビューして報告しており、ASD と AD/HD の特性とアタッチメントとの関連について研究されている。

ASD の子どもは、先に述べたアタッチメントにまつわる行動システムをどのように経験するだろうか。例えば、探索行動システムが活性化された状態で、吠えている犬に遭遇することで不安警戒システムとアタッチメント行動システムが活性化する。そうなれば、子どもは安全な避難場所である養育者に接近するのが通常のアタッチメント行動システムである。しかしながら、身体接触に対する感覚過敏をもつ自閉症スペクトラム児の場合、アタッチメント行動システムが活性化し、養育者に接近するという行動はさらなる不快感を産むことが予想され、接近そのものが妨げられるであろう。それに対して、養育者が怖がる子どもを慰めようと、抱き上げるなどの行動をとると、感覚過敏のある ASD 児にとっては、慰められるどころか自分を恐れさせる応答となる。この構造は、まさしく SSP における無秩序/無方向型のアタッチメントパターンそのものである。このようなパターンは、子どものアタッチメント欲求は沈静化することがないばかりか、養育者

側もアタッチメント欲求に応答しようとしたが、効果的に応答できなかったという養育者としての自己効力感を下げる結果となるのである。

それでは、AD/HD 児は先のシステムをどのように経験するだろうか。探索行動システムが活性化された場合、多動性および衝動性という障害特性のために、危険に遭遇しやすい行動をとることが考えられる。その場合、養育者は必然的に、禁止と制限を与える養育態度を取る必要が生じ、アタッチメント対象者である養育者と子どものやりとりが、叱る一叱られるというものに凌駕されがちなものとなること、この特性が養育者—子ども関係にもたらすネガティブなものである。子どもが不安警戒システムを活性化させる場面が、衝動的な行動によるものである場合、養育者は子どもを慰めるよりも、衝動的な行動を叱る態度に導かれがちであろう。そのため、子どもはアタッチメント行動システムが活性化し、アタッチメント行動をとっても、慰められるどころか叱責されるのであれば、アタッチメント対象を安全な避難場所として利用困難なことが推測される。この場合、養育者にとって子どものアタッチメント欲求に応じることが結果的に困難となるのである。Guttman-Steinmetz(2011)は、AD/HD 児とその母親及び、非 AD/HD 児とその母親に Attachment Script Representation Task (ASRT) という手法を用いて、個人の安全基地の表象を評価し、母子の関連をみた。その結果、非 AD/HD 児とその母親には、安全基地の表象に有意な関連がみられたが、AD/HD 児とその母親の間には、関連がみられず、むしろ、母親が子どもの症状をより認知することが、子どもの安全基地に関する否定的な表象と関連することがわかった。これらの結果について Guttman-Steinmetz(2011)は、AD/HD 児と特性に起因する養育困難が親子関係に影響し、母親が AD/HD 児に対して安全基地を提供することが困難となるためであると考察している。このことは、従来アタッチメントパターンの個人差は、養育者のアタッチメント欲求に対する応答性の違いから生じるとされてきたが、養育者の応答性に影響を与える子ども側の特性があることの可能性を示唆しているといえるだろう。

これらのことから、発達障害児への支援については、その認知や行動の特性に焦点を当てた支援のみならず、その特性がもたらすアタッチメントの問題に焦点をあてることが重要であるといえるだろう。その際、養育

者へ支援が必須である。

## Ⅶ. アタッチメントの視点をういた養育者支援

アタッチメントの理論と研究成果に基づく心理教育プログラムとして、「安心感の輪」子育て支援プログラム(Circle of security parenting:以下、COS-P:Cooperら, 2009/2013)がある。これは、養育者が探索行動システム、アタッチメント行動システムやそれぞれの状況における子どもの欲求や気持ちについて、気づくことが出来るように心理教育するプログラムである。そして、どのような欲求について気づきづらいのか、また応答しづらいのかについて、養育者の育ちを振り返りつつ洞察するよう促すプログラムとなっており、養育スキルを学ぶプログラムと本質的に性質を異にしている。

筆者は、(発達障害の特性を持つ可能性が推察される養育者を含めた)何らかの養育困難感を持つ養育者を対象にCOS-Pを実施した。その経験をもとに、アタッチメントの視点から発達障害児の養育者支援のあり方について述べてみたい。

発達障害児の養育者を対象にした場合、たとえ発達障害があったとしても安心感の輪(探索行動システム・アタッチメント行動システムを含めて)は存在することを教育すると同時に、障害の特性によっては欲求が見えづらかったり、養育者が子どもの欲求に懸命に応答しても、子どもの落ち着かない気持ちをなだめることが困難だったりすることがあることも同時に伝える必要がある。その際、COS-Pでは、養育者はアタッチメント対象として子どもより「大きく、強く、賢い」対象である必要性を教育し、そのためには①子どもの特性を理解すること②欲求に気づいたり、応答したりするには、発達障害の特性をもたない子どもの養育に比して、試行錯誤を重ねた上での工夫が必要であることを伝えることとなる。養育者は異なる環境(養育者自身の育ちや現在の生活環境、子どもの特性など)にある中で子どもを養育している。それを鑑みれば、あまねく誰もがもつアタッチメント欲求についての心理教育を基盤にして、それぞれの養育者のあり方を尊重しながら、子どもをどのように養育していくのかについて養育者が考える機会となる本プログラムは、養育者支援として役に立つものだと確信している。

また、子どもの安定したアタッチメントと関連がある養育者側の要因について、篠原(2015)は、Ainsworth

ら(1978)によって挙げられてきた敏感性(sensitivity)に加えて、現在では内省機能(Fonagy et al)、洞察性(Oppenheim, 2002)、心を気遣う傾向(Meins, 1997)、情緒的利用可能性(Bretherton, 2000)を挙げている。これらは、定義に違いはあれ、子どもの気持ちについて、共感的に理解しようとする養育者の心的能力のことである。それらを検討すると、養育者側に子どもが、さまざまな場面においてどのような気持ちでいるのかについて推察することができるような支援が、子どもの安定したアタッチメントの形成に有効であるといえよう。このような支援は、日常における支援者が養育者に対するカウンセリングなどで子どもが問題行動を起こした際に「その時の〇〇さんは、どのような気持ちだったと思うか」といった具合に、子どもの感情を共感的に理解することができるような問いかけが一つのがかりとなるであろう。

## Ⅷ. おわりに

アタッチメント理論について概観し、アタッチメントの視点からみたASDとAD/HDおよび養育者支援について検討してきた。Bowlbyの提唱したアタッチメント理論が、発達心理学における実証研究によって多くの知見を得てきた現在、それが臨床現場で活かされ、その効果についての検証も行われている。しかしながら、臨床における目標は、クライアントの抱える困難に対する支援が最優先事項である。特定の理論や技法や固執することなく、面前のクライアントの利益に貢献する支援のあり方について、支援者が模索し続けることが必要であることも強調したい。

### 【付記】

本論文をまとめるにあたり、平成29年度静岡福祉大学心の相談センター主催の近藤清美先生(帝京大学)による「発達障がいとアタッチメント」の講演によって、示唆を得ました。また、日々の臨床で関わる、母子に教えられたことから多くの示唆を得たことはいまでもありません。ここに、感謝の意を表します。

## 引用文献

Ainsworth, M. D. S., Blehar, M. C., Waters, E., & Wall, S. (1978). *Pattens of attachment: a psychological study of the strange situation*. Hillsdade, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.



- American psychiatric association(2013)Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders fifth edition, 高橋三郎・大野裕監訳 (2014)DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル, 医学書院
- Boris, N. & Zeanah, C. (1999). Disturbances and disorders of attachment in infancy: An overview. *Infant Mental Health Journal*, 20, 1-9.
- Bowlby, J. (1969/1982). Attachment and Loss: Vol.1. Attachment. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1973). Attachment and Loss: Vol.2 Separation Anxiety and Anger. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1980). Attachment and loss:Vol. 3. Loss: Sadness and depression. New York: Basic Books.
- Carlson, E.A. (1998). A perspective longitudinal study of attachment Disorganization/Disorientation, *Child Development*, 4, 1107-1128.
- Cooper, G., Hoffman, K. T., & Powell, B. (2009). Circle of Security Parenting A Relationship Based Parenting program Facilitator DVD manual 5.0, Circle of Security International 北川恵・安藤智子・松浦ひろみ・岩本紗耶佳 訳 (2013)「安心感の輪」子育てプログラム 認定講師用 DVD マニュアル 日本語版 1.0 未公開
- 遠藤利彦 (2005) アタッチメント理論の基本的枠組み 数井みゆき, 遠藤利彦(編著) アタッチメント: 生涯にわたる絆, ミネルヴァ書房, pp. 1-31.
- 遠藤利彦(2017)生涯にわたるアタッチメント, 北川恵・工藤晋平(編著)アタッチメントに基づく評価と支援, 誠信書房, 2-27.
- Fonagy, P. & Target, M. (1997). Attachment and Reflective functioning: Their role in self-organization. *Development and psychology*, 9, 679-700.
- 小林隆児 (2016) 愛着障碍と発達障碍 西南学院大学 人間科学論集, 12(1), 101-116.
- 久保信代 (2017) 自閉症を抱える子どもと親の関係支援, 北川恵・工藤晋平(編著)アタッチメントに基づく評価と支援, 誠信書房, 181-195.
- Meins, E. (1997) Security of attachment and the social development of cognition. East Sussex, UK: Psychology Press.
- Oppenheim, D., Koren-Karie, N., & Sagi, A. (2002). Mother's insightfulness regarding their children's internal world: the capacity underlying secure child-mother relationships. *Infant mental Health Journal*, 23, 593-605.
- 篠原郁子 (2015) Sensitivity の派生概念と子どもの社会的発達—アタッチメント研究からの展望— 心理学評論, 58(4), 506-529.
- Guttman-Steinmetz, S., Crowell, J., Doron, G. & Mikulincer, M. (2011). Associations between mothers' and children's secure base scripts in ADHD and community cohorts, *Attachment & Human Development*, 13(6), 597-610.
- Main, M., & Hesse, E. (1990). Parents' unresolved traumatic experiences are related to infant disorganized attachment status: Is frightened and/ or frightening parental behavior the linking mechanism? In M.T. Greenberg, D. Cicchetti, & E.M. Cummings (Eds.) *Attachment in the preschool years*(pp.161-182). Chicago: University of Chicago Press.
- Rutgers, A.H., Bakermans - Kranenburg, M.J, van Ijzendoorn, M.H., van Barckelaer-Onnes, I.A. (2004). Autism and attachment: a meta-analytic review. *Journal of Child Psychology and psychiatry*, 45, 1123-1134
- Sroufe, L. A., Egeland, B., Carlson, E. A., & Collins, W. A. (2005). The development of the person: The Minnesota study of risk and adaptation from birth to adulthood. New York: Guilford Press.
- Storeb  $\theta$ , O.J., Rasmussen, P.D., & Simonsen, E. (2016). Association between insecure attachment and ADHD: Environmental mediating factors, *Journal of attention Disorders*, 20(2), 187-196.
- Zeanah, C. (1996) Beyond in security : A reconceptualization of attachment disorders of infancy. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 64. 42-52.

# 子ども学科におけるピアノレッスン

## 指導者が使用する「言葉」からの考察

丸尾 真紀子・田代 千早

Piano Lessons in the Child Education Department:  
An Analyst of Vocabulary at Shizuoka University of Welfare

Makiko MARUO, Chisa TASHIRO

### 1. はじめに

レッスンの進め方は様々である。多くの指導者は、今まで受けてきたレッスンを参考に、経験から得られた知識や技術を加え、レッスンを受ける学生の能力や反応、性格などを見ながら進めていると思われる。また、すべての学生を劇的に上達させる決定的な指導法はないため、指導者は試行錯誤を続けていると考えられる。

しかし、実際に他者のレッスンを継続して見学する機会はほとんどなく、「普段のレッスン」を調査した報告もあまり見受けられない。そこで、他の指導者のレッスンへの好奇心からテーマを設定した。レッスンを振り返るための手段として、まず使用している言葉に着目し、指導に明確な違いはあるのか、特徴的な言い回しがあるのかを比較検討した。

### 2. 方法

子ども学科音楽 I 履修者のうち講師 2 名が担当する 22 名分のレッスン 15 回を録音、そのうち導入にあたる 3 回分を分析対象とした。履修者のうち初めてレッスンを受ける学生が 14 名、経験者が 8 名である。今回は 2 名の講師の指導法を確認することを目的としたため、特に区別はしなかった。分析に際して KH Coder 3 (最新アルファ版) を使用し、抽出された言葉から講師それぞれの上位 20 語をもとに考察を試みた。録音に際して学生には目的を説明し、講師の言葉以外は使用しないこと、途中でも録音を止められることを伝えた上で、協力への合意が得られた学生のみを対象にした。

また講師は A、B とし、学生が特定されないように配慮した。

### 3. 結果

分析対象の 3 回分のレッスンから講師の言葉のみを文書にまとめ KH Coder 3 を用いて前処理を実行した。文書の単純集計を行った結果、講師 A は 41 の段落と 1,577 の文 (総抽出語数 34,077、異なり語数 1,723) が、講師 B は 25 の段落と 2,907 の文 (総抽出語数 33,542、異なり語数 1,452) が確認された。分析に使用される語として A は 12,018 語 (異なり語数 1,368)、B は 10,171 語 (異なり語数 1,115) が抽出された<sup>1)</sup>。その中から A、B それぞれの上位 20 語の抽出語 (表 1-A、表 1-B) を、①楽譜に関する言葉 (表 2) ②演奏に関する言葉 (表 3) ③その他 (表 4) の 3 つの項目に分類した。

#### ①楽譜に関する言葉

楽譜に書いてあることを説明するために必要な言葉である『音』『音符』は両名とも使用している。『タン』はリズム唱、『フラット』は記号、『長い』『速い』は音の長さやテンポについての言葉である。『タン』『長い』『速い』は音価とテンポに関係するので、広い意味で楽譜に関する言葉と判断した。

#### ②演奏に関する言葉

『弾く』『左手』『右手』『指』は頻度の違いはあるが同じように使っている。講師 A は『練習』という言葉もみられる。

③その他

『うん』『次』『はい』『今』『感じ』『言う』『出る』『思う』は両名とも使用している。『分かる』『今度』『ありがとう』『書く』『オッケー』『そうですね』は重複していない言葉である。

表1-A 頻出語上位20語

語	出現回数	語	出現回数
うん	431	感じ	124
音	325	言う	106
弾く	294	出る	103
左手	155	練習	102
次	142	速い	101
はい	139	タン	97
今	136	分かる	94
右手	131	フラット	90
指	130	思う	89
音符	127	今度	84

表1-B 頻出語上位20語

語	出現回数	語	出現回数
はい	245	うん	71
音符	209	書く	66
弾く	180	右手	61
音	168	速い	61
今	148	オッケー	59
思う	148	次	57
長い	90	出る	56
左手	86	指	54
ありがとう	81	そうですね	52
言う	78	感じ	49

表2 楽譜に関する言葉

講師A	出現回数	講師B	出現回数
音	325	音符	209
音符	127	音	168
速い	101	長い	90
タン	97	速い	61
フラット	90		

表3 演奏に関する言葉

講師A	出現回数	講師B	出現回数
弾く	294	弾く	180
左手	155	左手	86
右手	131	右手	61
指	130	指	54
練習	102		

表4 その他

講師A	出現回数	講師B	出現回数
うん	431	はい	245
次	142	今	148
はい	139	思う	148
今	136	ありがとう	81
感じ	124	言う	78
言う	106	うん	71
出る	103	書く	66
分かる	94	オッケー	59
思う	89	次	57
今度	84	出る	56
		そうですね	52
		感じ	49

#### 4. 考察

この研究の目的は、使用した言葉からレッスンを振り返ることでそれぞれの指導に明確な違いがあるのか、また言い回しに特徴があるのかを比較することである。A、Bそれぞれの頻出語上位 20 語中、重複した語は 15 語であった。指導についてはほぼ同じ言葉を使用していることから、方向性に明確な差はなかったと考えられる。今回はレッスンの導入ということ、使用教材も同じであること、楽譜を読むために必要な知識を説明する場面が多かったことが関係していると思われる。

次に（「○○○○」）の形で講師がどのように抽出語を使っていたか抜粋し考察する。抜粋にあたっては KH Coder 3 の KWIC コンコーダンスのコマンドを用いた<sup>2)</sup>。下線は抽出語である。

楽譜に関する言葉では『タン』と『長い』に特徴が見られる。二つの言葉はどちらも音の長さに関する言葉である。

Aが使用している『タン』は4分音符を表わすリズム唱である。リズムを歌って教える方法で（「タン、タタ」など）ピアノを弾くのと近い感覚でリズムをとることができる方法である。

Bが使用している『長い』は、長い音符を説明する時（「この中で一番長いのが2分音符です」「思ってるよりも長いかもしれません」など）や、書いてある音符より長くのばした時（「ちょっと長いかな」「それは長いですね」など）の指摘に使っている。カウントがきちんとできないと理解しづらい言葉である。ピアノを弾きながら一定のテンポで数を数えることは初心者には難しい。そのためメトロノームを使ったり指導者がカウントをしたりすることがあるが『長い』はリズムそのものではなく、時間の感覚をつかむことを重視しているように感じる。

『速い』は音価の関係をさす時と、曲のテンポ設定をさす時の大きく二通りで使用された。レッスンでは「速さ」または「速く」で使用していることが多かった。（「今の曲の中では一番速い音符です」「この速さで2個数えたら2分音符になる」「まず弾けるテンポを決めて、もしそれがちょっと速くて弾けなかったら…」）「テンポね、今ちょっと速くなってますのでキープできるようにね」など）

音楽はまず時間通りに音を出すことが求められる。

しかし学生の多くは音価の関係の理解が曖昧であり、テンポ設定は速くなりがちである。そのため、リズムがくずれたりテンポが不安定になったりする。練習過程において「弾きやすいテンポ」は弾く人によって違っていいのだが、その設定を「自分（学生自身）がしていい」ことに結びついていない。「4分音符はこの速さ＝ピアノを弾く人全員に共通する速さ」があるというイメージだろうか。曲にふさわしいテンポにたどり着くために、ゆっくり練習する習慣を身につけることの必要性を講師それぞれが感じていて、それを『速い』という言葉にこめているのかもしれない。

『音』『音符』『フラット』（「ここでは音を出しません」「音、低くなっていきます」「付点2分音符といいます」「音符を見て読めるようになりたいので」「すべてのシをフラットにします」「全部フラットがつきます」など）は楽譜に出てきたことを説明することが主であったが、Aは「ここ固まってると音出ないので、ここほぐして」「キュッとつかむようにすると音響くので…」などのように、身体の使い方や音色についての指導もみられた。

演奏に関する言葉は『弾く』『左手』『右手』『指』が使われている。（「同時に三つ弾く」「弾く時のフォーム」「右手は押さえたまま」「右手準備しておいて」「左手につられちゃうんだな」「左手弾きにくいよね」など）

『指』に関してはA、Bの使い方にやや違いが見られた。Aは指づかいの他に、技法（指の使い方）に言及していたが（「もう少し指、立てて」「指の重みで音を出す」「指の付け根をよく動かして」など）Bは主に指づかいに関すること（「同じ指を使っても距離感が違う」「意識して指を動かす」「何の指で何の音を弾くのか」など）であった。

またAは『練習』も多く使用している。（「これからどんどん練習してきてもらうけど」「ゆっくり練習して下さい」など）楽器はレッスンを受けるだけで上達するものではない。毎日の『練習』が大切ということをくり返し伝えている。

その他に分類される言葉は、ほとんどがレッスンを進めるための言葉だった。（「うん、じゃ次もいける？」「はい、もう一回」「今みたいな弾き方で」「こんな感じ」「一度に言うと」「それでいいと思う」「歌つけてもらうと分かると思うけど」「今度歌ってきて」「はい、ありがとう」「指づかいを書くとか」「オッケー、そうですね」など）

その中で『出る』の使い方に特徴が見られた。「新しいアイテムが出てきた」という意味の『出る』の他に、Aは音色に関わる表現にも使用し(「指をゆっくり押すとやわらかい音が出る」「こうやってやれば響いていい音が出るのと同じ」など) Bは主に音価に関わる表現(「次の音が出るまで前の音をのばしとく」「音が出る時間は同じ」など)に使用していた。

Aは音をただ出すのではなく、どんな音を出したいかも考えさせるレッスンであり、Bはどちらかというともまず楽譜を読むように、という楽典優先のレッスンであるようだ。言い回しの視点から考えると、この考え方の違いが言葉の使い方の特徴としてあらわれたといえよう。

## 5. まとめ

本稿では2名の講師がレッスンで使用した言葉を比較検討した。

レッスンを実際に録音し、頻出語を確認できたことは有意義であった。しかし、KH Coder 3の使い方、分析の手順、比較の方法など課題が明らかとなりその解決法を探る必要性を感じた。今回対象とした3回分のレッスンでは頻出語に大きな違いはみられなかった。しかし、場面や状況に応じて、あるいは指導者の考え方によって、同じ言葉が必ずしも同じ意味合いで使われているとは限らない。

レッスンを重ねることで学生は習熟していくので、それに応じた指導が求められる。その過程において使用する言葉が多様化していくのか、指導者の個性が顕著に現れてくるのか興味深いところである。

## 謝辞

本稿にご助言下さいました齋藤剛先生、田代悦章先生、高木愛子先生、David Trickey 氏に深く感謝申し上げます。

## 【注】

1) 2) 宮城教育大学 情報処理センター研究紀要 第22号(2015) 『テキストマイニングによる授業評価アンケートの分析 ―共起ネットワークによる自由記述可視化の試み―』越中康治、高田淑子、木下英俊、安藤明伸、高橋潔、田幡憲一、岡正明、石澤公明、学校教育講座、理科教育講座、保健体育講座、技術教育

講座、英語教育講座、教職大学院、副学長  
(表現を参考にさせて頂きました)

## 【参考文献】

奥 千恵子 (2009年9月)  
保育者養成と演奏技法 ―保育指導としてのピアノ奏法― 四天王寺大学紀要 第48号

奥 千恵子 (2014年9月)  
保育者養成と演奏技法(Ⅲ) ―保育指導としてのピアノ導入教材についての試み― 四天王寺大学紀要 第58号

安田寛・長尾智絵 (2010)

「保育におけるピアノの流行」と保育者養成機関ピアノ教員の関心の在り方との関係について 奈良教育大学紀要 第59巻 第1号(人文・社会)

# 言語研究から小学校教育への提言

## —国語科語彙教材のために—

久島 茂

Suggestions for the elementary education from linguistic study  
For vocabulary teaching materials

Shigeru KUSHIMA

### はじめに

小学校では児童に新しい知識を与えるために、国語だけではなく他の教科でも多くの語を導入する。そこには、児童にとって様々な困難が起こりうる。茂木俊伸（2013）は「つまずきことば」として、次の4種を挙げている。

- ・「子どもの日常から遠い語・教科に固有の語」。例えば、国語科の「主語」、理科の「塩酸」、算数科の「円周」などの一種の専門用語。
- ・「子どもの日常から遠い語・教科に固有でない語」。例えば、昔話に出る「いろり」「煎じる」など、国語科教科書に出る「うららか」「つむぐ」「分布」などのいわゆる理解語。

これら2種は、難しくはあるが、新出の語として自分の知識に加えればよい。しかし、

- ・「子どもの日常に近い語・教科に固有の語」。例えば、理科の「動物」など。
- ・「子どもの日常に近い語・教科に固有でない語」。例えば、国語科の「(文章の)組み立て」など、社会科の「(日本との)つながり」などの抽象的概念を表す語。

の2種はやっかいである。前者の「動物」は日常語の用法では「人間」と対立する意味であるが、生物学的な用語では「人間」を含んだ意味である。また、後者の「組み立て」「つながり」は、特定の教科で使う語ではないが、日常的用法の上に、各教科の文脈に即した理解が必要となる語であると述べている。

以上、教科書に現れる4種類の語彙のうち、第3番の例「動物」については、特に注意を要する。「動物」

が「人間」を含んだ意味なのか、含まない意味なのか、混乱しやすい。学校の授業の場面では、日常言語の用法でなく、教科特有の用法として理解するようになるであろう。このことによって、日常言語の用法が不正確、あるいは、誤りであると考えられやすくなるということが起こる。「以下」という語についても、数学では「1万円以下の買い物」の意味を1万円も含むとするが、日常言語としては、1万円を含まないであろう（なお、「未満」も1万円を含まないが、これは基礎的な日常言語ではないと思われる）。一般的には、1万円を含む意味が正しく、含まない意味が誤りだと考えられる傾向がある。

本稿は、この第3番の語について、教科特有（専門用語）の意味とは別に、日常言語としての意味にも、実は理論的背景があることを示し、児童に理解できる範囲で国語教材として導入すべきことを述べる。学問的に定義した意味に対して、日常言語の意味は生活の中から生まれたものであり、そこには豊かな意味（専門用語に劣らない独自の理論に基づいた意味）があることを児童に理解させることは、国語の語彙教育として重要であると思われる。

日常言語の例として取り上げるのは「次元形容詞」と言われる、「大きい・小さい」「長い・短い」「厚い・薄い」「太い・細い」「高い・低い」「深い・浅い」「広い・狭い」である。（これらの形容詞と意味が共通する「大きさ」「長さ」等の名詞を便宜的に使うこともある。）これらが、算数の専門用語としての「長さ」「面積」「体積」とどのように異なるかを考察する。

教科書では「長さ」を最初に取り上げているが、そ

の中には「厚さ」「太さ」「高さ」「深さ」も含まれている。なぜ、このような多数の語が「長さ」として一括されるのか、国語としての説明が必要となる。更に、低学年では、専門用語「面積」の変わりに日常言語「広さ」を使うが、「広さ」は庭・畑等の面積については使えても、葉書・ハンカチ等の面積については使えず、後者は「大きさ」と言う。しかし教科書では「広さ」と「面積」を同じものとして扱うことが多い。また、専門用語「体積」の代わりに日常言語「大きさ」を使うが、「大きさ」は岩石のような体積だけでなく、ハンカチのような平面的な物の面積も表す。つまり、

面積＝広さ、あるいは、大きさ

体積＝大きさ

のような(一見複雑な)関係となる。これらは、どのように理解すべきだろうか。

この、体積については、初め、水のかさとして取り上げ、次に、水等を入れる入れ物の容積を取り上げ、最後に、「もののかさのことを体積という」として、直方体等の体積を取り上げる。ここには、日常言語では水のかさを「多い・少ない」と言い、直方体等のかさを「大きい・小さい」ということが、言葉の問題として出てくる。

このように、他教科の教科書の中には、国語の語彙教材が豊富に集まっている。そこには、専門用語とは異なった日常言語独自の論理が隠れている。日常言語と専門用語を比べることによって、国語の授業の新しい指導法が見えてくるはずである。

## 1. 次元形容詞ではない「多い・少ない」が体積を表しうるか

小学校算数教科書を見ると、「長さ」は「長さ」だけでなく「厚さ」「太さ」「高さ」「深さ」「幅」も含んでおり、「面積」は「広さ」「大きさ」を含み、「体積」は「大きさ」「多さ」を含んでいる。

このうち、「体積」を「大きさ」だけでなく「多さ」としても扱っていることがまず問題となる。「多い・少ない」は次元形容詞から外れている語だからである。これは、「体積」を「かさ」という日常言語(小学生には理解が難しいであろう)で第1学年に導入する時、水を使うことと関係している。水を使うのは、「立体図形の大きさを比べる場合、長さや面積のように重ね合わせることができない」(『算数教育指導用語辞典』(2009))からであろう。「一方の入れ物の水を他方

の入れ物に移して比べたり、同じ入れ物に移して水面の高さで比べたりして、具体的な操作を通し、かさの意味を知る。コップなどの容器を単位にして、そのいくつ分かでかさを比べる。」(同)わけである。

比較しやすいように、直方体でなく液体(水)を使ったのであるが、今度は、「大きい」だけでは説明がつかず、「多い」を持ち出さざるをえないという問題が発生したわけである。

具体的に見てみよう。

第1学年日本文教出版版では(以下、同内容の場合、挿絵を除いても説明が分かりやすくなっている教科書を用いる)、

《2個のペットボトル(あ)(い)の—《 》内は本稿筆者の補注—》「どちらがおおくはいますか。」「(あ)にみずをいれて(い)にうつしてみました。」「みずがあふれたので□のほうがおおくはいます。」

「おなじおおきさのいれものにいれてみずのたかさでしらべました。」

「おなじコップをつかってみずのかさをしらべました。」「(あ)のほうが《コップ》1ぱいぶんおおい。」となっていて、2個のペットボトルの水のかさをうまく比べている。ここには、水の「かさ」として、「多い」という語が使われている。

また、学校図書版では、「かさくらべ」の項で、「ジュースのかさはどちらがおおいでしょうか。」「どちらのはこのかさが大きいでしょうか。」のように「かさ」として「多い」「大きい」が使われている。

(この「はこのかさ」とは、実は体積でなく容積であることについては、後述する。)

「かさ」は第5学年で直方体の体積を取り上げるための準備として用いている語である。第5学年学校図書版には「10 体積 直方体や立方体のかたまりの大きさの表し方を調べよう」とあり、別の学年ではあるが、体積の意味で「大きい」と「多い」が混用されている。

これは、言葉の意味としてどのように説明されるだろうか。「多い」は、通常、個数について言う語であって、体積を表す「大きい」とは意味が異なる。しかし、意味が重ならなると、言い切ってよいだろうか。

(「多い」の持つ意味の詳説は久島茂(2010)を参照。)

「多い」には体積の意味がないのかどうか、「多い」「大きい」と「数える」「はかる」の意味の対応から考えてみよう。

「車を数えて」、その個数が「多い」と言う。

「車をはかって」、その体積が「大きい」と言う。のように、普通、「多い」と「数える」、「大きい」と「はかる」が対応するが、

「豆・米の類を数えて」、その個数が「多い」と言う。

「豆・米の類を（マスで）はかって」、「多い」と言う。

のように、「はかる」と「多い」が対応することもある。マスで豆や米をはかるのは「かさ」であるが、それが「多い」とはどういうことだろうか。個数を数えていないが、マスではかることによって、個数に近いものを表しているのだろうか。しかし、豆と米を1升はかって、どちらが「多い」というと、同じと判断するであろう。個数ならば、明らかに米のほうが多いので、マスではかったかさは、豆や米が集まった全体の体積（1個体でないで、「体積」という語は使いにくい）であろう。

「かさ」という語は、中に物を入れた袋、荷物、包み等については全体の膨らみ、（変動しうる）体積を表すので、「多い」でなく「大きい」と言う。一方、マスではかった豆や米のかさは、入れ物でなく中身であるから「多い」と言うが、これも集まってまとまった全体の体積であろう。

次に、砂・砂糖・粉の類については、「数える」とはできず、

「砂・砂糖・粉の類を（マスで）はかって」、「多い」と言う。

これらのかさも「多い」と言うが、集まってまとまった全体の体積であろう。同様に、

「水（容器で）はかって」、「多い」と言う。

容器の中の水も「多い」と言い、そのかさは、集まってまとまった全体の体積であろう。

以上のように、「多い」という語は、「はかった」場合には、個数ではなく、集まってまとまった物の全体の体積（つまり、かさ）を表していると考えられる。

といっても、「多い」という場合の集合体の体積は、個数とつながるところがある。普通の「体積」は、1個体の属性であるから、存在の表現として、

「ここに岩が1 m<sup>3</sup>ある」

とは言えないが、「集合体の体積」であれば、

「ここに米（粉、酒）が1升ある」

と言うことができ、これは、個数について、

「ここに岩が2つある」

と言えるのと共通している。（個数は存在としての量であるから、1個であっても、「ここに岩が1つある」と言える。）「集合体の体積」は存在の量という側面も持っているのである。

かさ（体積）について、「大きい」（個体として）とも「多い」（集合体として）とも言うように、数（かず）についても「多い」「大きい」と言うので、ここで取り上げよう。

大日本図書版では、「10までのかず」の単元で、《りんご6個とバナナ7本を絵で示し》「どちらがおおいでしょう。」

《数字4と3のカードを絵で示し》「どちらがおおいきいかな。」

と質問している。

学校図書版も、「10までのかず」の単元で、

《パンダ6匹と7匹を絵で示し》「どちらがおおい」  
《数字10と9のカードを絵で示し》「どちらがおおいきい」

と質問しているが、更に、「ひきざん(1)」の単元で、《男子8人、女子5人を絵で示し》「おとこのこはおんなのこより、なんにんおおいでしょうか。」「8は5より3おおい」「こたえ □にんおおい」と説明している。

このうち、「8は5より3おおい」の使い方が問題となる。この文の上にブロックが8個と5個並んでいるので、それを見ながら「8個は5個より3個おおい」という内容を表していることがわかるが、言葉の使い方としては「おおい」を「おおいき」とすべきであろう。

8個や5個のような個体数を数えて「多い」というのは分かるが、数字はなぜ「大きい」と言うのだろうか。それは、「(柿が)10個かどうか1個1个数えて確かめる」とは言えるが、「(数字が)10かどうか1つ1つ数えて確かめる」とは言えず、「10」は「拾」や「X」等と同様に文字を「読んで確かめる」（「文字の属性・内容をはかって確かめる」と説明することもできよう）わけである。背番号の9と6では「9の方が多い」と言わないのと同じである。9は集合体ではなく1つの文字であるから、属性として「9の方が大きい」と言うことになる。（この「大きい」は勿論比喩的な用法であり、「9」の内容は「6」の内容よりも「大きい」と捉えているわけである。「9は6より



も3大きい」と言う時、「9個は6個よりも3個多い」と平行した表現となっているが、これは意味的に興味ある問題である。個体数の9個と同様に、数字の9 (の属性について) も数えることができるわけである。

マスの中の豆や米について「かさが多い」と言うのは、1個体でなく集合体を問題にしているからであるが、豆や米が入った袋について「かさが大きい」と言うのは、袋という1個体を問題にしているからで、数(かず)について「多い」「大きい」と言うのと似た事情があるわけである。

最後に、「箱の大きさ」について触れておく。

第1学年の教科書では、「かさ」として、水の多さだけを取り上げるもの。(大日本図書、東京書籍、日本文教出版)

水の多さと箱の大きさを取り上げるもの。(学校図書、教育出版、啓林館)

の2種がある。

学校図書版では、箱のかさについて、「《(あ)と(い)の》どちらのはこのかさが大きいでしょうか。」と問い、(あ)の箱の中に(い)の箱を入れる、別の(あ)の箱の中に6個のサイコロを入れ、別の(い)の箱の中に18個のサイコロを入れるというやり方で比較している。水の場合はかさ(一種の体積)を比べたが、箱のかさは、体積ではなく、(内りをはかる)容積となっている。第5学年で直方体の体積を求めることになるので、整合させるためには、箱についても、外りをはかった体積も示す必要がある。このために、箱のかさを第1学年では導入しない教科書があるのであろう。

教育出版版は、「水のかさやはこの大きさのことをたいせきともいいます。」と述べているが、「どちらのはこのかさが大きいでしょうか。」「おなじ大きさの小ばこがなんこ入るかでもくらべられそうだね。」という記述から、箱の(内りをはかった)容積を問題にしていることが分かる。ここには齟齬がある。

第5学年学校図書版では、「入れ物の大きさは、その入れ物いっぱいに入れた水などの体積で量ります。この体積を、入れ物の容積といいます。」と述べているので、箱の大きさは入れ物の大きさとして容積であることが適切に明示されている。

## 2. 「長さ」「面積」「体積」と対応しない次元形容詞はどれか

次元形容詞の中で、「高い・低い」「深い・浅い」の意味は他と異なっている。木の高さ、井戸の深さをはかる時、上下方向の線を使うからである。従って、傾いた木は「低く」なり、斜めに掘った井戸は「浅く」なる。こうしたことは「長さ」「面積」「体積」をはかる時には起こらない。なぜこのようなはかり方をするのだろうか。高さ、深さを実感するのは、山の頂上、穴の底に立った時であろう。そこから地面までの線をはかる。これは、我々の活動場所が関わっていることを示しているのではないか。つまり、高い所、深い所は地面が盛り上がった所、地面が窪んだ所であり、そこが我々の居場所、活動場所となっているということであろう。

他の例を見ると、「高い台」は上に物を載せ、「深い壺」は底に水を容れる。箱には上に物を載せる機能はないので「高い箱」とは言えず、鍋の蓋で半球状のものがあるが、それを「深い蓋」とは言えない。物を容れる機能がないからである。このように、人がその場所に立つ代りに、物がそこに置かれる場合も使うが、これは、比喩的な転用である。

これらと同類の語として、「広い・狭い」があるであろう。同じ面積を表すのに「大きい・小さい」「広い・狭い」が使われる。「大きい・小さい」が体積だけでなく面積も表すことは意味的に重要なので、後でも取り上げる。) )

第1学年の大日本図書版では、「ひろさくらべ」として「ハンカチのひろさをくらべましょう」、学校図書版では、「ひろさくらべ」としてハンカチ2枚を垂らし、「どちらがひろいでしょうか。」と質問している。しかし、ハンカチや切手の面積については「広い・狭い」とは言わず、「大きい・小さい」と言う。

「広い・狭い」を使うのは、庭、畑、池等の面積の場合である。「大きい・小さい」と「広い・狭い」とでは、どういう面積の違いがあるのだろうか。

前者は対象物を単純に観察してはかっているが、後者は歩いたり活動したりして面積をはかっていると感じられる。後者には、我々の居場所、活動場所である地面の方向、水平性が認められるであろう。家屋の屋根には面積があるが、活動のための場所ではなく、傾斜しているので「広い屋根」とは言えず、「大きい」と言う。上下方向を「縦」と言うが、これと対になる

語として「横」があり、水平方向を表すことも、この考え方を支持するであろう。上方向に「高さ」、下方向に「深さ」をはかり、水平方向に「広さ」をはかるということになる。

また、基礎的な語である指示語には、物を指す「これ・それ…」と場所を指す「ここ・そこ…」の意味的対立があるので、これを次元形容詞に適用すれば、

「ここは…場所だ」のように言う「高い・低い」「深い・浅い」「広い・狭い」

「これは…物だ」のように言う「長い・短い」「厚い・薄い」「太い・細い」「大きい・小さい」

の2群に分けられる。（「板のここが厚い」「棒のここが太い」「これは高い台だ」「これは深い皿だ」のように違反と見える例があるが、これらは次元形容詞の二次的な用法として説明できると考える。久島（2001）を参照。）

場所に言及する次元形容詞を体系化すると、次のようになる。

方向		量
鉛直	上	高い・低い
	下	深い・浅い
水平		広い・狭い

以上の語は、「長さ」「面積」「体積」と対応しない次元形容詞と考えられ、ここでの考察から外すことにする。残った「長い・短い」「厚い・薄い」「太い・細い」「大きい・小さい」が、対応する次元形容詞ということになる。

### 3. 「長さ」と対応する次元形容詞

『算数教育指導用語辞典』によると、第1学年で、長さについて次のように指導する。

- (1) 直接比較。例えば、2本の鉛筆を並べて比較する。
- (2) 間接比較。移動できない物の場合、棒や紐を仲介にして長さを写し取り、比較する。
- (3) 任意単位による測定。単位となる物を用意して、それが幾つ分あるかによって比較する。

教科書を見ると、学校図書版では、「ながさくらべ」の項で、2本の鉛筆、2本の紐、はがきの縦と横の辺を直接比較した後、「いろいろなもののながさをテープをつかってくらべましょう。」として、「本立ての

長さ、辞典の厚さ、水槽の水の深さ、机の高さ、手を広げた長さ、木の幹の周りの長さ、机の《天板の》縦の長さ、ドアを開いた長さ」をはかっている（仮名のみの表記を、適宜、漢字交じりの表記とした。以下同様）。

東京書籍版では、間接比較として、「てえぶにながさをうつしとって、ながさをくらべましょう。」の中で、「机の《天板の》横、水槽の深さ、先生の机の高さ、掃除用具入れの幅、ドアの幅」をはかっている。学校図書の「水槽の水の深さ」が「水槽の深さ」となり、「掃除用具入れの幅、ドアの幅」が加わっている。

ここには、「長さ」の外に、「厚さ」「高さ」「深さ」「木の幹の周りの長さ（これは「太さ」をはかろうとしたものであろう）」「幅」が含まれている。（この内、「高さ」「深さ」は「長さ」「面積」「体積」と対応しない次元形容詞として、すでに除かれている。）

様々な物をテープによってはかれば、すべて長さとして表示できるので、身近な物を長さとして捉えさせようとするのは、理解できる。しかし、日常言語を考えてみると、「厚さ」「太さ」「幅」を「長さ」とは言わない。物差しや巻尺によって「長さ」として数値化することはできるが、言葉としては「長さ」とは言わないのである。「長さ」と「厚さ」「太さ」「幅」の違いを超えたところに、算数の目指す一般化があり、その先に数学の理論が控えている。そこで、「長さ」と「厚さ」等の些細な違いは、なるべく速やかに通り過ぎようと考えているのであろう。確かに、教室で授業をしていて、この点で落伍する児童は少ないかもしれない。しかし、小学校の授業は、まず国語の授業でもあると言えるのではないか。「厚さ」「太さ」「幅」を「長さ」とは別に取り上げてみると、そこには言葉としての確かな理論的体系が存在するように思われる。小学校に上がるまでの子どもたちは、この体系に基づいて（勿論意識することなく）「長さ」と「厚さ」「太さ」「幅」を使い分けてきたのである。その言語的論理性とは何かを以下紹介することになるが、それはむしろ単純で、かつ、我々の認識にとって重要なことである。小学校の算数のなかに取り入れて、長さ、やがて、面積や体積を教える時、いままでの算数と違った、日常言語の使い方と調和した算数・数学の理解が行われるのではないか。今まで授業の中では触れられなかった言葉の論理的な仕組みを、算数の授業を通して、あるいは、算数の内容を国語の中に取り込んで、明らか

にすることができるであろう。

さて、「厚さ」「太さ」「幅」の内、「太さ」については、「長さ」と大きく異なるところがある。教科書では「太さ」を次のようにはかっている。

まず、学校図書版、日本文教出版版では、「木の(幹の)周りの長さ」をテープではかる。これは「木の太さ」のことであるが、太さははかりにくいので、幹の周りにテープを回し、そのテープの長さをはかるのであろう。これは、第3学年になって導入される巻尺の使用につながる。第3学年(上)東京書籍版では巻尺の使い方として、「長いものの長さをはかるには、まきじゃくを使うとべんりです。」「ものさしでは、何回もはからないと…。」「とちゅうで曲がらないようにしないと…。」のように、物差しが30cm、1mであるのに対して、巻尺は30mのものを用意している。次に、「まきじゃくを使えば、まるいもののまわりの長さもはかれるね。」として、木のまわりの長さ、バケツのまわりの長さをはかっている。第3学年(下)学校図書版でも、物差しは30cmと1m、巻尺は150cm、2m、20m、50mのものを用意し、「きよりをはかるには、まきじゃくがべんりです。」「1mのものさしで、まっすぐはかるのはたいへんだな。」とあるように、1m以上の長さ(距離)をはかる時に巻尺を使い、次に、缶の周り、木の周りの長さをはかるのに使っている。ここで円形の周囲をはかるのは、第5学年になって円の直径と円周の関係を調べるのに必要となるからであろう。しかし、木の幹をはかるのに巻尺を使うのは、木の皮を剥いで平らにし、屋根を葺く時以外はふさわしくないであろう。その時の皮の横の長さはもはや太さとは言えない。木の太さとは、切り倒した時、切り口に現れる面積であろう。木の幹の太さは、学習が遅れるが、面積のところ、(その一種である断面積として)教えるのが良いと思われる。(「太さ」が断面積であることが分かりにくいには理由がある。後述。)

#### 4. 「長さ」「面積」「体積」と対応する次元形容詞

「長さ」「面積」「体積」と対応する次元形容詞は、これまでの考察から「長い・短い」「厚い・薄い」「太い・細い」「大きい・小さい」と考えられる。(「幅」を表す形容詞として「幅広い」があるが、複合語であり反義語もなく基礎的ではないので、ここでは外し

た。)

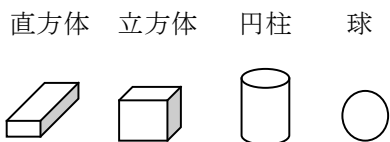
これらの語の意味が「長さ」「面積」「体積」とどのように関係するのだろうか。

まず、「長さ」と「厚さ」の違いは何か、考えてみよう。教科書に示されているように、鉛筆、紐は「長さ」をはかると言える。「厚さ」の方はどうか。教科書では、辞典の「厚さ」のみが示されているが、画用紙の「厚さ」も考慮すると、「長さ」を持つものと「厚さ」を持つものの形の差異に気づく。鉛筆や紐には「厚さ」はなく、辞典や画用紙には「長さ」がないからである。そこで、形にはどんな種類があるのか、突き止める必要が出てくる。

形について、第1学年啓林館版では、「なかまにわけましょう」として、「つむことができるかたち」と「ころがるかたち」に分け、前者の形としてティッシュの箱、さいころ、クッキーの箱、ジュースの缶、缶詰をまとめ、後者の形として、重複させながら、ジュースの缶、缶詰、ビー玉、サッカーボールをまとめ、ここから、直方体の形、円柱の形、球の形の3種を得ている。教育出版版では、「いろいろなかたちをつくりましょう。」として、「どうするとつみやすいかな。」「どんなかたちころがりやすいかな。」と問い、箱の形、さいころの形、筒の形、ボールの形の4種にまとめている。

『算数教育指導用語辞典』は、形について次のように説明している。

第1学年での立体の捉え方としては、「形の機能」に注目する方法と、「形の形態」に注目する方法がある。前者には、①ボールのようにどの方向にもころころ転がる物、②茶筒のように一方向にころころ転がる物、③箱のようにカタンコットンと転がる物がある。後者には、①ボールのようにどこから見てもまるい物、②茶筒のように横から見ると長四角、上から見るとまるい物、③箱やさいころのように横から見ても上から見ても四角の物がある。そして、これらの形を積み木と対応させて言葉でまとめると、直方体が箱の形、立方体がさいころの形、円柱が筒の形、球が玉、ボールの形となると述べている。(次図を参照。なお、直方体と立方体の違いは、第2学年での指導となっている。)



これは、高く積み上げたり転がしたりする遊び方、上や横から見た形の違いを基にした分類でわかりやすいものであるが、「長さ」「厚さ」の違いをはっきりさせるためには役立たない。我々が素朴に形を捉える方法はこのようなものではないと考えられる。

日常言語で、形を言葉でどのように表現しているかという点、「～形」と言える形容詞としては、基本的に「細長い」「平たい」「まるい」しかないであろう。

「四角い形」とも言えるが、「四角い」は名詞「四角」が形容詞化して二次的に加わったものなので、外すことにする。(基礎的な「赤い」「青い」に対して「黄色い」が二次的に加わったのと似た事情である。) この分類が、算数学習以前の児童の分類であり、大人になっても言語の中で我々が持ち続けているものである。数えるときに使う助数詞が、「細長い物」を「枝1本」、「平たい物」を「葉1枚」、「まるい物」を「柿1個」と言うように、「本」「枚」「個」となることから、形の基礎的な分類であることが分かる。

(更に、物差しのように「細長く、かつ、平たい物」があるが、これは枝と同じように「物差し1本」と数え、「細長い物」の中に包摂される。重要性が劣るので、ここでは取り上げない。物差しに認められる「幅」については、久島(2016)を参照。) この形の分類原理は、構成する辺の中に、極大の辺があるか、極小の辺があるか、あるいは、全体が均等に膨らんでいて、極大の辺も極小の辺もないか、ということであると考えられる。細長い枝には、伸びている方向に極大の辺があり、平たい葉には、つぶれている方向に極小の辺がある。まるい柿は全体が均等に膨らんでいるので、極大の辺も極小の辺もない(次図を参照)。(「四角いさいころ」の特徴もまるい柿と同じで、「四角い形」は「まるい形」の一派生形と考えられる)。



「長さ」「面積」と対応する次元形容詞として「長い・短い」「厚い・薄い」「太い・細い」「大きい・小さい(面積)」があるが、この分類によれば、「枝の長さ」「葉の厚さ」「枝の太さ」「葉の大きさ(面積)」のように、どこをはかった量か、たやすく確認することがで

きる。つまり、「長さ」とは、細長い物の極大の辺を(以下、直線と平面によって構成される、細長い直方体、平たい直方体によって説明する)、「太さ」とは残りのやや小の2辺が作る面(断面)をはかった量である。「厚さ」とは、平たい物の極小の辺を、「大きさ(面積)」とは残りのやや大の2辺が作る面をはかった量である。

線と面にはそれぞれ大と小の量があり、次のようにまとめられる。

次元 \ 大小	大	小
1次元	長い・短い	厚い・薄い
2次元	大きい・小さい (面積)	太い・細い (断面積)

重要なのは、細長い形を作っているのは「長さ」であり、平たい形を作っているのは(「大きさ(面積)」ではなく)「厚さ」だということである。両方とも「極性」という特徴を持っている。一方、「太さ(断面積)」は細長い形から「長さ」を取り除いた量に過ぎず、「大きさ(面積)」とは平たい形から「厚さ」を取り除いた量に過ぎない。「長さ」「厚さ」は形を積極的に作り出している量であるが、「大きさ(面積)」「太さ(断面積)」は、残った量である。

このように主張する理由は、「長さ」「厚さ」は独自の語を持っている(どの言語にも存在する可能性が高い)が、「大きさ(面積)」「太さ(断面積)」は独自の語を持たない、あるいは、持たないことがあるからである。例えば、九州の枕崎方言では、「なんか・みっかが」が長さを、「ぶあっか・うっか」が厚さを、「ふつとが・こまんか」が体積・面積・断面積を表す。「太さ(断面積)」や「大きさ(面積)」に当たる独自の語がないのである(久島(1996)参照)。特に、「大きさ(面積)」はどの言語でも独自の語を持たないようである。

こうした次元形容詞のそれぞれの語の存在の序列性は、鳥居修晃(1983)の視覚機能の発達の研究からも言えることである。盲目であった人が手術によって見えるようになった時、視覚の機能は次の順序で発達するという。

明暗の弁別→色彩の識別→図の検出  
 →図の大小の弁別→延長方向の認識  
 →形の認識→立体の認識→諸々の事物の認識

この内、「図」とは、形以前の漠然とした塊のことであり、それを目で捉えるのが「図の検出」の段階である。早い時期にその塊の大小が分かるが、これは「大きい・小さい」という語の獲得の早さと関係がある。次の「延長方向」とは線の向きのことであるが、形の認識よりも線の認識の方が早く、これは「長い・短い」の獲得と関係しよう。それからしばらくして、「立体の認識」の段階に至るが、これは平面が奥の方にふくらんでいるのを知覚することで、困難な課題である。「厚い・薄い」は平面が立体的な厚みを持ったものである。この段階と関係がある。大久保愛(1967, 1984)によれば、幼児は、ほぼ2歳までに「大きい・小さい」、次に「長い・短い」、その後だいぶ遅れて4歳以降に「厚い・薄い」を使うようになるという。つまり、幼児は、

「大きい・小さい」→「長い・短い」→「厚い・薄い」

の順に語を獲得すると考えられる。この3対の語が次元形容詞として重要であり、その特徴は、極大の線でも極小の線でもない量、極大の線の量、極小の線の量ということになる。

さて、算数で教える「長さ」「面積」「体積」とはどのような特徴を持つのかというと、量の種類を分類した次表が役立つであろう。

次元\大小	極大	中性	極小
1 (線)	長さ	幅	厚さ
2 (面)	面積		断面積
3 (立体)	体積		

まず、量を線か面か立体かで分けた。1次元の線の場合は、単なる大小でなく、極大の線と極小の線を立てた。「長さ」は細長い形の中で極大の辺であり、「厚さ」は平たい形の中で極小の辺だからである。細長く、かつ、平たい形である物差しには、更に、中間の辺として「幅」がある。2次元の面については、ほぼ等しい2辺が構成するので、極性は持たない。やや大の2

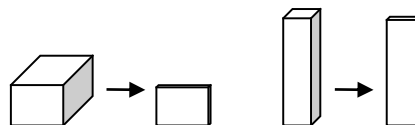
辺から成る「面積」と、やや小の2辺から成る「断面積」がある。3次元の立体はほぼ等しい3辺が構成するので、中性の辺から成るとし、その量が「体積」である。

以上のように、1次元の線には、3種の量があり、2次元の面には2種類の量があり、3次元の立体には1種類の量があるが、それぞれの次元で目立つ量が、「長さ」「面積」「体積」となっている。これらの語が分かりやすいのはこのためである。(ただし、言語的には、「面積」よりも「厚さ」の方が重要である。) 枝には「長さ」は1つしかなく、葉には「面積」は1つしかないので捉えやすいが、ごつごつした枝には幾つもの「断面積」があり、でこぼこした葉には幾つもの「厚さ」があつて、不明瞭である。このように、「長さ」「面積」は表面に現れた量であるが、「断面積」「厚さ」は断ち切ってみないと分からない内部に隠れた量である。

この表に語をあてはめると、次のようになる。(対義語の内、大を表す語のみ示す。)

次元\大小	極大	中性	極小
1 (線)	長い	太い	厚い
2 (面)	大きい		太い
3 (立体)	大きい		

ここには意味の広がり認められ、「大きい・小さい」が面積と体積を、「太い・細い」が断面積と幅を表している(帯やネクタイの幅を「太い・細い」と言う)。これは、次のように説明できよう。



上図のように、立方体を1方向につぶすようにして板状にすれば、体積だったものが面積と厚さになるが、体積と面積が同じ語「大きい」で表されている。細長い直方体の断面を1方向につぶして細長い板状にすれば、断面積だったものが幅と厚さになるが、断面積と幅が同じ語「太い」で表されている。つまり、形がつぶれて厚さが生じても、もとの語がそのまま厚さ以外の量(面積、幅)に使われ続けているのである。

幼児にとって、「厚い・薄い」を使えるようになる時期は「大きい・小さい」「長い・短い」よりもずっと遅れていた。それよりも更に遅れて、厚さ以外の量(面積、幅)を新しい語で表すことは困難なのであろう。

立体を作る奥行きは人間にとって捉えにくい方向である。球も円も「まるい」と言い、「ピラミッド型」「瓢箪型」を立体的な形にも平面的な形にも使う時、奥行きがある(厚さがない)か、奥行きがない(厚さが新たに生じた)かを無視した言葉の使い方になっている。ここにも同じ事情が認められる。

先に示した、九州の枕崎方言の語彙体系は単純である。(対義語の内、大を表す語のみ示す。)

次元\大小	極大	中性	極小
1 (線)	なんか	ふつとが	ぶあつか
2 (面)		ふつとが	ふつとが
3 (立体)		ふつとが	

この方言では、共通語よりも語の意味の広がり甚だしい。基礎語の「大きい・小さい」「長い・短い」「厚い・薄い」に当たる語の対立が明瞭に現れている。

- 「ふつとが・こまんか」…極大の線でも極小の線でもない量
- 「なんか・みっかが」…極大の線の量
- 「ぶあつか・うっか」…極小の線の量

という体系である。

## 5. まとめ

- ・算数の専門用語と比較することによって、日常言語が独自の論理性を持つことを指摘した。
- ・7対の次元形容詞は、物に言及する「大きい・小さい」「長い・短い」「厚い・薄い」「太い・細い」と、場所に言及する「高い・低い」「深い・浅い」「広い・狭い」の2群に分けられる。算数の用語「長さ」「面積」「体積」と対応するのは、物に言及する次元形容詞の方である。
- ・物と場所の違いという観点は算数用語にはないが、指示語「これ…」と「ここ…」の別にも見られるように、日常言語には重要なものである。

- ・専門用語「長さ」「面積」「体積」は、次元の違い、つまり、1次元の線、2次元の面、3次元の立体の別を重視するが、次元形容詞は、「大きい・小さい」が3次元も2次元も表し、「太い・細い」が2次元も1次元も表すように、重視しない。
- ・専門用語「長さ」「面積」「体積」は、それぞれの次元で目立つ量であり、表面に現れた量という特徴を持つが、次元形容詞は「長い・短い」の極大に対して「厚い・薄い」の極小という対立的特徴を重視する。

## 6. 発展

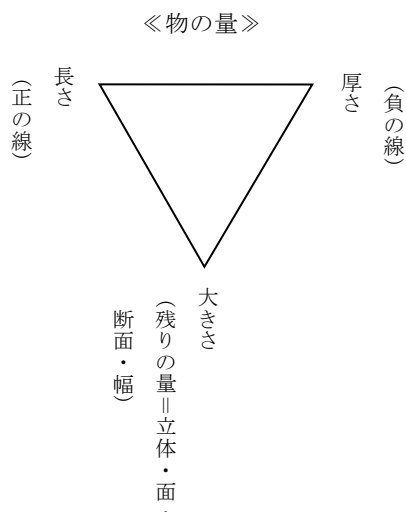
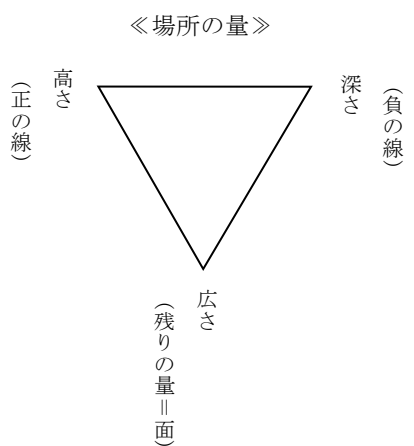
本稿では、次元形容詞を「大きい・小さい」「長い・短い」「厚い・薄い」「太い・細い」の類と、「高い・低い」「深い・浅い」「広い・狭い」の類の2群に分け、その違いが大きいことを強調したが、実は、この2群の体系は、同じ原理によってできていると考えられる。

我々は割り箸を手にとって、たやすく「縦」に割ることができる。また、何本かの杭を「縦」に揃えて打つことができる。この、割り箸の「縦」の方向とは長さをはかる時の線であり、杭の「縦」方向とは高さをはかる時の上下の線である。すると、長さも高さも「縦」という同じ方向の線をはかっているのではないか。これは、「縦」という語の多義を使って、「高い・低い」と「長い・短い」の意味の共通性を見出そうとしたものである。

また、「高い・低い」と「深い・浅い」の線の向きが上と下で逆になっているのは、外部へ向かってはかる「長い・短い」の線と、内部へ向かってはかる「厚い・薄い」の線が逆向きになっているのと同じ関係ではないのか。

「広さ」と「大きさ(体積・面積・断面積・幅を含む一語彙分化が進んでいない言語・方言では、これらは1つの語で表される—)」についても、面積を表すという共通性があったが、上下の線、あるいは、極大・極小の線という際立った特徴を持たない量(もともと全てを包含していた量であった)として、捉えられるのではないか。

こうした考えを進めて行くと、次元形容詞の基礎的な体系は、次のようになろう。



以上の議論については、久島 (2001) 等を参照されたい。

参考文献

大久保愛 (1967) 『幼児言語の発達』 東京堂出版  
 大久保愛 (1984) 『幼児言語の研究』 あゆみ出版  
 久島茂 (1996) 「鹿児島県枕崎市方言の〈量〉と〈形〉の語彙とアクセントの体系」 『Ars Linguistica』 3.pp20-30.  
 久島茂 (2001) 『《物》と《場所》の対立—知覚語彙の意味体系—』 くろしお出版  
 久島茂 (2010) 「形容詞の意味 「多い」を中心として」 澤田治美編 『ひつじ意味論講座第1巻 語・文と文法カテゴリーの意味』 pp.173-190.ひつ

じ書房

久島茂 (2016) 「第2章 語彙体系」 斎藤倫明編 『講座言語研究の革新と継承 1 日本語語彙論 I』 pp.33-66. ひつじ書房  
 鳥居修晃 (1983) 「先天盲の開眼手術と視知覚の形成」 『サイエンス』 13-7. pp.28-39.  
 茂木俊伸 (2013) 「小学校国語科教科書における『つまずきことば』の分析」 『鳴門教育大学研究紀要』 28.pp.343-355.  
 日本数学教育学会 (2009) 『算数教育指導用語辞典』 教育出版

引用教科書

学校図書 『みんなとまなぶしょうがっこうさんすう 1ねん』 (平成26年2月28日 文部科学省検定済)  
 教育出版 『しょうがくさんすう 1』 (平成26年2月28日 検定済)  
 啓林館 『わくわくさんすう 1』 (平成26年2月28日 検定済)  
 大日本図書 『新版たにしいさんすう 1』 (平成26年2月28日 検定済)  
 東京書籍 『新編あたらしいさんすう 1上』 (平成26年2月28日 検定済)  
 日本文教出版 『しょうがくさんすう 1ねん』 (平成26年2月28日 検定済)  
 学校図書 『みんなと学ぶ小学校算数 3年下』 (平成26年2月28日 文部科学省検定済)  
 東京書籍 『新編新しい算数 3上』 (平成26年2月28日 検定済)  
 学校図書 『みんなと学ぶ小学校算数 5年』 (平成26年2月28日 文部科学省検定済)

# 相模原障害者殺傷事件 一社説は何を伝えたか

渡邊 明廣

Sagamihara stabbings - What did editorials report ?

Akihiro WATANABE

## はじめに

2016年7月に発生した相模原障害者殺傷事件は容疑者（現在は被告、以下同じ）の言動が明らかになるにつれ、特異な犯罪者による奇怪な犯行ではなく、容疑者の障害者に対する強い差別や偏見、憎悪を感じさせるものだった。各新聞社の社説はそうしたものを生じさせてきた社会の有り様に問題の所在のあることを指摘した。国民誰もが人格と個性の違いを尊重し合う共生社会の実現にあたって、事件が私たちに問いかけているものはきわめて重い、と論説した。なぜ起きたのか、どうしたら防げるのか、社会としてどう克服していくのかは報道の目的であり、役割である。事件の発生とその後の経過において、全国紙6紙の社説はその論説によって問題提起や具体案をいかに読者や社会に示してきたか、を読む。

## 1 事件発生直後

7月26日の未明に起きた事件について、朝日、毎日、讀賣、中日、産経の各新聞は翌日の社説で一斉に取り上げた。「身の震えるような事件」「痛ましさに言葉を失う」「胸がつぶれる」「悲惨で痛ましく、卑劣極まりない」といった字句が未曾有の凶行に対する強い憤りと深い悲しみを伝えている。各紙は、強烈な殺意と周到な計画性がうかがえるとして、どんな事情であれ、障害者に対する危険な偏見は断じて容認できない、という。事件はどんな経緯で起きたのか、捜査当局に徹底した説明を求めている。

さらに、動機が不可解である、と指摘する。容疑者がこの障害者施設で3年以上も働いていて、障害者やその家族らと親密に交流があったはずなのに、なぜ多数の障害者を襲ったのか。障害者を劣った存在として排除する優生思想も垣間見られる。讀賣は、退職に至った経緯が動機説明のカギとなろう、と指摘する。

また、各紙は、再発防止には措置入院の経緯とあり方の徹底的な検証が必要である、という。容疑者は2月に精神保健福祉法にもとづく措置入院となっていたが、入院時の検査では大麻の薬物反応も確認された。市は12日後に「症状がなくなった」とする病院の診断に基づき、容疑者を退院させた。こうした経緯について、朝日は、退院時には家族と同居する約束になっていたが、実際にはどうだったのか、治療と見守りは十分だったのか、本人と家族への支援体制や医療と警察との連携などについて徹底的に検証しなければ再発防止の教訓とすることはできない、と強くいう。毎日も、退院させた病院の判断は適切だったのか、退院後も警察や施設は十分に連携し対処していたのか、検証が欠かせない、としている。

中日は、元職員の危うい兆候を把握しながら、なぜ凶行を未然に防げなかったのか、批判の矛先が行政や病院、警察に安易に向かいかねないことを危惧する。そうした批判はともすると、地域で暮らす精神障害者への差別や偏見を助長しかねないからだ、という。

産経は、2017年に裁判所が医師の鑑定をもとに指定医療機関への入院を命じることができる心神喪失者等医療観察法も施行されたが、措置入院を規定する精神保健福祉法と併せ、社会の安全を守るには多くの問題点を残す、と指摘する。

事件当時、夜勤職員8人と当直の非常勤警備員がいたが、居室は原則無施錠だった。毎日は、防犯体制は十分だったのだろうか、と疑問を抱く。讀賣も、利用者にとって使いやすい開放的な構造が防犯上の盲点となっているケースなどはないか、施設管理者は確認を急ぎ、改善に努めてもらいたい、と要望する。

社説 相模原の事件 犯行生んだ闇の解明を 朝日 2016.7.27

社説 障害者施設襲撃 痛ましさに言葉を失う 毎日 2016.7.27

社説 障害者 19人殺害 まず不可解な動機の解明だ 讀賣 2016.7.27



社説 障害者施設殺傷 許されない命の蹂躪 中日 2016.7.27

主張 相模原大量殺人 措置入院の徹底的検証を 産経 2016.7.27

## 2 命の重さ、命の価値について

容疑者は「障害者は不幸を作ることしかできない。障害者が生きているのは無駄だ」と言い続けて、19人もの命を一瞬のうちに奪った。命の重さ、命の価値について述べた社説が2編あった。

事件の発生直後に、知的障害者の親たちがつくる「全国手をつなぐ育成会連合会」が「私たちの子どもは、どのような障害があっても一人ひとりの命を大切に、懸命に生きています。そして私たち家族は、その一つひとつの歩みを支え、見守っています。事件で無残にも奪われた一つひとつの命は、そうしたかけがえない存在でした」との1200字の声明文を発表した。

すぐに障害者の家族や支援者の間で静かな共感が広がったが、これを受けて毎日の社説は、「どんな命も輝いている」という次の主張を掲載した。

何をもって幸せと感じるかは、その人固有の価値観に基づくもので、第三者が自分の考えに照らして不幸を判断できるようなものではない。(中略)“障害者は不幸をつくる”とは、障害者福祉に公的費用がかかり、ケアをする家族の負担が重いことを言っているのかもしれないが、あまりに一面的な見方だ。障害者の日常生活のケアで疲れ、将来を不安に思っている家族はたしかに多い。しかし、それは社会的な無理解や偏見、福祉サービスの不足のために家族にばかり負担が掛っているからでもある。(中略)障害があるからこそ強い愛情と信頼で結びついている親子もいる。重度の障害者から有形無形の恩恵を受けている家族がたくさんいることも知るべきだ。どんな命も輝いている。もう一度、社会全体で確認したい。

今回の事件では、容疑者の障害者に対する偏見や憎悪、その存在を否定する供述が繰り返し報道されている。中日の社説では、この事件が、命の価値が社会にとって有益かどうかといった人間を値踏みする恐ろしさを示した、といい、次の話を紹介している。

2007年12月、(重い知的障害のある自閉症の少年が)名古屋市の短期入所施設に滞在中、暗がりの階段から落ち、15年11カ月の生涯を閉じた。職員2人がついていながら事故は防げなかった。施設側が提案した損害賠償額は、同世代健常者の4分の1程度にすぎなかった。将来働いて得たと見込まれる収入に当たる

逸失利益をゼロと見積もり、慰謝料も相場より低く抑えていた。(後略)

この裁判の経過をたどりながら、それを当たり前と信じて疑わない社会通念が相模原事件の遠景に浮かんで見える、という。人間の命に値札をつけようとする発想が悲劇を招く。どんな命も一度失われたら等しく取り戻せない。ならば、真に平等な償い方とはどうあるべきか。そんな視点からも、命の価値を問い直したい、と主張する。

社説 障害者と社会 どんな命も輝いている 毎日 2016.7.29

社説 相模原事件から考える 問われる「命の価値」 中日 2016.10.22

## 3 被害者の匿名報道

神奈川県警は事件の被害者全員を匿名で発表した。同県警は匿名にした理由について「知的障害者の支援施設であり、遺族のプライバシーの保護等の必要性が高い。遺族からも特段の配慮をしてほしいとの強い要望があった」と説明した。

一方、「障害を理由に匿名発表はおかしい」と批判する一般の障害者や家族も多い。各紙はこの問題を特集記事で取り上げ、実名発表を求める考えを解説しているが、産経、毎日、中日は社説で論説している。

産経は、誰よりも被害者の家族に怒りや悲しみ、被害者への愛情や思い出、容疑者への反論を直接聞き、伝えたいという。その上で、報道側が求めているのは実名報道ではなく、実名の開示である。実名は取材の起点として不可欠なもので、実名を報道するか否かは取材の結果で決める、と強く主張する。

平成17年に施行した個人情報保護法は報道目的の情報提供は、個人情報保護の適用除外としており、同法を根拠とする被害者名の非公表は誤りである、となぜ実名発表を求めるかを明確にした。

毎日は、匿名では被害の痛ましさをメディアが十分に伝えられないことに、もどかしさを感じている人は多いはずだし、血の通った人間の実像は伝わらない、という。ただし、子どもに障害があることを隠したいと思っている家族はいる、と家族の心情に思いを寄せて、家族にそう思わせている社会の有り様にも問題の目を向けるべきである、と背景の事情を示唆する。その上で、障害があっても親とは独立した人格を認めなければならないことは批准した障害者権利条約の原則である。家族の気持ちと障害者本人の望みが異なるこ

とはよくあるので、遺族のプライバシー保護だけでなく、被害にあった障害者自身についても考えたい、と主張する。障害者の高齢化を背景に入所施設を求める親も多く、約 12 万人の障害者が現在も各地の入所施設にいる。親は安心かもしれないが、障害者本人の意思がどのくらい反映されているのかは疑問であり、匿名問題の背景にはそうした事情もある、と指摘する。

中日は、脊髄性筋萎縮症の見形信子さん(47)らが犠牲になった 19 人を悼み、創作した「19 の軌跡」の歌詞を紹介しながら、被害者たちが生きた証しを共有したい、という。今度の事件では犠牲者に障害があったことや遺族のプライバシー保護、また遺族の要望を警察は重視した。その価値判断そのものに、障害者への偏見や差別意識が潜んでいないか、と問う。また、優生思想的な風潮がそうさせるとすれば、国を挙げて根絶せねばならない、という。一方で、周りに支えられて、地域で暮らす障害者は増えていて、以前よりも多様な個性を守る仕組み、命を慈しむ意識が徐々に広がっている事実もまた知ってほしい、遺族や被害者が声を上げられる社会づくりへ向けて、メディアとしても使命と責任を銘記したい、と主張する。

主張 相模原大量殺人 なぜ実名発表を求めるのか 産経 2016.7.29

社説 相模原事件 匿名が問い掛けるもの 毎日 2016.8.6

社説 相模原事件 共有したい生きた証し 中日 2016.8.27

#### 4 厚生労働省の検証会議にあたって

事件を受けて、厚生労働省は、有識者や関係省庁による検証・再発防止検討チームを設置し、8月10日、初会合が開かれた。措置入院のあり方や施設の防犯対策を焦点に秋にも再発防止策をまとめる。塩崎厚労相は記者会見で、措置入院解除の判断のあり方や退院後のフォロー態勢の見直しにも言及しているが、精神障害の当事者からは「過度の監視」につながりかねないとの意見もあり、検証チームの対応が問われる。

中日は、地域移行を進め、命を尊び合える共生の地域づくりの理念こそが解決へ導く、と主張する。事件後、社会に不安が広がり、退院要件の厳格化や退院後の監視強化を求める風潮がにわかに強まっているが、拙速な議論を厳に慎まねばならない、と警告する。軽々な制度の見直しは、精神障害者は危ないという偏見や差別を助長する懸念がある。犯罪予防という保安処分の目的で精神医療を利用し、ましてや精神障害のない

人を拘束するのは許されない、という。

読賣、毎日、朝日の社説には検証の事項が示された。読賣は、「措置入院解除後にも目配りを」と指摘する。自治体には措置入院の解除後に治療を受けさせる法的根拠がないため、治療が継続されなかった。男に行政の目が届かなかったことが事件を招いた一因と言えないか、という。

関係機関の連携不足についても言及する。措置入院時の男の尿検査では、大麻の陽性反応が検出されたが、市は「報告義務がない」として警察には知らせなかった。退院した事実についても、個人情報だとして連絡しなかった。過激な言動や入院直前に衆院議長公邸に持参した犯行予告とも読み取れる手紙から、男の犯罪性向は明らかだった。警察との連携により事件を防ぐ手立てが得られた可能性もあったはずだ、と指摘する。さらに、入院時には複数の医師が診断するのに対し、退院時は1人だけという現行制度のままでいいのかどうか、の議論を求めている。

毎日、措置入院の退院の時期や退院後のフォローについての検証が安易な隔離収容策の強化につながりはしないか、と懸念する。そもそも容疑者を精神障害と決めつけるのは早計で、診断が判明しないまま精神科医療に原因や改善策を求めても本当の解決にはつながらず精神障害への偏見を招く恐れもある、という。今回は、入院中の尿検査で大麻の陽性反応が出たが、大麻取締法には単純使用に対する罰則がなく、医師が警察へ通報する義務もない。12日後に医師が「他人に危害を加える恐れがなくなった」と診断したため退院となった。ただ、自治体には退院後に相談支援や福祉サービスにつなぐ制度はある。医療と警察や福祉との連携に問題はなかったか、検証が必要だ、という。

朝日は、この事件はきわめて重大であって、個人の犯罪としてのみならず、社会全体で教訓をくむべき事態ととらえ、幅広い観点から問題を掘り下げてほしい、と要望する。容疑者にかかわった行政、警察、医療の各分野の対応を見すえ、課題と連携の改善を考える必要があろう、とする。

これまでの議論の方向が医療に絞られがちであるように見えるのは心配だ。単に病院と医師らの対応だけで解決できるものではない。治療の長期継続やその後の生活支援には行政や福祉サービス、地域社会などを含む、複合的な態勢づくりが必要だ、と指摘する。

障害者施設の防犯体制については、「地域に開かれた

施設「入院医療中心から地域生活中心へ」という今の精神医療の流れに逆行しないような配慮が求められる。事件の性質を予断で結論づけることなく、慎重に再発防止の有効な道筋を探りたい、としている。

社説 相模原事件 共生への歩みを止めるな 中日 2016.8.8

社説 相模原殺傷事件 措置入院解除後にも目配りを 読賣 2016.8.11

社説 相模原事件 医療だけでは防げない 毎日 2016.8.14

社説 相模原の事件 予断をもちず徹底検証を 朝日 2016.8.1

## 5 事件発生1カ月後

事件発生から1カ月が経った。事件の全容は未解明のまま、「障害者は不幸を作ることしかできない」という容疑者の言葉に社会が揺れた1カ月でもあった。障害者や関係団体は声明や集会で抗議の声を上げ、賛同の輪が広がった。その一方で、容疑者の言葉に共感を示す意見がネットなどで散見された。

障害者を否定的に見る社会の暗い一面が事件によって表に出たとも言える、と毎日の社説はいう。容疑者は措置入院するまで施設で働く職員だった。勤務中から障害者に対する虐待行為や暴言があったという。どのような状況で容疑者が歪んだ障害者観を形成したのかを詳細に検証する必要がある、という。

もちろん、入所施設で働く職員にも熱意や善意がある人が多く、自傷他害などで支援の難しい障害者の貴重な受け皿になっている施設もある。しかし、施設入所によって地域社会での豊かな人間関係から障害者を切り離し、社会から障害者の素顔を見えなくしていることについても深く考える機会にしたい、という。

一方で、障害者を守りたいとの善意も広がった1カ月だった。障害者は「施設内でしか生きられない特別な人」ではなく、「地域で暮らすふつうの隣人」であるはずだ。多様性を身近に感じられる社会を築くことで偏見をなくしていきたい、と主張する。

日本経済新聞の社説は、社会的な弱者を狙ったこの事件が私たちに問いかけているものは重い、と指摘する。事前の準備や犯行状況をみても妄想や薬物の影響ではなく、極めて偏った思想による犯行だったことをうかがわせる。そして、なぜ容疑者は障害者への強い差別意識を抱き、それが強い殺意にまで飛躍したのか。容疑者に対する医学的見地からの調べはもちろん、こうした犯罪を生む土壌が広がっていないかどうか、私たちの足元を見直す必要がある、という。

障害者を一方的に敵視する姿勢や犯行を予告するゆがんだ自己顕示欲などに、近年、欧米に起こっている「ヘイトクライム(憎悪犯罪)」と似通ったものを感じさせる。憎悪犯罪の背景には、他者の行動や考えに不寛容な風潮や格差の拡大といった社会の分断があるとされる、という。

朝日は、この事件を常軌を逸した人間による特異な犯罪と片付けてしまうなら、この本質を見失う、といい、問われているのは、社会の中に厳然とある差別的な意識そのものだから、という。事件の後、障害者や家族からの発言の多くは、当事者や関係者でなければ見えない冷酷さが社会に常在する現実を映していた。命の尊さを社会にとって有意義かどうか、経済的な影響はどうか、といった基準ではかりにかけよう意識が随所に潜んでいることは否めない、という。「優生保護法」は「不良な子孫の出生を防止する」との趣旨で20年前まで続いた。優生思想は今も人々の意識からは拭えていないのではないかと問う。

一人ひとりの違いを認め合い、尊重し合える共生の社会を築くには不断の意識改革をするほかはない、と断じ、悲惨な事件を二度と起こさぬためにも、身近な差別の芽を見つめることから始めたい、と訴える。

社説 相模原事件1カ月 障害者を地域の隣人に 毎日 2016.8.26

社説 相模原事件が問いかけるもの 日本経済 2016.8.26

社説 相模原の事件 差別の芽を見つめて 朝日 2016.8.27

## 6 検証・再発防止検討チームの中間報告について

9月14日、厚生労働省の検証・再発防止検討チームは、元職員の容疑者が措置入院していた病院や相模原市の対応を不十分とする検証結果の中間報告書を公表した。こうした不十分な対応は他の自治体、病院でもありうるとの指摘を受け、厚労省は、退院後も患者が確実に医療や福祉を受けられるよう制度改正し、自治体が実施すべき支援策を明確化する方針である。

この中間報告について、各紙はさまざまな解説記事を掲載しているが、中日の社説は、なぜ警察は凶行を防げなかったのか、という素朴な疑問に対する回答は見当たらない、と指摘する。本来、犯罪抑止の責務は医療や福祉ではなく、一義的には警察が担っている、という。警察は、例えば業務妨害や殺人予備といった刑法の規定に基づき、事前に対処できなかったのか、速やかに捜査に着手していれば、悲劇を妨げたのでは

ないか、これが大方の市民感情だろう、という。

また、中間報告は、容疑者の精神障害が犯行の引き金になったのかどうかも解明されていないのに、あたかも措置入院制度にまつわる精神医療の不備に大きな原因があったかのように読み取れる。治安確保の責務を安易に精神医療に負わせていないか、と指摘する。

産経は、司法の関与も含めた再発防止策を検討すべきだ、と次のように主張する。厚労省は、自治体が退院後の支援に関わる制度を作る方針だが、対象者が拒否すれば警察の介入を抜きに動向を把握することは難しい。医療現場と自治体任せで治安を守ることはできない。司法の関与による何らかの強制力が必要である。平成 13 年には、大阪教育大付属池田小学校で、措置入院を終えた男が児童 8 人を刺殺する事件があった。この時も「治療処分」導入の議論はあったが、放置されたまま相模原の事件は起きた。また凶悪事件が起きるまで何もしないのであれば、政治と立法の不作为であるといえる、と指摘する。

社説 相模原事件 警察の対応を検証せよ 中日 2016.9.15

主張 相模原殺傷検証 犯罪防止の視点足りない 産経 2016.9.17

## 7 県の第三者検証委員会の報告書について

神奈川県が設置した第三者検証委員会が 11 月 25 日、検証報告書を公表した。報告書は、容疑者が入所者の大量殺害を示唆する犯行予告を衆院議長公邸へ持参したことを県警津久井署から伝えられた施設側が、施設設置者の県に報告しなかった点などを指摘した。

産経だけが「主張」で論説している。産経は、施設側に危機意識が不足していたことだけでなく、県や市、県警の連携不十分や措置入院のあり方について、もっと踏み込むべきである、という。

県の検証委に対し、施設側の幹部は「容疑者が措置入院となり気持ちが緩んだ部分があった」と口をそろえたということに対して、「措置入院」が期待に応えられなかったことだ、と断じる。凶悪事件を防ぐことができない措置入院制度の問題点は過去にも指摘されてきたが、抜本改革には至っていない。反省を社会で共有すべく、さらに厳しい検証が必要だ、という。

主張 相模原大量殺人 再発防止に資する検証か 産経 2016.11.26

## 8 有識者検証チームの最終報告について

12 月 8 日、厚生労働省などの有識者検討チームは再発防止策を示した最終報告を公表した。報告では事件

は元職員の容疑者による「障害者への一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景となって引き起こされたもの」と位置付けた。その上で容疑者は精神障害で他人を傷付ける恐れがあるとして措置入院となったが、措置解除後に必要な支援がなかったことを指摘した。

再発防止策は関係機関の連携を深め、措置入院後の患者の孤立を防ぐことが狙い。患者が入院中から都道府県知事や政令市長に退院後の支援計画案の作成を求め、必要に応じて家族や福祉関係者も関与する。退院させる場合は居住自治体にも連絡し、患者が他自治体に転居しても十分な支援を受けられる制度づくりを提言した。報告には警察などとの「協議の場」の設置も盛り込まれたが、措置入院の過程の中での警察や司法の関与については明確に触れられなかった。

新聞各社は社説でこぞって論説している。

朝日は、容疑者はいま精神鑑定をうけていて、事件と病気の関係ははっきりしていない段階であるが、検討チームのこれまでの議論には、精神医療の現場などには急ぎ足の議論への懸念もあった、と指摘する。提言はそうした声も意識しながら、今回浮かびあがった課題や問題点を改めようとしており、配慮と苦心の跡がうかがえる、とする。たとえば、容疑者の言動から、「警察が早くから関与していれば」との声がある。これに対して提言は、関係機関の協力の重要性にふれつつ、身柄の拘束などは「(患者の) 人権保護の観点から極めて慎重でなければならない」としている。心にとめるべき指摘である、と評価する。

措置入院の患者には、一人一人にあった支援計画が大切だが、策定に手間取ると入院期間がその分延びてしまう。具体的な制度づくりは、今後、厚労省内の別の検討会が引き継ぐが、実効性があり、均衡のとれた対策を求めている。

讀賣は、最終報告書が措置入院した患者を支援する仕組みの構築を再発防止策の柱に掲げたことについて、支援の責任体制を明確化した妥当な内容だ、と評価し、支援にあたる人員の確保が今後の課題だ、とする。患者の「監視」という誤解を招かないよう、人権への配慮が必要なことは言うまでもない、とする。報告書は、病院が大麻使用による精神障害と診断しながら、薬物依存の治療を行わなかった点も問題視したが、身体の自由を制限して治療を施す措置入院に対する認識が甘かったのではないかと指摘する。

中日は、報告書はすべての措置入院患者の身守りを

強めるべきだとしたが、身守りと監視は紙一重であって、病気治療の名を借りた人権制限は許されない、と注意を促す。障害者が地域で暮らすには、多方面の手厚い支えが欠かせないが、大切なのは、健康管理のための見守りか、犯罪抑止のための監視かであって、その分かれ目となるのは、おそらく少なくとも支え手が患者の信頼を勝ち得るかどうかではないか、と述べる。

そもそも真っ先に検証されるべきだったのは、容疑者の入院から犯行に至るまでの警察の対応である、という。有識者チームには警察庁や法務省が参加していたが、刑事司法上の課題について議論した形跡は皆無に等しい、と指摘する。措置入院を求める警察官からの通報件数や実際に措置となった割合には著しい地域差がある。精神医療に犯罪防止の責務を安易に転嫁している面はないか、と指摘する。

産経は、報告書は措置入院した患者を対象に、都道府県知事などが支援計画案を策定し、病院側は患者の退院後の「生活環境指導員」を選任することなど、退院後の継続的な支援を提言したが、これが犯罪防止の切り札になり得るだろうか、と疑問を表わす。周囲に見守りの目があることは一定の抑止効果が期待できる。ただ犯罪への強い欲求を持つ者に有効な措置であるとはいえない、と断じる。

今回の措置入院の決定と解除の経過をふり返り、求めたいのは入退院の判断への司法の関与であり、退院後の動向把握への警察の介在である、という。検討チームの会合には法務省や警察庁も加わりながら、最終報告に司法や警察の関与については明記されなかった。日本の刑法の原則が、既遂の犯罪を処罰対象としているから、未然の犯罪防止に対する司法の腰は重い、という。欧米にみられる「治療処分」や「保安処分」の制度化を含め、刑法の抜本的見直しを検討すべきだ、と主張する。

毎日も、最終報告書は再発防止には不十分だ、と手厳しい。報告書は、措置入院中に都道府県知事や政令市長が支援計画を作成すること、退院後は居住先の保健所を管轄する自治体を中心となり訪問ケアなどを実施することを再発防止策として盛り込んだ。しかし、精神科医療だけでなく、警察の捜査や病院や施設側の対応についても十分に検証し、連携のあり方に踏み込まなければ、事件の全体像はわからず、有効な再発防止策は立てられない、という。

報告によると、男が退院した際、病院は市に提出し

た「症状消退届」に今後の支援内容を記載せず、市も確認していなかった。また、同病院の医師は男が大麻使用による精神障害と診断していた。男自身も薬物中毒の治療を受けることを望んでいたが、実際には同病院での薬物治療がまったく行われていなかった。また、男は衆議院議長あてに犯行予告とも取れる手紙を出しており、警察は事前にそれを把握していた。「やまゆり園」で男が働いていた時には障害者の存在を否定するような発言を繰り返し、障害者に対する虐待行為があったこともわかっている。

警察や施設の対応の検証や連携のあり方に踏み込まなければ、有効な再発防止策は立てられない。11月末に、神奈川県が設置した第三者検証委員会の報告書も「施設側の危険性への認識が薄く、危機管理上問題があった」と指摘したが、男による虐待への対応や職員への指導については具体的な記述が少なく、総合的な視点での再発防止策が必要だ、としている。

社説 相模原の事件 再発防止の歩み着実に 朝日 2016.12.11

社説 相模原の事件検証 情報共有が再発防止の基盤だ 読賣 2016.12.11

社説 相模原事件報告 監視強化が気がかりだ 中日 2016.12.13

社説 相模原殺傷報告 刑法の大改革に踏み込め 産経 2016.12.13

社説 相模原事件検証 再発防止には不十分だ 毎日 2016.12.14

## 9 やまゆり園の建て替え問題について

事件発生から半年が経過した。この間、9月12日に津久井やまゆり園の家族会、園の運営法人の「かながわ共同会」は神奈川県知事に園の建て替えを求める要望書を提出し、これを受けて同月23日に県は現在地で建て替えることを決定した。だが、その後、障害者団体などが障害者の地域での生活を推進する考えから建て替えの再考を求めており、1月27日、県は建て替えの基本構想の策定を夏まで延期すると発表した。

中日は、施設から地域へという人権を重んじる流れを大事にしたい、という。個人の尊厳を守り、自己決定権を保障する。入所者本人の希望を丁寧に確かめ、意思決定を助けることを保障することと、地域生活を支える仕組みの充実を図ることを主張する。また、地域への移行が難しいから施設に託しているという家族会の思いに対して、地域生活をきちんと支える仕組みの充実を県は優先すべきではないか、という。

社説 やまゆり園問題 入所者の声よく聞いて 中日 2017.2.3

## 10 鑑定留置が終了 起訴へ

2月20日、横浜地方検察庁は5カ月に及ぶ鑑定留置を終了した。精神鑑定の結果、容疑者は「自己愛性パーソナリティ障害」などと診断されるが、「犯行時には完全な責任能力があった」と結論付けた。同月24日、横浜地検は容疑者を殺人罪や殺人未遂罪などで起訴した。事件の発生から7カ月、大きな節目を迎えて3社が社説で論説した。

毎日、公判で注目されるのは、植松被告が施設に採用されて後、次第に障害者への暴言や虐待をするようになったのはなぜか、被告と施設の管理者や同僚職員、障害者や保護者との関係でどのようなことがあったのか、プライバシーが制限された中で障害者を集団処遇する入所施設の職場環境が被告に影響を及ぼしたことはなかったか、さらに、施設管理者の職員への指導や育成に問題はなかったのか、である。

また、被告が大麻に依存するようになった経緯、大麻の購入や使用をめぐる交友関係など、捜査当局の調べや精神鑑定で判明した詳細な事実が今後の公判で開示されることが事件の真相を究明するために重要だ、と主張する。

読賣は、起訴に持ち込んだ地検の判断は、妥当であるとした上で、今後の裁判員裁判でも被告の刑事責任能力が焦点となろう、という。裁判の長期化は必至である、と予想される、という。また、精神保健福祉法改正案が今国会に提出され、措置入院から退院した患者への継続的支援の制度化される見通しだが、そのための人員確保や国の援助が欠かせない。さらに、津久井やまゆり園の建て直し計画の行方、再発防止のための偏見や差別の根絶など、今後の課題を指摘する。

中日は、事件の真相を巡る法廷でのやりとりのみならず、障害者の尊厳を見つめ直す機会としたい、という。事件を発端としてあらわになったのは、共生の流れとは逆の障害者を切り分けて扱おうとする旧態依然とした意識の根深さが、被害者側と加害者側の両方にあることを指摘する。

被害者側では、警察の事件後の発表と同様に、検察側も匿名での審理を裁判所に求める方向であることや、社会の根底にはびこる優生思想的な風潮があることである。グループホームやケアホームの建設に反対する声が絶えなく、障害者が地域で暮らすのに、差別的なまなざしとの闘いを強いられることも少なくない。厳しい現実にとじろぐことなく向き合い、障害への無知、

無理解を拭わねばならない、と主張する。

加害者側では、元職員の事件前の措置入院歴がことさらに問題視され、今後の法改正のもと、退院した精神障害者の追跡が強化されることについて、事実上の管理、監視につながらないか、と懸念する。

社説 相模原事件 公判で全貌を知りたい 毎日 2017.2.15

社説 相模原事件起訴 身勝手な大量事件が裁かれる 読賣 2017.2.25

社説 相模原事件 障害者の尊厳を見つめて 中日 2017.2.2

## 11 事件発生1年後

事件から1年が過ぎた。植松被告の初公判はまだ開かれていない。被告は新聞社の取材に手紙で応じているが、謝罪や反省の記述はなく、「障害者には生きる価値がない」という理不尽な動機がどのように形成されたのか、事件の核心部分はまだ明らかではない。各紙の社説は現況や今後の課題について論説している。

津久井やまゆり園に入所していた障害者の今後の住まいに関連して、神奈川県は時間をかけて障害者の意向を確認し、どこで暮らすかを定める方針である。毎日は、家族会は大規模入所施設から地域生活への移行に対して反対論も根強いが、障害者自身の意思を中心に考えるのが当然である、とする。厚生労働省は意思決定支援のためのガイドラインを策定しているが、県は福祉や心理職、弁護士など多分野の職員がチームで同園の障害者の意思確認に当たる。今後の日本の障害者福祉のモデルとなるように期待したい、という。

再発防止のために、自治体や保健所による措置入院後の相談支援、自治体間の患者に関する情報伝達の強化などを盛り込んだ精神保健福祉法改正案は今年の通常国会に出されたが、精神障害の関係者から「監視」を強めるに等しいとの批判が強まったこともあり、継続審議となった。また、植松被告は精神鑑定で刑事責任能力のある自己愛性パーソナリティ障害と診断されたが、現在の精神科医療では治療が難しいとされ、再発防止について精神科医療の枠内で検討すること自体の適否についての議論は今後の課題だ、と指摘する。

さらに、障害者を差別視する意見は今もネットなどで散見される、という。障害者にゆがんだ視線を向ける人は多いかもしれない、という。被告の主張は優生思想に影響を受けたものだと言及されるが、しかし、優生思想の基となったダーウィンの進化論は優れたものや強いものが生き残ることを示す考え方ではなく、

たまたまその時代の環境に適したものが生き残るに過ぎないという自然の摂理を示したものだ、という。他者の存在を認めない偏狭な考えこそ、現代の環境に適していないと言うべきではないだろうか、と主張する。互いの価値観や個性を認め合い、支え合いながら共存しなければ社会の維持や発展は望めない。あの痛ましい事件はそのことを私達に訴えている、という。

朝日は、目を向けなくてはならないのは、多くの遺族、被害者、家族が差別と偏見を恐れ、いまま名前を明らかにすることを拒み、発信を控えていることだ、と指摘する。被告に共感し、障害者をおとしめる言辞をネットなどを使って発信する人々のふるまいが大きな影を落としている、という。

先月、空港で車いすの男性が「歩けない人は飛行機に乗せられない」と航空会社から言われ、自らの腕の力でタラップを上ったことが報じられた。会社は謝罪したが、ネット上には事前に連絡しなかった男性を非難する声が数多くある、と紹介する。

昨春に障害者差別解消法が施行されたが、いざ障害のある人が自分たちも健常者と対等な存在であることを主張すると、反発が固まりとなって返ってくるといった事態を問題視する。混み合う通勤電車やエレベーターに車いすの人が乗ってきたとき、当たり前のこととしてすんなり受け入れられているだろうか、胸に手を当ててみたい、という。

「効率」に重きをおき、「共生」を後回しにする。そんな心理や社会のあり方は「障害者は周りに不幸にする」という被告の発想と底流でつながっている。わが内なる差別を問い、ゆがみを少しでもただしていくことだと、と主張する。

中日も、タラップの階段を腕の力ではい上がった男性の一件を取り上げ、障害者排除の風潮は依然、根強く漂う、という。心身の機能不全を問題視し、社会から締め出そうとする発想そのものを差別と非難する。経済効率を優先する資本の論理や費用対効果を徹底追求する態度は、ややもすると異質な人々の疎外に結びつく危うさをはらんでいる、それが極端な形で表れたのが相模原事件ではなかったか、と指摘する。

ネット上の世界をのぞくと、障害者のみならず、高齢者、ニートや引きこもり、生活保護世帯といった弱い立場に置かれた人々への誹謗中傷がすさまじい。社会の根底には、もしかしたら植松被告と同じような考えが潜んでいるのではないか、という。

脊髄性筋委縮性の重度障害者の海老原宏美さんの言葉を紹介している。「縄文杉はただの木でしかないのに、富士山は盛り上がった土の塊にすぎないのに、人々は感動する。それは人々の心に価値を創造し、または発見する力が備わっているから。木や土に価値を見いだす人間が、人間自身に価値を見いだせないはずはない」と。多様なマイノリティ、社会的少数派との共生のためには、社会標準とされる既成の物差しを絶えず柔軟に見直さねばならないだろう、という。

障害はもちろん、学力や稼働能力、財力の有無にかかわらず、人間存在そのものを見つめる力。それが私たちに問われている、と主張する。

産経は、悲惨な事件の再発防止を目ざすはずの精神保健福祉法の改正が遅々として進まない状況を憂える。退院後の支援計画作成に警察も参加するとした当初の改正案は野党や医療関係者、障害者の支援団体から「治安維持の道具となる」「監視の強化につながる」などの反発を受けて頓挫し、その不完全な改正案でさえ成立していない、という。

措置入院制度が医療行為の枠内で運用される以上、再発防止に資することは望めないことを2001年に起きた大阪教育大学付属池田小事件の例から指摘する。刑事司法の積極的な関与が欠かせないはずだが、「人権」の壁がこれを阻む。では、被害者の人権はどう守ればいいのか、と強く主張する。英独などでは犯罪予防的な「治療処分」が制度化されており、専門病院もある。「保安処分」の導入や厳格運用のあり方も含め、真剣に検討すべきである、という。産経がこの事件の当初から繰り返し主張しているところである。

社説 相模原事件から1年 命の重さを改めて考える 毎日 2017.7.24

社説 やまゆり1年 内なる差別を問い直す 朝日 2017.7.27

社説 相模原事件から1年 社会の尺度を柔らかく 中日 2017.7.27

主張 相模原殺傷1年 再発防止策は置き去りか 産経 2017.7.

## 討論

<障害者の命の尊厳と人権尊重の理念> 事件発生後、紙面には、まるで措置入院歴のある患者は危険であると捉えられるような偏った報道が散見された、という指摘が識者などからあったが、各紙の社説には、障害者の命の尊厳と暮らしの保障に基づく、人権尊重の思潮が貫かれた論説が展開された。

措置入院解除の判断のあり方や退院後のフォロー態勢の見直しの議論の中では、軽々な制度の見直しは精神障害者は危ないという偏見や差別を助長する懸念があることを指摘した。

障害者施設の防犯体制については、「地域に開かれた施設」「入院医療中心から地域生活中心へ」という今の精神医療の流れに逆行しないような配慮を求め、障害者団体などからの「精神障害者は危険な存在だという偏見、差別を助長しかねない」との懸念を紹介し、治療の名を借りた人権制限は許されない、と注意を促した。

また、障害者の地域移行に関しては、施設から地域へという人権を重んじる流れを大事にし、自己決定権を尊重する必要性を論説している。

<匿名報道> 19 人もの掛けがえのない命が一瞬のうちに蹂躪された事件だったが、さらにその後の匿名報道によって、被害者たちの生きた証しとその人権は黙殺されることになった。各紙は何度も特集記事を組んで実名発表を求める考えを解説しているが、社説においても、事件当初に警察が行った「遺族感情に配慮して名前を公開しない」という価値判断そのものに、偏見や差別意識が潜んでないか、と問題視した。

一方、わが子の名前を公表しない、とされる親の意識をそうさせた問題も考えなければならない、と指摘する社説もあった。匿名報道には、地域や社会全体の偏見、差別の問題、障害をもつ人についてのこの国全体の意識の縮図が見えることを指摘する。

その後、事件で重傷を負った障害者の親などが声を上げた。容疑者への憎しみの感情を乗り越えて、また、「障害者は不幸をつくることしかできない」という容疑者の一方的な考えは間違いだ、と積極的に訴え、実名で取材に応じる家族も出てきた。障害者への差別的な感情を打破したいという強い願いからだ、という。こうした家族の思いを受け止め、その声を聞き、動きに光をあてることが、被害者や遺族が声を上げられる社会につながる。それが自らの使命と責任であるとするメディアの自覚が十分に伝わるものであった。

<優生思想とヘイトクライム> 容疑者が犯行の5カ月前に衆議院議長に宛てた「手紙」にある「障害者は不幸を作ることしかできません。障害者を殺すことは不幸を最大まで抑えることができます」は優生思想そのものであり、ヘイトクライム（憎悪犯罪）の論理であった。容疑者をこのように考えるに至らせた社会の

現実があることを理解しなければならない。21世紀に入って、社会のあちこちに閉塞感が高まる中、生産性第一主義の効率優先や格差の拡大、他者の考えや行動に不寛容な風潮が根強く漂う中、優生思想的な言説は繰り返されてきている。この事件のその後のネット上の反響などからは人々の人権意識、人権感覚の欠如や低下の状況が露呈した。

事件発生直後の社説で優生思想が垣間見られるとの指摘がされ、事件発生1カ月後の社説では、欧米で起こっているヘイトクライムと似通ったものを感じさせるとあった。障害者の存在と人権にかかわって「命の重さ、命の価値」について、論説する社説もあった。

現在の社会では命の尊さを社会にとって有意義かどうか、経済的な影響はどうか、といった基準ではかりにかけられるような意識が随所に潜んでいることは歪めない、と指摘する社説もあった。一人ひとりのどんな違いも認め合い、尊重し合える共生の社会を築くには、不断の意識改革をするほかはない、と断じて、悲惨な事件を二度と起こさないためにも、身近な差別の芽をみつめることから始めたい、という。

また、施設入所によって地域社会での豊かな人間関係から障害者を切り離し、社会から障害者の素顔が見えなくしていることについても深く考える機会にした、という社説があった。1993年、障害者基本法が成立した折、その理念にノーマライゼーション思潮はわが国にも導入され、障害者はあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする趣旨が加えられた。ただし、現在でも知的障害児者約12万人が入所施設での生活を余儀なくされていて、重度や重複障害者の地域移行はほとんど進んでいない。こうした現状に対して、重度の障害があっても地域で暮らせるための福祉サービスを含んだ地域生活支援の拡充の必要性を含めた打開策を提起されたい。

近年は、妊婦の血液検査だけで簡易診断が可能な「新型出生前診断」が普及し、受診後異常判定を受けた妊婦の9割以上が中絶を選択している。自己決定のもとにおける「内なる優生思想」が拡大し、優生思想は根深く存在している。

優生思想にどう向き合っていくか。「その考えは人権上、問題だ」と非難を試みるのではなく、合理的で説得性のある対応が問われなければならない。なぜなら、優生思想が合理性を突き詰めた発想だという指摘があるからである。戦時中、ナチスは障害者を「国家の発



展のために排除されるべき生」と位置づけ、虐殺した。今回の事件でも、容疑者は「戦争で未来ある人間が殺されるのはとても悲しく、多くの憎しみを生みますが、障害者を殺すことは不幸を最大まで抑えることができます」と言っている。誤った考えに基づく合理性を打破しなければならないが、各紙の社説にその具体案はなされていない。

国連の障害者の権利に関する条約をわが国が批准して3年が経過する。また、障害者基本法第4条(差別の禁止)を具体的に実現するための法律であり、事件発生直前に施行された障害者差別解消法の実効性を上げる提案や具体策はなかった。障害があっても、共に地域の中で暮らすことができる条件を整備することで、多くの人々が障害者と出会うこと、優生思想の言説を許さない社会を作り上げることが再発防止を図り、共生社会の構築のために必要である。

内閣府が2017年9月に発表した「障害者に関する世論調査」によれば、障害者差別解消法を「知っている」は21.9%で、「知らない」は77.2%である。具体的方策を求める議論の呼び掛けを社説に求めたい。

一方、事件直後に安倍首相は「真相究明に政府としても全力を挙げていく」と強調し、措置入院のあり方の見直しや再発防止策の検討を指示した。また、事件後5カ月後の12月、関係閣僚会議で「実効あるものとするため、連携して取り組んでほしい」と指示したが、首相や政府からはヘイトクライムや障害者差別、人権尊重についての見解や、共生社会の構築についてのメッセージは出されていない。この事件が現代社会の有り様の投影とみれば、政府の責任ある対応こそが求められた。それについての社説の指摘もなされていない。

<有識者検証チームの最終報告> 厚生労働省などの有識者検討・再発防止チームは措置入院のあり方や施設の防犯対策を焦点に検討されたが、8月10日の初会合にあたって、と9月14日の中間報告、さらに12月8日の最終報告に対して各紙の社説が論説した。この会議での検討は法改正につながるものである。

容疑者の言動から警察が早くから関与していれば、との声があるが、最終報告が身柄の拘束などは関係機関が協力して慎重でなければならない、としていることを人権保護の観点から評価する社説があった。措置入院患者を支援する仕組みの構築を再発防止策の柱に揚げたことについては、支援の責任体制を明確化した

妥当な内容だ、としている。患者の「監視」という誤解を招かないよう、人権への配慮が必要なことはいうまでもない、とする。

また、退院後の継続的な支援を提言したことと、関係機関の協力により、身柄の拘束などは人権保護の観点から慎重でなければならない、としていることを評価するが、そもそも検証されるべきは、容疑者の入院から犯行に至るまでの警察の対応である、という。報告書には警察庁や法務省による刑事司法上の課題について議論した形跡がない、と指摘する。

犯罪防止に求めたいのは入退院の判断への司法の関与であり、退院後の動向把握への警察の介在である、とする社説もあった。精神科医療の検証だけでなく、警察や病院、施設の対応の検証や連携のあり方に踏み込まなければ、有効な再発防止策は立てられない、とする。凶悪犯罪を未然に防止するには「治療処分」や「保安処分」の制度化を含め、刑法の抜本の見直しを検討すべきだ、と主張する。わが国では従来、精神障害の疑いがあると医療に委ねられるようになっていた。医療観察法は犯罪行為の予測を精神科医に課しており、再犯のおそれがあるとして収容される“予防拘禁”を生むことになる。また、「治療処分」や「保安処分」にあたっては、犯罪とは無縁の多くの精神障害者がその対象とされないという人権尊重に立った趣旨や犯罪者と犯罪歴のない精神障害者との明確な区分を示す必要がある。まだ犯していない犯罪について、犯す可能性があるという理由で隔離や拘束をすることは本人の治療のためではなく、本人以外の人を守るためのシステムといえよう。

## 参考文献

- 横田弘 2015 [増補・新装版] 障害者殺しの思想 254ページ 現代書館  
青土社 2016 現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件 第44巻第19号 246ページ  
藤井克徳他編 2016 生きたかった 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの 159ページ 大月書店  
保坂展人 2016 相模原事件とヘイトクライム 岩波ブックレット No.959 62ページ 岩波書店  
立岩真也、杉田俊介 2017 相模原障害者殺傷事件 優生思想とヘイトクライム 258ページ 青土社

# 家政教育が社会貢献に寄与するための サービス・ラーニングに関する研究 (第一報)

## サービス・ラーニング導入に向けた一考察

田崎 裕美・増田 啓子\*

Research on Service Learning for Home Economics Education Contributing to Society (Part 1):  
A consideration for introducing Service Learning Program to Higher Education

Hiromi TAZAKI, Keiko MASUDA

\*常葉大学 (Tokoha University)

### Abstract:

In order to introduce Service Learning in Home Economics Education, we first need to identify some of the challenges and clarify the methodology. According to the theory and methodology of Service Learning education is enhanced by arranging three points based. The three points are (1) clarification of activity goals, (2) retrospective method of activity experience, and (3) human support system. To improve the quality of Home Economics Education, the future, we should consider stigmatization of lesson subjects, examination of programs, and collaboration between faculty and community, in order to Home Economics Education, we would like to consider stigmatization of lesson subjects, examination of programs, collaboration between faculty and community, in order to offer training for problem-solving skills at welfare sites and consequently introduce train problem-solving abilities at welfare sites.

Key word: サービス・ラーニング Service Learning 家政教育 Home Economics Education  
課題解決能力 problem-solving abilities 福祉の現場 welfare sites

### I. 緒言

文部科学省は、高等教育改革において、社会の期待に応える大学教育を推進する方策の一つとして、アクティブ・ラーニングの充実をあげている<sup>1)~3)</sup>。アクティブ・ラーニング注1)とは、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法であり、その体験的な手法の一つに、本研究のテーマであるサービス・ラーニング注2)がある。

福祉の総合大学である本学では、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士など、福祉の専門職を養成することを使命としている。福祉の専門職は、生活に関わる様々な支援を、生活支援や相談援助、保育活動等として行う。このため、福祉の専門職にとって、家庭生活に関する知識・技術を科学的論拠に基づ

き理解し、それを生かす実践力を習得することは、重要であると考えられる。

一方、家政学は、個人・家族の生活の質の向上とともに人類の福祉に貢献する総合的実践科学であり、家政学の学問体系に基づく教育として、家政教育がある。本学では、家政系科目を基礎科目群に家政学、専門科目群に子どもと食生活、健康と食生活などを配置し、家政教育の内容を充実させることで、実践力のある専門職の養成を目指している。

これまで、筆者らは、アメリカ家政学・家族消費者科学を研究しており、同米国会会では、家政学の専門的な知識・技能を地域社会の活動に生かし、市民的責任や社会的役割を学ぶことを目的に、サービス・ラーニングを取り入れ、教育成果を上げていることを明ら

かにしてきた<sup>4)~5)</sup>。

今後は、家政教育に社会貢献を視点とするサービス・ラーニングを取り入れることで、福祉専門職の養成にとって、より有効な教育プログラムを企画、実施、評価したいと考える。

## II. 研究の目的と方法

本研究では、家政教育にサービス・ラーニングを取り入れることで、社会貢献に寄与することを目的とする。なお、サービス・ラーニングの方法や内容は様々であり、その理論・方法論や実践例を整理することで、より効果的なプログラムが検討できると考える。

そこで、第一報では、サービス・ラーニングの理論と方法論を整理し、日米の実践例(家政・福祉分野)に関する調査を行うことで、本学の家政教育での導入に向けた課題を明らかにすることを目的とする。

研究方法は、1. アメリカにおけるサービス・ラーニング教育の理論・方法論、実践例について、文献及び家族・消費者科学会元会長 Marilyn Swierk 氏の講演やヒヤリング調査等から明らかにする 2. 日本の福祉系および家政系大学におけるサービス・ラーニングの実践について、文献やヒヤリング調査から、明らかにする 3. 本学の家政教育において、サービス・ラーニングを導入するために、先行事例の理論・方法論を基に、検討する。

## III. 結果

### 1. アメリカの学校におけるサービス・ラーニング

#### 1) 学校教育におけるサービス・ラーニング

アメリカはサービス・ラーニング発祥の地である。アメリカの学校教育に、サービス・ラーニングが入された経緯は、市民教育のための教育形態として、注目された事に始まる。

1980年代、青少年の社会問題が蔓延し、知識偏重型の学習から、Dewey (1915) の「実社会と結びつけた体験学習」を理論的基盤とする、地域社会へ学びを広げる体験型学習への変化があった<sup>6)</sup>。1983年には、Boyer が初等・中等教育を含む公立学校でのサービス・ラーニングの必修化を提唱し<sup>7)</sup>、1985年に大学教育に、学生の社会貢献活動を取り入れる「キャン

パス・コンパクト (Campus Compact)」という連合体を設立し、多くの大学で導入されていった。さらに、1990年には、「国家及びコミュニティ・サービス法」が制定され、市民に社会貢献活動への参加を促す取り組みが広がっていった。

このように、アメリカの学校教育におけるサービス・ラーニングは、法に基づく整備と経済的支援の基、構成要素や構成要件を満たすプログラムを確立し、社会的支援を受けて、教育と地域をつなぐプログラムとして発展してきた。

なお、コミュニティ・サービス法では、サービス・ラーニングの構成要素、構成するための基礎的条件として、表1、表2の各4項目をあげている<sup>8)</sup>。

表1 サービス・ラーニングの構成要素

①	コミュニティのニーズにあったサービス
②	教科・科目と関連し、学習効果が期待できる内容
③	市民性(公民としての資質)を涵養する内容
④	参加者にサービス活動の経験を“振り返る”場の設定

表2 サービス・ラーニングを構成する基礎的条件

①事前準備 Preparation	実践的学習のための技術の習得・研修・調査・パートナーシップの開発
②活動 Action Service	プログラム参加者が、コミュニティ(地域社会)のために意味のあるサービス活動(ボランティア活動)の実施
③振り返り Reflection	経験を深めたり、再構築の学習。学びの深化。ポートフォリオと呼ばれる記録ファイル等の利用
④お祝い Celebration	参加者やコミュニティ(地域社会)に対して、活動の成果を示し、パートナーの一体感や連携を深める

### 2) アメリカ家族・消費者科学(家政教育)における実践例

アメリカの家族・消費者科学でも、専門的な知識・技能を地域社会の活動に生かし、市民的責任や社会的役割を学ぶことを目的としたサービス・ラーニングという教育方法を取り入れ、教育成果をあげてきている。

2009年度アメリカ家族・消費者科学会会長である Marilyn Swierk 氏は、家政教育におけるサービス・ラーニングの第一人者である。1993年に、同氏のサービス・ラーニングプログラム「地域への福祉サービス

の働きかけ」は、アメリカ家族・消費者科学会賞 TOY (Teacher of the Year of Family and Consumer Sciences) を受賞した。同プログラムは、生徒が家族・消費者科学 (家政教育) で学んだ能力を使って、養護施設や高齢者センター、フードバンク、家庭内暴力の被害女性の避難所、ホームレス施設、小学校といった地域の施設等で、地域住民と共に、課題解決のプログラムを企画、実施し、地域活動の支援を行うものであった。

生徒が、これらの活動によって、家族・消費者科学のスキルとリーダーシップ能力を強化した事で、同プログラムは家政教育の社会的認知度を高めることにも貢献した。受賞後、Marilyn Swierk 氏の取り組みはアメリカ家族・消費者科学教育における福祉サービス学習の模範的プログラムとして、全国で実施されることになった<sup>9)</sup>。

2017年8月、増田らは、Marilyn Swierk 氏を国際会議「家庭科教育の質的向上に向けて」に招聘し、基調講演「サービス・ラーニングの利点」を依頼した。

同氏は、家政教育におけるサービス・ラーニングの利点について、アカデミック (教育的)、ソーシャル (社会的)、教育、地域社会、労働力育成の視点があることを述べた。労働力育成の視点では、アメリカの労働長官とビジネス界のリーダーが明らかにした、SCANS の能力と基盤となる能力が、サービス・ラーニングにより、育成できることを実践から、明らかにし、評価されている点が興味深い。

サービス・ラーニングの構成要素を、P (準備) - A (実行) - R (振り返り) - C (賞賛) - A (評価) の5段階とし、A (評価) は学生と参加者双方が評価を行うことを特徴としている。P (準備) では、資金や活動の地域資源がなくても、実現可能な小さい規模から実践することで、C (賞賛) の機会が、生徒・参加者の双方にとって、達成感等を体験するうえで、重要なプログラムであることを述べた<sup>10)</sup>。

労働力としてのニーズをふまえた方法論に基づく地域福祉の実践から、企画・運営上のポイントについて、示唆を得ることができた。

## 2. 日本の大学におけるサービス・ラーニング

### 1) 日本の大学におけるサービス・ラーニング

日本の高等教育機関におけるサービス・ラーニング

は、国際キリスト教大学の海外活動をはじめに、大学主導から、文部科学省のGPや知の拠点事業等に採択されて、資金援助を受けることで、さらに幅広い大学で取り入れられてきた。その内容は、ボランティア活動やインターンシップ等と連動したものが多く、ボランティア活動との明確な区別がないものもあるが、その教育効果から様々な大学等で実施されてきた。

中央教育審議会の報告書では、「時代の変化に即応し、社会に貢献できる人材を養成するために、・・・(中略)、道筋を見定める能力が求められる。その能力を育成するために、能動的学修 (アクティブ・ラーニング) の例として、インターンシップやサービス・ラーニング、留学体験、教室外学修プログラム等の提供が必要である<sup>11)</sup>」としている。

また、大学と地域社会・企業等との連携においても、「サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験等は、学生の学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果を持つ<sup>12)</sup>」と述べている。

近年、日本の多くの大学でも、サービス・ラーニングが導入されている。文部科学省の特色GPと現代GPの採択においても、サービス・ラーニングを含むものが漸増し、2007年度においては前者が38%、後者が55%にすることが報告されている。<sup>13)</sup> この要因として、磯岡は「米国の大学教育の影響、奉仕活動・体験活動や学士課程教育を盛り込んだ中教審の答申や文科科学省の方針」をあげている<sup>14)</sup>。

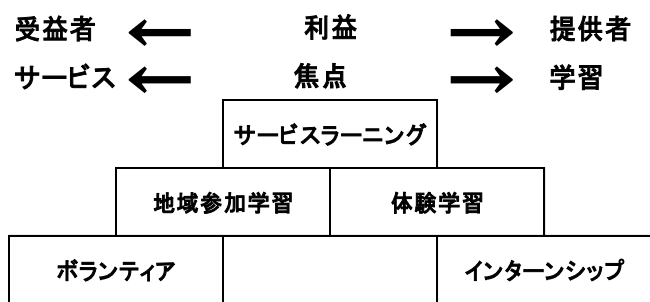
しかし、同じ「サービス・ラーニング」という名称であっても、大学によって、カリキュラムの内容には差があり、類似するプログラムがある<sup>15)</sup>。このため、日本の大学におけるサービス・ラーニングの実態を把握することは困難であるといえよう。そこで、福祉と家政学に関連する取り組みについて、文献やヒヤリング調査から、明らかにする。

### 2) サービス・ラーニングの教育効果

サービス・ラーニングプログラムの位置づけを、Furco<sup>16)</sup> は、図1のように、整理し、区別している。サービス・ラーニングは実践活動の中で、焦点が学習とサービスのどちらにあるか、利益が受益者と提供者のどちらにあるかで、中間に位置づけられている。

また、教育効果は実践時期が、初年次教育や教養課程の一環か、専門教育の一環かでも違いがある。

図1 サービス・ラーニングプログラムの区別



資料出所：Andrew Furco: “Service-Learning: A Balanced Approach to Experiential Education.”(1996)基に作成

また、中里ら<sup>17)</sup>の報告では、サービス・ラーニングの効果等を、表3に示すように、学生、地域、大学の3者の視点から、ポジティブ要因とネガティブ要因に分析している。また、導入段階により、①初年次教育・教養課程では4つの効果、②専門課程では、さらに3つの効果を加えている。学生に対する効果を上げるためには、導入時期に応じて、活動の内容や目的を検討し、地域社会や大学内と連携したプログラムを実施することが、重要であるといえよう。

表3 サービス・ラーニングの効果

	I 学生に対する教育効果	II 地域社会に対する効果	III 大学に対する効果
ポジティブ要因	1)初年次教育・教養課程 ①自信の獲得、②学習への動機づけ、③汎用的能力の獲得、④市民性の獲得	①学生が若い労働力として地域で活動 ②地域住民の地域理解の深まり ③学生の地域参入による新たな視点の獲得	①大学の地域貢献の役割 ②学習への動機づけの促進による学習成果の向上(学習への動機づけ、学術的知識の獲得、汎用的能力の向上等の効果) ③学生同士の日常的なサポート活動が促進される可能性
	2)専門課程 初年次教育の4つの効果(①~④)、⑤専門的スキルの獲得、⑥コミュニケーション能力の向上、⑦志望する専門職の役割の再認識		
ネガティブ要因	①知的な成長が得られない可能性 ②活動が学生にとって過度な負担になる場合 ③学生のキャリアビジョンを混乱させる可能性	活動後、学生不在となった場合の地域コミュニティの問題	①経済的かつ時間的なコストがかかる ②実施準備に多くの時間が費やされ、教員のタイムマネジメントの課題

資料：中里陽子他「サービス・ラーニングの高等教育における位置づけと その教育効果を促進する条件について」(2015)より作成

3) 日本における実践事例

福祉系大学、家政系大学におけるサービス・ラーニングの事例を把握するために、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」をデータベースに、各大学のホームページや関連論文等に関する調査を行った。対象とした大学は、福祉系では日本福祉大学、家政系では鎌倉女子大学と名古屋女子大学、福祉・家政系では昭和女子大である。その中で、優れた取り組みの事例として、昭和女子大をヒヤリング調査の対象とした。

(1) 福祉系大学の事例 日本福祉大学<sup>18)</sup>

福祉系大学で初めてサービス・ラーニングに関するGPを取得した大学である。学部のサービス・ラーニングプログラムとして、1年次のゼミナール科目「総合演習」と2年次の「社会福祉基礎演習」に導入している。これらの学びは、3・4年次のゼミナール科目「社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」へとつながれる。

サービス・ラーニングの教育目標である学ぶ自己形成力として、①真実を探求する『まなぶ力(学習意欲)』②慈愛を他者と共感できる『つながる力(対人関係能力)』③献身によって問題を解決していく『やりとげる力(問題解決能力)』の3項目をあげている。

同プログラムの3つの特徴は、①「市民性を育む」3つの柱(「2年次教育」を意識、NPOとの協働による学び、知多地域との協働)、②知多半島のNPO法人のネットワークを活かした教育プログラム、③トライアングル・リフレクション(図2)である。



図2 トライアングル・リフレクション

引用：日本福祉大学ホームページ <https://www.n-fukushi.ac.jp>

評価については、学生の「自己形成力」の達成度について、表4のように、学生個人、グループ間、学生

と活動、学生と教員の4つの視点から、評価方法を整理している。

表4 「自己形成力」の達成を評価する視点と方法

学生個人	ポートフォリオを活用。ポートフォリオを活用したリフレクションを重視する 学習者自身の自己形成評価 1.自己変容 2.獲得した力 3.今後の学習への展望
グループ間	クラスの学習者同士の相互評価を大切に グループディスカッションとメッセージシートの活用 1.その人の優れていた点 2.その人から助けられたこと、教えられたこと 3.その人へのメッセージ
学生と活動先	活動先からの活動評価を受ける 1.活動の効果 2.活動の改善点 3.活動への期待
学生と教員	教員による学習支援 1.学生の変化(気づきの促し) 2.学生に必要な学習支援(知識、技術) 3.今後の学習むけたアドバイス

資料：日本福祉大学ホームページ <https://www.n-fukushi.ac.jp>

以上のように、同大学における取り組みは、「市民性を学ぶ」事を目的に、社会福祉の理論や体系に位置付けられ、4年間の学部カリキュラムに組み込まれた体系的な学習であることが分かった。

## (2) 家政系大学の事例

### ①鎌倉女子大学<sup>19)</sup>

家政学部、児童学部があり、全学のカリキュラムで、アクティビティラーニングを取り入れ、課題・解決型の取り組みとして、サービス・ラーニング科目を開講している。目的は、「実践的な能力や応用力の向上に向けて、体験・実験・実習・演習を重視した授業を展開するとともに、学生の主体的な学びの確立」である。

家政学部のカリキュラムでは、複数の教員が、サービス・ラーニングⅠ、Ⅱを1年次から3年時に半期開講している。同授業の目的を、「地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、これまで専門的な知識として学んできたことを実際の体験に活かし、その体験から自己の学問的取り組みや進路について新たな視野を得る」としている。

学内の支援体制では、学生センターが社会奉仕活動の窓口となり、就職センターがインターンシップに関する情報と対応の窓口となっている。学生は、活動に参加後、報告書を提出することで、単位認定を受ける。

具体的な事例としては、家政保健学科の学生が「調理と食文化ゼミナール」で、駅弁の「大船軒」と1年を通じて、女性向け折り詰め弁当の共同開発を行ったり、児童学部の学生がかまくら子育て支援グループとの協同で子育て支援イベント「親子で楽しむあそびの大学」を毎年秋に企画、開催している。学科教育を生かした内容が多い事が特徴である。

### ②名古屋女子大学<sup>20)</sup>

全学で、アクティブ・ラーニングに取り組んでいる。家政学部では、教職関連科目、管理栄養士養成科目のなかの実践力を必要とする授業で、グループ学習やPBLなどのアクティブ・ラーニングの導入を推進している。課題解決学習や体験学習、調査学習を行っている授業もあり、このうち、体験学習がサービス・ラーニングにあたり、自己の学習活動(専門性)の成果を背景としたボランティア活動を単位化している。

その効果について、川田氏は、学内で実施するイベントを実践する効果について、履修者全員に、年度ごとに実践の場を継続して提供できる点に意義があり、ノウハウなどを学内に蓄積することができる<sup>21)</sup>と述べている。また、白井氏は、地域のニーズに応じて、子どもへの学習支援や養育支援等をボランティアで行うことで、自己の学びに新たな視点を得ている<sup>22)</sup>と、その効果を分析している。

### (3) 福祉系及び家政系学部がある大学の事例

#### 昭和女子大学<sup>23)</sup>

福祉系の人間社会学部・家政系の生活科学部をはじめ、5学部14学科を有する。全学をあげて、アクティブ・ラーニングに取り組み、コミュニティサービスラーニング(CSL)の授業科目を開講している。その目的は、「学生が大学で学んだ知識や技術を、地域社会や地球社会の課題解決に役立てながら、社会貢献を行う」としている。

同大学におけるサービス・ラーニングの取り組みについて、コミュニティサービスラーニングセンター(CSL)を訪問し、同センター長 興梶寛教授にインタビューを行い、その内容を以下にまとめた。

平成29年6月9日(金) 13:30~14:30

① 大学の教育理念(全人教育)とサービス・ラーニングの全学的取り組みの経緯

月1回、教職員全員が集まる「教育会議」が開かれている。この会議において、坂東学長の指示により、3か年計画で、各学科でサービス・ラーニングを導入することになった。会議では、興沼寛教授がサービス・ラーニングに関する講演を行い、教職員が共通理解を深めた。その後、各学科が月1回の教育会議で、経過報告を行なうことで、活動が促進された。このような経緯により、昭和女子大学では、サービス・ラーニングを全学的な取り組みとして進めている。

現在、サービス・ラーニング科目として、一般教養科目(4科目)、英語コミュニケーション学科・ビジネスデザイン学科・心理学科(各1科目)、歴史文化学科(3科目)、国際学科(2科目)、福祉社会学科(4科目)、環境デザイン学科(4科目)がある。

この背景には、昭和女子大学が1988年にアメリカに設立した昭和ボストン校で、サービス・ラーニングを実践しており、国際交流活動において、本学や海外の姉妹大学とのCSL交流があることもあった。

なお、昭和ボストン校は、全米サービス・ラーニング推進組織『Campus Compact』へ加盟し、相互交流の推進の機会があり、国際CSLプログラムの開発と提供も行っている。

② センターの設立と機能、学生ボランティアコーディネーター(ELVO)の活動

文部科学省のGP事業では、まず、福祉社会学科の取り組みが採択された。次いで、他学科もGPを獲得することで、活動資金等を得て、2006年7月に「コミュニティサービスラーニングセンター」(CSLセンター)を開設した。現在も活動の推進センターとして全学的サポート、科目の活動サポートを行っている。

センターの機能では、教員に対して、活動先の情報やワークショップを、学生には情報の収集や提供を、地域においては交流の窓口となっている。教員への情報提供は学内のウェブサイトを通じて行っている。

また、学生ボランティアコーディネーター(ELVO)という、全学科の学生が参加できる制度であり、8年目を迎える。1年ごとの更新で、研修を受けることを義務づけている。現在は90名が活動に参加しており、毎年、半数が残って、同活動を継続している。

③ 福祉社会学科の専門科目との連携

現在、大学におけるサービス・ラーニング科目とし

ては、先に述べた20科目がある。

福祉社会学科では、平成28年度からの新たな取り組みとして、ソーシャルワークの学びの基礎を培う必修科目として、1年次にソーシャルワークプロジェクトⅠ、2年次に通年で、ソーシャルワークプロジェクトⅡ・Ⅲを開講している。福祉実習前に、この科目を通じて、全員がCSLを体験する。

1年次のソーシャルワークプロジェクトⅠでは、4つのセクター(フォーマル、インフォーマル、ボランティア、プライベート)の役割と課題等を理解することを目的に、各セクターの担当者を外部講師として招き、意見交換を行う機会がある。夏季休業中に実践活動を行う。

2年次のソーシャルワークプロジェクトⅡ・Ⅲでは、4種類の活動先(心身障碍児施設・NPO高齢者施設・企業の立ち上げた子育て支援等の活動・世田谷区障害者相談センター)において、4~5名のグループで、6月~12月にかけて、活動の企画・実施を行う。活動の間も同科目の授業があり、授業の中で、活動に関する指導を受ける機会がある。最後に、プレゼン(活動報告)があり、その場には活動先の担当者も参加し、相互に交流する機会となっている。

サービス・ラーニングでは、活動先にも評価いただく点が課題である。

④ コミュニティサービスラーニング(CSL)の活動と学習の成果に関する調査研究

コミュニティサービスラーニングの活動に関する評価は、調査対象となる人数や活動の内容・実施期間なども様々で、定性評価はできないので、評価方法も様々であり、難しい。今後、福祉社会学科で、新たな必修科目として福祉実習前に実施するソーシャルワークプロジェクトⅠ、Ⅱ・Ⅲが終了し、受講した学生が福祉実習を行った時に、同科目を通じて、全員がCSLを体験したことが、どのような効果があったのかが評価できると考えている。

3. 本学におけるサービス・ラーニング導入の検討

1) サービス・ラーニング導入のための理論と方法

これまで、本研究では、日米におけるサービス・ラーニングの理論や方法論を整理し、先行事例を調査してきた。この結果、サービス・ラーニングの理論や方法論では、4つの構成要素・構成条件をふまえたうえ

で、3つのポイント①学生の活動目標の明確化、②活動経験の振り返り時に、学生の行動原理や教訓の抽出③活動経験を学術的知識と関連づけること、さらに、教育効果を促進するためには、担当教員やコーディネーターなどの人的支援体制を整える必要があることが明らかとなった。

また、学生の福祉現場における課題解決能力を養成するためには、学生の就学ポートフォリオ等の記録作成や教育内容の連携も重要であった。また、福祉系科目と家政系科目が連携し、プログラムや教員と地域との連携を検討することで、より効果的なサービス・ラーニングの導入を検討することができる。

## 2) 健康福祉学科におけるサービス・ラーニング

健康福祉学科では、学科の総合演習科目として、「健康福祉総合演習」を4年次に通年開講している。同科目の目的は、3年間の学習を生かして、地域の中高年者を対象とする健康増進・介護予防のサロンを、企画・運営することで、実践力を養成することにある。学生にとって、授業に関する教員の支援が受けられる体制があり、地域での活動支援の窓口として地域交流センターがあることから、地域と連携したサービス・ラーニングの取り組みができる環境にあるといえる。

表5は学科カリキュラムにおける家政教育科目を知識と技術、実践力で分類したものである。これらの科目との連携を深めることで、教育効果を促進したい。

表5 健康福祉学科家政科目の構成と取り組み

健康福祉学科における家政系科目の構成		特徴ある取り組み
(1)知識と技術を習得する科目		
基礎科目群	1年前期「家政学—食生活分野」	知識を生かすワークシート演習
専門科目群	1年後期「子どもと食生活A」	知識を生かす事例演習と基礎実習
専門科目群	2年前期「健康と食生活」	知識と技術を生かす演習と実習
専門科目群	2年前期「子どもと食生活B」	知識と技術を生かす演習と実習
(2)実践力を養成する科目		
専門科目群	3年前期「健康と食生活演習」	知識と技術を生かす基礎的実践力
専門科目群	4年通年「健康福祉総合演習」	知識と技術を生かす応用的実践力

## 2) 本学のサービス・ラーニングに関する課題

①健康福祉総合演習におけるサービス・ラーニングでは、構成要素に、参加者と学生とのC(お祝い)の機会がない。通年履修後に、この機会を設けることで、参加者と学生の相互による活動の評価・

意見交換を行う。また、学生間の評価、学生と教師の評価の機会を設けることも課題である。

## ②地域での実践活動を積極的に組み入れる

現在、学内の健康増進・介護予防サロン活動が殆どである。学外でも企画することで、地域での実践力を養成する事も視野にいれたい。

## ③活動のマイナス面への対応

4年間の学習と活動に関するポートフォリオを作成し、個々の経験を生かすことで、より高い目的意識を持つこと、学生・教員の負担が加重にならないよう年間計画に基づき、担当内容の確認を行うことがあげられる、

## IV. 結論

本学の家政系科目において、サービス・ラーニング導入のための理論と方法論をアメリカ、日本の学校教育現場における理論・方法論、実践から明らかにした。

1. アメリカでは、サービス・ラーニングが法に基づく整備と経済的支援の基、4つの構成要素や構成要件を満たすプログラムを確立し、社会的支援を受けて、学校と地域をつなぐプログラムとして発展してきた。このような中、アメリカ家族・消費者科学(家政教育)は、中等教育から、地域と連携した活動を教育プログラムに積極的に取り入れることで、学生の資質が向上することで、家政教育の社会的評価を高めてきた。

2. 先行研究より、サービス・ラーニングの定義や歴史、活動内容と課題、教育効果の測定を明らかにすることで、教育効果の促進方法について検討した。

3. 日本の高等教育機関におけるサービス・ラーニングは、大学主導から、文部科学省のG Pや知の拠点事業等に採択され、資金援助を受けることで、さらに幅広く取り入れられてきた。その内容は、ボランティア活動やインターンシップ等と連動したものが多く、福祉系大学や家政系大学で、実施されていた。

4. 優れた事例として取り上げた昭和女子大学では、教育理念に基づき、全学をあげて、CSLセンター長のリーダーシップのもと、全学科のカリキュラムにサービス・ラーニングが導入されていた。同センターの機能や学科カリキュラムの整備が促進要因となった。

5) 学生の福祉現場における課題解決能力を養成するためには、サービス・ラーニングは有効である。より効果的なサービス・ラーニングを行うためには、福祉



系科目と家政系科目との連携や履修年次などカリキュラムやプログラムの検討、教員と学生、地域との連携について検討することで、より効果的なサービス・ラーニングの導入を検討していきたい。

謝辞 本研究のヒヤリング調査にあたり、ご協力いただいた昭和女子大学 CSL センター長興柊寛教授ならびに、関根史恵氏、元アメリカ家政学会(FCS)会長 Marilyn Swierk 氏に、心から謝意を表したい。

本研究は平成 27 年度科学研究費基盤研究 (C) 一般 増田啓子・良知恵美子・田崎裕美「家政教育の社会貢献に寄与するためのサービス・ラーニングについての研究」に基づくものである。

#### 引用文献・参考文献

- 1) 文部科学省：中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」(2002)
- 2) 文部科学省：中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(2012)
- 3) 文部科学省：「第2部 文教・科学技術施策の動向と展開 第5章 高等教育の充実」,平成27年度文部科学白書 P. 214, (2015)
- 4) 田崎裕美・増田啓子：アメリカ家族・消費者科学会TOY制度の人間発達・家族分野プログラムの分析—日本における家政教育の活性化に向けて—静岡福祉大学紀要第10号, pp.63-70 (2014)
- 5) 増田啓子・吉本敏子・東珠実・鈴木真由子・古寺浩・田崎裕美：「中等及び高等教育における家政教育の課題—日米比較の考察—」科学研究費助成事業 研究成果報告書 基盤研究C 課題番号 23500897 (2014)
- 6) 中里陽子、吉村裕子、津曲隆「サービス・ラーニングの高等教育における位置づけと その教育効果を促進する条件について」アドミニストレーション 第22巻第1号、pp.165(2015)
- 7) Boyer E, L. (1983) : High School: A Report on Secondary Education in America. New York
- 8) 再掲6) pp.164-181(2015)
- 9) 再掲4)
- 10) Marilyn Swierk, 訳・編集：増田啓子・良知恵美子・田崎裕美：「2017 国際会議基調講演概要：サービス・ラーニング・家政学を強化し推進する効果的な教育パラダイム」(2017)

- 11) 中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」 pp.10, (2012)
  - 12) 再掲 11) pp.24
  - 13) 桜井政成：「地域活性化ボランティア教育の深化と発展」、サービス・ラーニングの全学的展開を目指して」、立命館高等教育研究第7号、pp.21-49 (2007)
  - 14) 磯岡哲也：「サービス・ラーニングと建学の精神」、淑徳大学研究紀要 45, 5-16, (2011)
  - 15) 武田直樹：「日本の大学教育におけるサービス・ラーニングコーディネーターの現状と課題」、つくば学院大学紀要第6集、pp.119-131、(2011)
  - 16) Andrew Furco: "Service-Learning: A Balanced Approach to Experiential Education." Expanding Boundaries: Serving and Learning. Washington, DC: Corporation for National Service, 2-6. (1996)
  - 17) 再掲 8)
  - 18) 日本福祉大学ホームページ：  
<http://www.n-fukushi.ac.jp/gakubu/sl/> (2017)
  - 19) 鎌倉女子大学ホームページ：本学での学び  
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category> (2017)
  - 20) 名古屋女子大学ホームページ：本学での学び  
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category> (2017)
  - 21) 川田 博美：協働型サービス・ラーニングにより「社会人基礎力」養成をめざす教科における「選択パターン」の導入、名古屋女子大学 紀要第59号(人・社) pp.195-206、(2013)
  - 22) 白井靖敏：サービス・ラーニングにおける学習成果の可視化に向けた取り組み、名古屋女子大学 紀要第62号 pp.141-151 (2016)
  - 23) 昭和女子大学：コミュニティサービスラーニング [https://univ.swu.ac.jp/contribut/co\\_activity](https://univ.swu.ac.jp/contribut/co_activity) (2017)
- 注釈：1) アクティブ・ラーニングとは、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法(発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習)をはじめ、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も含む教育方法)をいう。文部科学省「用語解説」 p4、17、(2012)
- 2) サービス・ラーニングの定義は、アメリカのコミュニティ・サービス法において、「十分な配慮のもとに組織されたサービス活動(ボランティア活動)において、参加者が積極的に学び発達する教育方法」とされている。文部科学省「用語解説」 p24 (2012)

# 「弾き歌い」指導における実践的考察

## —保育士・幼稚園教諭養成の経験から—

漆畑 江里

A Practical Study on Training of “Sing play”  
From the nursery·kindergarten teacher training experience

Eri URUSHIBATA

### 要約

保育園・幼稚園の保育・教育現場において保育士・幼稚園教諭の「弾き歌い」による音楽指導は、子どもたちの音楽性の涵養を図るにあたって極めて重要な要素である。このため保育士・幼稚園教諭の養成に当たっては「弾き歌い」の技術の習得が欠かせない。しかしながら「弾き歌い」に対して苦手意識を持つ学生は少なくなく、その技術の習得には少なからず困難を伴っている。本稿ではこの困難を克服し滑らかな「弾き歌い」を可能とする方法について、筆者の実践的な経験に基づいて考察するものである。

### 1. はじめに

保育士・幼稚園教諭を目指す学生の中には、ピアノと歌を学習する音楽の授業科目が苦手だという学生が少なからず存在する。かれらが苦手とするものとして多くあげられるのが、弾き歌いである。

ピアノを弾くことと、歌うことを同時に行うという行為が、ピアノ演奏の経験の有無にかかわらず、苦手意識をもってしまう一つの要因になっている。ピアノは弾けるが歌がついていけない、あるいは、歌そのものが苦手、または、歌を歌うことは好きだがピアノが弾けない、楽譜が読めないなど、理由は様々である。

弾き歌いに対して苦手意識を持つ学生たちの様子を観察していると、ピアノ演奏の経験者、未経験者ともに、何となく音を順番に追うことに終始し、楽しい曲、悲しい曲といった、曲そのものが持つ様々な特徴を表現することなく、演奏そのものが表面的なものになってしまう傾向がある。

このような状態では、保育所・幼稚園などの現場において、子どもたちに音楽や歌の楽しさを十分に伝えることはできないだろう。保育士・幼稚園教諭自身が音楽を楽しむことで初めて、子どもたちが音楽を楽し

む喜びを身につけることができるのではないだろうか。そのうえで、適切な弾き歌いの技術を身につけることは保育士・幼稚園教諭養成の上では極めて重要な事柄であると捉えることができる。

本稿では、弾き歌いの技術を適切に身につけるために必要な指導の要点について考察するものである。

### 2. 視覚を鍵盤から楽譜へ

弾き歌いが苦手な学生の演奏の様子にはいくつか共通した特徴を見出すことができる。以下、主だった特徴のいくつかを取り上げ、それぞれについての指導方法を検討してみよう。

まず一つの特徴として挙げられるのは、学生が楽譜を見ながら弾き歌いする際に、手ばかりに目がいてしまい、視線を楽譜に戻した際に、どこを弾いているのかを見失ってしまい、音も長さもわからなくなり手が止まってしまうというものである。楽譜には、わからない答えはあるのだが、実際の視線は手から離れていない。

ある学生は暗譜することでこうした問題を回避しようとするが、演奏を全体として記憶してしまうために、

部分的な演奏が不可能になってしまうことが少なくない。暗譜すること自体は悪いことではないが、音名を手と耳に覚えさせ、逆に手の動きだけに意識が集中してしまうために、ひとたび楽譜を見て演奏するとなると、途中から弾けなくなってしまう。全体として手と耳に記憶させることは、途中でミスをした場合、不確実な記憶と混乱し、始めに戻らなければ繋がらなくなってしまう事態になる。

楽譜を見ながらの弾き歌いの際に重要なことは、楽譜に視線を固定しながら演奏することである。そのことで滑らかな演奏が可能となる。ポイントは鍵盤配置の規則性を感覚として身につけることである。

鍵盤は、白鍵が並んでいる間に、黒鍵が2つと3つ、規則的に並んでいる。パソコンでいうところのブラインドタッチで、白鍵と黒鍵両方を手の感覚で弾くことで、楽譜に目がいくことになる。

多くの学生を観察すると、演奏中の手元を視野に収めたいために、白鍵の手前を弾き、黒鍵には触れず演奏している姿を認めることが少なくない。白鍵の手前だけで演奏する場合は、黒鍵の位置を指先で確かめることができないため、正確な音階の鍵を弾いているかどうかを視覚によってのみ確認せざるを得なくなる。必然的に視線を指先から離すことができなくなってしまうのである。このため、黒鍵を弾く場合、白鍵の並びよりも奥に黒鍵があることで、指が曲芸的動きとなり、鍵盤から離れ、手の形や指使いは、その都度形を変え、滑らかな演奏ができなくなってしまう。

このため、白鍵の手前ではなくやや奥に指を置き、常に指先で黒鍵を感じさせ、鍵盤の向きと指の向きを同じくすることによって、その都度視線を鍵盤に落とさなくても、正確な演奏が可能となる。分散和音などは、コンパスで半円を描くように、中心となる指で軸をとった方法で手首を半円に回せば、離れた音でも鍵盤を感じて弾くことができる。

筆者は、この指の配置と動きを習得させるために、学生からは指先を見えないように隠すように工夫した。学生に指先で鍵盤を感じながら曲を弾かせることを習慣化させることで、手の形も次第に適切なものへと変化するのである。鍵盤に手が触れる部分が多くなるにつれ、視線が手元から離れ、楽譜を追うことができるようになり、楽譜に表記された指使いも自然に使えるような自然な状態が生まれるのである。

分散和音についても、下から上、上から下に来ても、

同じところに戻ることが出来るのは、黒鍵を感じられるようになったからである。

演奏にあたって常に指先に黒鍵を触れさせるように練習を重ねることが重要である。

### 3. 拍子について

楽曲にとって重要なのは、音階のみならず拍子のアクセントの取り方である。正確な拍子をとることによって初めて楽曲に「表情」が生まれ、豊かな表現が可能となる。このため、楽曲のはじめには、必ずト音記号やヘ音記号などの音部記号の隣に、調号と拍子記号が記載されている。演奏者はこれを読み取ることで楽曲の基本的な表現を再現することが可能となる。

ところが、学生の中には、何拍子で弾いているのかわからなくなってしまう者がいる。これは、楽譜を見たときに、まず順番に並ぶ音名通りに音を出すことに追われてしまい、拍子を全く意識しない演奏に陥ってしまうのが原因である。

拍子記号は、曲のはじめに分数の形で表された数字からなるが、ここで強拍と弱拍を意識した演奏を心がける必要がある。

例えば、強拍を○数字で表現するとすれば以下のよう示すことができる。

2拍子	① 2	強 弱
3拍子	① 2 3	強 弱 弱
4拍子	① 2 ③ 4	強 弱 中強 弱
6拍子	① 2 3 ④ 5 6	強 弱 弱 強 弱 弱

上記のように、各拍子について強弱のアクセントを意識し明確につけることによって、音の連なりにアクセントが加わりリズムが生まれる。音をただ連ねる、棒読みの状態から、抑揚のついた表現が可能となる。

学生は、ピアノを全て強く弾き、途中テンポも不明瞭になり、止まってしまうことが見受けられた。そこで、拍子記号に合わせた強拍と弱拍を取り入れると、適度な間ができあがり、プレスが生まれた。そこには、少しのゆとりがミスタッチを回避していると思われる。

拍子の取り方は、同じ拍子でも一辺倒ではなく、曲により様々だが、基本的な拍子のアクセントを明確につけることができるようになって始めてリズムとなり、楽曲の雰囲気味わいつつ、より豊かな表現を求めていく次の段階に進むことができるのである。

#### 4. 歌詞を聴きやすく

日本語をローマ字で表記する際、母音と子音の組み合わせで表記される。通常日本人が日本語を発音する際には母音と子音を意識することなく発音するのが一般的であるが、これで歌を歌った場合、聞き手にとっては歌詞が明確に聞き取れないことが少なくない。

一例を挙げよう。

小林秀雄(1982)女声合唱曲集「落葉松」より峯陽作詞「あなたとわたしと花たちと」の歌詞の中に、

「五月の花が咲いたら 旅に出かけましょう あなたとわたしと花たちとやさしく触れあいながら」という部分がある。

筆者はとあるコーラスグループの歌唱指導に関わっているのだが、その際に上記の部分が

「五月のあながあいたら 旅に出かけましょう あなたとあたしとあなたちとやさしくうれ合いながら」と聞こえてしまうのである。

歌手は一つひとつの歌詞の言葉をはっきりと歌っているつもりであっても、聞き手の側には必ずしも明確に伝わっているとは限らないのである。

聞き手に対して、より歌詞を聞きやすくするためにはより明確な日本語の発音が求められるところである。保育園や幼稚園での弾き歌いに際しても、保育士や幼稚園教諭がはっきりとした歌詞を園児たちに伝えることは、音楽の楽しさを身につけさせる上で欠かせない要素であろう。

こうしたことを可能にするための方法として参照するのが浅利慶太(2013)による「劇団四季メソッド」の一つとされる「母音法」である。

この方法は、ひらがなをローマ字に表記にし、子音と母音を区別し、それぞれを意識しながら発音することで、一つひとつの言葉のより明確な発音と聞き取りを可能とするものである。

例えば、「か行」に関して言えば、

KA KI KU KE KO

のそれぞれについて、「K」は無声破裂音「クッ」、「A」を「ア」として意識し二つを合わせ「クァ」と発音することによって、一般的な「カ」の発音よりもより明確に「KA」という音が表現できるというものである。

同様に、「KI」を「クイ」、「KU」を「クウ」、「KE」を「クエ」、「KO」を「クオ」と意識しながら発音す

ることで、言葉がより明確なものとなるのである。日本語を母国語としない方が日本語の歌を歌うと、歌詞はローマ字にされ歌われるため、聞き取りやすい歌になっていると考えられる。

この「母音法」を学生指導に用いたところ、歌詞の発音がよりクリアになった。そして、この「母音法」を用いることによって、歌詞の流れをくみ取ることに繋がり、以前よりもスムーズに歌詞を覚えることも可能となったのである。

先述した、筆者の指導するコーラスグループの歌唱指導においても「母音法」に基づく指導を実施した。

まず始めに

「五月の花が咲いたら あなたと わたしと 花たちと やさしく触れあいながら」を

「おあうお ああああいいあ あいいえあえあおう あああお ああいお あああいお ああいうえあいいああ」と、母音だけを一音一音はつきりと発声を練習するよう促したのである。

G O G A T S U N O H A N A G A S A I T A R A  
T A B I N I D E K A K E Y O U

A N A T A T O W A T A S H I T O

H A N A T A T I T O

Y A S A S H I K U F U R E A I N A G A R A

上記を試みたところ、次に子音を含め発声してみると、一度でも効果が現れるのだ。特にハ行が曖昧に聞こえていたが、母音のみの練習で、以前よりも歌詞の言葉が明確になり、聞き取りやすくなったのである。繰り返し行うことで、子音を含む本来の歌詞の発音は、歌を歌う中で輪郭のはっきりしたものとなった。

#### 5. おわりに

視覚を鍵盤の上の手ではなく楽譜をよく見ることで、黒鍵を感じ自然な手の形で鍵盤をつかまえるようになる。ミスタッチが減り滑らかに弾くことへ繋がっていく。

楽譜にある拍子記号を意識し、拍による強弱を、指揮をする感覚で曲に望むことが出来ると、自然な流れでプレスも生まれてくるだろう。

歌詞をローマ字にし、一度子音と母音を分けてみることにより、言葉がはっきりしてくるだけでなく、より歌詞の理解度も上がる。自然な言葉のリズムも生まれてくる。

「弾き歌い」に際し、三点を実践的考察してきたが、「楽譜をよく見る」ことで、学生が少ない時間の中で、漠然とした練習を積み重ねるのではなく、「楽譜をよく見る」ことで考えられた練習を重ねる有効的である方法を、自らできるように促す指導をしていきたい。

音楽本来の音楽を楽しむためにも、努力は保育士・幼稚園教諭となっても続いていくことになるであろう。楽しむための努力の道筋を、指導者として今後も考えていきたい。

「弾き歌い」を楽しめる喜びを知ることは、保育所・幼稚園などの現場で、豊かな音楽で子どもたちを巻き込んでいくことになるだろう。

#### 【参考文献】

浅利慶太 2013『劇団四季メソッド「美しい日本語の話し方」』文藝春秋 pp.34-63

小林秀雄 1982 女声合唱曲集『落葉松』改訂版 全音楽譜出版社 p.12

# チャンネル・リーダー移動と社会環境要因の 関係に関する研究

## ーハーフィンダール指数との相関分析ー

岩本 勇

A Study on Channel leaders movement and Social factors  
-Correlative analysis with Herfindahl-Hirschman index-

Isamu IWAMOTO

### Abstract

Based on a hypothesis that changes in social-environment factors are affecting the transitions of channel leaders, the study conducted a correlation analysis of the Herfindahl index and channel leader transitions. The result found an extremely strong negative correlation at -0.95 (the test is significant at 5%).

The result of the study established the following hypothesis: "When the channel leadership shifts from manufacturers to retailers, the social-environment factor affecting the shift is either there are more competitors in the industry or when gaps between competitors are insignificant, with their sizes and powers more or less aligned."

### 1. はじめに

マーケティング・チャンネルの中で主導的な役割を果たし、商品や情報の流通をコントロールする企業をチャンネル・リーダーという。このチャンネル・リーダーは時代とともに変化し、我が国の場合、江戸時代中期から戦前までが卸売業者（問屋）、そして戦後の復興期を経て高度成長期に入るとメーカーへ、近年ではチェーン・オペレーションによるバイイングパワーを武器とした小売業へ、さらにインターネットの普及を背景として消費者への移行が予測されよう。

本研究はこのチャンネル・リーダー移動に対して、社会環境要因の変化が影響を与えているという仮説を立て、それぞれの環境要因がどのような秩序をもって相関し合うのか明らかにしようとするものである。

### 2. 当該テーマに関連する先行研究の総括

マーケティング・チャンネル研究は、1910年代に生産者が直面する市場問題を解決する手立てとして、常にマーケティング研究の中心に位置づけられた。既に100年以上が経過した現在から振り返り、研究視点の

変化を辿った。

例えば1910年代は「生産者（農産物生産者と大量生産メーカー）の流通問題として登場」、～1940年代は「マーケティング初期段階（商品別・制度別・機能別研究）」、1950年代～1970年代には「マネジリアル・マーケティングの成立と展開」、1950年代～1960年代は「拡張組織論」、1970年代半ば以降「政治経済的アプローチ（パワー・コンフリクト・モデル）」、1980年代～「戦略的マーケティング、サービス・マーケティング、関係性マーケティング(提携、ネットワーク、共同と共生の原理に基づく取引関係)」という流れである<sup>1)</sup>。

この研究視点の変化は、社会環境変化への積極的な対応に起因するものと考えられる。そうであれば、社会環境の変化とチャンネル・リーダーの変化に相関関係や因果関係を見つけることができるのではないかとというリサーチクエッションが浮かんだ。本研究は、チャンネル・リーダー移動に社会環境変化が影響を与え、その社会環境要因の変化がチャンネル構造を規定するという仮説を検証するものである。

### 3. チャネル・リーダー移動

#### (1) マーケティング・チャネルの定義

チャネルについて論ずるまえに、まずチャネルがそもそもどのようなものなのかを認識しておく必要がある。そうしたところから、チャネルがどのように定義されているのかを確認する<sup>ii)</sup>。

Coughlan, Anderson, Stern and El-Ansary (2001) であるが、彼らは、「マーケティング・チャネルは、使用あるいは消費のために、製品やサービスを利用可能にする過程に関わる一群の独立した組織である」と定義している<sup>iii)</sup>。

Sims, Foster and Woodside (1997) は、「流通チャネルは、マーケティング努力が向けられる、企業と最終ユーザー間の一連の関係を含むものである。マーケティング・チャネルは、企業、機関や最終ユーザー間での多属性のフローの組み合わせである」と定義している<sup>iv)</sup>。

以上の定義から分かることは、次のようなことである。

第1にチャネルは、例えば製造業者が製造した製品を、消費者(あるいは最終ユーザー)が入手して利用できるようにするための流過程や流通業務に関与する様々な機関(卸売業者、小売業者等)からなるものであるということ。

第2にチャネルは、製品を消費者(あるいは最終ユーザー)が入手できるようにするために、様々な機関が様々な流通機能を遂行することにより生み出される、「物的所有、所有権と移転、交渉、金融、情報、危険負担、注文や支払いのフロー」の組み合わせから成るものであるということである<sup>v)</sup>。

つまりマーケティング・チャネルとは、概念的には特定の生産者が最終消費者に至る流過程全体を自社製品の固有の販売経路として設定したものである。

#### (2) チャネル・リーダーの定義とその移動

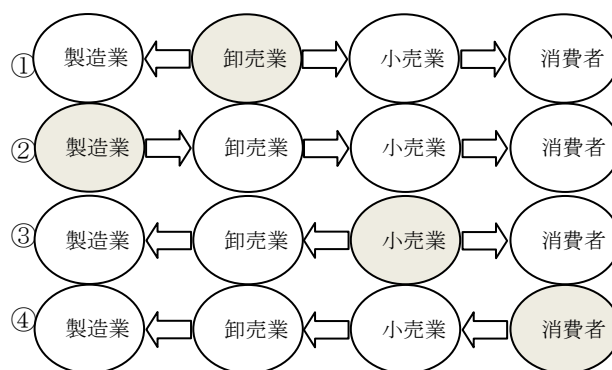
流通経路の中で主導的な役割を果たし、商品や情報の流通をコントロールするものをチャネル・リーダー(チャネル・キャプテン)という。チャネル・リーダーとは、商品流通における主導権を握る企業であり、取引価格や取引数量などの取引条件の発言力を強く持つ企業で流通経路を統制する役割を持つものである。

この総合的なパワーは、時代とともに変化してきた。

①江戸時代中期から戦前までは、卸売業者がチャネ

ル・リーダーとして機能した。江戸時代以前は地産地消が中心で、江戸時代中期に生産地と消費地を結ぶ機能を持つ卸商人が登場し、取引単純化や集中貯蔵、情報の縮約や斉合という主導的な役割を担ってきた。②戦後の復興期を経て、高度成長期に入るとメーカーによるチャネル開拓の動きが本格化する。大量生産体制を確立したメーカーは、大量販売のため、卸売段階・小売段階を開拓し、自社ネットワークへの組織化・系列化を進めた。こうして、戦後は、マス広告を使った情報発信と商品開発・生産力を武器に流通経路をメーカーが主導する時代を迎えた。

図表-1 チャネル・リーダー移動



出所：筆者作成

さらに1980年代以降は、③小売業がチェーン・オペレーション技法を経営に導入し、大量仕入・大量販売を広域に展開する組織小売業がそのバイイングパワーを武器に、チャネル・リーダーの地位を占めるようになっていく。そして、近年では④インターネットの普及を背景に、消費者が小売や卸売を中抜きし、直接生産者とやり取りできる環境が整ってきており、チャネル・リーダーは消費者に移行していくという見方を示すこともできる。このチャネル・リーダー移動を示したのが、図表-1である。このように①から④に向かって、チャネル・リーダーは移動するという見方が通説になっている。

#### (3) 過去の研究成果の回顧

今までの研究を報告すると、PB商品の構成比率と小売業へのチャネル・リーダー移動の進行を検討し、食品小売業の国際化およびPB導入の状況を確認した。現状から、欧州各国のPB比率は、アメリカや日本などに比べてやや高い傾向にあることが認められた。欧州

各国では、小売業者のチェーン化、バイイングパワー影響、社会の成熟度、製造業者の競争環境、最終消費者の購買意欲、人口増減、デフレーションの進行、物価の変動など、どのような環境要因が存在しているのか。PB 比率とこれらの環境要因との間に相関関係が存在するならば、チャンネル構造に環境要因が影響を与える科学的な証明となる。そこで製造業起点から小売業起点にチャンネル・リーダー移動が図られる場合、以下の環境要因に違いが見いだせると研究仮説を導いた。

小売業者のチェーン化とバイイングパワーが生まれると PB 比率が高まる。成熟化社会において、製品が十分に最終消費者に行き渡ると、マーケットが減少し、見込による大量生産から流通在庫が拡大、製造業者の競争が激化、質、量ともに生産能力を持つ製造業者の生産稼働が鈍化する。生産稼働が落ちることによって引き起こされる人件費削減は、デフレーションの進行を一層加速させる。長期的な所得の伸び悩みモノ余りによって消費者の購買意欲が減退し、低価格商品の購入が促進される。

これらの仮説を証明するために、まずは PB 比率と環境要因に関する相関分析と因子分析を用いて、その構造の明確化を試行した。

しかしながらその結果、マーケティング・チャンネルと環境要因の間に存在する相関は、統計解析で証明することが出来なかった。その理由を整理すると以下の点が挙げられる。

当初設定した仮説に関して、その代表性を持つ説明変数の統計データが整っていない。各国の統計データを加工するうえで、標本誤差への対処が検討されていない。各国の PB 比率、一次産業就業割合、名目 GDP 構成比、人口増減率、平均寿命、労働生産性などの統計データを活用したが、国際貿易理論とりわけ近隣国との外部構成、自己相関などが検討されていない。

そこで今回の研究は、研究対象を日本国内の産業に絞り、業界ごとのチャンネル・リーダー移動の段階性と環境要因の相関を明らかにし、さらに因子分析によって環境要因間の構造分析を行う。複数の業界の比較分析を試行する基礎研究であり、チャンネル・リーダー移動に影響を与える主要な環境要因を明らかにすることを目的としている。

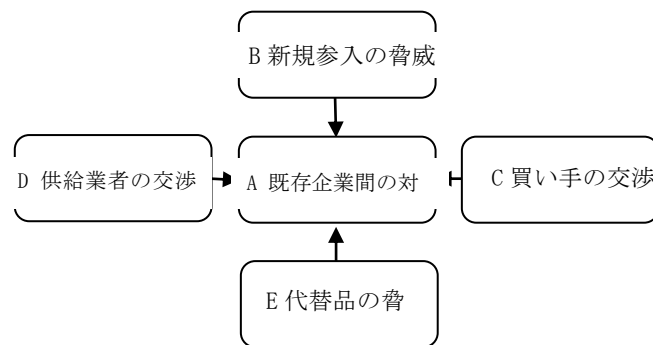
#### 4. 新研究における考察の視点

##### (1) マイケル・ポーターの 5 Forces

さてチャンネル・リーダー移動と社会環境要因の関係を明らかにするためには、無数にある社会環境要因をスクリーニングする必要が生まれる。そのためには科学性・代表性を有する社会環境要因を選別しなければならない。それと同時に、その変数の入手可能性、容易性も満たされなければならない。そこで今回は、マイケル・ポーターの 5 Forces を社会環境要因の変数として研究を進めた。

簡単にマイケル・ポーターの 5 Forces について説明すると、5 フォース分析 (ファイブフォース分析、5F 分析、ファイブ・フォース・モデル、5つの競争要因) とは、企業の外部環境分析を行うためのフレームワークで、ハーバード・ビジネススクールのマイケル・ポーターが考案した。

図表-2 5つの競争要因



出所: Porter, Michael E. [1980]

図表-2のとおりポーターは、企業の競争要因は5つに分類できると考え、この競争要因の条件によって企業の競争優位性は決まると主張した。それらの競争要因を分析し、自社にとってプラスに働く要因とマイナスに働く要因とを抽出し、それに対処する打ち手を講じることで競争優位性を築くことが可能であると考えた。

チャンネル・リーダーの定義は、「商品流通における主導権を握る企業であり、取引価格や取引数量などの取引条件の発言力を強く持つ企業で流通経路を統制する役割を持つもの」である。であれば、チャンネル・リーダーはチャンネルを構成する企業の中で、最も競争優位性を有する企業であると考えられよう。その意味から 5 Forces は社会環境要因の変数として妥当性を得ると判断した。



(2) 考察ロジック

この5フォース分析を利用して、製配販三層上におけるチャンネル・リーダーが明確な業界を選び、さらにチャンネル・リーダー移動と社会環境要因の関係を示す代表性の高いサンプルを抽出して、5フォース要因の数値化を試みた。

① 既存企業間の対抗度・敵対関係の強さを規定する要因

ハーフィンダール指数<sup>vi</sup>を用いて、競争業者の多さや規模とパワーの力関係を数値化する。

② 新規参入の脅威

業界研究によって参入障壁の強さ、例えば新規参入者が規模に関係なくコスト面で不利、経験効果を有する古株企業、特許取得、先行者優位・先発優位、大規模な運転資金が必要、流通チャンネルへのアクセスが困難などを主観的尺度によって数値化する。

③ 買い手の交渉力

業界研究によって、買い手のパワーを高める要因、例えば買い手グループの集中度が高い、製品が標準化されている、モジュラー・システム、インテグラル・システム、買い手が後方統合するという脅威、買い手が最終消費者の購入をコントロールできる、などを主観的尺度によって数値化する。

④ 供給業者の交渉力

業界研究によって、供給業者のパワーを高める要因、例えば供給業者グループの集中度が高い、製品が標準化されている、モジュラー・システム、インテグラル・システム、供給業者が前方統合するという脅威、供給業者が最終消費者の購入をコントロールできる、などを主観的尺度によって数値化する。

⑤ 代替品の脅威

業界研究によって、コスト・パフォーマンス比が急速に向上しているような代替品の有無、代替品の業界が高い利益をあげている、破壊的技術、などを主観的尺度によって数値化する。

(3) ハーフィンダール指数による

さて前述のとおり、5フォース要因の数値化を客観的に捉えることが、現時点では困難であることが判明した。そこで今回は、業界別にチャンネル・リーダー移動の業界の選出に当たっては、チャンネル・リーダーが明確に判別できる業界を選び、さらにハーフィンダール指数を算出出来るような代表性の高い以下4業界

に注目した。

5. サンプルとして選択した業界と社会環境要因

本研究では、自動車業界、食品業界（総合）、スポーツ用品業界、アパレル業界の4業界をサンプルとして抽出した。製造業、卸売業、小売業の各チャンネル主体の中で、比較的チャンネル・リーダーを特定しやすく、各種データも入手しやすいことが理由である。以下、各業界の社会環境要因を数値化する。

(1) 自動車業界<sup>vii</sup>

① 基本情報

自動車業界では、業界動向サーチコムの基本情報（平成25-26年版）をもとに数値化を試みた（以下同様）。業界規模は60兆3,720億円、経常利益計が4兆9,383億円、売上高純利益率が+5.7%、過去5年の伸び率が+4.8%、総資産額が84兆2,955億円、労働者数が206,811人、平均年齢が39.9歳、平均勤続年数が17.5年、平均年収が688万円（平成25年7月-平成26年6月決算）とする基本情報である。

② 既存企業間の対抗度・敵対関係の強さを規定する要因

自動車業界ハーフィンダール指数は、以下を根拠とする。

図表-3 自動車業界ハーフィンダール指数

		売上高(億円)	マーケットシェア	(マーケットシェア) <sup>2</sup>
1	トヨタ自動車	256919	0.435559862	0.181101196
2	日産自動車	104825	0.173631816	0.030148008
3	ホンダ(四輪事業)	91763	0.151995958	0.023102771
4	マツダ	26922	0.04459352	0.001988582
5	スズキ(四輪車事業)	26156	0.04332472	0.001877031
6	富士重工業(自動車事業)	22466	0.037212615	0.001384779

7	三菱自動車工業	20934	0. 034675015	0. 001202357
8	ダイハツ工業	19132	0. 031690188	0. 001004268
9	いすゞ自動車	17608	0. 029165838	0. 000850646
10	日野自動車	16995	0. 028150467	0. 000792449
			ハーフィン ダール指数	0. 243452087

出所：業界動向データコムの数値を加工

### ③チャンネル・リーダーの位置

自動車業界は典型的な製造業主導の流通チャンネルを構築している。

## (2) 食品業界（総合）<sup>viii)</sup>

### ①基本情報

食品業界（総合）は、業界動向サーチコムの基本情報（平成25-26年版）によると、業界規模が18兆0,388億円、経常利益計が1兆3,062億円、売上高純利益率が+4.2%、過去5年の伸び率が+2.6%、総資産額が17兆8,259億円、労働者数が101,665人、平均年齢が40.3歳、平均勤続年数が14.6年、平均年収が569万円（平成25年7月-平成26年6月決算）という基本情報であった。

### ②既存企業間の対抗度・敵対関係の強さを規定する要因

食品業界（総合）ハーフィンダール指数は、以下を根拠とする。

図表-4 食品業界（総合）ハーフィンダール指数

		売上高（億円）	マーケットシェア	（マーケットシェア）二乗
1	明治ホールディングス	11480	0. 063640597	0. 004050126
2	日本ハム	11220	0. 062199259	0. 003868748
3	味の素	9,913	0. 054953766	0. 003019916
4	山崎製パン	9,682	0. 053673193	0. 002880812

5	マルハニチロホールディングス	8,517	0. 047214892	0. 002229246
6	日本水産	6,042	0. 033494467	0. 001121879
7	森永乳業	5,992	0. 033217287	0. 001103388
8	雪印メグミルク	5,449	0. 030207109	0. 000912469
9	キューピー	5,305	0. 02940883	0. 000864879
10	ニチレイ	5,111	0. 02833337	0. 00080278
			ハーフィン ダール 指数	0. 028264317

出所：業界動向データコムの数値を加工。なお業界企業数を84社として計算したが、上位10社未満は掲載から外す

### ③チャンネル・リーダーの位置

食品業界（総合）は典型的な小売業主導の流通チャンネルを構築している。

## (3) スポーツ用品業界<sup>ix)</sup>

### ①基本情報

スポーツ用品業界は、業界動向サーチコムの基本情報（平成25-26年版）によると、業界規模が9,218億円、経常利益計が989億円、売上高純利益率が+5.8%、過去5年の伸び率が+3.9%、総資産額が1兆1,214億円、労働者数が8,685人、平均年齢が40.6歳、平均勤続年数が15.0年、平均年収が585万円（平成25年7月-平成26年6月決算）という基本情報であった。

### ②既存企業間の対抗度・敵対関係の強さを規定する要因

スポーツ用品業界ハーフィンダール指数は、以下を根拠とする。

図表-5 スポーツ用品業界ハーフィンダール指数

		売上高（億円）	マーケットシェア	（マーケットシェア）二乗
1	アシックス	3,294	0. 357344326	0. 127694968

2	ミズノ	1,832	0. 198741593	0. 039498221
3	デサント	1,099	0. 119223259	0. 014214185
4	グローブ ライド	673	0. 07300933	0. 005330362
5	ダンロップ スポーツ	665	0. 072141462	0. 005204391
6	ゴールド ウイン	548	0. 059448904	0. 003534172
7	シマノ (釣具事 業)	533	0. 057821653	0. 003343344
8	ヨネック ス	428	0. 046430896	0. 002155828
9	遠藤製作 所(ゴルフ 事業)	71	0. 007702322	5. 93258E-05
10	グラフィ イトデザ イン	45	0. 004881753	2. 38315E-05
			ハーフィン ダール指数	0. 20106583

出所：業界動向データコムの数値を加工。なお業界企業数を12社として計算したが、上位10社未満は掲載から外す

### ③チャンネル・リーダーの位置

スポーツ用品業界は、大手小売チェーン店が台頭しているものの、学校需要を中心に旧態依然とした流通システムである。よって製造業主導の流通チャンネルとした。

## (4) アパレル業界<sup>x)</sup>

### ①基本情報

アパレル業界は、業界動向サーチコムの基本情報(平成25-26年版)によると、業界規模が4兆7,867億円、経常利益計が3,475億円、売上高純利益率が+3.8%、過去5年の伸び率が+4.0%、総資産額が4兆1,156億円、労働者数が35,663人、平均年齢が38.9歳、平均勤続年数が12.3年、平均年収が507万円(平成25年7月-平成26年6月決算)という基本情報であった。

### ②既存企業間の対抗度・敵対関係の強さを規定する要因

アパレル業界ハーフィンダール指数は、以下を根拠とする。

図表-6 アパレル業界ハーフィンダール指数

		売上高(億 円)	マーケット シェア	(マーケット トシェア) 二乗
1	ファースト リテイリン グ	11430	0. 238786638	0. 057019058
2	しまむら	5,018	0. 104832139	0. 010989777
3	ワールド	3,173	0. 066287839	0. 004394078
4	オンワード ホールディ ングス	2,790	0. 058286502	0. 003397316
5	青山商事	2,221	0. 046399398	0. 002152904
6	ワコールホ ールディン グス	1,937	0. 040466292	0. 001637521
7	TSI ホール ディングス	1,819	0. 038001128	0. 001444086
8	AOKIホ ールディン グス	1,794	0. 037478848	0. 001404664
9	アダストリ アホールデ ィングス	1,532	0. 032005348	0. 001024342
10	グンゼ	1,424	0. 029749096	0. 000885009
			ハーフィン ダール指数	0. 08864177

出所：業界動向データコムの数値を加工。なお業界企業数を54社として計算したが、上位10社未満は掲載から外す

### ③チャンネル・リーダーの位置

アパレル業界は現在、卸売業主導、製造業主導、小売業主導がそれぞれ独自の流通システムを築いているが、最も物量を有しているのが大手小売チェーン店であるため小売業主導の流通チャンネルとした。

## 6. チャネル・リーダーと5フォースの相関分析と結果

上記各業界のチャネル・リーダーを目的変数として、5フォースの数値を説明変数として、相関分析を試みた。

図表-7 目的変数と説明変数

no.	業界	目的変数	説明変数
		①卸売業主導 ⇒②製造業主導 ⇒③小売業主導 ⇒④消費者主導	ハーフィンダール指数(既存企業間の対抗度)
1	自動車業界	2	0.24345
2	食品業界(総合)	3	0.02826
3	スポーツ用品業界	2	0.20106
4	アパレル業界	3	0.08864

図表-8 相関係数

	ハーフィンダール指数 (既存企業間の対抗度)
①卸売業主導⇒②製造業主導⇒③小売業主導⇒④消費者主導	-0.9528
母相関係数の無相関の検定	5%有意

目的変数と説明変数の相関分析を試みた結果、「製造業主導又は小売業主導といったチャネル・リーダー移動」と「既存企業間の対抗度や敵対関係の強さを規定する要因となるハーフィンダール指数」との相関は、-0.95という非常に強い負の相関(検定は5%水準で有意)が認められた。今回の研究を通じて、チャネル・リーダー移動とハーフィンダール指数が有意水準を得て相関を持つことが明らかとなった。

本研究によってえられた結論は「製造業主導から小売業主導へのチャネル・リーダー移動が引き起こされ

る場合、その移動に影響を与える社会環境要因は、業界内の競争業者の数が多くなる場合、または業界内の競争業者の企業間格差が小さく、規模とパワーが同程度になる場合である」という仮説を得ることができた。

## 7. おわりに

チャネル・リーダー移動に影響を与える環境要因をハーフィンダール指数に求め、4つの業界データを用いて分析を試みた。今後の研究課題として、以下の点を挙げる。

- ① チャネル・リーダー移動の先行研究は、事例研究が中心である。本研究はそこに統計解析指標を用いたマクロ研究へ発展させたことに意義を持っている。
- ② チャネル・リーダー移動をPB比率で表すことは妥当か再検討が必要である。チャネル・リーダーの定義を「チャネル構成事業者への影響力」と考えれば、PBはその一つの側面である。
- ③ 因果関係を想定するなら重回帰分析を用いるほうが適切である。またチャネル・リーダー移動を表す変数を名義尺度とした場合は、相関分析より判別分析を利用したほうが適切である。
- ④ 4業界(自動車、加工食品、スポーツ用品、アパレル)に限定することなく、幅広い業界を研究することが必要であろう。
- ⑤ データ量が少なく、信頼性に課題がある。この場合、サンプルサイズの影響を除外し、検定にかけた群に差があるかどうかを検証する効果量を観察することで対応したい。
- ⑥ ミクロからマクロを説明することに限界がある。今後は上記の研究課題への対応を中心として、チャネル・リーダー移動への社会環境要因の関係性分析を、PB比率と国別環境要因からみたマクロ研究、及び国内の業界別PB比率と業界別環境要因からみたミクロ研究に分けて進める予定である。

[注]

i) 三村優美子「マーケティングの基軸移動とマーケティング・チャネル研究の再検討-マーケティング・チャネルの二面性の観点から-」, 青山経営論集, 2004年, pp. 19-20を参考

ii) 高橋秀雄「マーケティング・チャネル研究の在り方について」『中小企業研究34号』千葉商科大学経済研究所, 2012年, pp. 3-5を参照

iii) Coughlan A. T., E. Anderson, L. W. Stern and A. I. El-Ansary, 2001. p. 3

iv) Sims, Foster and Woodside, 1977. p. 3.

v) Sims, Foster and Woodside, 1997. p. 3.

vi) ハーフィンダール・ハーシュマン指数とは、市場の集中度を測る

指標で、業界各社のシェア（市場占有率）を二乗した上で合計して求める。二人の発案者にちなんで名づけられたもので、英語の頭文字をとってHHI (Herfindahl-Hirschman Index) と略されます。この数値が大きいほど、また合併などによる数値の増加幅が大きいほど、市場の寡占が進んでいると判断される。

vii) 業界動向サーチコム, 「自動車業界」2016. 09. 16 アクセス, <http://gyokai-search.com/3-car.htm>

viii) 業界動向サーチコム, 「食品業界（総合）」2016. 09. 16 アクセス, <http://gyokai-search.com/3-syokuhin.htm>

ix) 業界動向サーチコム, 「スポーツ用品業界」2016. 09. 16 アクセス, <http://gyokai-search.com/3-sport-maker.html>

x) 業界動向サーチコム, 「アパレル業界」2016. 09. 16 アクセス, <http://gyokai-search.com/3-apparel.htm>

#### 〈参考文献〉

1. Bowersox, D. J. and M. B. Cooper, Strategic Marketing Channel Management, McGraw-Hill. 1992.
2. Coughlan, A. T., E. Anderson, L. W. Stern and A. I. El-Ansary, Marketing Channels, 6th ed., Prentice Hall. 2001.
3. Debora Desroshers, Gregory Gundlach and Albert Goer., "Analysis of Antitrust Challenges to Category Captain Arrangements", Journal of Public Policy & Marketing, Vol. 22(2), 2003. pp. 201-215.
4. Gibbs, A. and A. Humphries, Strategic Alliances & Marketing Partnerships: Gaining Competitive Advantage through Collaboration and Partnering, Kogan Page. 2009.
5. Heide, J. B. & G. John, "The Role of Dependence Balancing in Safeguarding Transaction-Specific Assets in Conventional Channels," Journal of Marketing, Vol. 52, No. 1, 1998. pp. 20-35.
6. M・E・ポーター著, 世界経済フォーラム編, 鈴木立哉・渡辺典子・上坂伸一訳『国の競争力』ファーストプレス, 2006年。
7. M・E・ポーター著, 竹内弘高訳『競戦略論Ⅰ』ダイヤモンド社, 2005年。
8. M・E・ポーター著, 竹内弘高訳『競戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社, 1999年。
9. M・E・ポーター著, 土岐坤・中辻萬治・服部照雄訳『競争の戦略』ダイヤモンド社, 2006年。
10. M・E・ポーター著, 土岐坤・中辻萬治・服部照雄訳『競争優位の戦略』ダイヤモンド社, 2002年。
11. 石井竜馬「日本企業のグローバル化とトランスナショナル戦略」『NUCB journal of economics and information science』名古屋商科大学, 2014年。
12. 石原武政・石井淳蔵編『製販統合』日本経済新聞社, 1996年。
13. 石原武政・矢作敏行編『日本の流通100年』有斐閣, 2004年
14. 今泉文男・上原征彦・菊池宏之『中間流通のダイナミクス』創風社, 2010年。
15. 上原征彦「“流通革命論”と第二次流通再編成」『季刊マーケティングジャーナル』Vol. 51, 1993年。
16. 上原征彦「製販同盟と流通機構の変化」『明治学院論叢 59号』, 1997年。
17. 浦上拓也「加工食品業界のチャネル再編と取引制度の改革」崔相鐵石井淳蔵『流通チャネルの再編』中央経済社, 2009年。
18. 菊池宏之「中間流通機能としてのサードパーティ・マーチャンダイジングの現状と課題」『流通情報 402号』財団法人流通経済研究所, 2003年。
19. 菊池宏之「主体間関係の変動と菓子卸売業の販売戦略」『目白大学経営学研究 5号』, 2007年。
20. 菊池宏之「小売業主導型流通システムへの転換と中間流通」『季刊マーケティングジャーナル』Vol. 121, 2011年。
21. 菊池宏之「延期型流通システム転換と中間流通機能～小売業主導の流通システムへの転換と企業間関係～」『経営論集』79号, 2012年
22. 佐藤善信「有力メーカーとパワーリタイアラーの戦略的駆け引き」『製販統合』日本経済新聞社, 1996年。
23. ジェイ・B・バーニー著, 『企業戦略論』上・中・下, ダイアモンド社, 2013年。
24. 高橋秀雄『マーケティング・チャネル研究のフロンティア』同文館出版, 2006年。
25. 高橋秀雄「マーケティング・チャネル研究の在り方について」『中小企業研究 34号』千葉商科大学経済研究所, 2012年。
26. 田村正紀『日本型流通システム』千倉書房, 1990年。
27. 田村正紀『マーケティング力』千倉書房, 1996年。
28. 田村正紀『流通原理』千倉書房, 2001年。
29. 沼上幹『わかりやすいマーケティング戦略』有斐閣アルマ, 2015年。
30. 三村優美子「卸売構造変化と流通再編の進展」『青山経営論集』第31巻第4号, 1997年。
31. 三村優美子「マーケティングの基軸移動とマーケティング・チャネル研究の再検討-マーケティング・チャネルの二面性の観点から-」青山経営論集, 2004年。
32. 結城祥「マーケティング・チャネル研究における協調関係論の再検討」『政策科学 第19巻3号』立命館大学政策科学会, 2012年。
33. 横井のり枝「小売業国際化推進と所有特殊的優位性の関係分析-プライベートブランド商品を対象として-」一橋大学経済研究科, 2011年。
34. 渡辺達郎「流通チャネルと垂直的協働関係」『新潟大学商学論集 第27号』, 1995年。

## 2017 年度 研究活動報告

### 福祉心理学科

教授 徳山美知代

#### 単行本

- 共著 「第3章 児童養護施設におけるプレイグループアプローチ」日本集団精神療法学会編集委員会監修、藤信子・西村馨・桶掛忠彦編『集団精神療法の実践事例 30』pp.110-122, 創元社, 2017年3月
- 共著 「第8章 社会的養護における関係支援」北川恵・工藤晋平編『アタッチメントに基づく評価と支援』pp.159-171, 誠信書房, 2017年11月

准教授 岩本 勇

#### その他

- 単独 パネルディスカッション・パネラー『新グローバル化における社会と企業』日本産業経済学会 第14回全国大会(立教大学16号館三階), 2017年5月
- 単著 国際学会口頭発表「チャンネル・リーダー移動と社会環境要因の関係に関する研究ーハーフィンダー指数との相関分析ー」第1回台湾国際学会 研究発表C (主催:日本産業経済学会/社会事業経営管理研究中心)(台湾台中 逢甲大学), 2017年9月
- 単独 委託研究事業『平成28年度焼津市まちなか研修会(コミュニティビジネス講習会)』焼津市委託事業, 2016年8月~2017年3月
- 共同(研究代表) 委託研究事業『平成29年度しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業』「有効な空き家対策や地域資源を活用した地域課題解決事業研究」静岡市委託事業, 2017年8月~2018年2月(終了予定)
- 共同(研究代表) 委託研究事業『平成29年度 大学連携による地域課題解決モデル事業』「コミュニティビジネス及び生活環境整備事業設計」焼津市委託事業, 2017年8月~2018年3月(終了予定)
- 共同(研究代表) 委託研究事業『平成29年度焼津市まちなか研修会(コミュニティビジネス研究会)』焼津市委託事業, 2017年8月~2018年3月(終了予定)

准教授 草野 智 洋

単行本

- 共著 「第Ⅱ部 第3章 支援のゴールと生き方志向への関わり 「働く意味」を超えた「生きる意味」の追求」日本臨床心理士会監修、江口昌克編『ひきこもりの心理支援 心理職のための支援・介入ガイドライン』pp.130-137, 金剛出版, 2017年11月

助教 小川 翔 大

論文

- 共著 「神戸学院大学人文学部人間心理学科における教育の現状と課題 (11) : 2016年度学生アンケートの結果報告」『人文学部紀要』37号, pp.75-89, 2017年3月
- 単著 「幼稚園・保育所における虫飼育活動を通じた幼児への働きかけに関する文献研究」『人間文化』41号, pp.1-10, 2017年6月

その他 (学会発表)

- 共著 「大学生の心理的適応に関する縦断的研究 (2) : 交差遅延モデルによるスクリーニングテスト尺度間の相互関係の検討」『日本発達心理学会第28回大会発表論文集』p.145, 2017年3月
- 共著 「大学生の精神的健康に関する自己認識と教員評価の差異 : 大学生の心理的適応に関するスクリーニングテストの実態 (5)」『日本心理学会第81回大会発表論文集』p.371, 2017年9月

その他 (活動報告)

- 共著 「『神戸学院大学人文学部人間心理学科・心理学マニュアル』の改訂と活用」『教育開発センタージャーナル』8号, pp.73-79, 2017年3月

その他 (研究会)

- 単独 「友達を慰めることは良いことなのか? : 中学生・高校生・大学生への面接および質問紙調査からの検討」第440回関西社会心理学研究会 (KSP), 2017年1月

## 医療福祉学科

教授 岡澤裕子

### 論文

- 共著 “Real-time supernova neutrino burst monitor at Super-Kamiokande”, *Astroparticle Physics*, 81, pp.39-48, 2016
- “First measurement of radioactive isotope production through cosmic-ray muon spallation in Super-Kamiokande IV”, *PHYSICAL REVIEW D*, 93, pp. 012004-1 - 012004-12, 2016

教授 長坂和則

### 単行本

- 単著 『精神保健福祉士国家試験専門科目キーワード』へるす出版, 2017年7月

### その他(教科書)

- 共著 「キーワード集」『精神疾患とその治療 [第2版]』 pp.215-231, 弘文堂, 2017年3月
- 共著 「キーワード集」『精神保健福祉相談援助の基盤(専門) [第2版]』 pp.172-176, 弘文堂, 2017年3月

講師 鈴木政史

### 単行本

- 監修・共著 『クエスチョン・バンク ケアマネ 2017 ケアマネジャー(介護支援専門員)試験問題解説 第10版』 pp.359-374, 494-5, メディックメディア, 2017年1月
- 共著 『クエスチョン・バンク 介護福祉士国家試験問題解説 2018』 pp. 15-7, 63, 67-8, メディックメディア, 2017年4月



## 健康福祉学科

教授 田 崎 裕 美

### 単行本

共著 「Ⅱ 食生活 第1章 食生活の機能と文化、第2章 栄養素の種類と消化・吸収・代謝、第3章 栄養素と食事摂取基準、第4章 食品の分類と選択、第5章 食の安全と食中毒、第6章 健康と食生活、第7章 献立作成、第8章 調理」中川英子編『新版 福祉のための家政学 ―自立した生活者を目指して― 』pp.59-98, 建帛社, 2017年4月

### その他

共著 「国際会議:家庭科教育の質の向上に向けて ―レッスン・スタディと地域連携を視点として― 基調講演 Marilyn Swierk サービスラーニング:家政学を強化し、推進する効果的な教育パラダイム」増田啓子・良知恵美子・田崎裕美翻訳・編集、家政教育のサービスラーニング研究会、2017年

教授 小 田 部 雄 次

### 単行本

単著 『肖像で見る歴代天皇 125代』角川新書, 2017年4月10日  
共著 『君は天皇をどうしたいのかね?』敬文舎, 2017年8月8日  
(明石元紹と共著、第1部を執筆)  
監修 『明治天皇』宝島社, 2017年7月27日

### 論文

単著 「孝明天皇の“儀式”と“祈り”」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第54号, pp21-38, 2017年11月

## 子ども学科

特任教授 橘 美知子

その他 (学会発表)

単独 「座標軸を活用する美術科教育法の試み 大人と子供の視点を往復する課題体験の紹介」第 23 回美術教育研究大会, 2017 年 11 月

講師 橘 田 重 男

その他 (学会発表)

共著 「諸感覚を通じた身近な環境知覚に関する一考察」『日本保育学会第 70 回大会発表要旨集』p.274, 2017 年 5 月

共著 「諸感覚を通じた野草の遊び体験 ー保育から生活科へー」『日本学校教育学会第 32 回大会要旨集』pp. 60-61, 2017 年 8 月

講師 上 野 永 子

単行本

共著 「第 5 章 面接法ー成人アタッチメント面接ー」北川恵・工藤晋平編『アタッチメントに基づく評価と支援』pp.102-116, 誠信書房, 2017 年 11 月

助教 山 下 紗 織

論文

単著 「「行きて帰りし物語」絵本の研究 (1) ー「円環型」のお話の分析ー」『お茶の水女子大学子ども学研究紀要』5 号, pp.17-26, 2017 年

## 2016年度 卒業研究一覧

### 【長坂和則ゼミ】

- 石川 詩織 災害時におけるボランティアの役割 –アディクション問題も視野にいれて–  
水島 悠 精神障がい者に対する差別と偏見に関する一考察  
–主として偏見の原点となるものとは–

### 【草野智洋ゼミ】

- 朝比奈佑亮 若者の死生観と死のイメージ  
望月 麻未 依存症の回復のプロセスについて –自助グループと家族支援を中心に–  
八木美詠子 犯罪の発生 –大学生による原因帰属に関する調査を通じて–

### 【張昌鎬ゼミ】

- 川嶋 莉歩 ひとり親家庭に対する制度の流れと支援  
鈴木 那菜 日本における障害者の自立支援の現状と対策に関する研究  
高塚 彩 日本におけるいじめの現状と課題  
平塚 梨帆 女性の社会進出の現状と課題に関する研究  
増田 早紀 家族介護の現状と課題  
四ッ田真弓 日本における認知症対策の現状と課題

### 【渡辺央ゼミ】

- 飯塚 彩夏 福祉避難所の現状と課題  
内海 麻結 災害時ボランティアに関する研究  
–静岡県内市社会福祉協議会へのアンケートを通して–  
桶澤 佑花 カラーユニバーサルデザイン –色使い・デザインによる配慮–  
佐久間由実 高次脳機能障害者の家族をとりまく困難さについて  
–家族に対するインタビュー調査より–  
塚本 彩乃 日本における非正規雇用の現状と課題 –女性の生活困難に焦点を当てて–  
西川実乃里 「介護タクシー」に関する研究  
–静岡県中部にあるタクシー会社へのアンケートを通して–  
松本 茜音 高齢者に対する音楽療法の効果  
村松 征頼 高齢者の情報取得の現状について

### 【鈴木政史ゼミ】

- 大滝 朋未 テーマパークにおける重度身体障害者のアトラクション利用制限に関する研究

【新井恵子ゼミ】

- 北野 実咲 食と良質な睡眠との関連性について  
 ーアルツハイマー型認知症高齢者に対する睡眠の質の向上に向けた食の工夫ー
- 久保田梓裳 認知症高齢者への療法的手法を用いたかかわりに関する研究  
 ーアロマとフットトリートメントによる言動・行動の変化ー
- 満井 真美 安心して生活できる街づくりの実現に向けての一考察 ー福祉避難所の現状と課題ー

【上野永子ゼミ】

- 青島 輝 離婚によるひとり親家庭の子どもへの影響について
- 上柳 光 非行少年に対する支援の在り方について
- 佐野 彩奈 児童養護施設における子ども間暴力の実態
- 佐野 美咲 ”関係性” からみた児童虐待について
- 藤波 里奈 里親制度における日本と諸外国の現状と課題

【山下紗織ゼミ】

- 大場 彩瑛 「ノンタンシリーズ」絵本に関する研究
- 栗田 一成 「バムとケロ」シリーズ絵本の研究

【清水将一ゼミ】

- 岡崎 貴志 知的障がいを理解するには
- 小林 千恵 地域における高齢者・子育て家庭の総合的な支援について  
 ー富士市において「共に支え合う関係」をつくるためにー
- 南條 誠 「福祉のきっかけ」に関する研究

静岡福祉大学紀要 第 14 号

SHIZUOKA UNIVERSITY OF WELFARE

---

発行：平成 30 年 2 月 20 日

編集：静岡福祉大学紀要・図書館委員会

発行者：静岡福祉大学

〒425-8611 静岡県焼津市本中根 549-1

TEL 054-623-7000

FAX 054-623-7453

印刷：株式会社やまもと印刷工業

〒425-0077 静岡県焼津市五ヶ堀之内 1517

TEL 054-629-1228

FAX 054-628-1146

---

CONTENTS

---

A study of Fujimori's Taasobi as ritual music and dance performed in association with rice planting	Michiyo TOKUYAMA	1
Making of Three-Dimensional Finite Element Method Program for 3D Printers	Hiroshi IWAI	9
A Study on the Meaning of Planning Consultation Support and Consistency of Planning Consultation Support Business	Yoshiyuki TOBITA	15
Make Use Of 「 Wild Grass」 In Field 「Environment」	Shigeo KITTA	23
A Study on Regional Development of School Social Work	Hidemasa WATANABE	29
A study of concept common to all clinical fields : Based on Takashi Ota's views on education	Chisato ODA	35
Report on elderly welfare seminar in Cambodia : Focusing on the health of elderly people and the necessity of care professionals	Shoko HONDA	41
Prospects of " Symbiosis Type Service" that Appear from Pioneer Practices	Toshie KINOSHITA, Chika WATANABE	47
A study of materials of the creative plastic arts for the childcare givers : The case study of TANGRAM	Tomomi YAGI	57
Singing in Early Childhood	Nozomi MATUSHITA	61
Autism Spectrum Disorder and Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : From the View Point of Attachment	Noriko UENO	67
Piano Lessons in the Child Education Department : An Analyst of Vocabulary at Shizuoka University of Welfare	Makiko MARUO, Chisa TASHIRO	73
Suggestions for the elementary education from linguistic study For vocabulary teaching materials	Shigeru KUSHIMA	77
Sagamihara stabbings : What did editorials report ?	Akihiro WATANABE	87
Research on Service Learning for Home Economics Education Contributing to Society (Part 1) :A consideration for introducing Service Learning Program to Higher Education	Hiromi TAZAKI, Keiko MASUDA	97
A Practical Study on Training of "Sing play" : From the nursery·kindergarten teacher training experience	Eri URUSHIBATA	105
A Study on Channel leaders movement and Social factors : Correlative analysis with Herfindahl-Hirschman index	Isamu IWAMOTO	109

---